

Title	ビスマルク以後 : ドイツ世界政策への前奏
Author(s)	岡部, 健彦
Citation	大阪大学文学部紀要. 1972, 17, p. 1-230
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11008
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ビスマルク以後

—— ドイツ世界政策への前奏 ——

岡 部 健 彦

目 次

緒 論	ビスマルクの遺産	1
	(I) 第1次世界大戦原因論と「新航路」	1
	(II) ビスマルク体制の性格	7
第一部	「新航路」とビスマルク体制	13
第一章	露独再保障条約の不更新	15
	I 問題の所在	15
	II ビスマルクの隠退と更新の問題	16
	III 「新航路」政府の不更新決定	19
	IV „etwas Schriftliches“	25
	V ロシアの „Fixierung“	37
	VI 不更新理由の検討	42
	VII 再保障条約の不更新と「潜在的覇権」の問題	51
第二章	ヘルゴラント=ザンジバル協定	64
	I 英独植民地交渉の問題点	64
	II 英独植民地交渉とヘルゴラント問題	66
	III 英独同盟交渉とヘルゴラント問題	69
	IV 「新航路」のヘルゴラント交換政策	74
	V 「新航路」の対英関係	79
第三章	三国同盟条約の更新	87
	I 「新航路」政府の三国同盟に対する評価	87
	II ビスマルク期における三国同盟	89
	III 第3次三国同盟条約の構成	95
	IV 三国同盟条約更新の経過	98
	V 第3次三国同盟とドイツの地位	116
第二部	「新航路」をめぐる列強関係の変動	125
第四章	露仏二国同盟の成立	127
	I ロシアの孤立感	127
	II 露仏「政治協定」の成立	132
	III 露仏軍事協定の締結	138

IV	批准の問題	143
V	露仏同盟とドイツの反応	150
第五章	英独関係の変遷	159
I	三国同盟, 地中海協定とイギリス	159
II	シャム紛争と三国同盟	167
III	東方問題と英独関係	177
第六章	ドイツの政策転換の問題	190
I	露独通商協定の締結	190
II	植民地問題をめぐる英独間の不和	196
III	三国干渉にいたるドイツ外交政策	205
回顧と展望		221
(I)	「新航路」外交政策の性格	221
(II)	ヨーロッパ国家系と世界国家系	227
Zusammenfassung		229
図版	1. 帝国宰相カプリヴィの覚書	
	2. ハッツフェルト大使の報告文書の末尾に記入したカイザーの註	
	3. 帝国宰相ホーエンローエの覚書	

緒論 ビスマルクの遺産

本稿は、1890年3月からほぼ1895年春ころに至るドイツ帝国の外交政策を対象とした研究である。1890年3月という時点は、同月20日に、国民国家としてのドイツ帝国建設(1871)にもっとも功績のたかかったビスマルク Otto von Bismarck (1815—98) が帝国宰相 *der Reichskanzler* を辞職した時にあたる¹⁾。また1895年春ころというのは、ドイツがフランス、ロシアと共に、日清戦争に勝利を博した日本に対して、その下関講和条約に異議をとなえ、いわゆる「三国干渉」(極東三国同盟ともいう)が発生してくる時点にあたる。

この約5年間にわたるドイツの政治に対しては、すでに早くから「新航路」 *der Neue Kurs* の開始というよびならわしが一般に行われているが²⁾、これをドイツの外交と国際政治の視角から、ひとつのまとまった一貫性のある「時期」として把握することが、歴史的に適切であるかどうかということは、本稿がおのずから明らかにするであろう。しかし論究の視点そのものに関しては、本研究の論述に対する全般的な前提となるので、あらかじめ若干の検討を加えておく必要がある。

(I) 第1次世界大戦原因論と「新航路」

そもそも1870/71年の独仏戦争から1914年の第1次世界大戦勃発にいたる国際政治の発展についての研究は、まずはじめに大戦の「戦争責任論」 *die Kriegsschuldfrage* として、現実政治につよく結びつきながら発生し、やがて大戦原因の探究として、歴史的・政治学

1) 1871年に成立したドイツ帝国では立憲君主制が採用されたけれども、政府組織は内閣制をとらず、帝国宰相はその下僚として *Staatssekretär* (國務卿) を任免することができた。また議会政治制度を採用しなかったから、宰相はもっぱら皇帝に対してのみ責任をもち、その地位は皇帝の信任にのみとづいていた。したがって帝国宰相の個性がドイツの内政、外交に直接反映する傾向は、内閣制や議会制の場合よりも強かったのであり、宰相の更迭はドイツの政策の変化に大きく影響したのである(ドイツ帝国憲法、第三章 連邦参議院第6条—第10条、および第四章 連邦首長第11条—第19条、とくに第15条および第17条参照)。

2) 「新航路」という言葉は、本来はドイツの内政に関して語られたものであるという。即ち、特に1890年2月の勅令を通じて皇帝が社会保障政策の拡充をはかろうとしたのに対して、輿論が政策の転換を期待したことに関わっている。Vgl. Born, Karl E., *Deutschland als Kaiserreich* (1871—1918), in: *Handbuch der europäischen Geschichte*, hg. von Theodor Schieder, Bd. 6, Stuttgart 1968, S. 220.

しかし今日では、1890年から生じてくるドイツ外交政策のビスマルク体制からの転換に関して、「新航路」という表現がより多く使われ、一般化している。

的に発達してきた。参戦各国の政府が宣戦と同時に開戦理由を公表し、この戦争が相手国側から強制された已むを得ぬ自衛のための、また国家的威信を保つための正義の戦争であることを立証して、国民の愛国的感情に訴え、国民的支持を得るために、開戦外交に関する自国に有利な資料（いわゆる「白書」類）を公開することは常套のことである。第1次大戦の際にも、各国は開戦と同時にいち早く「白書」類を公表し、自国の立場を正当化し、相手国側に戦争勃発の責任を負わせようと努めた³⁾。これが第1次大戦に関する戦争責任論の発端となるが、しかしそれが、開戦時に附随して生ずる常のものに止まらなかったことに重大な意義がある。

1870年から40年余の間、ヨーロッパ列強の間には、稀有なほど長期にわたって平和が続いたのであるが、その後生じてきた第1次大戦は、40年前の独仏戦争とは全く様相のちがった大戦争となった。戦争は二つの強国間に限定されずに、ヨーロッパの全面戦争となり、さらにはヨーロッパ的規模をこえて世界の諸国にまで拡大した。しかも戦争の勝敗の帰趨は、戦場における軍事的決戦によっては決定されず、むしろその背後にある各国の国民的諸力を物質的にも精神的にも戦争にむけて長期にわたり結集し、再編成することに賭けられるようになっていたのである。

このように国力のすべてを動員し投入する未曾有の総力戦を体験したことは、戦勝国と敗戦国とを問わず、すべての参戦国の国家的存立そのものの基盤に深甚な傷痕をのこし、それが戦後処理にあたった政治家達に決定的な作用をおよぼすことになった。1919年のパリ講和会議では、敗戦同盟国側に対して、講和交渉の席に臨んで自己の立場を弁明する機会が完全に封じられるという、前例を見ない外交的措置がとられた。そればかりではなく、合衆国大統領ウィルソン Th. Woodrow Wilson (1856—1924) のように、国際的同意にもとづく平和

3) これら各国が開戦時に公表した文書集は、それぞれの冊子に附した表紙の色によって、いわゆる色文書 *colour Books, die Farbebücher* といわれる。その主なものと、それぞれが収めている文書数をあげれば次の通り。

ドイツ	白書	Weißbuch	27通	1914年8月3日公表
イギリス	青書	Blue Book	159通	1914. 8. 6
ロシア	橙書	Orange Book	79通	1914. 8. 7
フランス	黄書	Livre Jaune	160通	1914.12. 1
ベルギー	灰書	Grey Book	79通	1914.10
セルビア	青書	Blue Book	52通	1914.11.11
オーストリア	紅書	Rotbuch	69通	1915年2月3日

なお、これらの色文書を編纂したものに次の冊子がある。

Collected Diplomatic Correspondence relating to the Outbreak of the European War, London 1915.

Scott, G. B., Diplomatic Documents relating to the Outbreak of the European War, New York 1916.

また、原勝郎「世界大戦史」（同文館、大正14年）はこれらの色文書と戦時中の London Times 紙等を史料として書かれたすぐれた研究である。

秩序を建設するために、国際的機関を設立することが提唱された。こうした事柄が、国際仲裁裁定の観念を越えて、近代国家のもっとも根本的な存立要因である国家主権の絶対性を制限することにつらなるものであることは、しばしば指摘されているところである。

しかし、他方においては、フランス首相クレマンソー Georges Clémenceau (1841—1929) に代表されていたように、国家利害の政策という伝統的な原理を貫徹しようとする主張も頑強に固執されたのである⁴⁾。

平和再建に対するこの相反する二原理を同時に具体化したもっともよい例が、ドイツに対して要求されたヴェルサイユ条約 (1919) に他ならなかった。そこには、国際的協調の原理に立脚する平和機構としての国際連盟規約⁵⁾ とならんで、同盟国側の中樞の勢力であったドイツに対して厳しい軍備制限と領土削減が課せられ、さらに当時「天文学的数字」といわれた莫大な賠償金 (1320億マルク) の支払が強制的に義務づけられていたのである。

この懲罰的性格を強くうちだした苛酷な賠償措置は、戦争責任の一切を同盟国側にのみ一方的に帰着させたパリ講和会議の態度から発していた (ヴェルサイユ条約, 第231条)。それ故、敗戦同盟国側としては、このような苛酷な義務負担に強い不満をいだくとともに、その根拠をなしていた戦争責任の一方的な転嫁、すなわち大戦勃発の政治的・道義的不正はもっぱら同盟国側にあるとするパリ講和会議の判定に対して、激しく反撥したのであった⁶⁾。

こうして戦争責任の問題は、大戦終結のための講和という切実な現実政治に触発されて、戦争勃発当時に各国が開戦を正当化するために公表した外交「白書」類を超えて深く追及されることになるが、それが敗戦同盟国側、中でも特にドイツにおいて異常に高まったことは想像に難くないところであろう。開戦前の秘密外交や政策決定の様相が、外交公文書の公表や、ヴァイマル国民議会の調査委員会によって企てられた関係者の聴問を通じて、明るみに出されるに至った。それに対し廃帝ヴィルヘルム 2 世 Wilhelm II. (1859—1941, 在位1888—1918) をはじめとして、ドイツ帝政末期に枢要な地位にあり、帝国の政策に関与した多くの政治家、外交官、軍人達が日記や回想録、手記、書翰の類を続々と発表して、戦争責任や戦前のドイツ外交政策に対する自己の立場を弁明するにいたった⁷⁾。

4) ウィルソン流の平和再建方式がパリ講和会議で貫徹し得なかったことは、大戦中イギリス、フランス、ロシアがボスフォラス・ダーダネルス海峡地域の勢力設定や、イタリアを連合国側にひき入れて戦争に参加させるために、トルコ分割について協定していたこと、あるいはイギリスが、同じく戦時中に、アラビア人の独立やパレスティナ政策を約束していたこと等が、講和会議の中に国家利害の主張を導入し容認しなければならなかったことにもとづいている点に注意すべきである。

5) 連盟規約においては、連盟への加入を各国の自由意志によるものとするなど、近代国家の主権に対する制限の思想が、ウィルソンの構想よりもはるかに後退していた。これもまた、平和再建に際して彼の原理を貫徹することが困難であったことを示すものに他ならない。

6) 戦争責任を一方的にドイツ側に転嫁し、苛酷な賠償金が課せられたことは、戦後のドイツ共和制の発展を著しく困難にしたばかりでなく、ドイツの国民意識を甚だしく硬化させ、それがナチスの抬頭に大きな影響をもったことは見逃せない。

このことは、サラエボ事件から宣戦布告にいたる、すなわち1914年6月末から8月初旬に至るいわゆる開戦外交を明らかにするばかりではなく、ひろく戦前におけるドイツの対外政策全般についての知識を豊富にし、従来巷間に伝えられていた諸説を全面的に改める程の作用を及ぼすことになった。ことに戦後のドイツ共和国（いわゆるヴァイマル共和制）政府が、1871年以降のドイツ外交公文書、すなわち帝国時代の全般にわたる外務省文書を、国家事業として全面的に公表する企画を実施したことは、甚だ画期的なことであった。その結果、たんにドイツだけではなく、ヨーロッパ諸国の19世紀末、20世紀初頭における対外政策を暴露する根本史料が一挙に公開されることになったため、他の諸国も戦前に関する外交公文書を公表して、その立場を明らかにせざるをえなくなった⁸⁾。

- 7) この種の回想録、日記、書翰集等はきわめて多数あるが、もっとも主要な人物と本研究に関係の深いものを若干あげておく。

Wilhelm II. Ereignisse und Gestalten aus den Jahren 1878—1918, Leipzig u. Berlin 1922.
Bismarck, Otto von, Gedanken und Erinnerungen, 3 Bde., Stuttgart 1898—1919. (第3巻は彼の遺志により長らく発表されず、ヴィルヘルム2世の退位後1919年ようやく公刊された)
Hohenlohe-Schillingsfürst, Chlodwig Fürst zu, Denkwürdigkeiten, 3 Bde., Stuttgart 1906—31.

Bülow, Bernhard von, Denkwürdigkeiten, 4 Bde., Berlin 1930—31.

Bethmann-Hollweg, Theobald von, Betrachtungen zum Weltkrieg, 2 Bde., Berlin 1919—21.
Jagow, Gottlieb von, Ursachen und Ausbruch des Weltkrieges, Berlin 1919.

Waldersee, Alfred von, Denkwürdigkeiten, hg. von H. O. Meisner, 3 Bde., Stuttgart 1922—23.

Tirpitz, Alfred von, Erinnerungen, Leipzig 1919.

- 8) 1918年11月ドイツに革命がおこって帝政が崩壊すると、革命臨時政府は、開戦時の「白書」が事実を隠蔽していることを追及するとともに、帝政に戦争責任があり、共和国政府はそれからまぬがれることをも内外に明らかにする意図をもって、開戦に関するドイツ外交文書の全面的公表のため、その編纂をカウツキー Karl Kautsky (1854—1938) に委嘱した。その結果公刊されたのが有名なカウツキー文書である。

Die deutschen Dokumente zum Kriegsausbruch, hg. von K. Kautsky, M. Montgelas u. W. Schücking, 4 Bde., Berlin 1919.

また、共和制の国民議会とそれにひきつづく共和国議会に、大戦原因に関する調査委員会が設けられ、関係者の証言などが集められ、公表された。

Zur Vorgeschichte des Weltkrieges, Beilage zu den stenographischen Berichten über die öffentlichen Verhandlungen des Untersuchungsausschusses (des deutschen Reichstages), 1er Unterausschuß, Berlin 1921.

しかし、もっとも画期的な外交公文書の公表は、1871年から1914年の開戦に至るまでのドイツ帝国時代の外務省文書が、共和国政府の事業として網羅的に編纂され、公刊されたことである。これが有名なドイツ外交文書集である。

Die Große Politik der Europäischen Kabinette 1871—1914, Sammlung der Diplomatischen Akten des Auswärtigen Amtes, im Auftrage des Auswärtigen Amtes hg. von J. Lepsius, A. Mendelssohn-Bartholdy u. Fr. Thimme, 40 Bde., Berlin 1922—27. (以下 Große Politik または GP と略記する)

この膨大なドイツ外交文書が公表されると、従来の通説の誤りや真実が続々と明らかになり、大戦前40年間の国際政治の発展に、連合諸国も大いに責任のあることが知られるようになった。そこで戦勝連合側もこれに刺激され、それぞれの立場を明らかにすべく、ドイツと同様に外交公文書を公刊するのである。

イギリス: British Documents on the Origins of the War 1898—1914, ed. by G. P. Gooch

かくて1920年代から30年代にかけて、膨大な史料にもとづく大戦前国際関係の全面的な研究が、各国において急速に発展し、その結果、外交史ないしは国際政治史が歴史学の中でも重要な一部門として、その地歩を占めるようになった。それとともに、実際の現実政治の要求から生じた戦争責任論は、開戦外交に関する論議からもっと視野の広い歴史学的・政治学的研究に進み、大戦原因の探究という、より学問的な方向へと発展したのである。

以上のような経過を辿って発達した大戦原因論に視点をおく戦前外交史の研究は、個々の問題についてはなお多くの論議があり、またニュアンスの違った主張はあるが、1930年代までの間にほぼ次のような成果を得たと見てよい⁹⁾。

& H. Temperley, 11 vols., London 1926—36.

フランス: Documents Diplomatiques Français 1871—1914, 41 vol., Paris 1929—59.

(以下 DDF と略記)

オーストリア: Österreich-Ungarns Außenpolitik von der bosnischen Krise 1908 bis zum Kriegsausbruch 1914, hg. von L. Bittner, H. Srbik, A. Pribram u. H. Übersberger, 9 Bde., Wien 1930—35.

ロシア: Die Internationalen Beziehungen im Zeitalter des Imperialismus, Dokumente aus den Archiven der zarischen und der provisorischen Regierung, hg. von der Kommission beim Zentralexekutivkomitee der Sowjetregierung unter dem Vorsitz von M. N. Pokrowski, 1930~ (deutsche Ausg., Berlin 1931~).

なお、発表の事情は異なるが、政府の外交文書を公表したものとして、次のものは重要である。

セルビア: Boghitschewitsch, M., Die auswärtige Politik Serbiens 1903—14, 3 Bde., Berlin 1928—31.

ベルギー: Die Belgischen Dokumente zur Vorgeschichte des Weltkrieges 1885—1914, Amtliche Aktenstücke zur Geschichte der europäischen Politik 1885—1914, hg. von B. Schwertfeger, 5 Bde. mit 2 Ergänzungsbänden, Berlin 1925.

これらの公刊公文書をはじめとして、各国の君主、政治家、外交官、軍人等の回想録、日記、書翰、記録の出版、要するに大戦前国際関係史の直接的史料を整理、解題し、あわせて研究文献についても解説したものとして、次の文献が有益である。

Gooch, G. P., Recent Revelations of European Diplomacy, London 1927, 41940.

- 9) 第1次大戦前の国際政治史を全体としてとらえた研究書は、第2次大戦前までにきわめて多数刊行されたが、その中でもとくに定評のあるものを若干挙げておく。

Brandenburg, E., Von Bismarck zum Weltkriege, Leipzig 1924.

Fay, S. B., The Origins of the World War, 2 vols., New York 1928.

Gooch, G. P., History of Modern Europe 1878—1919, London 1923.

Ditto, Before the War, Studies in Diplomacy, 2 vols., London 1936.

Langer, W. L., European Alliances and Alignments, NY. 1931.

Ditto, The Diplomacy of Imperialism, 2 vols., NY. 1935.

Oncken, H., Das deutsche Reich und die Vorgeschichte des Weltkrieges, 2 Bde., Leipzig 1933.

Renouvin, P., La crise européenne et la grande Guerre 1904—1918, Paris 1934.

Hauser, H., Histoire diplomatique de l'Europe de 1871 à 1914, Paris 1930.

序でに、第2次大戦中から戦後にかけてのめばしい通説書としては次のものがある。

Albertini, L., Le Origini della guerra del 1914, 3 vol., Milano 1943 (engl. tans.: The Origins of the War of 1914, 3 vols., Oxford 1953).

Histoire des relations internationales, Tome VI: Le XIX^e siècle, 2^e partie; De 1871 à 1914, l'apogée de l'Europe, par P. Renouvin, Paris 1955.

Taylor, A. J. P., The Struggle for Mastery in Europe 1848—1919, Oxford 1954.

Windelband, W., Die auswärtige Politik der Großmächte in der Neuzeit, Essen 1942.

1. ビスマルクの同盟政策によるヨーロッパの平和保障体制 (1871—1890) ——この時期には、ビスマルクによる三国同盟の結成をはじめとして、ドイツがヨーロッパ列強との間に秘密の同盟・協商網を構成し、フランスを国際的に孤立化させ、それによってヨーロッパの平和が維持された。
2. ヨーロッパ列強による世界政策の強力な展開 (1890—1904) ——ヨーロッパの諸強国が世界各地で植民地・勢力範囲の獲得を競争で推進し、それが世界各地におけるヨーロッパ列強の対立を激化させる。とくにドイツは、ビスマルクの隠退後、ヴィルヘルム2世の下で世界政策を強行したため、ビスマルク体制が崩壊し、列強の対立にいよいよ拍車をかけた。この列強対立の激化の中から、イギリスとドイツの世界政策的対抗が、中心問題として浮び上ってきた。
3. イギリスを中心とするドイツ包囲政策の推進 (1904—1914) ——ドイツの世界政策的挑戦に対抗するため、イギリスが「名誉ある孤立」*Splendid Isolation* 政策を放棄して、フランス、ロシアとの間にそれぞれ協商関係を結び（これを総称して普通には三国協商という）、ドイツを包囲する国際体制を形成した。こうして、三国協商とドイツを中心とする三国同盟との世界的対立が決定的となり、この形勢がそのまま第1次大戦の連合国側と同盟国側の中心的勢力をそれぞれ構成することになる。

以上のような理解が、大戦前国際関係の発展についての標準的な通説になっている。この通説をあまりにも図式的に把握することは、歴史的事実がかえって歪曲される弊害をまねくことになるが、その点についてはここでは立ち入らず、本稿の目標である1890—95年の時期に限って少しく考えてみたい。

先にも触れたように、この時期のドイツの政治は、「新航路」の出発といわれるが、それは通説によれば、第2期の前半にあたり、ドイツがビスマルクのヨーロッパ保障政策から膨脹的世界政策へと大きく政策転換をとげた時期として、歴史的に位置づけられることになる。後に述べるように、ビスマルクの辞任直後に、露独再保障条約の更新がドイツ政府によって拒絶され、それにひきつづいて露仏二国同盟が成立して、ビスマルク体制が崩壊するが、それはまさに「新航路」の世界政策への転換に由来すると見られるのである。そしてドイツのこの政策転換が、第2期ばかりではなく第3期を通じても国際政治の基本的な要因を構成し、結局は大戦の破局へとつらなる運命的な導きの糸として作用したと評価されることは明らかであろう。すなわち、「新航路」の開始こそは、大戦の破局への宿命として位置づけられ、それはまさにドイツのビスマルク的ヨーロッパ政策から世界政策への転換に起因するということになる。

このように、「新航路」を大戦の破局へ性急にひきつけて評価することは、1890年から1914年までの25年間の国際政治史的発展を運命的に必然的なものとして理解する弊をまねが

れない。事実、この時期における国際関係の基調と見られる英独対立は、国際問題の優越的な要因として継続的に存在したわけではなく、イギリスとロシア、あるいはイギリスとフランスの対抗がむしろ国際紛争の主要な契機をなしていたこともあったし、さらに英独間の協定と諒解が試みられてもいるのである¹⁰⁾。

しかしこの問題は、本研究の対象としている時期以後にかかわる発展であるので、いまここでは取り上げないこととする。

問題は、ビスマルクから「新航路」へと移行した際に生じたドイツの政策転換という点にある。通説によれば、ビスマルクのヨーロッパ平和保障政策から世界政策への転換は、「新航路」の出発と同時に起こされたという印象をまぬがれない。しかし、それについては既に批判も起こされ¹¹⁾、また本研究もそれを明らかにするであろうが、「新航路」ドイツの指導者達は、ドイツの政策転換、しかもヨーロッパ政策から世界政策への切り換えを、少くともその出発に際しては、全くといってよい程考慮してはいなかったのである。

ここから、次のような問題が生じてくる。すなわち、(1)「新航路」の出発が、ただちにドイツの世界政策への転換を意味するものでなかったとするなら、ドイツは何時、どのような経過を辿って世界政策へと移行したのか。(2)ドイツの世界政策への転換が、通説のように、ビスマルク体制を崩壊させる原因になったのではないとするならば、ビスマルク体制の崩壊は何によるのか。そして「新航路」の外交政策ないし政治家にとって、ビスマルク体制とは何を意味していたのか。(3)それとともに、先に触れた英独対抗という国際政治全般の基本的傾向といわれるものが、1890—95年の時期にはどのようなものであったのか。

以上の諸問題が本研究の中心的関心事となるであろう。しかし、これらの諸問題を検討する前に、「新航路」ドイツの外交的指導者達がその前任者からの遺産として相続したいわゆるビスマルク体制について、その性格を概観しておきたい。

(Ⅱ) ビスマルク体制の性格

ビスマルク体制が多くの同盟・協商をもって複雑に構成された国際体系であることは、しばしば指摘されるところである。その体系は、彼の帝国宰相在職20年間にさまざまな経過をたどって変動があったが、1890年に「新航路」の指導者がそれを継受したものは、ほぼ1887

10) とくに1890年代には、イギリスはアフリカではフランスと、中央アジア・極東ではロシアと鋭く対立しており、むしろ露仏の連繋がイギリスの世界政策にとっては脅威であったとも見られる。また世紀の交に、イギリスがその「名誉ある孤立」の政策から転換しようとした時、イギリスはドイツとの対抗ではなくて、露仏に対して英独の連繋を差しあたり試みたことは、既によく知られているところである。前掲注 9) の諸文献参照。

11) 中山治一「露独再保障条約の不更新とドイツの政策転換の問題」、『西洋史学』IX輯、1951、31—34頁。ここには、Gooch, E. M. Carroll, O. Becker のこの問題に対する見解も紹介されている。

年にビスマルクが苦心して編成した国際秩序であった。その構成部分としては、独墺伊三国同盟をはじめとして、独墺二国同盟、露独再保障条約、英墺伊地中海協定（東方三国同盟ともいう）、独墺伊西地中海協定などがかぞえられるが、これらの相互関係や、個々の同盟・協商のビスマルク体制全体に対する関係については、後に個別的に説明することになるので、いまは述べない¹²⁾。ここでは、ビスマルクがヨーロッパ政治の中で占めていた地位、彼の国際政治に対する考え方とその政策意図を全般的に考察することにする。何故なら、ビスマルク体制を崩壊させたといわれる「新航路」指導者の政策意図が、ビスマルクのそれとどのような関係にたつことになるかということが、当然この研究の重要な課題になってくるからである。

さて、ビスマルクの政策は、国民的統一国家としてのドイツ帝国を建設するそもそもの出発点から、すでにヨーロッパの全般的傾向に制約されていた。19世紀前半のヨーロッパ国際秩序は、「ウィーン体制」において確立された協調主義 **Concert of Europe** の原則に規制されていたが、それは1848年のヨーロッパ革命とクリミア戦争（1853—56）によって決定的に破綻をきたしていた。したがって1850年代後半以降のヨーロッパは、国民主義的国家形成の運動や国民的原理、あるいは各強国の利害が、ヨーロッパの全般的秩序に対する配慮から拘束されることなく露出していった。彼の国家建設事業は、このような国際的環境の中で着手されたのである。すなわち彼の政策の根柢には、列強の対抗関係に対する慎重な配慮が常にたらっていた。ドイツ帝国の建設に成功した後も、彼の対外政策の主眼は、次にのべるように、「ヨーロッパ国家系」 **das europäische Staatensystem**——近代ヨーロッパ史の発展において伝統的となってきた覇権強国とそれに対抗する他の列強の連合との間に形成された勢力均衡の中に、各国がそれぞれ自由と独立性をゆたかに実現するというヨーロッパの自律的国際体系——における列強の配置 **Konstellation** について配慮することを通して、新ドイツ帝国の安全保障を確立することにあつた。

彼の政策は、国家統一まではプロイセンの、そして統一後はドイツ帝国の国家理性 **die Staatsräson** にもとづいていたのであり¹³⁾、ヨーロッパの列強関係をもそのようなものとして把えていた。王政復古期にとなえられたような超国家的利害に立つ統一的全体としてのヨーロッパの実在ということは、彼の念頭にはなかった。またイギリスの自由主義者が考えていたような超国家的法権力としての「ヨーロッパ理念」 **die Europa-Idee** とか、あるいは自然法的契機を包含した高次の秩序理念に対しても、彼は常に懐疑的であった。「ヨーロッパの法というのは、まさにヨーロッパ諸国家間の諸条約によって創りだされるのである。し

12) ビスマルク体制の同盟・協商網の発展をもっとも図式的に解明しているのは次の著作である。
William L. Langer, *European Alliances and Alignments*, New York, 1931.

13) Meinecke, Friedrich, *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*, Friedrich Meinecke Werke, Bd. I, München 1957, S. 481 ff.

かしながら、これらの諸条約に道徳と正義の尺度をあてはめようとするのであるならば、それらはほとんど全て廃止されなければならぬであろう¹⁴⁾」と。彼がヨーロッパという言葉語る時には、それは個々の主権国家を総称する以上の意味はなく、ヨーロッパ列強の国際関係における政治的力の場として把握されているにすぎない。帝国創建後も、外交的商議によるヨーロッパの連帯という構想が彼に提唱された時には、いつでも彼は激しく反対した。そのような理念がヨーロッパの全体政治に対する彼の見解とは正反対のものであることを、彼は明瞭に意識していた。

このような現実政治的感覚をもった彼が、ヨーロッパの政治家として追求したものは、列強の利害を一定の範囲に制限することによって、強国の国家連合的な統一権力をヨーロッパの中に形成することにあつた。グラドストン William Ewart Gladstone (1809—98) がディズレーリ Benjamin Disraeli (1804—81) の外交政策に反対して、ヨーロッパ協調 Concert of Europe のプログラムを提唱していたが、それはディズレーリに対してばかりではなく、ビスマルクにも対決を迫るものであつた。このプログラムは、すべての列強による集团的平和保障の構想であり、「力」の政治に代えるに「正義(法)の政治」をもってするという根本思想を包含し、超国家的な法ないしは政治的法廷をそなえたヨーロッパ諸国の連邦主義的 föderalistisch 結合を主張するものであつた。このような提案に対して、ビスマルクは後に次のように述べている。「自己の利害範囲を越えて他国の政策に圧力を加えたり介入して、事柄を指導しようとする強国は、いずれも、神がその強国に定め給うた領域の外でペリクレスのように振舞うものであり、それは権力政策を推進することであつて、威信にもとづいて執られる利害政策 die Interessenpolitik を推進することにはならない¹⁵⁾」と。彼が求めた国家連合的統一権力とは、それ故、完全な主権の保持を前提とする各国が、パートナーとして連繫する強国政治的な同盟体制である。いわば「列強ヨーロッパ」 Mächte-Europa とでもいうべき形態と性格に、彼のヨーロッパ政策の核心があつたのである¹⁶⁾。その意味では、彼は近代ヨーロッパの伝統的な古い型の政治家、つまりヨーロッパ国家系について配慮する政治家であつた。

しかし彼の「列強ヨーロッパ」は、それにも拘らず、あの覇権と勢力均衡 Hegemonie und Gleichgewicht の二拍子についてしばしば説かれている強国論的列強配置図とは、いささか趣を異にしている。

14) Schleswig-Holstein 危機の発端に際して、1863年12月24日付で Robert Goltz に宛てた書翰。Bismarck, O. v., Die Gesammelten Werke (以下 GW と略記), Bd. XIV, Heft 2, Berlin 1932, S. 660.

15) 1888年2月6日の帝国議会における演説。Bismarck, GW, Bd. XIII, S. 331.

16) Vgl. Schieder, Theodor, Bismarck und Europa, Ein Beitrag zum Bismarck-Problem, in ; Festschrift für H. Rothfels, Düsseldorf 1951, jetzt in : Th. Schieder, Begegnungen mit der Geschichte, Göttingen 1962, S. 236 ff.

ヨーロッパの勢力均衡を描く際には、普通はランケ Leopold von Ranke (1795—1886) が示したように、ヨーロッパ大陸を一元化しようとする覇権強国と、それに対抗して自主性を保持しようとする他の諸強国の連繋とによる力の均衡が、近代ヨーロッパ史と諸国民の調和的・規則的發展を保証する原理であると考えられている¹⁷⁾。そして、このような覇権と均衡の緊張を典型的に展開した例としては、ルイ14世 Louis XIV (1638—1715, 在位1643—1715) とナポレオン1世 Napoléon I (1769—1821, 在位1804—14) 時代のヨーロッパ国家系があげられる。つまり17世紀後半以後の覇権強国は、ほとんど常にフランスであった。ところが19世紀後半にフランスを撃破してナポレオン3世 Napoléon III (1808—73, 在位1852—70) の覇権への野望を砕き、彼を失脚させたものは、複数のヨーロッパ列強の連合体ではなくて、ビスマルクの指導するドイツが単独でそれをなしとげたのである。かくて1871年以降、ドイツ帝国は、フランスの伝統的な覇権的地位にとって代りうる資格を列強間において獲得したわけである。

しかしビスマルクは、ナポレオン3世のように、ドイツ帝国をそのようなヨーロッパの覇権強国に仕立てあげようとはしなかった。それどころか、彼はそのような努力が新帝国にとっては危険な計画であるとさえ考えていた。1871年以後には、彼はドイツ国民主義の徹底的実現への要求、国民的イレデンティズム national Irredentism を斥けて、大ドイツ的国民国家へと帝国の国境を拡張することに反対した。彼がしばしば繰返した「ドイツはすでに一個の飽和した *saturiert* 強国である¹⁸⁾」という表明は、たんなる宣伝やポーズだったのではなく、国民国家政策における彼の信念だったのである。このことは、ドイツ帝国が覇権強国となり得る権能を掌中にしていたにもかかわらず、かかる地位にドイツをつけることに彼が関心をよせなかったことを意味するものにほかならない。

それにも拘らず、ビスマルクは列強関係を統御するのである。覇権に依らず、またヨーロッパの連邦主義的統一権力にも立たずに、そのような指導力を発揮しえたのは、如何なる方法にもとづいていたのであろうか。それは、ドイツ帝国の利害範囲を限定するとともに、他列強の利害をも算定してこれを調停するという道に要諦があったのである。帝国の領土をヨーロッパ内において拡大しないことは、すでに述べた通りであるが、さらに、ドイツ自身がヨーロッパにおいて戦争を挑発するような攻撃的姿勢をとらないことも、彼の基本方針であった。「鉄血宰相」という攻撃的な軍国主義的権力政治家のイメージが、いつまでも彼につきまとい、1888年2月6日の軍備拡充案についての彼の有名な帝国議会演説は、それを証明

17) Ranke, L. v., *Die Großen Mächte*, 1833. 相原信作訳, 「強国論」, 岩波文庫。

18) eine „saturierte“ Macht という言葉がメッテルニヒ Metternich (1773—1859) に由来するものであることを指摘しながら、ビスマルクは、帝国創建後には機会あるごとにこの言葉を使用し、ドイツがヨーロッパの内外で領土の拡張や利権の増大を求めて動くことは決してしないことを強調している。

するかのようにしばしば引合いに出される。曰く、「如何なる敵も、攻撃の際に高揚するドイツ人の激情に張り合うことを敢えてするものはないであろう。……我々ドイツ人は神を畏れる。しかしその他にこの世で恐れるものは何もない」と。ところがこの言葉には、実はひき続いて次のような補足が語られているのであり、その脈絡で把握するならば、この演説は決して好戦的発言ではなかったと見るべきである。「しかし神への畏敬は、やはり、我々をして平和を愛好させ、それを保護させるのである¹⁹⁾」と。また、彼は予防戦争の誘惑にとりつかれることは決してなかったというのが真相である²⁰⁾。

このように、ヨーロッパ内における国民主義的な強国政策を制限するとともに、ビスマルクはその外に向っても、ドイツの利権の拡大や設定を帝国の政策として採用することはなかった。例えば、オスマン帝国をめぐるバルカン・東方問題に対して、彼は「利害関係がない」、「無関心」*Desinteressement* という態度をとる。さらに、彼の帝国宰相在任中に、ドイツは海外植民地を獲得しているが、彼は植民地の拡大をドイツ帝国の国家事業として推進することはなかった。彼は、ドイツの利害を中部ヨーロッパの強国という範囲に局限し、覇権強国の国家的エゴイズムの拡大を抑制することによって、ヨーロッパ列強の間で「誠実な仲介者」*der ehrliche Makler* の役割をひきうけ、ヨーロッパ平和の調停者、保証人としての威信を高めるのである。

このような対外政策の態度から、ビスマルクの複雑な同盟・協商網が形成された。それはなんら理想主義的観念やイデオロギー的・倫理的平和思想から生じたものではない。彼の平和政策は、ヨーロッパの既成の秩序を維持することを目的とした保守的な現実利害から発したものであり、中部ヨーロッパに位置するドイツの特殊な利害とヨーロッパ全体の秩序維持との協和を配慮したものであった²¹⁾。つまり彼の言葉で表現するなら、「なんらか領土を獲得するといった工合にではなく、フランス以外のすべての列強が我々を必要とし、しかもそれらの列強が、相互に対立する関係に立つことによって、我々に対抗する同盟を結ぶことができるだけ妨げられるような全般的政治情勢²²⁾」を形成するように、列強を配置することであった。それは強国の利害を計算に入れた列強間の勢力均衡秩序の操作術であり、覇権者たるべき資格をそなえた者がそれを実施せずに、かえってヨーロッパの均衡と平和の保証人の役割をみずからに引受けていたのである。それ故彼の外交は、いわば相対的な国際的安定策の体系であり、決して恒久永遠の固定した政策体系ではなく、緊張と圧力の複雑な交錯によ

19) 1888年2月6日の帝国議会演説。Bismarck, GW, Bd. XIII, S. 344.

20) この問題については、1875年のいわゆる *Krieg-in-Sicht-Krise* や、1887年以後における *Waldersee* 参謀長との対決等に典型的に見られるであろう。Vgl. Bußmann, W., *Das Zeitalter Bismarcks*, Konstanz 1956.

21) Oncken, H., *Das deutsche Reich und die Vorgeschichte des Weltkrieges*, Leipzig 1933, Bd. I, S. 215.

22) *Diktat des Fürsten Bismarck vom 15. Juni 1877*, GP, Bd. II, Nr. 294, S. 154.

って編成される必要があった。つまり彼のヨーロッパ平和にとっては、ヨーロッパの中心部からはずれたいずれかの地に国際間の小ぜり合いや紛争が断続的に生ずる方が、むしろ好都合であったとさえ言い得る。彼が「誠実な仲介者」たるの地位を列強間において保つためには、そのような不安定要素を常に利用することが必要であったのである。彼はこのようなドイツの地位を「ヨーロッパという起上小法師の錘」にたとえている²³⁾。

要するに彼の政策は、ドイツがヨーロッパにおいても、またヨーロッパ外においても利害と権益の変更や拡大を自己の国家的エゴイズムにもとづいて追求することはせず、それによってヨーロッパ列強の対抗関係の中に調停者として立ち現われ、既成のヨーロッパ国家系の維持と相対的安定を操作することにあつた。ビスマルク期におけるドイツ帝国の地位は、かつての覇権強国フランスの場合とは趣を異にし、「列強ヨーロッパ」の中でいわば「潜在的覇権」*die latente Hegemonie*²⁴⁾を掌握するにとどまったのであり、そのようなものとして形成されたヨーロッパ列強の同盟・協商関係が、いわゆる「ビスマルク体制」だったのである。

23) Rothfels, H., *Bismarck und der Staat*, 2. Aufl., Stuttgart 1953, Einleitung S. XLIII.

24) Schieder, Th., *Bismarck—gestern und heute*, in : *Politik und Zeitgeschichte*, Beilage zur Wochenzeitung „Das Parlament“, B13/65, Bonn 31. März 1965. S. 15.

第一部 「新航路」とビスマルク体制

1890年3月20日、ビスマルクはドイツ帝国宰相を辞任し、カプリヴィ、Leo von Caprivi (1831—1899) がその後任宰相となった(宰相在任1890年3月23日—1894年10月26日)。ドイツ帝国宰相の地位は、帝国の憲法的制度の上から見ても、宰相の個性が帝国の政治的方向にきわめて重大な影響をおよぼし得るように構成されていたが(緒論、注1参照)、ビスマルクのような巨大な政治家の辞職した場合には、このことが特にあてはまる。ことに彼は1871年以後、ドイツ帝国内の諸邦国だけではなく、ヨーロッパの列強関係をも指導して、「潜在的覇権」の地位を占めていたのであるから、彼の隠退によるドイツの政治指導者の交代が、彼の苦心して編成したヨーロッパ国家系、すなわちビスマルク体制にも重大な変動を起しうるものであったことは、当時からすでに注目されていたところである。また大戦後の歴史的・政治学的研究においても、この問題は、国際体制の大転換として、論議の一焦点とされた。

しかし、このビスマルク体制とその崩壊に関する従来の研究は、ランガーに典型的に見られるように、列強の離合関係の変動を、きわめて形態的、図式的に把握することへと傾いていた。それは、ビスマルク体制が、複雑な同盟・協商網の体系として際立っていたことによるものと思われる。従ってその崩壊を見る場合も、この列強間の結合・対立の形態がどのように変動したかという点に関心が寄せられるのも当然であろう。そして、前にも指摘したように、ビスマルク体制は列強の国際的配置に対する配慮とその操作術であったから、その体制の崩壊について見る場合にも、この列強配置の形態変化に関心をよせることは、きわめて正統な研究態度であると思う。

それにも拘らずビスマルク体制崩壊に関する従来の形態的・図式的把握には、ある前提に対する反省が欠落している。あるいは少くともそれが稀薄である。それは、ビスマルクがヨーロッパ国家系において「潜在的覇権」をドイツに保持し、それとの相互依存関係において列強配置を操作し、その結果として同盟・協商網を編成した、という点である。この「潜在的覇権」に対する考慮を欠く時、ビスマルク体制の崩壊は、「新航路」ドイツが最初から世界政策を志向していたという飛躍した予断と露仏二国同盟の成立による列強関係の形態変化とによって図式的に理由づけられ、そこから、大戦原因論に性急に直結して行く通説の陥穽へとおちいることになる。

我々は「新航路」の外交政策をビスマルク体制の崩壊という観点から検討するが、しかしその際、列強の離合集散の配置を、従来の如く図式的に描くだけで満足しようとは思わな

い。ビスマルクの確保していたドイツの「潜在的覇権」との関係において、すなわち列強の結合・対立の勢力均衡と覇権問題との相関的緊張関係において、ヨーロッパ国家系の内面的構造変化として探究しようと思う。つまり「新航路」の外交政策が、ドイツの「潜在的覇権」にとってどのように関わり合っていたのかを検討することを通して、ビスマルク体制の崩壊と称せられている列強の離合関係の変化の意味を深めようとするものに他ならない。

さらに、緒論で指摘したように、「新航路」がそのはじめから世界政策を志向していたのではなかったことを検証するとともに、そのことが「潜在的覇権」とどのように関係していたかを考察しようと思う。蓋し、同盟や協商など勢力均衡の形態といい、また「潜在的覇権」の問題といい、それらはいずれもビスマルク体制というヨーロッパ国家系にかかわる問題であるが、それに対して「新航路」ドイツの世界政策とは、まさに世界国家系の問題にかかわることであるから、この両者の関係について見通しをつけることは、1890年代のドイツ外交史を研究する者にとっては、当然要求される課題なのである。

第一章 露独再保障条約の不更新

I 問題の所在

ビスマルクが帝国宰相を辞任した1890年3月に、ドイツ外交政策にとってさしせまった懸案となっていたのは、ロシアとの再保障条約更新の問題であった。この条約は、ドイツ、オーストリア、ロシア三国皇帝間に結ばれていた三帝同盟 *das Drei-Kaiser-Bündnis* (1884) が、ブルガリア問題をめぐるオーストリア・ロシア間の対立のために継続不可能となった際に、ビスマルクが苦心してロシアをドイツに繋ぎとめた条約で、1887年6月18日に締結され、三年間の有効期限をもっていた¹⁾。したがって再保障条約は、1890年6月に満期となる予定であった。

結論からいえば、ビスマルクからこの懸案を受継いだ「新航路」の指導者達は、結局は再保障条約を更新しなかったのであるが、このことはすでに早く第1次大戦の以前から、ドイツ帝国の政界で問題とされ、ビスマルク以後における帝国外交の重大な失敗ではなかったかという論議をひきおこしている。この再保障条約は本来秘密条約であったから、その更新、不更新については、極めて限られた一部の責任ある政治家と外務省の関係者以外には、事情が知れわたらぬ筈のものであった。それが論議の対象となったのには、次のような事情がある。

1896年10月24日付の „*Hamburger Nachrichten*“ 紙上に、「ビスマルク侯とロシア」と題する論説が掲載され、そこに、明らかにビスマルクから情報が流れていると思われる次の記事が述べられていた。

「この時 (1890) まで、ロシアとドイツとは、両国の一方が攻撃をうけた場合には、他方は好意的中立を維持することについて、完全に了解に達していた。すなわち例えば、もしもドイツがフランスから攻撃をうけるとするならば、ロシアの好意的中立が期待される筈であり、もしもロシアが自己の側から挑発することなく攻撃を受けた場合には、ドイツの好意的中立が期待される、ということについて完全に了解が成立していた。この協定はビスマルクの退職後には更新されなかった。そして、ベルリンにおける事の成行きについてわれわれが受けた情報が正しいものであるなら、この相互保障の継続を拒否したのは、帝国宰相の更迭を不愉快に思っていたロシアなのではなくて、実はそれはカプリヴィ伯だっ

1) 再保障条約の条約文は GP, V, Nr. 1092, S. 253 f. に掲載されている。

たのである。ロシアは相互的保障を継続するつもりになっていたのだ²⁾」。

1896年当時には、カプリヴィもすでに帝国宰相を辞任しており、ホーエンローエ Fürst Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst (1819—1901) がその後を継いでいたのだが(宰相在任 1894年10月29日—1900年10月15日)、この時には露仏二国同盟の存在がヨーロッパの外交界ではほとんど公然の秘密となっており、ドイツは東西の両国境を同時に防衛しなければならぬという、ビスマルクがもっとも恐れていたあの「悪夢」が、すでに現実のものとなってしまっていた。したがって、このような状態へとドイツ帝国を陥れたことに対する「新航路」政策の外交上の責任が、ビスマルク与党の側からこの新聞論説を通して追及されたのであり、その攻撃が、再保障条約締結の張本人であったビスマルク自身の不更新暴露という形で手きびしく示されたのであった。以後この問題は、ドイツ帝国の外交指導に関連してしばしば論議が繰返されることになり、第1次大戦以後にも、露独間の対立、露仏同盟成立のもっとも重要な原因として、つまりビスマルク体制崩壊の問題として、いち早く注目されることになるのである。

しかし、再保障条約の不更新をもって露仏同盟成立の原因とすることは、前に起った出来事を、後の事件の方から因果必然論的に機械的に関連づけ、評価している感をまぬがれない。ましてや、そのような評価から、不更新をもってビスマルク体制崩壊の原因と理解することは、後の発展の結果から一方的に判断しようとする態度だといえよう。1890年3月にビスマルクの後継者達が再保障条約の不更新を決定した時には、露仏同盟は勿論まだ存在しなかったのであるから、彼等の政策決定がビスマルク体制を崩壊させるものであったかどうかは、まず同条約不更新をビスマルク体制そのものと直接関連させて検討してみなければならぬ。この点については、従来のビスマルク体制の図式的説明だけでは、なお理解が十分に深められてはいないように思う。

II ビスマルクの隠退と更新の問題

そこで、まず再保障条約の不更新が決定されるまでのドイツ側の政策を、時の経過に従って、あらまし辿ってみる³⁾。

露独再保障条約は1890年6月17日をもってその効力を満了するものであったが、この点については、すでに前年末、すなわち1889年12月に、ロシア政府側から期限延長の意向をもっ

2) Hoffmann, H., Fürst Bismarck 1890—1898, Bd. II, 1913, S. 370 ff., zit. in : GP, VII, S. 42, Anm. 1.

3) 再保障条約不更新を決定するに至ったドイツ側の経過については、すでに鹿島守之助「ビスマルクの外交政策」(第三版、鹿島研究所出版会、昭和39年)第19章と、前掲中山治一「露独再保障条約不更新とドイツの政策転換の問題」『西洋史学』IX輯、1951が詳細にあとづけているので、本稿ではその概要を述べるにとどめる。

て⁴⁾、ドイツ側に打診が開始されていたといわれる。そして翌90年2月10日、ベルリン駐割ロシア大使シュヴァロフ Paul Schuwalow (1830—1908) はビスマルクと再保障条約に関する詳細な論議を行い、期限延長について彼の賛意を得、ビスマルクはこれを皇帝ヴィルヘルム2世に伝えてその同意を得た。そこでシュヴァロフは、この件を本国政府の側でも推進するために、2月27日ベルリンを発ってペテルスブルクに向った⁵⁾。

シュヴァロフはロシア皇帝および政府との打合せをすませて、3月17日午前ベルリンに帰任し、ただちにビスマルクを訪問して、ロシア皇帝から再保障条約更新の交渉に入る委任をうけた旨を通報した⁶⁾。しかしこの時、ビスマルクの宰相辞任はすでに決定的となっており、彼は翌3月18日に辞表を提出し、20日にはそれが裁可されるのである。そこでシュヴァロフは、ビスマルク辞任の場合に条約更新問題に関するドイツ側との交渉を如何にすべきかについて、本国政府の意向をペテルスブルクに問い合わせ、かつその旨を3月19日にドイツ外務卿ヘルベルト・ビスマルク Herbert von Bismarck (1849—1904, ビスマルク宰相の長男)にも通知した⁷⁾。

ところがヘルベルト・ビスマルクは、シュヴァロフのこの処置を、条約更新の交渉を全く水泡に帰せしめるものと理解しようとし⁸⁾、翌3月20日皇帝ヴィルヘルム2世に対して、

4) Auszüge aus dem Tagebuch des russischen Außenministers Grafen Wladimir Nikolajewitsch Lambsdorff, in Berliner Monatshefte 9, 1931, S. 158—177 (以下 Lambsdorffs Tagebuch と略), jetzt in: Zur Geschichte und Problematik des deutsch-russischen Rückversicherungsvertrages von 1887, hg. von Hans Hallmann, Darmstadt 1968 (以下 Hallmann と略), S. 167.

5) Goriainov, The End of the Alliances of the Emperors, American Historical Review, vol. XXIII, p. 340ff. Vgl. GP, VII, S. 3, Anm.

6) Bismarck, GW, XV, Erinnerungen und Gedanke, Berlin 1932, S. 518. Lambsdorffs Tagebuch, 3.(15.) März 1890, Hallmann, S. 167.

ビスマルクの回想録によれば、シュヴァロフは、再保障条約延長の交渉をロシア皇帝と政府から正式に委任されてベルリンに帰任したような印象をうける。しかしラムズドルフの日記によれば、そのようには思えない。ロシア皇帝は再保障条約の更新に賛成してはいたが、それに附属する秘密議定書は更新の際に除外したい意向であった。しかしシュヴァロフは、その秘密議定書も含めて、1887年の再保障条約をそのまま継続したい意向であり、ここにツァーとシュヴァロフ大使の間に意見の違いがあったわけだが、シュヴァロフは3月15日(ロシア暦では3月3日)にペテルスブルクを出発してベルリンへ帰任するまで、この意見の相違を調整できなかったようである。また、当時のロシア外相ギールスも、シュヴァロフに会うことを避けていた様子で、むしろベルリンに戻ったシュヴァロフに対して、本国政府の方から訓令を出して条約更新の交渉を操作することを望んでいたようである。

7) GP, VII, S. 3, Anm. 3 und Nr. 1373, Anlage, S. 21.

8) Bismarck, a. a. O., S. 526 und S. 601, Anhang VII, 11. このビスマルクの回想記とヘルベルト・ビスマルクの記録によれば、シュヴァロフは、3月19日に彼を訪問したヘルベルト・ビスマルクに対して、ヘルベルトが外務卿を辞任しないようにとすすめながら、もしもビスマルク父子が辞職するならば、自分(シュヴァロフ)が委任された通告(再保障条約更新を望むロシア皇帝の意向の通告)は水泡に帰してしまうであろう、と語ったことになっている。そこでヘルベルト・ビスマルク外務卿(この時は彼はまだ辞表を提出していなかった)は、カイザーの政治的決断に重大な影響のある発言であると考え、翌3月20日皇帝にそのことを報告したことになる。

「(ドイツ) 皇帝がビスマルク侯の罷免を実施することになんら躊躇を覚えるものでないことを知った後には、(ロシア) 皇帝アレクサンドルは秘密条約の延長を断念するであろう。なぜなら、このような秘密の問題は新任の宰相とは商議されえぬものであるから」とシュヴァロフ大使が語った旨を上奏した。

外務卿のこの報告に接し、カイザーはただちに条約更新に対する同意をシュヴァロフに伝えるようにとヘルベルト・ビスマルクに指示した。その上、カイザーは侍従武官をロシア大使館に差遣し、翌早朝シュヴァロフ大使が参内するように要請した。そして3月21日早朝ロシア大使に対し、外務卿を介することなく、直接に条約更新を受諾する意志を伝え、「余の友人であり、また常に余に対してきわめて好意的であった貴国君主(ロシア皇帝)には、われわれ(ドイツとロシア)の関係は何ら変更されることがないであろうということを知ってもらいたい。宰相(ビスマルク)がとってきた政策は決して彼だけのものではなかった。それは余の祖父(ヴィルヘルム1世)のものであったし、また余自身のものでもある。——ヘルベルト・ビスマルク伯は、今おこった変化(ビスマルクの宰相辞任)のために、貴下がわれわれの秘密条約の更新についての商議を続けることに躊躇をおぼえていると余に伝えたが、余は全く貴国君主の意向に沿うつもりであることを、彼(ロシア皇帝)に知らせてほしい」と確言した⁹⁾。

これに対して、シュヴァロフは、ドイツ宰相の更迭が生じたために、交渉を中断して新しい訓令を本国に要請したに過ぎず、それはまた当然のことだ、とカイザーに答えた。事実、ロシア皇帝は、このカイザーとロシア大使との会談を伝えたシュヴァロフの報告に満足して、「余の望んでいるところと全く同じである」と報告書の欄外に記注し、ただちにドイツ皇帝に対して感謝の意を表明するとともに、交渉をまとめる用意のあることを伝えるようにと指示した¹⁰⁾。そして再保障条約を、附帯議定書のついたままでも、あるいはそれを除外した形でも、いずれでもよいから、五年間延長する権限をシュヴァロフ大使に委任するようにとロシア外相ギールス *Nikolaus von Giers* (1820—95) に命じたのである¹¹⁾。

ツァーの指示にもとづき、ロシア外務省は3月25日にシュヴァロフ大使に宛てた訓令をまとめ、翌26日朝それをベルリンに秘密電報として送る手筈をととのえたが、この訓令では、附帯議定書なしで再保障条約を延長するように指示されていた¹²⁾。ところが翌3月26日、ベルリンのシュヴァロフ大使からロシア外務省に電報がとどけられ、事態は変更された。それ

9) GP, VII, Nr. 1366 u. 1367. これらの諸事情から推測するに、ヘルベルト・ビスマルクは、再保障条約の更新政策を手段として、父の宰相としての政治的生命をのばそうと謀っていたことは明らかである。

10) GP, VII, Nr. 1373, Anlage, S. 21. *Lambsdorffs Tagebuch*, 9.(21.) März 1890, Hallmann, S. 168 f. Vgl. *Bismarck, a. a. O.*, S. 529.

11) GP, VII, Nr. 1370, S. 14.

12) *Lambsdorffs Tagebuch*, 13.(25.) März 1890, Hallmann, S. 170 f.

によれば、前日すなわち3月25日にシュヴァロフがヘルベルト・ビスマルクに会ったところ、ヘルベルトのドイツ外務卿辞任は決定的であり、その後任にはブリュッセル駐劄ドイツ公使アルフェンスレーベン Friedrich Johann von Alvensleben (1836—1913) が就任することを知らされたのであった。そしてヘルベルト・ビスマルクは次のように提案したというのである。すなわち、ビスマルク父子の後任となるべき新宰相もまた新外務卿も、再保障条約については不案内であるから、この件について従来の事情に通じている者の中で更新を商議する方が望ましい。それで交渉はベルリンからペテルスブルクの方に移したいと考えており、そのことは皇帝（ドイツ）も、またシュヴァニッツ Hans L. von Schweinitz (1822—1901, 当時のペテルスブルク駐劄ドイツ大使) も諒承している、と。

この電報に接したロシアの外交当局は、事の成行きに驚きながらも、むしろペテルスブルクでの条約延長交渉を歓迎し、前日に準備したシュヴァロフ宛の条約更新に関する訓令電報の発送を差控えて、ドイツ側が交渉の準備を整えてペテルスブルクに現れるのを待望することになったのである¹³⁾。

以上のように、再保障条約の更新は、その交渉運営の手續上の問題だけをのこして、ほとんど支障は生じないかのように思われた。ヘルベルト・ビスマルクが、この問題を父宰相の政治的延命に利用しようと策謀したことは明らかであるが、しかし条約の更新に関して、ビスマルク宰相とヴィルヘルム2世皇帝との間には、なんら意見の対立はなかった。そしてビスマルクの宰相辞任にも拘らず、カイザーのロシア大使に与えた確言に示されたように、この問題に対するドイツの外交政策は、全く変更されなかったものであり、ましてや、再保障条約に対するカイザーとビスマルク間の意見の相違が帝国宰相の辞任、更迭の原因であったかの如き風評は、根拠のないことであった¹⁴⁾。

Ⅲ 「新航路」政府の不更新決定

3月17日にシュヴァロフがベルリンに帰任して以来、シュヴァロフ大使、ビスマルク宰

13) Ebenda, S. 172 f.

14) ビスマルクの辞任が、再保障条約に対するヴィルヘルム2世との意見対立に起因しているような印象を与えることになったのは、カイザーの後の発言が影響している。すなわち、1891年12月12日付のカプリヴィのホルシュタイン宛通報によれば、次のようなカイザーの発言が知られるのである。「カイザーは自らカルノキー伯にむかって、次のように伝えた。すなわち、ビスマルクは最後の時期に、彼（カイザー）を誘ってロシアとのある条約を結ばせようとした。この条約によれば、われわれ（ドイツ）がオーストリアに対して引受けている義務は相殺されたことであろう。このことが彼（カイザー）と侯（ビスマルク）との間をひき裂く主要な原因であった、と」。このカイザーの陳述が1890年3月当時の真相でないことは明らかである。Oncken, H., *Das deutsche Reich und die Vorgeschichte des Weltkrieges*, Bd. II, Leipzig 1933, S. 390, Anm. 2.

なお、ビスマルクの失脚理由に関しては、林健太郎「ビスマルクの失脚をめぐる諸問題」、『史学雑誌』第67編、第2号、昭和33年を参照。

相、ヘルベルト・ビスマルク外務卿および皇帝ヴィルヘルム2世の間で、以上に述べたようなさまざまな接触があったが、結局3月25日までの間に条約延長の方向で歩調がそろい、ペテルスブルクでも、ロシア皇帝アレクサンドル3世 Alexander III (1845—1894, 在位1884—94) やロシア外交当局は、ベルリンのこのような成行きを歓迎した。

ところが、この間に、ドイツ外務省においては、更新に反対する意向が形成されていたのである。3月23日(日)午前10時に外務次官ベルヒュム Max von Berchem (1841—1919) と外務省参事官ホルシュタイン Friedrich von Holstein (1837—1909), および同じく参事官ラシュダウ Ludwig Raschdau の三人は、新しく帝国宰相に任命されたカプリヴィに対して共同で意見具申をおこない、再保障条約について説明し、協議した。その内容は3月25日付でベルヒュムの覚書として浄書され、同日カプリヴィの閲覧を経たのち、28日には外務省の公文書綴の中に収められているが¹⁵⁾、これこそは、再保障条約の延長に反対した最初の

15) GP, VII, Nr. 1368, S. 4 ff. なお、3月23日(日)の協議がホルシュタインの発議によるものであったことは明かである (ebenda, S. 47, Anm. 3)。なお、ホルシュタインはこの協議の行われた事情について、後に(多分1898年)次のような記事を残している。「ある朝かなり早く、新帝国宰相(カプリヴィ)は(外務)省に現われた。その時には参事官では私だけがそこに居合わせたのだが、彼は秘密のロシア・ドイツ条約草案を提示させるように私に求めた。私は、外務卿がないのだがといて、カプリヴィの当然の権利に対して余計な意見をのべた。それに対してカプリヴィは、外務卿が万事お目にかけさせましょと彼に言ったのだ、と応えた——それはもちろん当然のことであった。私は本部に使を出して、課長(グスタフ・メヒラー Gustav Mechler)に条約文書類をもってくると依頼した。カプリヴィがそれを読んでいる間に、私は彼の承諾を得て、次官と二人の政務参事官に報告をした。彼等が現われた時、われわれは宰相と条約のことを話したが、宰相の要望で、われわれはまた直ちにわれわれの見解を記録にした。この四つの意見書は今日でもなお公文書の中に入っている。この話し合いの後に、カプリヴィは皇帝に対し、彼のいだいた危惧を報告した。皇帝はカプリヴィに、この問題をシュヴァイニッツと話し、彼の意見を報告するように、と命じた」(Die Geheimen Papiere Friedrich von Holsteins, Bd. I: Erinnerungen und politische Denkwürdigkeiten, Göttingen 1958, S. 128 f.)。

この記事は、3月23日の協議が、あたかもカプリヴィの要請によるものの如き印象を与えるが、それはホルシュタインの記憶の誤りと、さらに故意の歪曲にもとづいている。先にのべたように、3月23日の協議が彼の発意によるものであることは、彼自身、前日(3月22日)に手紙の中に書いている。また二人の政務参事官(ホルシュタイン以外)としているが、23日には、彼以外にはラシュダウ一人だけが参加したことも、同じ書翰から明らかである。さらに、四人の意見書が外務省の文書綴の中に残されている、と述べているが、それは誤りである。後の5月20日付で、ホルシュタイン、マルシャル(当時の新外務卿)、キーダレン(参事官)およびラシュダウの四人がそれぞれ記した意見書があるが(本稿31頁以下)、ベルヒュム次官のものはない。もっと驚くべきことがある。3月23日当時には、ヘルベルト・ビスマルク外務卿がすでに辞表を提出していたが、なお26日まではその地位にとどまっていたので、外務省の機密文書を「万事お目にかけさせましょ」と外務卿がカプリヴィに言ったとすれば、それはヘルベルト・ビスマルクだということになる。ところが、ヘルベルト・ビスマルクとカプリヴィ宰相が外交上の秘密事項について事務引継をしたのは3月26日午前なのであるから、(Bismarck, a. a. O., S. 529.), カプリヴィは外務卿を抜きにして、外交上の機密を外務省の官僚達から直接きいたことになる。しかもホルシュタインは、カプリヴィが秘密条約の記録を読んでいる間に、次官と二人の同僚に連絡したと記しているが、23日当時はヘルベルトがなお在職していたのであるから、彼はもっとも責任ある上司には連絡しなかったのである。つまり、外務卿が完全に閉め出された形で、新宰相と外務省の上級官僚とは協議したことになる。以上の事柄は、ホルシュタインの前記の記録が誤りと歪曲にみちているため、事実の認定に確実性を欠くとしても、さらにもっとおどろくべき記録がある。それは、カプリヴィが露独間の秘密条約

重要な記録である。

この覚書は、1890年3月当時にドイツが結んでいた諸条約と列強との関係をさまざまな角度から検討し、それが再保障条約の更新によってドイツの国際的地位に将来いかなる結果をもたらすことになるかを推測した、龐大な内容の長文のものであるが、いまその要点をあげるならば、およそ次のようにまとめられると思う¹⁶⁾。

1. 再保障条約には、ヨーロッパの戦争を局地に限定し難い、全面戦争を容易に招く目的が含まれている。ドイツは其中で好ましからざる立場に陥るであろう。
2. 再保障条約は、ブルガリア問題が発展した場合には、ドイツをしてロシアとオーストリアのいずれかを欺かしめることになる。
3. 再保障条約は、平時においても、オーストリア、イタリア、イギリスおよびトルコとドイツとの関係をいつでも暗くしうる証文をロシアに与え、ドイツをロシア人の掌中に引渡すことになる。それはこの条約が、ドイツの支持してきた英墺伊「地中海協定」と矛盾しているからである。
4. 再保障条約は、ドイツとロシア間の互惠性を保証していない。この条約から生ずる利益はすべてロシアに役立つものである。東方戦争が生じた場合、ドイツはロシアに対して中立を与えるが、その時にはフランスが同時にドイツを攻撃するであろう。その際には、ロシアはこの条約がなくてもドイツに対して中立を守る方が得策なのであるから、この条約はフランスの攻撃からドイツを守ることに役立たない。
5. それ故、ヨーロッパ戦争を何時開始するかという時点の決定は、再保障条約によってロシアの掌中に握られることになる。
6. 再保障条約は、独墺伊「三国同盟」に対して、その条文の辞句ではないにしても、その

に関する記録をホルシュタインから提示されたのは、実は3月22日のことであったということである。そしてこの時、ヘルベルト・ビスマルク外務卿はそのことを報らされておらず、後にそれを知ってホルシュタインに対して激怒したのであった (*Holsteins Geheime Papire, Bd. III: Briefwechsel, I, S. 301*)。

それ故、GP, VII, Nr. 1368 のベルヒェム覚書の由来は、次のようになると思う。

- 3月22日(土) カプリヴィ新帝国宰相にホルシュタインが再保障条約の秘密書類を提示。
 - 3月23日(日) 午前10時、カプリヴィ、ベルヒェム外務次官、ホルシュタインおよびラシュダウの両外務省政務参事官の四人が再保障条約の延長について協議し、それを更新しない方向で意見の一致を見る。
 - 3月25日(火) 23日の協議内容についてベルヒェム次官が覚書作成を終え、カプリヴィにそれを提出。
 - 3月26日(水) カプリヴィとヘルベルト・ビスマルクの間で外交機密についての事務を引継ぐ。ヘルベルト外務卿を辞任。
 - 3月28日(金) 23日付のベルヒェム覚書を外務省秘密文書綴の中に収録。
- そしてこの間、外務卿に対しては事の成行について全く秘密にされていた。ここに、ビスマルク父子の失脚を決定的なものにしようとするホルシュタインの陰謀が歴然と見られるのである。

16) 鹿島守之助, 前掲書, 304頁以下, および中山治一, 前掲論文, 参照。

精神に直接対立している。

7. 再保障条約は、ブルガリア問題とバルカン諸民族の動向に関連して、オーストリア、ドイツ、イタリアとルーマニアとの間に結ばれている条約義務に矛盾し、ドイツはこれらの盟邦に対して非友好的態度をとらざるを得ぬ羽目におちいり、窮地に立たされることになるであろう。
8. 再保障条約に従って、もしもロシアのためにブルガリアの自治を犠牲にするならば、オーストリアが弱体化し、それはひいてはイタリアの自由行動をひきおこして、オーストリアがますます犠牲にされるという連鎖反応を招くことになるであろう。
9. 再保障条約が更新されるならば、トルコは平和時においてすでにロシアの腕の中に追い込まれ、ロシアから秘密を洩らされた場合には、さらにもっとロシアの影響下に陥るであろう。このことは、従来ドイツがトルコに対し行ってきた助言と撞著することになる。
10. ブルガリアにおけるロシアの希望を沮喪させることは、ロシアのドイツに対する反感へと転ずるであろうから、ロシアの希望を失わせぬこと、しかも同時に東南ヨーロッパにおいてロシアに対する他列強の対抗をたえず目覚めさせておくことは、ドイツの政策の切実な利益である。またロシアの注視を海峡問題へ向けさせ、この問題でイギリス、さらには恐らくフランスとロシアの間に対立を作り出しておくことは、ドイツにとって利益である。しかし、ドイツはこの事について何の素振りも示さぬように振舞う方がよい。
11. フランスとロシアとの提携という危険は、今では数年前よりも減少している。ドイツがフランスとの葛藤を望んでいない時に、ブルガリアの冒険をロシアに勧めることによって、この露仏の提携を促進することは、全くドイツの利益にならない。
12. あるきわめて複雑な政策は、その成功が常に問題であったが、ビスマルクのような国際的声望と催眠術的な影響力をもった政治家が隠退した後では、それを継続することは不可能である。
13. しかしビスマルクでさえ、再保障条約から利益を引出すことには成功しなかった。すなわち、この条約は、ロシアに対する危険をはらんだ情勢に当面して、ドイツを防衛してはくれなかった。いずれにしろ、ドイツは、この条約を通して、ロシアから多くのものを得ることは決してなく、むしろこの条約から、ドイツにとっては不利なものが他の方向で増大することになるであろう。
14. ビスマルクは、国民の熱烈な支持を得ることができなければ、大戦争を遂行しえないと常々表明していた。再保障条約の下では、ドイツは同盟仲間を見捨てるような行動を外見ではとることになり、それではドイツ国民の理解を得ることは不可能である。
15. したがって、ロシア側から更新問題をもち出してきたこの機会を利用して、再保障条約から身をひく理由がドイツには十分ある。ただし、そのような処置は友好的に行われな

ればならない。

以上が3月25日付の外務次官覚書の要点である。そこに見られる個々の点については、後にあらためて検討するが、この覚書が、1890年3月下旬当時にドイツ外務省の政務局を中心とした首脳部が懐いていた対ロシア関係、ならびにそれと関連するヨーロッパ政局の全般的な理解を示していることはいうまでもない。そこには要するに、再保障条約が、当時ドイツがもっていた他の諸関係と如何に矛盾し、ドイツの将来にとって如何に不利益であるかという検討が種々の角度から行われ、そしてそのような見地から、再保障条約は更新さるべきにあらずとする見解が打出されているのである。

この間、3月21日にヘルベルト・ビスマルクが提出した外務卿の辞職願は、3月26日に裁可された。しかしその後任には、ヘルベルト・ビスマルクの推薦したブリュッセル駐劄ドイツ公使アルフェンスレーベンではなく、ドイツ連邦参議院のバーデン大公国代表でベルリン駐劄バーデン公使であったマルシャル **Adolf Frh. Marschall von Bieberstein** (1842—1912) が選ばれた。このマルシャルの任命には、再保障条約を更新しないことに傾いた新宰相カプリヴィと外務省、とくにホルシュタインの意向が強く作用したといわれる。すなわち、秘密の再保障条約を更新しないことに予め同調することがあって、はじめて彼の外務卿就任が実現されたのである¹⁷⁾。

さらに、当時、別の用件のために3月21日以来ベルリンに帰っていたペテルスブルク駐劄ドイツ大使のシュヴァニッツもまた、ホルシュタインの提示したドイツの秘密諸条約を知ることによって、再保障条約の更新に疑念を示すことになった¹⁸⁾。

かくて3月27日、新帝国宰相カプリヴィはシュヴァニッツ大使と同道でカイザーに拝謁し、再保障条約の更新に反対する意見を具申した。この模様は、次に示すカプリヴィの3月28日付記録に示されている¹⁹⁾。

。「昨日余(カプリヴィ)とシュヴァニッツ大使とは、陛下(ヴィルヘルム2世)に対して、いま問題になっているロシアとの秘密条約の更新について上奏を行った。その際われわれは、一致して次のような意見を具申した。すなわち、このような更新は、確かにロシアをして他の諸国と同盟を結ぶことを不可能にするという成果を得ることになるであろうが、

17) Bismarck, a. a. O., S. 529 f. GP, VII, S. 7, Anm. u. S. 10, Anm. Brief Herbert Bismarcks an Rantzau vom 22. März 1890, in: Staatssekretär Graf Herbert von Bismarck, Aus seiner politischen Privatkorrespondenz, hg. von W. Bußmann, Göttingen 1964, S. 566.

ヘルベルト・ビスマルクの後任外務卿の選定については、中山治一、前掲論文が詳述している。ここにも、ビスマルク父子の失脚を決定的なものにしようとするホルシュタインの陰謀が色濃くただよっている。

18) Schweinitz, H. v., Denkwürdigkeiten, Bd. II, Berlin 1927, Hallmann, S. 197. Vgl. GP, VII, S. 10, Anm. und Nr. 1392, S. 49.

19) GP, VII, Nr. 1369, S. 10 f.

しかしこの条約の諸規定は、その辞句においてよりもむしろその精神において、三国同盟、われわれがルーマニアと結んでいる条約、およびドイツ側からイギリスにおよぼしてきた作用とは十分に一致しえない結果をもつことになるであろう。この条約が知れわたることは、それが故意の秘密漏洩によるものであれ、あるいは偶然的な漏洩によるものであれ、いずれにしても三国同盟を危うくし、またイギリスをわれわれから離反させる作用力がある、と。シュヴァニッツ氏は、ロシアの側で意図的に秘密を漏洩することは、それがツァーの気質に合わぬものであるが故に、また秘密漏洩はロシアにおいては政府に反対する輿論を刺激するであろうが故に、全く起りえないことであると思っているが、しかし大使は、他の仕方での漏洩の可能性があるあり得ないことではないということも認めた。これに対し、陛下は次のように下命された。すなわち、大使はロシアに帰任した時、彼の地において適当な場で、こちら側（ドイツ）としては以前と同様、今後ともロシアに対して最善の関係を維持せんとする確乎たる意志があるのであるが、しかし目下ドイツにおいて実施された人事の交替は、さしあたりは平静を保ち、いかなる行過ぎた交渉にも立入らぬように努めることをわれわれに示唆しているのであり、われわれが条約の更新を放棄することを得策であると思ふ所以は、かかる人事の交替という点に存するのであると表明せよ、と」。

さきに、3月21日にはロシア大使シュヴァロフを直接に召して、更新に関してロシア皇帝の意にそうことを確言したヴィルヘルム2世は、いまや1週間も経たぬうちに、彼の新政府の一致した反対意見に遭って苦境に陥ったのであり、結局は外務省の意見に動かされた新宰相カプリヴィの上奏に屈したのであった²⁰⁾。

かくて、上述のカプリヴィの覚書の主旨にもとづき、翌3月28日、シュヴァニッツは

20) 条約更新を望んでいたカイザーは、カプリヴィおよび外務省の更新反対意見に遭って窮地におちいった。そこでカイザーは、ビスマルク政策のよき支持者であったシュヴァニッツ大使の更新支持意見に一縷の望をかけて、彼と外務次官ベルヒュムを加え、三人でもう一度協議するようにとカプリヴィに命じたのであった。カプリヴィ、ベルヒュム、シュヴァニッツの会談は3月27日午前10時半に行なわれたが、この席にはドイツの結んでいる秘密条約の文書がすべて提出された。そしてシュヴァニッツは、ルーマニアとの条約を見た時、それが再保障条約と矛盾することを知り、これまでの更新意見を捨てて、カプリヴィおよび外務省官僚達の更新反対の意見に同調したのであった (Schweinitz, a. a. O., Hallmann, S. 197 ff.)。そこでカプリヴィはシュヴァニッツとともに、同日12時45分カイザーに拝謁し(この時マルシャルの外務卿就任も決定した)、再保障条約の不都合な点を一致して進言したため、カイザーも「しからば遺憾ながら(条約更新を)断念する」と語り、新政府首脳の政策に屈したのであった (GP, VII, Nr. 1392, S. 49)。この際カイザーは、新宰相を罷免してまで再保障条約の更新を実現しようとはしなかった。「カイザーは、実際には彼の新しい助言者達の圧力、あからさまに言えば、最後通牒に譲歩するより他にいたし方がなかったのである。彼は五年後にシュヴァロフ伯に向って、24時間以内に新政府の危機をひきおこすことは不可能であった、と自ら告白している」 (Oncken, a. a. O., S. 389)。この点についてはシュヴァニッツも、自分がカプリヴィの政治的生命を助けたのだ、とのべている (Schweinitz, a. a. O., Hallmann, S. 202)。

ルリン駐劄ロシア大使シュヴァロフに面会し、再保障条約不更新というドイツ政府の最終的意向を伝え²¹⁾、シュヴァロフは即日ロシア本国政府にそのことを打電した²²⁾。またシュヴァニッツは3月31日ペテルスブルクに帰任して、同夜ただちにロシア外相ギールスに面会し、同様の主旨を詳細に報じ、さらに4月3日にはロシア皇帝アレクサンドル3世に拝謁して、同じくドイツ政府の意向を奏し、ここにドイツ側から、再保障条約の不更新がロシア側に言渡されたのであった²³⁾。

IV „etwas Schriftliches“

再保障条約は、以上のような経過をたどって、ドイツ政府の人事更迭とからみながら、きわめて短期間のうちに、ドイツ新政府の方針転換によって、ドイツ側からその更新を拒絶されたのであった。ビスマルク父子がこの条約更新と自己の政治的生命を一体のものとしてその地位を維持しようと策したことと、それに対して、ビスマルクの意図を妨害し大宰相の失脚を決定的なものにしようとする陰謀がとくにホルシュタインの背後からの操作によって暗躍したこと、つまり、ビスマルクの政治的生命を最終的に葬るための手段に、本条約更新の問題が利用されたことは、前節で触れたように、今日までの史料公表と研究とが如実にそれを物語っているところである。

しかし、1890年2月ないし3月におけるドイツ帝国の政治的指導をめぐる権力闘争という興味ある問題が、ここでは関心の焦点にあるのではない。問題は、再保障条約の不更新がドイツ「新航路」政府の政策として決定された政治的根拠を吟味することであり、それによって、ビスマルク的ヨーロッパ体制に対してこの不更新がどんな意味と効果をもつことになったかということ、すなわち、ビスマルク体制におけるヨーロッパ列強の配置・星座関係にとって、再保障条約の不更新が何を意味していたのか、という点なのである。従来の通説的な説明によれば、ドイツ側からのこの拒絶によって、ロシアのフランスとの提携がほとんど自動的に必然的なものとして出現したかのような印象を与える。しかし事柄の実情は、そのように安易な展開を示したのではなかった。ロシアは再保障条約の更新をドイツ側から拒絶されて、その外交政策の方針をただちに切換えたのではなかったのである。

さて、シュヴァニッツ大使は3月31日露都ペテルスブルクに帰任して、直ちにギールス外相と会見したが、その際ロシア外相は再保障条約の更新になお希望をいただいていた。なぜなら、ベルリンのシュヴァロフ大使からの報告は、シュヴァニッツが更新交渉に対するド

21) Schweinitz, a. a. O., Hallmann, S. 199 f.

22) GP, VII, Nr. 1370, S. 11. Vgl. Lambsdorffs Tagebuch, 18.(30.) März 1890, Hallmann, S. 173 f.

23) GP, VII, Nr. 1370 u. Nr. 1371.

イツ政府の全権を委ねられずにペテルスブルクに向って出発した、という事だけをつたえていたからである²⁴⁾。従ってロシアの当局者としては、3月26日のシュヴァロフの報告にもとづいて、更新の交渉はドイツ側の提案により、ペテルスブルクにおいて、これまでこの条約について知悉しているドイツのシュヴァニッツ大使とロシア側ではギールス外相との間で継続される、ということには変りがないと考えていたのである²⁵⁾。

そこでシュヴァニッツはギールスに対して、「今回ドイツ外務省に生じた人事の更迭が重要な意味をもつものであることを説明し、しかしながら、このことによってドイツのロシアに対する良好な関係はなんら変化するものではないという所信を披瀝した後に、ドイツ政府は本年6月18日に満了する条約を更新する意志が目下のところはないことを、ギールス氏におもむろに理解させた」のである。この会談の様相について、シュヴァニッツは4月3日付で本国宰相カプリヴィに詳細な報告をしているが²⁶⁾、その内容は次のようなものであった。すなわち、シュヴァニッツがドイツとロシアとの君主制的利害の共通性、ドイツの平和維持の確固たる意志、ブルガリア問題に関してビスマルク以来のロシアに対するドイツの好意的態度の継続を繰返し述べ、条約がなくなってもドイツとロシアの間には何事も変化はなく、従前と同じであると説いたけれども、ギールスは再保障条約不更新というドイツの意向をきいて驚倒した。そしてロシア外相は、ヨーロッパ全体の政治的狀態を顧慮して、露独間の協定がなくなれば結局ロシアだけが列強間に孤立することになること、再保障条約はロシアからみるならば、オーストリアの積極政策に妨げられずにロシアの安全を強化しうる好都合な状態を創出したが、今やそれが終りに近づきつつあることを挙げて、遺憾の意と危惧の念を隠そうとはしなかった、というのである。

そしてシュヴァニッツ大使は、この報告の中に、再保障条約がドイツ外交政策の中で占める意義を、私見として同時に述べている。

「しかしながら、この秘密条約は、われわれ(ドイツ)にとっても高い価値のあるものであった。というのは、この条約は、ツァーがスラヴ民族主義者(スラヴォフィーレ)やショーヴィニストの將軍達のはなはだ騒々しい声、すなわちカトコフやスコベレフの声に時折傾き、またわれわれに対抗する同盟に加入することを阻止してきたのであり、それと同時に、他面においてはフランスの攻撃戦争が生じた場合には、ロシアの中立がわれわれに対して保証されていたのであるから。この利益は、ロシアの攻撃的な戦争準備のために我々がより多くの他の諸国と同盟を結ばざるを得ぬことになるのでないならば、如何なる高価な代償を支払っても確保されなければならぬものであらうと思われる。……われわれを盟

24) *Lambsdorffs Tagebuch*, 18.(30.) März 1890, Hallmann, S. 173 f.

25) *Ebenda*, S. 172 f. 本稿18頁以下参照。

26) *GP*, VII, Nr. 1370, S. 11 ff.

邦に結びつけ、またその盟邦のあるものを我々の助力によってイギリスと結びつけているところの諸々の同盟に対して、いまや突然ギールス氏は完全に孤立させられた形で対峙することになるのである。それ故、彼が何処かに掩護を探し求めても、何びともそれに驚くことはないであろう」と。

翌4月1日ロシア外相ギールスはロシア皇帝に拝謁して、ツァーのドイツ大使引見の日取りを4月3日と定めたが、この拝謁に際してツァーと話し合った様子を、4月2日にシュヴァニッツに伝えた。それによると²⁷⁾、ギールス外相が、前日(3月31日)にシュヴァニッツと会談した様子を報告したにもかかわらず、ロシア皇帝は満足の意を示し、ドイツ政府が再保障条約を延長する意志がないという報告を別に驚きもせず聴き入れ、なんら文書による協定の必要を感じてはいなかった、というのである。しかしギールスは、自分の健康のことなどを考えると、自分が辞めた後でも後継者を親独政策の方へと拘束しておきたいと思っているので、ツァーがドイツとの条約に関心を向けなくても、自分はそれに非常に関心をよせている、とシュヴァニッツに語った。そして、ロシア外交当局では、3月上旬以来、彼が中心となって熱心に再保障条約更新を準備したことを説明し、暗にドイツの豹変の責を詰ったのである。

次いで4月3日、シュヴァニッツ大使はロシア皇帝に拝謁して、ドイツ皇帝から委任されたツァーへの伝言を奏したが、この謁見の様子についてシュヴァニッツは同日付でカイザーに報告している²⁸⁾。

まず、ロシア皇帝が、ビスマルクの隠退はロシア、ドイツ両国君主の個人的関係や国家の政治的関係をなんら変更させるものではないことを、ドイツ皇帝に伝言したのに対して、ドイツ皇帝は感謝と同感の意をロシア皇帝に伝えるようにとシュヴァニッツに委託し、さらにカイザーがそのことを直接ツァーに表明しうる機会を得たい旨ロシア皇帝に伝達せよと命ぜられた、とシュヴァニッツが語った。それに対して、ツァーは、ドイツ皇帝の訪問を期待すると応え、明らかに満足している態度を示した。そしてツァーは、「ヴィルヘルム皇帝がシュヴァロフに語った言葉、すなわち、ドイツの親露的態度をビスマルクの政策と称することは間違っており、それは彼(ヴィルヘルム2世)の祖父の政策であるとともに彼自身の政策でもある、という言葉は、両国の友誼の継続を保証するものである」とシュヴァニッツに話した。さらにツァーはドイツ大使に対して、三国同盟は、その同盟国とくにイタリアに課せられる負担がきわめて過重であり、決して具合よくいってとは思えない。「ただロシアとドイツが友好関係を保ちさえすれば、諸国はそれを冷静に傍観せざるをえず、したがって平和が存続するのだ」と腹藏なく語り、シュヴァニッツから新帝国宰相カプリヴィが決

27) Ebenda, S. 13 ff.

28) GP, VII. Vr. 1371, S. 15 ff.

して好戦的人物ではないことを聞かされて、「彼(カプリヴィ)がよく熟慮するなら、すべてはうまく行くだろう」と安心を表明したのだった。

以上シュヴァニッツが本国の宰相と皇帝に報告した二つの文書にのべられている三つの会談——3月31日と4月2日のシュヴァニッツ・ギールス会談および4月3日のシュヴァニッツ・ロシア皇帝謁見——から、われわれは次の事柄を知るのである。

1. ドイツは条約を更新延長しないが、しかしドイツのロシアに対する友誼と平和維持、ブルガリア問題に対するロシアの優越権の支持という点では、従来と変りがないことが、ドイツ側から弁明されていること。そしてこの点ではロシア皇帝も同感と満足の意を示したのであり、その限りにおいては、3月下旬から4月上旬にかけて、再保障条約不更新が決定的となったことに起因する露独関係の急激な変動は生じなかった。少くとも、両国関係は、消極的に従来の状態を保ったままであった。
2. しかし、ドイツ大使シュヴァニッツは同条約不更新の決定に際して、3月27日ベルリンにおいて「新航路」政府の方針に参画し、皇帝に対する上奏にも加わったのであるが、ペテルスブルク帰任後ロシア外相ギールスとの会談を本国に報告するに際して、もう一度この条約がドイツの外交政策全般にとってもっている意義や効力について、「条文上」ではなく、政治的に検討を加えた。その結果、再保障条約は、ロシア国内の反ドイツ的輿論の牽制、フランスのドイツ攻撃に際してのロシアの好意的中立の確保という点で、「如何なる高価な代償を支払っても、これを維持しなければならぬものであった」と考えなおされるに至った。それゆえ彼は、同条約の消滅後にはロシアは孤立感にとらわれて、「何処かに掩護を求める」ことも十分考えられる、と新宰相に具申することによって、条約満了前にもう一度ロシアと交渉する余地のあることを暗示した。
3. さらに注目すべき点は、ロシア側におけるギールス外相の態度であろう。彼は、不更新によってロシアだけがドイツの諸国と結んでいる提携の中から脱落し、孤立させられることを非常に危惧しており、従って「なんらか文書の形で——覚書の交換によって——両国の結合関係の破綻を縫いとどめよう²⁹⁾」と努めている。しかも彼には、ロシア国内のスラヴォフィーレに対抗して、彼が外相を辞めた後にもロシア外交をドイツとの絆に繋ぎとめておこうとする配慮が見られるのである。

はたして、ドイツとロシアの結合に関する新たな提案は、ロシア外相ギールスの側から緒口をひらかれた。再保障条約満期のほぼ一カ月前、5月14日に、ギールスはドイツ大使シュヴァニッツに対して、ベルリン駐劄ロシア大使シュヴァロフが本国政府に送付してきた3月21日のドイツ皇帝と彼との会談の報告の浄書——そこにはロシア皇帝の欄外注が若干つ

29) GP, VII, S. 13,

いていた³⁰⁾——を示しながら、次のように話した。

「われわれ（ドイツとロシア）の間に、本年6月18日以降、文書に記された協定が全くなってしまうことは、自分（ギールス）にとっては遺憾なことである。自分は、（再保障条約の）附帯議定書の詳細に立入った協定や、『優越的で決定的な』といったようなあの形容詞をなんら重視していない。……自分にとっては、ただ全く、今日存在する良好な関係の根本的な基礎が人物の交替によって左右されないようにするために、何らか文章に書かれたもの *etwas Schriftliches* があるということだけが重要なのである。私は自分のことを誇ろうとは思わないが、しかし今日の政策の原動力は私であるということを買下（シュヴァニッツ）はもちろん御存知のはずである。明日はこの椅子（ロシア外相の地位）に誰か別の人物が坐るということもあり得るのであり、このような場合のために、自分は何かの確なものを後に遺したいのだ」と。

シュヴァニッツが、再保障条約更新の問題はすでに済んでしまったものとみなされなければならぬ、ということをお納得させようとしたが、しかしギールスは、たとえ主要な線だけを確認するにすぎないものであっても、ともかく書類に記された協定が必要であると論じ、6月18日以後には現存の状態に代るものが全くなり空虚になってしまうことを非常に懸念したのである。それ故、「なんら条約を必要とはしない。覚書の交換——おそらくは君主間の書翰の交換だけで十分であろう」というのがギールスの意見であった³¹⁾。

シュヴァニッツは、以上のようなギールス外相の申込みを、翌5月15日、本国宰相に報告すると同時に、前回（4月3日）と同様に彼自身の意見を添えている。すなわち、ギールスは、3月21日にカイザーがシュヴァロフ大使に与えた確言を依然として持出すことによって、彼が渴望している協定に立戻するための理由としているが、ロシア外相のいう「文書に記された協定によって、何よりもまず、フランスと同盟して共同行動をとる可能性がロシア政府から取除かれることになる。われわれ（ドイツ）を、『ブルガリアにおける協力』と海峡における『道義的ならびに外交的支持』へと義務づける秘密附帯議定書（再保障条約の）を放棄するばかりでなく、『ブルガリアとルーマニアにおける優越的で決定的な勢力』をも断念するというギールス氏の覚悟から、閣下（カプリヴィ宰相）は、ロシア外相の動機がバルカン半島における積極的進出にあるのではないということをも更に認められるであろう。私（シュヴァニッツ）の考えでは、われわれ（ドイツ）の他の諸列強に対する条約上の義務と矛盾する部分は更新しないで、フランスの攻撃が生じた場合におけるロシアの中立をわれわれに確保するためには、今の時機はきわめて好都合である。この際、私は、もしもわれわれ（ドイツ）がロシア外相のきわめて融和的な諸提案を拒絶するならば、彼（ギールス）あるいは彼の後

30) Vgl. GP, VII, Nr. 1373, Anlage, S. 20 f. 本稿18頁以下参照。

31) GP, VII, Nr. 1372, S. 17 f.

任者は、われわれのところでは得られない掩護、依存を他所で探し求めざるを得ないであろうという卑見を、是非進言しなければならない³²⁾」と。

そして翌5月16日付でシュヴァニッツは、さらに私信の形でカプリヴィ宰相に報告を行い、5月14日の会談の際にギールス外相が提示した浄書——3月21日にドイツ皇帝がシュヴァロフ大使に対して示した確言の報告——についての備忘録を同時に送付したが³³⁾、その際、彼は重ねて次のように私見を述べている。

「私(シュヴァニッツ)は、ツァーがもう一度さしのべた手を押返すことは賢明ではないと思う。それどころかロシアの要求が縮小されたことを考慮するならば、何らかの文書に記されたもの *etwas Schriftliches* を協定することが可能であると私には思われる。この文書に記されたものは、それが何時か知られることになった場合でも、われわれ(ドイツ)に対抗するのに利用されることはありえないし、それどころか、フランス側から攻撃してくる戦争が生じた場合には、少なくとも最初の一週間は、ロシアの中立をわれわれに保証することになるであろう³⁴⁾」と。

そしてシュヴァニッツは、ギールス外相のこの新たな発議に同意すべきか否かを宰相に尋ねたのであった。

ここには、シュヴァニッツ大使がロシア外相の提案を諒解しうると認め、ドイツとロシア間に再保障条約に代るべき何らかの協定が新たに形成されることを、カプリヴィ宰相に勧めている姿がある。そしてシュヴァニッツがかかる新協定を是認しようとした理由は、(1)ロシアの要求が、再保障条約とその附帯議定書に規定されている協定義務をほとんど断念しており、他の諸国に対するドイツの協定義務関係と矛盾する点を解消しうる可能性が十分考えうるようになったこと。(2)ロシアは、ギールスの説明するところによれば、この新協定にもとづいてバルカン問題に関する攻撃的政策を推進しようなどとは、全く意図していなかったこと。(3)ドイツにとっても、フランス側からの攻撃のことを考えるならば、ロシアの中立を確保しうることは言うまでもなく有利なこと、という点にあった。

この時点においては、シュヴァニッツ大使は、4月3日の報告における再保障条約の評価(本稿26頁以下)とともに、後に検討する如く、ビスマルクの対ロシア政策がビスマルク体制において意味していたものを正當に理解していたように思われる。

以上に述べたような「なんらかの文書に認めたもの」 *etwas Schriftliches* を再保障条約の満了後にドイツとロシアの間に協定したいというギールス外相の提議と、シュヴァニッツ

32) Ebenda, S. 18 f.

33) GP, VII, Nr. 1373, Anlage.

34) GP, VII, Nr. 1373, S. 20.

大使のそれに対する同調、ならびに本国宰相カプリヴィへの意見具申に対して、ドイツ「新航路」政府はどのように対処したであろうか。

ドイツ外交文書集に収められた関係記録によれば³⁵⁾、まず5月20日付のホルシュタインの意見書が、ドイツ側の対応策についてオリエンティールンクを与えている³⁶⁾。彼の理解するところによれば、

「ドイツとロシアの条約（再保障条約）ならびに附帯議定書において、われわれ（ドイツ）は次の諸点に関してロシアを支持する義務を負っている。

1. ブルガリアにおけるロシアの権利。
2. 両海峡（ボスフォラスおよびダーダネルス海峡）の閉鎖。

これらの義務は、条約と議定書の中でそれぞれ言及されている。

シュヴァニッツの書いているところでは、（ギールスの提議は）ブルガリアに関する条項は条約および附帯議定書から、海峡に関する条項は附帯議定書から削除される由。

条約の両海峡閉鎖に関する部分は、それ故、効力を継続することになるであろう。したがって、われわれ（ドイツ）は、コンスタンティノープルにおいて両海峡の継続的な閉鎖に努める義務を負うことになる。1885年のロシア=アフガン紛争の際に、われわれがこの条項に従った経験によれば、ロシアは両海峡の閉鎖によって、イギリスに対して不死身となった。今われわれが海峡約款を延長するならば、ロシアはイギリスにその秘密を洩らすことによって、バルカン半島とインドの勢力範囲分担を協定し、ドイツとイギリスの間に不信の楔をさしこむかもしれない。

海峡約款は別としても、われわれ（ドイツ）とロシアとの間に秘密条約が存在するという事実は、それだけでわれわれのオーストリア、ルーマニアおよびイタリアに対する条約関係に対して破壊作用を及ぼすことになるであろう。……最近ビスマルク侯が表明した『将来はドイツ・ロシア同盟にかかっているといたっても差支えなからう』という発言³⁷⁾は、それ自体すでにわれわれの同盟国を不安にする効力があるのだから、目下のところでは、ドイツの政策に対する不信の念をよびおこす全ての事柄が、とくに活発になっているように思う。

このような（ドイツにとって）不都合な状況を理由に、ロシアの無理な要求を拒絶あるいは遷延的に取扱うのは当然である。われわれはロシア人に対して、新政府はドイツの対外

35) 5月15日と16日のシュヴァニッツの報告にもとづき、カプリヴィは外務省の首脳と協議し、宰相の要請にもとづいて、その参画者がそれぞれ5月20日付で意見書を作製した（GP, VII, Nr. 1374—1377）。この間の事情を、後にホルシュタインが3月23日の会合と混同して記述していることは、前に注15)で指摘した通りである。

36) GP, VII, Nr. 1374.

37) 1890年5月20日と21日の „Hamburger Nachrichten“ 紙によれば、ビスマルクが „Nowoje Wremja“ の特派員に語った言葉。Vgl. GP, VII, S. 23, Anm. 1.

政策の連続に公然と賛意を表明しているから、ビスマルク侯がこれまでドイツの政策の諸原則であると述べたところの諸々の原則との結びつきから、必ずしも逸脱してはいないと思う、と応えることができる。それ故、輿論の浄化を待つことがわれわれ(ドイツ)には必要であり、またバルカン半島の情勢は目下のところでは早急な決定に迫られる状態ではない、と応えることができる。

その際、悪意のないような協定は世間を憚ることがあってはならぬ、すなわちわれわれにとっては、ロシアとの協定は公然たる行動としてのみ考慮しうるものだということが、効果的に暗示されてもよい。そうすることによって、われわれの同盟国は、ドイツもロシアも(同盟国の)条約上の権利を制限しようとする意図を懐いてはいないことを確信するであろう、と暗示してもよい。

シュヴァニッツ大使には、ドイツ・イタリア間の条約によって、(再保障条約の海峡閉鎖条項の)秘密保持ということがわれわれ(ドイツ)には禁止されていることが伝えられるべきであろう」というものであった。

つまり、ホルシュタインの意見によれば、ギールスの提議は、(1)再保障条約の海峡条項をなお断念しておらず、それはイギリスとドイツを離間させる手段に利用されるおそれがある。(2)しかしもっと原則的に、露独間に協定が存在するというそのこと自体が、ドイツの結んでいる他の諸国との条約関係に破壊作用を及ぼし、それら同盟諸国のドイツに対する不信感を刺激する。(3)それ故、ギールスの提案に対しては、「新航路」政府の政策がビスマルクの原則に連続しており、それから逸脱するものでないことを強調して、協定を拒絶ないし遷延的に取扱うこと。(4)そして、ドイツは諸国のいわれなき疑惑を避けるために、秘密協定を結ぶことはできない、とされている。そこには、「なんらか文書に記されたもの」というギールスの要望に対する入念な配慮がほとんど見られない。

次いで、新外務卿マルシャルの意見書³⁸⁾、ホルシュタインに完全に追随するものであった。「新たなロシアの条約提案が……われわれ(ドイツ)の同盟諸国に対してわれわれを危険に曝す傾きのある若干の点を除去することに同意していることは、重要なことではない。決定的な点というのは、ロシアとの秘密協定が存在するということから、万一の場合に三国同盟が強固な結束を保ちえないという確信をロシアがいただくかもしれないことにある」と。そしてマルシャルは、ロシアの提案を拒絶する理由として、ドイツ政府の人事更迭と、如何なる秘密協定も回避することを挙げている。

外務省参事官キーダレン Alfred von Kiderlen-Wächter (1852—1912) の意見書³⁹⁾は、1885年の海峡閉鎖問題を詳細に検討し、またイタリアのそれに対する関心がドイツ、オーストリ

38) GP, VII, Nr. 1375.

39) GP, VII, Nr. 1376.

アとは本来的には反対の方向にあったことを指摘することによって、ホルシュタインの見解を裏づけている。

最後に、ラシュダウの意見書⁴⁰⁾は、ロシアの提案に対して前の三者よりも楽観的である。それによれば、(1)再保障条約の中立に関する条項がロシアのみに利するものであって、ドイツにはほとんど利益にならないことは、ロシア側でもすでに認め、従って新しい提案ではその多くのものを放棄している。(2)この秘密条約がドイツの同盟国に不信感の種を蒔き、三国同盟を動揺させることに利用される可能性は認められるが、しかしロシアが秘密を漏洩してそのような事態が生じても、ドイツはそれに対して十分弁明しうる立場にある。このように考えると、ロシアは今は「条約の解消を望まぬか、あるいは新しい類似の文書を望んでいるか」のいずれかであろう。ドイツとしては、この二つの可能性のいずれかを認めるとするなら、「ロシアの提案を無下に拒絶するのではなく、プラトニックな好意をもってロシアの申出に耳を傾けても、決して損失はないであろう」。そしてロシアに対して、『ドイツは、ギールス提案に基づく諸義務の廃止でも、まだ自分の利益に関係のないことで義務を負うことになり、それは到底耐えられぬことである。またドイツは、友好諸国の疑惑を避けるために、その平和の意志を公然と周知させうる協定を、更訂条約としては結びたいのだ』とロシアに申し出たらよい。このような提案はロシア側としては賛成しかねることであろう。

以上がラシュダウの意見であり、結局はホルシュタインの見解に妥協している。

これら5月20日に記された四人の外務省首脳者の意見書にもとづいて、宰相カプリヴィは次のように判断を下した⁴¹⁾。

「シュヴァイニッツ大使が再保障条約延長に対する拒絶の回答をもって帰任してから、彼は条約更新を目論むギールスの努力について三度も、即ち4月3日、5月1日⁴²⁾および5月15日付で報告している。この三回の試みで共通していることは、イタリアが考慮に入っていない点である。またブリュッセル会議⁴³⁾での態度から、ロシアは三国同盟を破壊し、イタリアとともにイギリスをもわれわれ(ドイツ)から引離そうとしていることがわかる。

40) GP, VII, Nr. 1377.

41) GP, VII, Nr. 1379.

42) ギールスは5月1日にシュヴァイニッツ大使にむかい、ブルガリア問題の解決について提案した。それは、ブルガリア君主の候補者がオーストリアの推薦するドイツの新教徒の王子でも、ロシアは決して反対しない、というものであった。そしてギールス外相は、この諒解が成立してブルガリアの危険が除去されるならば、「オーストリアがドイツおよびロシアとともに、以前に存在していたような三国皇帝の強固な君主連合を再現する」ことを妨げるものは何もなく、と結論づけた。すなわち彼は、再保障条約の消滅に際して、三帝同盟の復活をも考えたのである (GP, IX, Nr. 2084, S. 22)。しかしドイツ側では、ロシアとオーストリアに対してそれぞれの代弁者になることを忌避し、ギールスの提案は殆んど熟考されることなく拒絶されてしまった (GP, IX, Nr. 2085 u. Nr. 2092)。

43) 1890年2月以来、ブリュッセルで催されている反奴隷制会議のことで、この会合においてロシアはイギリス接近を試みたといわれる (GP, VII, S. 31, Anm. 1.)。

ロシアがただ平和だけを望んでいるのであるなら、ロシアは同盟のようなものを必要としない筈である。なぜなら、目下のところ平和の破壊がおこりそうだと考えられるのは、ただロシアからだけだから。

三帝同盟の復活は、オーストリアとロシアのバルカン半島における対立が強まっているから、実現の可能性がない。ドイツがそのいずれに味方しても、ドイツには良好な結果は生じてこないであろう。

ギールス氏の暗示する他の点は、秘密の協定という趣旨にある。しかし、そのような秘密は、現在の三国同盟に地雷を敷設し、ロシアが何時でもそれに点火できるようにするようなものである。

ブルガリア問題については、われわれはオーストリアの関心にも顧慮をはらわなければならぬから、ロシアに対して如何なる約束もできない。海峡の現状変更についても、同様に、ドイツは直接的な利害関係をもっていないから、秘密条約(再保障条約)の第3条を復活させる理由がない。それは、ドイツをイギリスとイタリアとの対立に陥れる危険を含んでいる。

それ故、ドイツのロシアへの接近は、われわれ(ドイツ)の同盟国をわれわれから離反させ、イギリスを傷け、また三国同盟を納得しているドイツ国民には不可解な政策として受けとられ、共感をもたれないであろう。

このような損失の代りにドイツが得るものは、結局は何もない。フランスの攻撃の際におけるロシアのわれわれに対する中立保証ということは、実際にはそれほど価値があるものとは思えない。

ところでロシアが、われわれの許では得られない掩護をどこか他所で求めうる可能性があるとするれば、それはフランスとイギリスだけが問題になる。しかし、フランスとの同盟は、イギリスの地中海艦隊が介入しうる限り、全面戦争を惹起することになって、それはロシアの望むところではなかろう。またイギリスと同盟することは、ロシアがわれわれ(ドイツ)から無償で得ようと望んでいるものを、他の場所(アジア辺りであろうか?)における犠牲を支払うことでようやく入手することになるだろうから、決して好ましいこととは考えられないだろう。イギリスとフランスとを共に包含したロシアの同盟ということは、地中海におけるイギリスの利害のために、到底あり得ないことだ。

ロシアがわれわれに対して接近を繰返し試みるならば、それはわれわれを同盟国から離間させようとすることであるから、われわれとしては諸国との同盟および諸関係をもっと緊密化することに努めざるを得ない」。

5月22日に記されたカプリヴィ宰相の覚書は、20日に書かれた外務省首脳の四人の意見書と、その主旨において一致していたのは当然であり、さらに、ロシアの対独接近に対する見

方とその対策の建て方においては、その基本線が3月27日の再保障条約不更新を決定した場合と殆んど同じである(本稿23頁以下参照)。しかし、5月22日のカプリヴィ覚書は、3月25日付のベルヒェム覚書(本稿20頁以下参照)と比較してみるなら、ドイツの外交政策に対する「新航路」政府の全般的な基本的傾向ないしは関心が、この二カ月の間に次第にその性格を明確に示しつつあったことに気づくであろう。すなわち、ドイツ外交の基本線は、ビスマルク体制における三国同盟とそれに関連する諸国との結合、ならびに、特にイギリスとの提携関係にあることが、ベルヒェム覚書の場合よりももっと明確に抽出され、指摘されているのである。このことは、「新航路」外交政策の今後の発展を理解するためにも、とくにここで銘記しておきたい。つまり、オーストリア、イタリア、イギリスと、それに関わる地中海、バルカン、両海峡における諸国の利害を考慮する限り、たんに再保障条約の更新ということだけでなく、それ以上にロシアとの結合関係全般が、ドイツ外交にとっては根本的に好ましからざるものと判断されているのである。

このような「新航路」の外交的態度とともに、その指導者達が、ロシアとフランスとの提携の可能性について、きわめて楽観的に否定的な観測をしていたことも注目すべきことであろう。

かくて、ペテルスブルク駐劄ドイツ大使のシュヴァニッツを除いて、ドイツ本国政府の責任ある指導者達は、いずれも、ギールスの「なんらか文書に記されたもの」による露独間の結合という提議に対して、それを拒絶する方策へと傾いたのである。翌5月23日、カプリヴィは皇帝ヴィルヘルム2世に対し、ギールスの提議について上奏し、前述のカプリヴィ覚書の中に「含まれている観点がわれわれ(ドイツ)のロシアに対する外交的交渉の基礎とされること」を述べ、カイザーの同意を得た⁴⁴⁾。しかもこの謁見の際に皇帝は、「ロシアの申出は遷延的に取扱われるのではなく、決定的に落着いたものとして処理されること」を望んだ。そしてシュヴァニッツには、「ビスマルク侯の隠退した後も複雑な同盟体系を固執することは不可能である。前宰相の仕方はそうでなくとも秘密漏洩を生じやすく、不安と誤解とを促進しそうであるから、秘密条約を締結することは現在ではいよいよ禁物である。われわれ(ドイツ)の政策は、きわめて簡明なものであり得るし、またそうあるべきだ」と返答するように指示された。そしてカイザーは、今後は「ロシア皇帝に対して、この覚書(5月22日のカプリヴィ覚書)の要点に齟齬するような如何なる表明も、口頭あるいは文書で決して行わぬであろう」と語った。これは、例の3月21日におけるカイザーのロシア大使シュヴァロフに対する再保障条約延長の確言が、その後不更新を決定した「新航路」外交の対ロシア交渉を困難にし、ギールスの露独提携の継続要請に対する根拠としてしばしば引合いに出され

44) GP, VII, Nr. 1378.

るという、「新航路」政府にとってはまことに不都合な状況を形成したからである。いまやカイザーは、外交問題では、ホルシュタインが隠然たる指導力を発揮しはじめた外務省に完全に征服されたのである。

「新航路」指導部は、以上のようにシュヴァニッツの進言を完全に斥けて、ロシアとの交渉をすでに終了したものとして決済することとし、しかもカイザーの完全な同調を勝ち得たのであった。したがってシュヴァニッツ大使に対しては、この主旨においてギールス外相に返答するように訓令が発せられた⁴⁵⁾が、その訓令には、同時に、5月22日のカプリヴィ覚書が添付された。そこでシュヴァニッツは、6月4日にロシア外相に会い、本国政府の訓令にもとづいて、ギールス提案に対するドイツの方針を説明した。

「……(ドイツ) 帝国宰相は次のように訓令してきている。すなわち自分(カプリヴィ)はロシアに対するこれまでの政策を堅持する決心であり、それは文書に記された協定がなくとも行われるであろう。自分が(ドイツ) 皇帝の意を体して行う政策は、不安や動揺、不信感をおこさないような単純にして明快な政策であるべきだ。したがって自分の見解では、秘密条約という方法をとらない、と。

また帝国宰相は、政府間に締結される諸条約の価値というものには輿論の支持がなければ意味が少い、と考えているが、このことは現在のところ、ロシアにもまたドイツにもあてはまる実情である。……閣下(ギールス外相)がロシアの政策を指導している間は、われわれ(ドイツ)は安心しており、したがってなんら条約を必要としないが、万一閣下が大臣を辞めた後では、たとえ条約があっても、それは閣下の後継者の解釈次第で中立条項の効力は左右されるのであり、したがって秘密条約の存在ということは、ただそれだけでは過大評価するわけにはいかない。

カイザーも、われわれ(ドイツ)はロシアに対するわれわれのすばらしい関係を、過去におけると同様、将来においても維持すること、ただし、条約なしでそうすることを表明し給うた」。

およそ以上のような回答をシュヴァニッツが行っていた間、ギールスはそれに傾聴してノートをとっていたが、シュヴァニッツの説明が一段落ついた時に、ロシア外相は文書にされた協定が廃止されてしまうことに対する危惧をなお繰返し表明した。そして、たとえゆるやかな絆であろうとも、ドイツとロシアを結合するものがあるべきではないというドイツ側の回答に、彼は満足しようとはしなかった。さらにシュヴァニッツが、この日(6月4日)の意向表明は決定的なものであることを明確に伝えた時、ギールスは「われわれの外交的交渉はおわったものと思う。しかし君主間の意見交換はこの限りではない」と語った。

45) GP, VII, Nr. 1380.

シュヴァニッツが、ロシア皇帝は文書に記された協定にこだわってはいないと以前にギールスが話した(4月2日のギールスとシュヴァニッツとの会談, 本稿27頁)ことを指摘して, 条約不更新のことよりもドイツ新政府の平和維持政策がきわめて公明なものであることの方をツァーに対して強調してもらいたい, と述べたけれども, ギールスはそれで安心しようとはせず, たとえ一般的な事柄をその内容とするものであっても, なんらか文書に記されたもの **irgendetwas Schriftliches** が満期になる条約の代りになるようにしたい, という希望を繰返した。そして, ベルリンのシュヴァロフ大使に, この問題で(ドイツ)帝国宰相と話し合う権限をいま直ちに賦与することすら暗示した。そこでシュヴァニッツは, そのような措置をとってもギールスの希望するような結果は得られないし, シュヴァロフ大使が却って窮地に陥ることになるだろうから, 止めるようにと勧めた⁴⁶⁾。

かくて, ドイツ「新航路」政府から再保障条約に代るべき「なんらか文書に記されたもの」を得ようとするロシア外相ギールスの努力も, カプリヴィやホルシュタイン等ドイツ新政府の峻拒の前に, 結局は失敗におわり, 1890年6月18日をもって露独再保障条約は満了, 消滅した。この時からドイツとロシア間の関係には, ドイツ側から政策不変の強調があったにもかかわらず, その関係を保証すべき国際法上の相互的権利・義務がなくなった。以後, 両国は, それぞれ新たに「自由な手」 **die freie Hand** を得て, 新しい関係に入るようになったのである。

V ロシアの „Fixierung“

再保障条約が消滅した6月18日以後にも, しかしロシア側においては, なおドイツとの提携の機会をとらえる希望を完全に諦めたわけではなかった。3月末シュヴァニッツがペテルスブルクに帰任した後, 4月3日にロシア皇帝に拝謁して, ドイツのロシアに対する友好は変わるものではないがドイツ政府の人事更迭のために再保障条約の更新に踏み切れない旨を述べた際に, 同大使は, この友誼をドイツ皇帝が「個人的に自分の口から表明すべき機会を期待している」ことをツァーに伝えるようにとカイザーから委任されていると話した。それに対してロシア皇帝も, 「ドイツ皇帝の訪問を期待する」と答えている⁴⁷⁾。また6月4日にギールス外相に面会したシュヴァニッツが, 「なんらか文書に記された」協定関係を再保障条約の代りに得ようとするロシア外相の提案に対して, 本国宰相カプリヴィの訓令にもとづいてこれを拒絶した際にも, 「両国(ドイツとロシア)君主を結ぶ親善の鎖を緊密にする」

46) GP, VII, 1382. Vgl. Lambsdorffs Tagebuch, 26. Mai (7. Juni) 1890, Hallmann, S. 175 f. このラムスドルフ日記よれば, ロシア皇帝は露独間の条約が更新されないことを「個人的には」むしろ喜んでおり, 両国間に協定がなくなることは別に遺憾なことではない, と記している。

47) GP, VII, Nr. 1371, S. 16. 本稿27頁参照。

好ましい機会が二カ月以内に到来するであろう、とドイツ大使は語っている⁴⁸⁾。

このドイツとロシア両国皇帝の会見は、1890年8月17日にドイツ皇帝が新帝国宰相カプリヴィを伴って、ナルヴァに滞在中のアレクサンドル3世皇帝を訪問し、ペテルホーフにおいて会談する画計となって具体化された。すでにドイツ側では、政府も、また最後には政府の方針に従うことになった皇帝も、露独間の「文書に記された」協定の再現を拒絶しており、ロシア側でも、ツァーは両国間の条約的關係が消滅することを遺憾とはしていなかったから⁴⁹⁾、ギールスの希望するような露独提携の再現の可能性は、すでに極めて稀薄であったといわなければならない。しかしロシアの外交当局者から見るならば、この両国君主の会見という機会には、その両帝室の特殊な関係からして、君主間の友情を深めるばかりではなく、場合によっては両国提携についての交渉を再び日程にとりあげるという希望をいだかせるものであった。

このようなロシア側の底意は、ドイツ側でも予測し、警戒したところであって、ドイツ外務省は両国皇帝および宰相の会談について、きわめて早くから慎重に原則的プログラムを立案している。

「1. この訪問は親族的性格を強くうち出すこと。政治的な談合——なかんづく、東方の状態に関して——にはイニシアティブを執らないこと。

2. 君主国の結束というテーマと、方々に生じてきている革命運動に対抗して、君主国にとっての社会問題の重要性とについては、快く話合いに入っていくこと。

3. 政治問題に触れられる時には、われわれ（ドイツ）は誠実な仲介者 *der ehrliche Makler* の役割を新たに引受けることは拒絶すること。われわれの思わしからざる経験——とくにベルリン会議以後における——をとり除くこと。

4. 省略

5. われわれはロシアと条約を締結することはできない。なぜなら、ロシアとの諸条約は、われわれに反対する内外の不信感を刺激することに利用されるであろうから^{*}。われわれが広範にわたる譲歩をしてきたにも拘らず、これまでのわれわれの（ロシアとの）諸条約は、ロシア内のわれわれに敵対的な輿論を減退させることができなかったことを強調すること^{**}。しかし条約がなくても、ロシアに対するわれわれの態度は常に平和的であり、忠実であり、懇篤なものであるだろう。

6. われわれはブルガリアにおいては全く利害がない。それに対し、われわれは同地におけるロシアの利害関係を快く認めている。ブルガリアにおいて、世界平和を破壊することなく、ベルリン条約の準則にもとづいた合法的状態が回復されうるならば、われわれは

48) GP, VII, Nr. 1382, S. 40.

49) 前記注46) 参照。

そのような状態へと導くあらゆる措置を支持するつもりである。しかし、そこで対抗しているヨーロッパの利害は多様であるから、おそらくはどんな調停も、ヨーロッパの平和にとって脅威になるものと予測される。

7. フェルディナント親王 **Ferdinand Prinz von Sachsen-Coburg** (1861—1948) は、すべての列強が同意したのではないから、合法的に選ばれたのではない。しかし——ロシアの見解によれば——誰が全部の賛成を得るであろうか。それ故、それはひとつの非合法的な状態から、また別の非合法的な状態に至るであろう。

8. 海峡問題はできるだけ避けること。この問題においても、われわれは、既存の1856年条約および71年の条約に忠実な態度をとるであろう。

9. セルビアのことが問題になるならば、以前と同様に今後も次のように述べる。すなわち、われわれの知るところによれば、オーストリアはセルビアに強引に進出することを考えてはいない、と。そこにおいても、事態を放任しておくのがもっともよいであろう⁵⁰⁾」。

ラシュダウ参事官の記した7月18日付のこの意見書に、帝国宰相は次のように欄外注を施した。

* 「われわれは、ビスマルクの時代よりももっと輿論に対して顧慮を払わねばならぬ」。

** 「ただ一人の人物の意志に依存している政策は、きわめて簡単に調子を変えさせられるものである。ゴルチャコフ **Alexander Michailowitsch Gortschakow** (1798—1883, ロシア帝国宰相兼外相1856—82) は、ヴィルヘルム1世とアレクサンドル2世 **Alexander II.** (1818—1881, ロシア皇帝在位1855—81) の間の良好な関係を壊すことにうまく成功した」。

ここには、ドイツ、ロシア両国の一般的な協定はもちろんのこと、近東、バルカン、両海峡における特殊問題の相互理解に関しても、もっぱらこれを回避しようとするドイツ側の態度が、原則としてまたもや確認されている。そして、このようなきわめて消極的で控えめな——否、むしろ否定的ともいふべき対ロシア政策を堅持すべき根拠として、ビスマルクの「誠実な仲介者」という立場にドイツを陥れないという「新航路」外交の志向が強調されていることは、きわめて注目に価する。ブルガリア問題にしろ、あるいは海峡問題にしろ、「新航路」の外交政策は、それらの問題についてドイツが利害関係をもっていないとして、国際紛争の困難からまぬがれようとし、そのため、1856年および71年の条約を基準とする態度を表明しようとしているが、それらの諸条約やブルガリアに関する合法性の問題は、いずれも1878年のベルリン会議において、国際的相互理解の基礎として再確認され、あるいは新規に規定された事柄であった。そしてそのような相互理解の基礎は、まさにこの会議に臨ん

50) GP, VII, Nr. 1609.

だビスマルクの「誠実な仲介者」としての活動に負っていたのである。しかしこの点については、後に節を更めて検討するであろう。

とにかく、ドイツ政府がカイザーとカプリヴィ宰相のロシア訪問に関する政策上の準備にかかっていた時、ペテルスブルクからはシュヴァニッツ大使が、ロシア外相との会談についての報告を兼ねて、きたるべき両国皇帝および宰相の会合に対するロシア側の意向や見透しを通報してきた⁵¹⁾。それによれば、(1)再保障条約更新の交渉が断たれたのは新帝国宰相のイニシアティブによるものであったから、ロシア側はこの問題を再燃させるように発言をすべきではない、とロシア皇帝は考えている。(2)ブルガリアの状態が正常なものではないという意見は、すでにベルリンのシュヴァロフ大使を通じてドイツ政府から伝えられているので、ロシア外相としては満足している。(3)しかし、海峡の閉鎖と開放については、イギリスの行動の経験に鑑みて、ギールス外相はカプリヴィ宰相と諒解をとげたいと考えている。シュヴァニッツが1871年のロンドン条約を維持する旨を答えたけれども、ギールスはそれに満足しなかった。それ故、きたるべきカプリヴィ・ギールス会談では、海峡問題が主要な論題になるであろう（前述のラシュダウの意見書では、「海峡問題はできるだけ避けること」が、ドイツ側の会談に臨む態度とされている）。(4)ギールス外相は、オーストリアのバルカン政策に危惧をいんでいる。これに対し、シュヴァニッツは、最近オーストリア領ガリツィア国境に近いロシア領でロシア軍大部隊の集結があったが、オーストリア皇帝はそれに一言の苦情も語っていないことや、オーストリアがバルカンへの進出を考えていないことなどを述べ、ロシア側の不安の解消につとめた。そしてシュヴァニッツは、海峡問題が両国首長の会合の際に主要な話題になるだろうという予測を、繰返し報告している。

以上のような予備的折衝と準備が行われた後、ドイツ皇帝と帝国宰相のロシア訪問、ロシア皇帝との会見が、8月17日から23日かけて行われた。世評に伝えられたところでは、両国君主の会合は冷やかで形式的なものに終わったとされたが⁵²⁾、しかしロシア皇帝は会談の結果に満足の意を示し、しかも特にカプリヴィとの談話が喜ばしかったとギールス外相に語っている。そしてロシア側では、この時のツァーとカプリヴィ、ギールスとカプリヴィの間でそれぞれ交された会談の内容を文章にまとめ、それを公文書としてベルリンのロシア大使館を通じてカプリヴィに伝達しようとした⁵³⁾。したがって、この書類は、両国のもっとも責任ある地位に立つ人々が承認し合った了解事項ともなるべき性質を半ばそなえていたのであり、それ故にこそ、ドイツとの連繫を「なんらか文書に記されたもの」によって維持しようと執着していたロシアの外交筋にとっては、このような「確認書」 „Fixierung“ の手交に最後

51) GP, VII, Nr. 1610.

52) GP, VII, S. 353, Anm. 2.

53) GP, VII, Nr. 1611, S. 351.

の希望を託す気になったのも、当然の成行きであったかもしれない。

9月8日、ベルリン駐在ロシア大使館参事官のムラヴィエフ Michael Murawiew (1845—1900) は、8月の両国首脳会談についてロシア側で作製した「確認書」をカプリヴィに読みきかせた。それは、カプリヴィの記録したところによれば、「ブルガリアと海峡の問題を詳細に述べているが、要するに、ロシアはブルガリアの現状を到底承認し得ないこと、海峡問題に関して、ロシアは1841年、1856年、1871年の諸条約ならびにベルリン会議の際のシュヴァロフの解釈を維持することがロシア側の態度として確認され、それに対してドイツ側では、これらの諸条約を全く同じように維持するつもりであること、および、ドイツもまたブルガリアの状態を不誠実であると思うと回答したこと」を収録していた。

ところがムラヴィエフは、彼自身の自発的要求であることを前提として、この「確認書」の記録をカプリヴィ宰相に読みきかせたこと、そしてこの記録の内容がカプリヴィによって認められたということ、宰相が自筆で証明してくれるようにと要望したのである。まさにこのことは、ロシア外相ギールスがかねてから求めていた「なんらか文書に記されたもの」を獲得しようとするロシア側の窮余の策であったといえよう。ムラヴィエフ参事官のこの強引な要求に対して、しかしカプリヴィ宰相は、「ギールス氏はこちら側（ドイツ政府側）の口頭の表明でも満足されるであろうと（ムラヴィエフに）注意を促して、筆書による証明を拒絶し、なんら文書に記されたものを与えなかった⁵⁴⁾」のである。

このようなベルリンの成行きに対して、9月下旬にはギールス外相も、「ムラヴィエフが熱心のあまりに、^{*}カプリヴィから文書の回答を求めるという過度の失礼を犯した」と陳謝弁明し、「カプリヴィがロシアとの秘密条約を更新しなかった理由を十分に評価しうること、および、今回の両国首脳の友好的な会合によって達成された両国の信頼にみちた関係という印象と若干の点における意見の一致とに鑑みて、文書のようなものは必要ではない。ただむしろ、相互信頼の趨勢を確立することが重要である⁵⁵⁾」と言わざるを得なかったのである。^{**}ギールスのこの弁明を伝えたペテルスブルクのドイツ大使館からの報告に、カイザーは次のように欄外注を記した。

* 「彼（ムラヴィエフ）はそうするようにと訓令を受けたのではなかったのか」

** この報告の末尾に、カイザーは「その葡萄はとても酸っぱかった」と皮肉な感想をつけている。

かくてロシアは、再保障条約の更新はもちろんのこと、あるいはそれに代るべき両国の提携に関する協定も、両国政府間の共同通牒もしくは君主間の書翰の交換、すなわち「なんら

54) GP, VII, Nr. 1612. (図版1参照)

55) GP, VII, Nr. 1614. Vgl. Lambsdorffs Tagebuch, 10.(22.) Sept. 1890, Hallmann, a. a. O., S. 183 f.

か文書に記されたもの」もドイツ側から獲得することができず、両国間の友誼の継続を表明し合うという外交の上では最小限度の関係を保つことで、この問題を遂に断念しなければならなかった。このようなロシア側の執心を結局は成就させなかった最も決定的な原因が、ドイツ「新航路」政府——その外務省官僚によって方向づけられた外務卿と帝国宰相——の終始一貫した対ロシア態度にあったことは、これまでの経過についての説明ですでに明白であろう。しかもそのようなドイツの対ロシア外交を契機づけたものは、「新航路」の指導者が、ビスマルクの時期にすでに他の諸国とドイツとの間に形成せられていた諸関係に対して誠実であろうと顧慮したこと、つまり、三国同盟とイギリスが常に彼等の念頭にあったという点にある。いわば、ビスマルク体制における露独再保障条約の意義とビスマルク体制そのものについての「新航路」指導者達の理解のあり方が、彼等の対ロシア外交の基礎となっていたことは、前述の経過の説明でも示されたところである。そこで、彼等の再保障条約に対する理解や批判が、ビスマルク外交の正鵠を得ていたかどうかを吟味しなければならぬ。

Ⅵ 不更新理由の検討

これまで見てきたように、ロシアは、再保障条約の不更新を「新航路」政府から通知された後も、この条約の継続を望み、また6月18日に条約が消滅したにも拘らず、それに代るべきなんらかの協定をドイツ側から得ようとする努力を簡単には断念しなかった。つまり、再保障条約の廃棄がただちにロシア外交の政策転換をひきおこして、露仏同盟の締結へと導き、それがビスマルク体制をドイツの外から崩壊させたかの如き通説の観念は、前述のところから明らかなように、事柄の真相をとらえていない。ロシアは、少くとも1890年の秋までは、如何なる形においてであれ、なおドイツをパートナーとして選ぼうとしたのである。それ故、次の段階としてロシアとフランスの接近が生ずる前に、再保障条約の不更新そのものが、すでにドイツの側からビスマルク体制を崩壊させるものではなかったか、ということを検討しなければならない。

そこで、不更新を決定的なものとした理由に遡って考察するなら、それは3月25日付のあの「ベルヒェム覚書」が雄弁に物語っているところであり、何よりも重要な史料を直接提供しているので、この「覚書」を吟味することが当然要求されてくる。この点では、すでにオットー・ベッカーの論評が詳細をきわめているので、以下にそれを紹介する⁵⁶⁾。

1. 「ベルヒェム覚書」は、再保障条約が戦争を誘発し、その局地化はきわめて困難である

56) Becker, Otto, *Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II; Das französisch-russische Bündnis*, Berlin 1925 (fotomechanischer Nachdruck, Köln 1960), S. 46—54.

ベルヒェム覚書 (GP, VII, Nr. 1368) は本稿21頁以下参照。

としている。しかし、ビスマルクがこの条約でドイツのために平和を維持しようとしたことは、いうまでもない。ロシアが好戦的になった場合に、この条約は確かにロシアのコンスタンティノープル進出を助ける効力をもっていた。しかし、そのようなロシアの進出は、なによりもまずイギリスと衝突するものであり、ドイツはその紛争から離れていることができた筈である。そのような可能性を条約によって獲得していたロシアにおいてさえ、当時、ギールス外相はロシアとドイツの間の平和を確保して、汎スラヴ主義者が追求していたフランスとの同盟を排除し、ドイツとの提携政策に彼の後継者達を予め方向づけようとしていた。しかも彼は、再保障条約の秘密附帯議定書を断念して、ロシアのコンスタンティノープル進出に対するドイツの承認を放棄してもよいとさえ考えていたのである（本稿29頁参照）。したがって、この「ベルヒェム覚書」の判断とは全く反対に、再保障条約を通じてドイツのロシアにおいて占めていた最後の地位が、更新の拒絶によって親仏的なロシア人の掌中に帰することになり、露仏同盟の締結がドイツ自身によって促進されることになった時に、まさに戦争の危機は生じてきたのである。

2. 「覚書」は、ロシアもオーストリアも、この条約によって惑わされると論評している。しかし、両国とも、この条約によって迷わされることはなかった。この条約はオーストリアにも関係するものであった。すなわち、三帝同盟 *das Drei-Kaiser-Bündnis* (1881年に独、墺、露間に成立) が継続されない場合には、オーストリアをぬきにしてドイツはロシアと交渉をもつつもりであるという通報を、すでにオーストリアは受けていた。しかも、同国に対するこの通報を起草したのは、ホルシュタインだったのである⁵⁷⁾。他方、この再保障条約を締結する際に、ロシアは独墺二国同盟 (1879年成立) の内容を、オーストリアの了解を得たドイツから知らされていたのである。すなわちオーストリアの存立のためには、ドイツは再保障条約にもかかわらず闘うであろうということは、ロシア政府にとって疑問のないところであったのだ。
3. 「覚書」によれば、この条約はドイツをロシアの掌中へ引渡し、ドイツのオーストリア、イタリアおよびトルコに対する関係を暗くする、と見ている。ビスマルクは、もしもロシアがこの秘密条約をオーストリアに通知することがあるとするならば、それはドイツにとってはまさに好都合なことである、と述べていた。彼は、そのような通報を自らオーストリアに対して行うことを好ましいことであると思っていたし、またオーストリアにとっても、それは満足の行く通報になると確信していた。事実、カルノキー *Gustav Graf Kálnoky von Köröspatak* (1832—1898, オーストリア・ハンガリア帝国外相1881—95) にとっても、そのような通知はなんら不安を与えるものではなかった。しかしビスマルクは、秘密

57) GP. V, Nr. 1065, S. 216 f.

の保持をロシア皇帝に約束していたので、そのような漏洩をしなかったのである⁵⁸⁾。それ故、彼はオーストリアにも、またイタリアに対しても、再保障条約の存在を報らせなかったが、しかし、この条約の中でロシアとの間に取決めた政策の方向については、それをドイツの基本政策であるとして両国政府にしばしば説明したのであった。1887年11日にイタリア首相クリスピー **Francesco Crispi** (1819—1901, 首相在任1887—91および1893—96) がビスマルクを訪れた際に、帝国宰相は「ロシア皇帝は、攻撃的意図をもった如何なる同盟にも加入せず、またドイツを攻撃しない決心を表明された」、「ロシア皇帝は、ブルガリアの将来がどのようになろうとも、その問題が動機となってドイツが中立から逸脱するようなことにはならぬということ、また、ドイツの外交上の態度は、依然としてベルリン条約の諸規定に従うものであるということを知っている⁵⁹⁾」と語り、さらに、ロシアがコンスタンティノープルを占領することは、ドイツにとっても、またドイツの同盟者にとっても有利なことと思考しているとさえ述べているのである。

ドイツ外務省は、ツァーが自分の人気のためにこの条約の秘密を保持することに如何に苦慮していたかということを知っていた筈である。

4. 「ベルヒェム覚書」は、「『コンスタンティノープルの関門』 *das Tor von Konstantinopel* たるブルガリアならびに両海峡」と述べているが、再保障条約ではその秘密議定書において、「(ロシア) 帝国のカギ」 *la clef de Son Empire* だけがツァーに委ねられているにすぎない。この「彼の帝国のカギ」が両海峡を指すものであることは、全く語られなかったのである。「覚書」の中では、ビスマルクがロシアのボスフォラス進出をドイツとオーストリアにとって有利なもののみなしていたことが、全く論議されていない。その代りに、東方戦争の場合に、オーストリアとロシアとの間に個別的和解が生ずることを懸念している。しかしそのような懸念はむしろ第二義的なものに過ぎず、ドイツはそれについてロシアと商議することができた筈である。事実、ツァーとギールスとは、再保障条約の秘密附帯議定書を放棄する決心をしていたのであるから、カプリヴィやマルシャルが更新の交渉に入ったならば、それはドイツ側にも理解された筈であった。
5. 「覚書」では、再保障条約から生ずる利益はすべてロシアに役立つ、と言っているが、この条約により、ヨーロッパの全政治状態とドイツの強国の地位とを根柢から変化させる結果になった露仏二国同盟の実現が避けられたということは、一体ドイツにとってなんら利益にはならなかったというのであろうか。かつて1886年に、アンドラシー **Julius Graf Andrassy** (1823—1890, オーストリア・ハンガリア帝国外相1871—79) は、ドイツは三帝同盟に

58) この点については、すでにGPの編纂者も「ベルヒェム覚書」の中で附注している。GP, VII, S. 5, Anm. 1. Vgl. GP, V, Nr. 1099 u. Nr. 1100.

59) Becker, a. a. O., Teil II, S. 47, Anm. 2.

において「秤の指針」となっているが、オーストリアのみと提携させられるならば、東方問題においてオーストリアに奉仕し、ドイツの利益をオーストリアのそれと一致させざるを得なくなる、と述べ、その理由から三帝同盟不更新の必要性を主張したのであった。つまり三帝同盟から、ドイツの方がオーストリアよりもより多くの利益を得ているというのであるが、この同盟の「満了に鑑み、それを特殊協定によって強化する⁶⁰⁾」再保障条約が、ただ一方的にロシアのみの利益になるとは言えない。

6. 「覚書」では、ロシアはドイツの異議を恐れることなく東方戦争を開始することができ、それが本条約の意図であると主張されているが、この論証は誤った原則と不確実な前提に立ってなされている。もちろんビスマルクの見解においても、この条約は、ロシアに対して、ブルガリアの軍事的占領やボスフォラス進出を許容するものであった。しかし「覚書」が、そのようなロシアの進出を、ただちに露奥間の戦争と仏独間の戦争——要するにヨーロッパ戦争と同一視しているのは誤りである。ビスマルクは、イギリスとイタリアがロシアに対抗してオーストリアを支持し、もしくはそれに加担する準備を整えているのでなければ、ロシアのブルガリア、海峡進出に対してオーストリアを戦争へと促すことは決して行ってはならぬ、という立場を常にとりて来た。オーストリア政府も、ハンガリア議会の煽動があったのにも拘らず、ビスマルクに同調していた。カルノー外相は、1891年当時でも、ロシアのブルガリアに対する介入と海峡における地歩の強化とがオーストリアにとってはなんら戦争理由とはならぬと言明している⁶¹⁾。すでにオーストリアは、1887年に第2次地中海協定（東方三国同盟）をイギリスおよびイタリアと結び、そのような状況の出現に対する予めの協定を形成していた。それ故、「ベルヒェム覚書」において考慮されているロシアの進出に対しては、二つの可能性があったのである。すなわち、東方三国同盟が傍観的態度をとることにより平和が維持されるか、あるいはロシアとこれら東方三国同盟間の戦争になるかのいずれかである。しかし、後者の場合でも、それが同時にフランスの対ドイツ攻撃にとって有利な条件と機会を形成するものとは考えられない。

「覚書」の「ドナウ河下流におけるオーストリアに対しての攻撃」という表現は、ただブルガリア進出のみを意味するものではなく、オーストリアに対する直接的攻撃を意味するものと解そうとしているが、「(再保障)条約はそれにひきかえ、ロシアに対してオーストリア攻撃の権利を与えている」としていることは誤りである。何故なら、再保障条約第1条は、ロシアがオーストリアを攻撃する場合には、ドイツのロシアに対する好意的中立の義務は除外されているからである。ヨーロッパ戦争を望んでいたロシアの一部国民は、

60) 露独再保障条約の前文。GP, V, Nr. 1092, S. 253.

61) Waldensee, A. v., *Denkwürdigkeiten des General-Feldmarschalls Alfred Graf von Waldensee*, hg. v. H. O. Meisner, Bd. II, Stuttgart 1922, S. 206.

まさにフランスとの同盟を求めたのであり、彼等は露独の提携によっては行動の自由を縛られると考えていたのである。

なおベッカーは、この部分に以下のような判断を下している——この法律を曲解するような論証は、カイザーが歪曲された論拠と論理構成との纏れを簡単には解きほぐせないことを予想し、それを勘定にいれていたという疑念をいだかせるものである。この三百代言のような論述はカイザーを当惑させ、しかもヴィルヘルム街（ドイツ外務省）の老練さを皇帝に印象づけようとしたものである、と。

7. 「覚書」は、再保障条約が「三国同盟の条文ではないにしても、その精神に直接対立し、ドイツを友好列強との対立に陥れる」としているが、それは正しくない⁶²⁾。

ビスマルクは、彼によって惹起こされた条約の暴露問題に関して、1896年にウィーンのある新聞を通じて次のように暗示している。「再保障条約は、ドイツにとっては、とくにツァー帝国の軍隊をフランス人の復讐熱に役立たせることを妨げるという目的があった。しかし、この条約の目標を達成することは、たんにドイツのみに関わることであったのではなく、オーストリア・ハンガリアに関わることであったのだ。何故なら、フランスがドイツを攻撃し、しかもその際ロシアによって支援された時に、フランスに対抗すべくオーストリア軍隊を出動させる義務から、オーストリアはこの条約によって解放されたからである」と。ビスマルクは、再保障条約の成立した直後にも、この条約がオーストリアに対して決して不誠実なものとはならぬことを納得のいくように論述している⁶³⁾。1887年に三帝同盟の継続が不可能になった際も、ドイツ政府はこの同盟が将来復活する可能性を考慮して、「ロシアとの電線」 *der Draht mit Rußland* を維持するように努力した。それゆえ再保障条約は、その性格と効果において三帝同盟と等格の成果を得ることになったの

62) GP, VII, S. 6, Anm. 再保障条約があたかも三国同盟の「条文の辞句ではないにしても、その精神に」直接対立するものであるかの如き見解に対して、ビスマルクは断乎として反対した。1896年10月31日の „*Hamburger Nachrichten*“ 紙の論説は、同紙の10月24日に掲載された有名な「暴露」論説（本稿15頁以下）を弁護するものであった。曰く「1890年に満期となったドイツ・ロシア間の協定が三国同盟に対する信義と矛盾するものであるという主張は、この協定を知っている者にとっては、たとえ三国同盟の諸条項を表面的にしか読んでいない者にとってさえ、全く根拠のないことである」と。

また、外務卿マルシャルは、1890年の不更新が決定的となった3月当時には、再保障条約が三国同盟条約と矛盾するというベルヒュムやホルシュタインの見解に、明らかに追随していたが、そのマルシャルも、ビスマルクの暴露によってひきおこされた帝国議会の質問に対して、1896年11月16日に答弁を行い、両条約の矛盾性というベルヒュムの論評をできるかぎり忌避した。曰く、「私（マルシャル）は、あたかも現存の諸条約と矛盾する何事かが、ドイツの側からさる国との間に協定されたことがあるかの如き考えを、断々乎として否定するものである。そのようなことは、条文の辞句においても、また精神においても生じたことはなかった。なぜなら、かつて我々（ドイツ）によって協定を結ばれたものは、平和に奉仕すべきものであったのであり、従って、我々の（現存の）諸条約と同じ目的に役立つものであった筈だから」と。

63) Becker, a. a. O., Teil I; Bismarcks Bündnispolitik, S. 102 f.

である。そこからビスマルクは再保障条約を、三帝同盟と同様に、ロシアの膨脹衝動の方向をハプスブルクの境界から近東へとそらすのと「少くとも全く同様の効力をもった代用品」であるとみなしていたのである⁶⁴⁾。

三帝同盟とこのような関係に立つ再保障条約は、したがって、オーストリアの東方政策にドイツがひきずりまわされる危険を阻止する意義をもっていた。それ故、独逸二国同盟と三国同盟を顧慮して再保障条約を更新しないことは、このようなドイツの利益を放棄し、これらの諸条約の関係を誤認することを意味していた。ドイツとオーストリアのバルカンにおける利害は決して同一のものではなく、それは再保障条約の有無にかかわりないものであった。すなわち、ドイツがバルカンに利害関係をもたず、ハプスブルクのバルカン政策のためにドイツの存立を賭けるような闘争へと捲きこまれることを回避する政策を堅持する限り、両国のバルカンに対する利害は相違していたのである。ビスマルクの政策は、このような既に存在する両国利益の相違や矛盾を考慮していたのであり、それ故にこそ多くの同盟・協商体系を編成したのであった。ところが「ベルヒュム覚書」は、そのようなビスマルクの政策を恣意的な諸矛盾であると見た。その限りにおいて、「覚書」は、オーストリア人以上にオーストリア的な利害に立って再保障条約を検討しているといえよう。オーストリア外相のカルノキーでさえ、バルカン問題のためにオーストリアがロシアと戦争にいたることはないであろうが、たとえそうなった場合でも、「ドイツはこの戦争に仲間入りすることはないであろう。ドイツ・オーストリア間の諸条約が全く防禦的なものであることについては、全く疑念がない」と語っているのである⁶⁵⁾。

シュヴァイニッツは、再保障条約が消滅した後になって、次のように記した。「三国同盟の内部においては、ロシアともっとも良好な関係に立つものが指導国である。われわれ(ドイツ)がオーストリアから別れようなどと思ってもいけないことは、もちろん確かなことだが、われわれは三国同盟から別れる犠牲を払ってもロシアとの関係を回復することが何時でもできるのだということをオーストリアが知る時に、われわれはオーストリアを最もよく確保することができるのだ⁶⁶⁾」と。これこそは、ロシアとオーストリアに対するビスマルクの政策に一致した思考であった。独逸同盟および三国同盟と再保障条約との関係の根本は、まさにそこにあったのである。

1888年、当時まだ皇太子であったヴィルヘルム2世に対して、ビスマルクは次のように

64) GP, V, Nr. 1100.

65) GP, V, Nr. 1012. Vgl. GP, IX, Nr. 2141. Waldersee, a. a. O., Bd. II, S. 206.

66) Schweinitz, in seinem Tagebuch, 20. März 1892, zit. in : Becker, a. a. O., Teil II, S. 52. なお、シュヴァイニッツは、1890年3月31日にロシア外相に対して、再保障条約不更新という「新航路」ドイツ政府の方針を通知した直後に、この条約のドイツ外交にとっての重要性と露独間の提携の必要を再び反省し、カプリヴィ宰相に私見を進言している(GP, VII, Nr. 1370 u. Nr. 1373. 本稿26頁以下および30頁参照)。

意見を具申している。「いずれにせよ、ロシアに向うわれわれ(ドイツ)の船が焼失してオーストリアだけがわれわれの唯一の支えとして残り、しかもロシアとフランスとをわれわれの天敵とすることになった場合には、オーストリアは、1866年(普墺戦争)にわれわれが幸運にも排除することができたのと類似した影響力を、ドイツ帝国に及ぼしうることになるであろう。オーストリア・ハンガリア国に対するわれわれの関係の保障は、オーストリアが不当な要求をわれわれに対してなすならば、われわれはロシアとも協調しようという可能性に、大部分は依存しているのである。この可能性が失われるならば、その時にはオーストリアは、これまでよりもはるかに尊大な同盟仲間となることであろう⁶⁷⁾」と。

8. 「覚書」は、ブルガリアにおけるロシアの進出が、オーストリアとの戦争、そして恐らくはルーマニアとの戦争を惹起し、ドイツもまたその渦中にひき込まれざるを得ぬようになるということを、詳細に論述している。バルカンにおける紛糾とロシアの熱望とによって生ずる世界戦争の危険は、ドイツとロシアとの間のこの条約によってではなく、むしろロシアとフランスとの同盟の成立によって増大したことは、既に述べたところである。
9. 「覚書」によれば、この条約はドイツとイタリア間の諸条約ともその精神において対立する。しかし再保障条約は、オーストリアに対してと同様に、イタリアに対しても不誠実なものではなかった。それどころかドイツは、露仏二国同盟が成立した後は、再保障条約が存在していた時期と同程度の外交的奉仕をイタリアに対して示すことは、もはやできなくなったというのが事実である。すなわち、ドイツがロシアと条約関係を結んでいた当時は、ドイツはイタリアのために、パリに対して外交的圧力を加える力をなお保っていた。しかし露仏同盟の成立後は、フランスはそのようなドイツの圧力に対して反応を示さなくなった。そればかりではなく、イタリアの要求に対して、ドイツは同盟国内において多くの譲歩をしなければならなくなったのである。
10. 「ビスマルク侯にとってさえも、この条約から利益をひきだすことには成功しなかった……」と「覚書」は批判する。しかし、ロシアとの関係において危機を孕んだ情勢が存在したが故に、それだけ再保障条約はいよいよ必要であったのだ。確かに、この条約はそのような危機を解消することはなかった。しかし、この条約がなかったならば、この危険な情勢はもっと困難なものにならなかったというのであろうか。
11. 「覚書」は、フリードリヒ大王のウェストミンスター条約を引用して、ドイツの孤立化が再保障条約によって招来されるとする。しかし、この再保障条約を更新しなかったことこそが、ドイツの孤立化に対する最初の契機となったのである。
12. 「覚書」では、ブルガリアに対するロシアの希望を沮喪させて、それがロシアのドイツ

67) GP, VI, Nr. 1341.

に対する反感に転ずることのないように留意すべきであるとして、ドイツの今後とるべき対ロシア方針を考慮している。しかし再保障条約を拒絶することが、はたしてロシア人の希望を沮喪させず、疑心と反感をよびおこさずに済むことであっただろうか。歴史はそれに対する判定を下したのである。

13. 「覚書」は、ロシアとフランスとの提携の危険は数年前よりも減少しており、そのような時に、再保障条約を通して、ブルガリアの冒険をおかすことをロシアに勧めることによって露仏提携を促進することは、ドイツの利益にならないと主張する。ここに暗示されていることは、再保障条約が更新されない場合でも露仏同盟は成立しないであろうという推測であるが、それは歴史によって否定された。この条約は、ロシアとフランス両国民の間で相互に好意が増大したが故に、それが両国の同盟にまで発展することを阻止すべき役割をはたしていたのである。したがって、この条約は、ドイツあるいは三国同盟がイギリスとの同盟によって補強されない限りは、ドイツが宿命論的にその運命に屈従しようとするのではないならば、いよいよこれを維持する必要があったのである。
14. 「覚書」は、この条約が、戦争に対するドイツの態度を国民に理解させることを困難にし、国民の熱烈な戦争参加の意欲を失わせる、と判断している。再保障条約が平和維持を目標とすることは、すでに述べた通りである。しかし東方問題のために戦争が勃発した場合でも、ドイツ国民はビスマルクの立場を十分に理解し、ブルガリア問題は「ポンメルンの一擲弾兵の骨」 „die Knochen eines pommerschen Musketiers“ の価値もないことを認識したことであろう。それでも、オーストリアとロシアの紛争にドイツが結局関与しなければならなくなった時には、ドイツが冒険的利益のために戦争を惹起するのではなく、戦争が自己保存のために已むを得ないものであることを明らかに示す政策がとられた場合には、ドイツ国民は熱意に欠けることはなかったはずである。

以上が「ベルヒェム覚書」に対するベッカーの逐条的批判の概要である。

ベッカーも指摘しているように、「この覚書の思考の運び方は不自然にこみ入っており、その理由の説明はわざとらしくて作為的である。きわめて関係の薄い可能性が、甚しく弁証の労力をかけて探究されており、それに反して、不更新がロシアとドイツの関係にどんな作用を及ぼすことになるかという最も重大で切実な問題は、全く考察の範囲に入れられていない。ここにおいては、賛成か反対かの客観的な考量が問題であるのではなくて、不更新の必要性を証明しようとする意図がそもそものはじめから根本にあり、しかもこの証明はあらゆる手練手管と良心のない詭弁を弄して行われている。この覚書はただ瞞著にすぎないと評価してよい⁶⁸⁾」と云うるのであろう。

68) Becker, a. a. O., Teil II, S. 54 f.

なお5月中旬にロシア外相ギールスから提案された、再保障条約満了後にそれに代るべき「なんらか文書に記されたもの」をドイツとロシア間に協定することに対して、ドイツ側が再度拒否した理由の中では、とくに三国同盟およびイギリスに対するドイツの政策と露独提携との矛盾に関する配慮と、露独間に秘密協定が存在するということが自体がビスマルク体制に破壊作用を及ぼすという憂慮とが浮彫りにされているが（本稿31頁以下）、そのような「新航路」政府の5月当時における判断も、すでに上記ベッカーの論評の中で批判されているとみて差支えない。

3月25日付のベルヒェム覚書と、5月20日のホルシュタインやマルシャルの意見書、5月22日のカプリヴィ覚書の中に示された露独提携に対する反対理由については、なおベッカーとは異なる観点から、後で再検討するが、その前に、「新航路」政府首脳者達の政策立案の根柢にある政治的視野について、その性格ないしは傾向を吟味しておきたい。なぜなら、彼等の発言は、一見したところでは、ドイツ外交政策の厳しい省察と深慮に立っているように見えながら、実際には、ビスマルクの遺産の枠内にとどまっていることに気づくからである。彼等が危惧している政策上の矛盾やドイツに対する国際的不信感も、またドイツの利害計算や露仏同盟の推測も、そのいずれを見ても、彼等の思考はビスマルクの形成したヨーロッパ国家系の列強配置への配慮から一步もでるものではなく、ただその中での不都合な諸点を、ベッカーの指摘するように、詭弁を弄して作画的にあげつらっているに過ぎない。また「オーストリア人以上にオーストリア的利害に立って」検討していると評されたバルカン問題や、イギリスへの配慮にもとづいた海峡問題についても、「新航路」政府はドイツの利益設定はもちろんのこと、これらの問題をめぐる他列強の抗争に対して、ビスマルク程にも列強間の調停を志向していない。「誠実な仲介者」となることをむしろ恐れ避けている。要するに彼等は、ヨーロッパ平和保障のためのビスマルク体制の枠の中で、ビスマルクのおかした諸矛盾の是正に汲々たる有様で——そしてそれがビスマルク失脚への陰謀でもあった——ビスマルクとは異なったヨーロッパ国家系の構想を懐いていたわけでもなく、ましてや、前の指摘からすでに明らかなように、ヨーロッパを超えた国家系の問題、つまり世界政策を積極的に採用しようとする姿勢などは、微塵も認められないのである。すなわち、ビスマルク体制の踏襲とその部分的修正——それが適切な認識にもとづいていなかったことは次に論証する——ということが「新航路」出発の際の彼等の政策意図であり、ドイツ外交の世界政策への転換ということは、再保障条約の不更新政策の際には生じなかったのである⁶⁹⁾。

このことは、ビスマルク父子の後継者となった新帝国宰相カプリヴィと新外務卿マルシャルが就任前後において吐露した感懐の中に、よく読みとることができるであろう。すなわ

69) 中山治一，前掲論文，53頁以下参照。

ち、3月26日カプリヴィはヘルベルト・ビスマルクと外交事務の引継ぎをしたが、その際カプリヴィは、「事態はあまりに複雑である。自分はそれを簡素化しなければならぬであろう」と語った⁷⁰⁾。また翌3月27日、再保障条約の更新について新宰相はシュヴァニッツ大使と協議し、不更新に対する大使の同調を得たが(本稿23頁)、その際カプリヴィは、「自分は、ヴィルヘルム1世皇帝の有名な比喩をかりていうなら、奇術師として、ビスマルク侯のように五つのガラス球を操ることはできない。自分には、せいぜい二つの球を同時に保つことができるだけだ⁷¹⁾」と話している。

さらにマルシャルは、後年、彼の外務卿就任当時を回想して、「ビスマルクのような偉大な人物ならば、実際そのような錯綜した装置でも仕事をすることができるかもしれないが、私のような単純な人間には、それに反して、その条約(再保障条約)が知らされた以上は、そのような条約をわれわれ(ドイツ)の同盟仲間に対して弁解することはできない」と語り、カプリヴィも同意見であった、と記録している⁷²⁾。

このような感覚は、ホルシュタインが積極的に参画したあのベルヒェム覚書の中にさえ見出される。「……そのような複雑な政策をわれわれ(ドイツ)がこれからも更に継続して行うことは、30年間の実績と外国におけるまさに催眠術的な影響力とにもとづいてその活動をおこなうことができたところの政治家(ビスマルク)の隠退した後では、できないことである」と⁷³⁾。つまり「新航路」外交の指導者達は、ビスマルク体制に追随しながら、それを維持する自信を全くもっていなかったといえよう。

Ⅶ 再保障条約の不更新と「潜在的覇権」の問題

さて、前述のように、「新航路」の再保障条約不更新と露独提携の拒絶が、新指導者の世界政策的意図から発したもので全くないこと、むしろ彼等はビスマルクの政策を踏襲し、ビスマルク的ヨーロッパ平和保障体制の枠内にとどまろう努めていたことが、通説とは違って、明らかであるなら、不更新はビスマルク体制にとって一体何を意味していたと見るべきであろうか。この点では露仏二国同盟の成立が直ちに思いうかんでくる。すなわち、露独再保障条約の不更新から、ロシアはフランスとの提携に政策転換し、その結果、ビスマルクの同盟・協商体系が崩壊したとする有力な説である。しかし、この主張によれば、ビスマルク体制の崩壊によって、不更新政策は、間接的とはいわないまでも、第二義的な関わりと意味しかもたないことになる。事実、再保障条約というものが、ビスマルク体制の中で本来的に

70) Bismarck, GW, XV, S. 529.

71) Schweinitz, Denkwürdigkeiten, Bd. II, Hallmann, S. 197.

72) GP, VII, S. 10, Anm.

73) GP, VII, S. 8.

そのような性格のものであり、従ってその不更新もまたそのような位置づけを与えられるべきだとする学説も、第1次大戦直後の研究以来あとを絶たない⁷⁴⁾。

ビスマルク体制を、列強の離合集散による *Konstellation* の図式として見るならば、露仏同盟の成立がビスマルク体制の崩壊にとって決定的であったことは否定しうべくもない。そして露仏提携の可能性に現実的条件を提供したもっとも大きな要因の一つが、再保障条約の不更新であったことも否定できないであろう。しかし、先にも指摘したように、不更新が自然必然的に直ちに露仏二国同盟の成立に至ると見ることは、結果の方からする性急な遡及的因果決定論に陥ることになるであろう。事実これまでも述べたように、ロシアは、再保障条約消滅後に必然的に忽ち政策転換を行ってフランスに接近したのではなく、まず第一にはドイツとの提携を継続しようと苦慮したのである。

このような露仏同盟重視に対して、再保障条約の不更新そのものがビスマルク体制の崩壊にとって決定的な要因をなしているとするのが先に紹介したベッカーであり、その立論の根拠があのかルヒュム覚書に対する批判であった。しかし詳細をきわめた彼の論評は、多くの要因を雑然と列挙したような「覚書」の行論に忠実に則して、その各部分ごとに批判を加えるという入念さのために、反論に多くの重複をきたすことを避けられなかった。三国同盟、ことにオーストリア・ハンガリアに関わる部分はとくに重視され、さまざまな方向から反論を加えている点では優れているが(とくに2, 3, 5, 6, 7の指摘)、そのためにかえってベッカー自身も独逸関係がビスマルク期におけるドイツ対外政策の決定的な焦点であるかのような印象をのこしている。さらに、彼の論評も、再保障条約の不更新が決定的事実となった後に生じたドイツとヨーロッパ列強との諸関係という、いわば結果を基準にした批判をやはり多く含んでおり、ことに露仏同盟の成立が常に念頭から離れない(とくに5, 8, 9, 10, 11, 12, 13)。

そこで、ベッカーの見解を尊重しつつも、ここでは、再保障条約不更新の理由と、ロシア側からのそれに代るべき「なんらか文書に記されたもの」による露独提携の継続提案に対する拒絶理由との検討を、まさにカプリヴィ、ベルヒュム、ホルシュタイン、マルシャル等が「覚書」や「意見書」を作成した当時、つまり1890年3月下旬から5月下旬、ないしはカプリヴィがムラヴィエフの「確認書」に対する承認の署名を拒絶した9月上旬の時点までひき戻し、露仏同盟問題が生ずる以前の状況の中で、ビスマルク体制全体と関連させながら考えてみたい。すなわち、「新航路」の指導者によって更新や提携の継続を拒否されたこの再保障条約が、「覚書」や「意見書」の論ずるようにビスマルク体制の他の諸条約と相容れない

74) *Zur Geschichte und Problematik des deutsch-russischen Rückversicherungsvertrages von 1887*, hg. v. H. Hallmann, Darmstadt 1968. この文献は、再保障条約とその不更新に関するそのような諸説を研究発達史的に編纂している。なおこの問題については、我国でも早く、鹿島守之助「ビスマルクの外交」昭和14年(第3版, 昭和39年, 327頁以下)が紹介を行っている。

矛盾する性質のものであったかどうかを検討することによって、さらにベッカーも指摘しているように、この条約におけるビスマルクの意図と「覚書」や「意見書」の思考とがどのように異なるかを吟味することによって、再保障条約の不更新がビスマルク体制にとって如何なる意味をもつことになったのかを考察したい。なぜなら、「覚書」はしばしば、「条文の辞句はともかく、その精神において」と称して、ビスマルク体制の諸条約の条文とその條款の裏にある精神とを分けてみようとしているからである。

さて、ここで、ビスマルク体制といわれる彼の同盟・協定の体系——再保障条約もまた当然その中に編入されているのであるが——における再保障条約の地位、関係を見なければならぬのであるが、その前提として、次のことを注意しておきたい。それは、19世紀のヨーロッパ国際政治が、ウィーン体制下にあっても、近代ヨーロッパ国際関係の伝統であった所謂「商議外交」 *die Konferenzdiplomatie* の原理に基礎づけられていたということである。「今日のように技術的発達が急速に進展しつつある時代においては、交通機関は国際的交渉が各国の外交上の代表によって行われる面を、とくに重要な問題に関しては、より狭めるようになり、各国の指導的政治家達自身の直接的な会談によって進められる分野がいよいよ拡大してきている。すなわち比較的限定された通信・交通技術しかもっていなかった19世紀初期の商議外交は、国家間の諸関係を拘束的義務として決定すること、つまり条約による固定化を助長した。ひとたび大きな努力を払って各国の責任ある指導的政治家達の会合が催された時には、あるひとつの確乎たる結論に到達しなければならなかったのである。今日の政治家達の間では、政治的接触が継続的に、しかもそれ程多額の費用もかけずに繰返し行われるのであり、そのような継続的に直接的な接触がなされうるような場合には、国家間の政策決定を遷延させる様相、つまり条約による確定、固定化を避けて、法的な性格の少い、より実際に即した暫定的な解決にもって行く性格が促進される」というシーダーの指摘は⁷⁵⁾、19世紀と現代との国際的政治構造の変遷、相違をよく説明している。

しかし、ビスマルクがヨーロッパ的政治家としてヨーロッパ国際社会の舞台に現われた時は、ウィーン体制の崩壊した後にあたり、この商議外交は、ヨーロッパ国家系における列強関係を規制する構造としては、すでに破綻する傾向を示していた。同盟・協定網を張りめぐらすビスマルクの「秘密外交」——彼自身の言葉によれば、それは「利害政治」 *die Interessenpolitik* とよばれている——が展開されるのは、まさにそのようなヨーロッパ国際関係の状態を基盤としていたのである。かかる同盟・協定体系は、1890年3月ないし5月当時には、およそ次のように把握しうるであろう。

1. まず露独再保障条約(1887年6月18日成立)の内容を見るなら、それは次の二点に要約

75) Schieder, Th., *Staat und Machtpolitik im Industriezeitalter*, in : *Staat und Gesellschaft im Wandel unserer Zeit*, München 1958, S. 98.

される⁷⁶⁾。

(1)ヨーロッパ列強の勢力関係におけるドイツとロシアの安全保障協定(第1条)——具体的に言うならば、ロシアがオーストリアから、またドイツがフランスからそれぞれ攻撃を受けた場合には、ドイツとロシアとはそれぞれ好意的中立を維持する義務を負う。但しそれは、オーストリアが単独で(つまり、西ヨーロッパ列強とくにイギリスとの提携なしで)、またフランスが単独で(つまりロシアと提携しないで)それぞれロシアとドイツに対して攻撃を加えた場合を、予測された前提としたものである。しかしそのようなことをオーストリア、フランスが敢えて遂行しうるような実情であったらうか。

さらに、ドイツがフランスを、ロシアがオーストリアを攻撃した場合には、両国相互の友好的中立義務は発生しないのであり(第1条,第2項)、したがってドイツがフランスを攻撃した場合には、ドイツはロシアがフランスを援助してドイツの東部国境に脅威を加えることを、またロシアのオーストリア攻撃は、ドイツさらにはイギリスをはじめとする西ヨーロッパ列強のロシアに対する共同的対抗を、それぞれ懸念しなければならぬのである。そのような可能性をもった状態で、ドイツ、ロシア両国は、それぞれヨーロッパの全般的戦争を自己の側から惹き起すことができたであろうか。この安全保障協定は、戦争が現実に勃発することを必至として準備されたというよりも、むしろそのような戦争状態が発生して条約義務を具体的に履行しなければならなくなることを防ぐために結ばれたものと見てよいのではなからうか。この安全保障の精神は、したがって、平和と列強秩序の現状維持を確保しようとするものにほかならないと言えよう。

(2)バルカン、両海峡および東方に関するベルリン会議(1878)の諸決定の再確認と、その遵守に関する相互諒解(第2条,第3条および秘密附帯議定書1および2)——この条約のもっとも具体的な利害問題を構成している。その中でもとくに、①バルカン半島の現状維持とブルガリアおよび東ルーマニアにおけるロシアの優位の承認、②海峡の中立に対する共同監視、およびそのためのロシアの措置について、ドイツ側から支持を提供することが中心内容であるが、これらの諸点に関しては、すでに見たように、論議が多く生じてくるのである。

このような再保障条約が、1890年3月ないし5月当時に、ビスマルク体制の他の諸条約とどのような関係に立つべきものであったかを対比してみる。

2. ドイツ・オーストリア二国同盟(1879年10月7日調印,1883年3月22日更新,1888年2月3日公表⁷⁷⁾)——この条約は、ロシアの攻撃に対して共同で防衛を行うことを明記している(第1条

76) Text des deutsch-russischen Rückversicherungsvertrages und des Zusatzprotokolls, GP, V, Nr. 1092.

77) Entwurf zum deutsch-österreich-ungarischen Bündnisvertrage, GP, III, Nr. 485, Nr. 582 und V, Nr. 1116.

および第2条、第2項)。すなわち、ロシアがオーストリアとドイツのいずれかを攻撃した場合、あるいは他列強がロシアの支援をうけて両国のいずれかを攻撃した場合（ということは、具体的には、フランスがロシアの支援をうけてドイツを攻撃した場合を主眼とするのであるが）、両国は共同して戦う。また両国のいずれかがロシア以外の一強国から攻撃を受けた場合（ということは、フランスが単独でドイツを攻撃した場合を予想している）、両国は相互に好意的中立を保つというのである（第2条、第1項）。

この条約に対して、再保障条約が条文の上では全く抵触しないことは明らかである。しかも両国は「純粹に防禦的な協定に、いかなる攻撃的傾向をも加味しない」（前文）し、ロシア側から万一脅威を受けると思った場合には、この二国同盟の内容をロシア皇帝に通知することを約しているが、それはロシアに対して、ロシアのドイツ、オーストリアいずれかに対する攻撃は両国を相手とする戦争を遂行する結果になることを、予め警告するものであった（第4条）。この措置は、一種の威圧をロシア皇帝に向けることにより、その野心を制御し、ヨーロッパ戦争の勃発を未然に防ぐことを考慮したものであった。このような状態では、ロシアはドイツとの対抗関係に立つよりも、むしろ提携関係に入る方が、より望ましいことであらう。事実、そのような万一の状態が発生するよりも前に、1881年にはドイツ、ロシア、オーストリア間に三帝同盟が締結され、それが継続しえなくなった時、ビスマルクはこの独逸二国同盟をロシア側に内示することによって、三帝同盟の内容を再保障する露独間の提携、すなわち再保障条約を創出したのである。それ故、再保障条約は、ロシアにとっては、独逸二国同盟条約に規定されているような両国のロシアに対する厳しい対抗を回避する手段となっていたといえよう。なおこの二国同盟は、1887年秋イギリスにも内示され、翌88年2月にはその内容が公表されたのであった。

したがって、独逸同盟条約の第4条が1888年2月以降に周知されても、それはむしろ再保障条約第1条の保証によって、少なくともロシア政府を反ドイツの行動へと契機づける危険にはならなかった。ことにこの独逸同盟が、オーストリアのバルカンにおける利益をなんら保証するものでなかったことは明らかであり（条約の前文には、「ベルリン会議の協定によって創出されたヨーロッパの平和を強化する」ことがうたわれているに過ぎない）、バルカン・海峡など東方の利害を契機とするドイツ、オーストリアの対ロシア提携を導くべき条件を備えていなかったことは、再保障条約と矛盾するものではなく、ロシアの対ドイツ信頼感を傷つけることにもならなかったのである。

それどころか、1890年当時、再保障条約が更新されない場合には、ロシアは既に独逸同盟の内容を知ってしまったのであるから、むしろ逆に、独逸の提携による対ロシア脅威を、今度は明白な可能性として考慮しなければならなくなったことは、理の然らしめるところであつたに違いない（本稿26頁参照）。

3. ドイツ・オーストリア・イタリア 三国同盟（第1次1882年5月20日，第2次1887年2月20日，第3次1891年5月6日締結⁷⁸⁾）——この条約と再保障条約との関係については，すでにベッカーも詳細に論じているので，多くを語る必要はない。ただ大略のことを次に述べよう。

1890年3月ないし5月当時に存在していた三国同盟条約は第2次条約であるが，それは第1次条約に少しの修正追加も行わずに期限延長したものであった。ただし，第2次同盟の際は，ドイツとイタリア，オーストリアとイタリアの間に，それぞれ個別の特殊協定が結ばれたから，この両個別条約を併せて再保障条約との関係を考慮しなければならない。

この条約で再保障条約との不一致が問題になるとするなら，それは三国同盟条約の第3条および第4条と再保障条約の第1条との間に存すると思われる。前者の第3条は，同盟国中の一国あるいは二国が同盟外の二強国から攻撃を受け戦争となった場合には，全同盟国に *casus foederis* が発生することを協定している。これを具体的にいうなら，ドイツあるいはオーストリア，またはこの両国が，フランスとロシアとの提携による攻撃を受けた場合であるが，それは前述の独逸二国同盟の場合と同様に，再保障条約とは全く抵触しない。

第4条は，三国同盟外の一強国が同盟国中の一国に対して脅威を及ぼし，戦争となった場合には，他の同盟二国は好意的中立を守るとともに，参戦の権利を留保すると規定している。これも具体的に考えてみるなら，それはロシアのオーストリア攻撃，そしてフランスのイタリアまたはドイツ攻撃の場合であるが，前者についてはドイツが好意的中立をロシアに保証する義務がないことは，再保障条約の認めているところである。したがってその際，ドイツがオーストリア側に加担して参戦する権利を保持しても，それはロシアに対する背信行為とはならなかった。

さらに，三国同盟においても，ドイツはオーストリアのバルカン・近東における利益に支援の約束をしていない。その意味では，二国同盟も，また三国同盟も，純粋にヨーロッパ列強の勢力均衡にかかわる防禦同盟としての限界内に止まっていたのである。したがって，バルカン・海峡問題に関して，ドイツがロシアの措置を承認するように再保障条約の中で約束しても，それは，これら同盟諸国に対する裏切りにはならなかった。「ベルヒュム覚書」のように，これをオーストリアに対するドイツの関係と矛盾するものとみることは，ベッカーの指摘しているように，ドイツのこの方面における利益をオーストリアのそれと一致するものとして暗々裏に考えることが大前提となった場合に，はじめて成立つものであった。しかし，そのような思考は，ビスマルクが常にきびしく戒めてきたところであり，そこに後述の地中海協定が重要な役割を占める所以がある。オーストリアがバルカンにおいて感ずる利害は，決してドイツの利害とはならなかったのであり，ビスマルクがしばしば繰返したよう

78) *Text des Dreibundvertrages*, GP, III, Nr. 571, IV, Nr. 858 u. Nr. 859, VII, Nr. 1426 u. Nr. 1427.

に、「東方における無関心」こそがドイツの政策であった⁷⁹⁾。三国同盟と再保障条約とは、「その辞句においてはともかく、その精神において」ドイツの外交政策における矛盾を表現していたわけでは決してない。なおドイツ・イタリア間の個別協定において、少しでもロシアの利害とイタリアの利害とに関わるものがあるとすれば、それは第1条であるが、これはベルリン条約における秩序の再確認という原則を示すものであり、ほとんど問題にすべき点はないように思う。

4. ルーマニア条約(第1次1883年10月30日, 第2次1892年11月23日参加⁸⁰⁾)——この条約は、まずオーストリアとルーマニアの間で同盟条約として締結され、その直後にドイツがそれに加盟する形式をとっている。さらに、1888年にはイタリアも加入した。1890年当時に効力をもっていたのは第1次同盟条約であるが、その前文には、「ドイツ・オーストリア二国同盟が結んでいる友誼を、あらゆる生起しうべき事柄に対して確保するという目的に対応しようとする」ことが謳われている。すなわちこの同盟は、中欧同盟に対する補強である。1890年3月27日にペテルスブルク駐劄ドイツ大使シュヴァニッツが、「再保障条約と全く相容れない」ものをこの条約の中に見出したとするなら⁸¹⁾、それは、とくに同条約の第2条と第3条であろう。しかし、締約国の軍事的共同行動について規定した第3条は、第2条を前提条件とするものであるから、中心問題は第2条に絞られるとみてよい。ここには、ルーマニアが攻撃をうけた時には、オーストリア(従って加盟国となったドイツ、イタリアも共に)が適切な時期に援助救援を行い、オーストリアがそのルーマニアに隣接した部分に攻撃をうけた時には、ルーマニアに対して *casus foederis* が発生するように義務を規定している。これはロシアを攻撃国として想定していることは明らかである。「ベルヒェム覚書」においても、ルーマニアに関する問題は、戦争の勃発した場合を念頭において、ロシアとオーストリアの作戦行動を推定し、そこからドイツが *casus foederis* によって戦闘にまきこまれることを懸念している。

しかし、この第2条の再保障条約第1条に対する関係も、前述の独奥二国同盟や三国同盟の場合と同様に、決して矛盾するところはない。問題は、再保障条約の不更新を必要と認めた人々のルーマニア関係についての論拠が、バルカン問題ではロシアとオーストリアが衝突すべきものであり、しかもドイツはオーストリアを支援しなければならぬものと考えていた点にある。むしろ、そのようなルーマニア危機が迫ったとしても、ドイツは、このルーマニ

79) Bismarck, GW, XIII, S.209 ff.

80) Akzessionserklärung Deutschlands zum Österreichisch-Rumänischen Verträge, GP, III, Nr. 587, Nr. 598 u. VII, Nr. 1487.

81) GP, VII, Nr. 1392. Schweinitz, Denkwürdigkeiten, Bd. II, Hallmann, S. 197 f. なお、ルーマニアとの条約に対するシュヴァニッツの意見についての批判、およびビスマルクの同条約に対する評価に関しては、Becker, a. a. O., Teil II, S. 58 ff. を参照せよ。

ア同盟条約第2条に示された「適切な時期」と、第3条の軍事行動の協議をもって、一方ではオーストリアとルーマニアを牽制するとともに、他方では再保障条約第1条によってロシアを牽制することも可能であったのだ。再保障条約に規定されている「バルカン半島におけるロシアの歴史的に獲得された権利」がルーマニアをもその中に含んでいるなどということは、全く明示もされなければ、露独間の了解事項になっていたわけでもない。仮にそうであったとしても、それがロシアのルーマニア攻撃に対して再保障条約が承認を与えたものだとはいえ、決して言えないのである。

なお、第2条には、ロシアからの攻撃ということが明記されていたのであるが、これはビスマルクの意見によって削除された。そこにも、この条約が東方戦争からヨーロッパの全般的戦争に至る刺激剤にならぬように努めたビスマルクの配慮が働いていたのである。

5. イギリス・イタリア・オーストリア地中海協定(1887年12月成立⁸²⁾)——1887年には、しばしば「地中海協定」と称せられる列国の協商が三つ形成されている。まず、2月12日イギリスとイタリアの間に、地中海、アドリア海、エーゲ海、黒海を含み、北アフリカのエジプト、トリポリ、キレナイカに関する協定が結ばれ、3月23日にオーストリアがこれに加入する。次に5月4日スペインとイタリアの間に、フランスに対抗して地中海に関する協定が結ばれ、ドイツとオーストリアがそれぞれ5月下旬に加入している。

以上の二協定は、主としてイタリアの地中海における地位を強化したものであり、フランスに対抗する諸国の連繫によって、フランスとロシアの万一の結合に備える意味をもっていた。とくにイタリアとイギリスの協定は、当時ドイツとロシア間の交渉（これがやがて再保障条約に結実したのであるが）が一時停頓していた期間に、ビスマルクのイギリスに対する働きかけが作用して促進されたものであり、そこにはフランスとロシアの万一の提携に備えて、フランスを西ヨーロッパにおいて牽制し、ドイツの安全を確保しようとする彼の意図が影響していた。

これに対し、同年12月にイギリス、イタリア、オーストリア間に覚書が交換された第2次地中海協定は、しばしばバルカン三国同盟とか東方三国同盟と称せられるように、バルカン、両海峡(コンスタンティノープル)に関して協定されたものである。しかもこの時にはすでに露独間の再保障条約が締結されており、この第2次地中海協定はそれにきわめて深いかわりをもっている。この地中海協定にドイツは加入していない。したがって、「新航路」の首脳が再保障条約更新を検討し、またギールスの「なんらか文書に記されたもの」による露独提携という提案について協議した際に、外務省の関係文書の中にこの協定覚書がはたして含まれていたか、そして彼等がこの協定をも併せて吟味したかは不明である。しかし、この

82) GP. IV, Nr. 938, Anlage I und Nr. 940, Anlage.

協定成立の際にも、ビスマルクはオーストリアとイタリアの依頼を受けて積極的にイギリスへの仲介につとめ、そのためには秘密条約である例の独墺二国同盟条約をイギリス首相ソールズベリー Robert Gascoyne-Cecil, 3d Marquis of Salisbury (1830—1903) に内示することすら辞さなかった（もっとも、この独墺同盟条約は、先にものべたように、同じく1887年に成立した再保障条約の交渉の際にもロシア側に内示されており、また翌1888年2月3日にはひろく公表されるのである）。したがって、この地中海協定は、成立の頭初からドイツ側には通知されており、1890年当時には、ドイツ外務省はその内容を知悉していた筈である。

この地中海協定は、しかし、バルカン、両海峡およびオスマン帝国のヨーロッパ的地位について、再保障条約とは条文の辞句においても明らかに対立する内容を協定している。すなわち、ブルガリアおよび東ルーマニアのトルコ主権下における自治と、海峡の艦艇に対する閉鎖とに関して、再保障条約（第2条、第3条）とその秘密附帯議定書（1および2）が、ロシアの「優越性」とツァーの必要な際における海峡地域の「ロシアによる防衛」を認めているのに対して、地中海協定（第4条および第5条）は、ブルガリアに対するトルコ宗主権をある強国へ譲渡または委託することを絶対に認めず、両海峡の自由とその管理者たるトルコの領土保全を共同の義務としているのである。それ故、地中海協定の一員としてのオーストリアに対するドイツの関係（独墺同盟や三国同盟を通じて）と、再保障条約のパートナーとしてのロシアに対するドイツの関係との間には、バルカン、海峡の問題をめぐって齟齬を生ずる契機が確かに存在した。この条約と協定の秘密がそれぞれ対抗者の側に知れた時には、「新航路」の指導者達がおそれたように、両者の側から、ドイツの背信行為として疑惑の眼をむけられるということも生じたかもしれない。しかし、ドイツは地中海協定の一員ではなかったから、再保障条約と地中海協定の不一致をもって、直ちにビスマルクの同盟・協商政策の矛盾であると極付けるわけにはいかない。それどころか、彼は、このような齟齬の生じてくる所以が、ドイツとオーストリアの近東に対する利害関係の根本的相違にあることを十分に認識しており、それについてしばしば公言してもいたのである⁸³⁾。そして、この一見したところでは矛盾しているように思われる再保障条約と地中海協定も、その目標の主要契機がバルカン、海峡に関する「現状」 *status quo* の維持にあったことを省るならば、両者の不一致とビスマルクの背信ということは決してなかったのである⁸⁴⁾。むしろ、彼は、列強のトルコをめぐる葛藤の中で、意識的にこの両者の喰違いを利用しようと考えていたようであり、そのような地中海協定こそは、後でも触れるように、まさにビスマルク体制の中で特異な機能を与えられていたのである。

83) Vgl. GP, V, Nr. 918, Anm. 2, Nr. 919 u. Nr. 930.

84) Meinecke, Friedrich, *Geschichte des deutsch-englischen Bündnisproblems 1890—1901*. München und Berlin 1927, S. 11.

以上のような諸条約を通覧して、われわれは1890年3月ないし5月当時におけるビスマルク体制を次のように総括しようと思う。

まず、ビスマルクの締結した同盟や協商では、いずれの場合においても、いわゆる防禦同盟の原理が一貫して基礎づけられている。すなわち、条約締結国はいずれも、自己が戦争の挑発者となるときには、ドイツがその攻撃国に対して好意的中立者、友誼の提供者、さらには共同行動者として立ち現われることを約束されてはいないし、また期待することもできない。それどころか、挑発国に対して他の強国とともに対抗者となる鍵が、ビスマルクの掌中に握られているのである。もちろん、防禦同盟の名において攻撃の有利な条件を相互に承認しあうことは、外交の常套手段である。しかし、例えば独墮二国同盟や三国同盟に示されているように、彼の同盟条約は、ヨーロッパ諸強国の国家的存立そのものにかかわる安全保障だけを目標としており、列強のヨーロッパ内における国家的利益追求（国境線の拡大や他国に対する優越権の如き）を相互に牽制させ、結局はヨーロッパ内における列強秩序の安定化に主眼がおかれているのである。そして、この秩序がフランスの孤立化における他列強の提携というビスマルクの構想によって導かれていたことは、すでに周知のところである。この関係における再保障条約の機能は、ロシアとフランスとの提携を牽制し妨げることにあった。中欧列強の利害調整と結合強化によるフランス制肘は、三国同盟に基礎をおき、さらに地中海協定をこれに配することにより、イギリスを連繫させることで体系だてられた。同様の牽制は、東方に関しては、再保障条約がそれを演ずべきものであった。ロシアとしても、クリミア戦争の際に味わったヨーロッパ列強関係における孤立という、あの苦い体験を繰返さないためには、ドイツの存在がいよいよ必要となったのである。こうしてヨーロッパの伝統的な国家系は、ビスマルクの構想によって整備編成されたのであった。そして、これが肝腎なことであるが、ビスマルクは、このような同盟条約の防禦規定が実際に効力を発動しないように列強関係を管理掌握しようと努めたのである⁸⁵⁾。彼においては、武装平和への傾斜が考えられていなかったことは、すでに述べた通りである。したがって、彼の組織した同盟・協商体系は万一の場合に関する義務を協定しているが、しかしビスマルクにとっては、そのような万一の状態がヨーロッパの列強関係に発生してはならぬことだったのである。

しかし、列強のナショナル・エゴイズムは、ヨーロッパ内のこの均衡的星座関係のみをもって満足させられるものではなかった。オスマン帝国領（北アフリカ、地中海、バルカン、両海峡等）に対する列強の勢力設定は、かえってヨーロッパの均衡秩序に重大な変動をおよぼす要因となっていたのであり、列強のかかる利害関係は無視しえない状態になっていた。そこに、1878年のベルリン会議が占める「商議外交」としての重大な意義がある。この国際会議に

85) Schieder, Th., *Das Reich unter der Führung Bismarcks*, in : *Deutsche Geschichte im Überblick*, hg. von P. Rassow, Stuttgart 1953, S. 558 f.

において協定されたものこそは、列強の利害政策を調整する国際政治の尺度とされた。再保障条約と地中海協定とはその典型的な表現であった。ビスマルク体制の諸条約は、すべて、このベルリン協定を基準として列強の利害関係を相互に承認し、再確認し合うことになった。そして、このような方法で東方に関する利害を調整することが、ビスマルクにおいては、今や再び列強のヨーロッパ的平和と均衡秩序維持のための手段とされたのである。もっとも、19世紀の商議外交は、1814/15年のウィーン会議がその典型であり、そこではヨーロッパ列強のヨーロッパ的国際秩序に対して全般的な原理を樹立し、その原則の維持と運営のために列強間の国際協調、いわゆる **Concert of Europe** が政治的・倫理的に要求された。それに対して、ビスマルク体制におけるベルリン協定の原則とは、列強の利害調整、権力拡大政策の妥協のためのものであり、それ自体がヨーロッパ的均衡秩序の基準ではなくて、それを誘致するための手段であり、ヨーロッパは „**Mächte-Europa**“ たることに依然として変りがないという意味では、真の商議外交とは称し得ないかも知れぬ。むしろ、それは利害調整政策を手段とした権力外交と概念づけるに止めるべきかも知れない。しかし、ヨーロッパ列強のヨーロッパ的均衡秩序のために手段化された東方の利害政策が、列強間において承認された協定を共通の尺度として調整されるという意味で、ビスマルクの東方に関する政策を一応「商議外交」と称することも不可能ではあるまい。

とに角、この列強の秩序維持と利害調整というビスマルク外交の二つの原理をともに具えていたものこそ、再保障条約であった。その意味において、この条約は、ビスマルク的国際体制の単なる一構成部分たることに止まるのではなくて、地中海協定とともに、ヨーロッパ列強の東西関係にいわば架橋の役割を演ずると同時に、ビスマルクの利害政策にかかわる「商議外交」と、彼の構想から発した列強のヨーロッパ的均衡政策という二本の外交的支柱を接合する役割をも占めているのである。

この間にあって、再保障条約と地中海協定との不一致は、むしろベルリン条約体制という「商議外交」を維持する上で必要な手段であった。すなわち、オスマン帝国をめぐる列強利害の交錯が常に存することこそ、かえって列強がベルリン協定の原則を繰返し確認することになり、ひいては列強がヨーロッパ内における **status quo** の維持へと努力する契機を再生産することになるからである。しかもその間にあって、ドイツは、この関係の主宰者たる地位を掌握し、またヨーロッパ均衡の運営者たる地位をも同時に保有することになるのである。ただし、このようなヨーロッパ政治の指導的地位を維持するためには、ヨーロッパと近東においてドイツ自身は利害政策を追求しないことが必要な大前提となっていた。「ドイツ帝国は飽和せる国家である」とか、「ドイツは東方においてなんら利害関係をもたない」という、彼のしばしば繰返し語られた表明は、ヨーロッパにおける勢力均衡の操縦者、運営者、東方に関する利害政策の「誠実な仲介者」、**「商議外交」**の主宰者たる地位に必要かくべか

らざる条件であった。これがビスマルク体制と称せられるヨーロッパ国家系の構造の要諦であり、その中で再保障条約は、フランスの孤立化実現というこの体制の一要素であるとともに、この体制の諸要素を有機的に結合する機能をも演じていたのである。

「新航路」政府による再保障条約の不更新とロシアの提携提案の拒絶に関しては、例のビスマルクによる暴露からはじまって、第1次大戦後には、その政治的妥当性、その歴史的評価をめぐる、夥しい賛否両論がたたかわされた⁸⁶⁾。第2次大戦後にも、ヘルフリッツは、再保障条約不更新に際してのカイザーの豹変をとりあげて、彼についてしばしば語られる親裁 *das persönliche Regiment* がこの場合にも当嵌まらぬことを弁護するとともに、ビスマルクも再保障条約によってロシアの輿論を親独的な方へと好転させることができぬのを認め、この条約に重きをおかなかったこと、またこの条約がたとえ更新されても、露仏の接近はもっと根深いものがあり、再保障条約はそれを阻止できなかったであろうと見ている⁸⁷⁾。再保障条約の継続という実際には生起しなかったことを仮定して、露仏同盟と再保障条約不更新の関係を論ずることは、不更新と同盟成立を自然必然的な因果関連において見ようとする従来からの論評を裏がえしたものであり、1890年3月ないし5月における再保障条約とビスマルク体制との構造関連から不更新の意義を探究する立場とは論争にならない。しかし、ビスマルクも、再保障条約がロシア国内の輿論を好転できなかったのも、この条約を重視しなかったとすることは、ビスマルクの真意を把握していない。それは再保障条約に対して、あまりに多くを期待するものというべきであろう。問題は、「新航路」ドイツが条約を更新しなかったというだけではなく、それに代るべき露独の提携を要望したロシアの提案をも拒否したドイツの対露姿勢そのものにある。つまり、ビスマルク体制におけるドイツの対露政策を根柢から原則的に拒絶することになるということ、を、「新航路」の指導者が深刻に見つめていなかったことが重大なのである。またそれが、有機的構造をもったビスマルク体制にとって、単にその一部分が欠落するにとどまらない全体的関連作用のあることに、彼等がほとんど気づいていなかったことこそ問題なのである。露独関係の維持は、再保障条約の条文の辞句以上に、ビスマルク体制にとっては重要だったのである。

さらに、ビスマルクの伝記を著わして学界に論争をひきおこしたアイクは、再保障条約の不更新を次のように論評している。

「ベルヒェムのようなビスマルクに対してなんら怨恨をいだく疑もないような人物でさえも、条約の更新に反対票を投じているのだが、そこでわれわれは、(不更新の)決定を与えた根柢が個人的なものではなくて、客観的な理由にもとづいていたのだと受取って差支えない。……あらゆる批判にもかかわらず、この決定は、自分の同盟仲間をひそかに裏切

86) 注74) 参照。

87) Helfritz, Hans, *Wilhelm II. als Kaiser und König*, Aalen 1954, S. 270 ff

ることに性格的に合わない一人の誠実な人物(カプリヴィ)の下した決定であった」。

さらにアイクは、再保障条約不更新を非難する人々が挙げている理由は、露仏同盟という結果からなされるが、ビスマルクでさえ露仏の接近を予期していたのであるから、この批判は不当であると主張している。そして、カプリヴィにもしも責任があるとするなら、それはロシアに対する彼の拒絶の仕方があまりに性急であった点だとしている⁸⁸⁾。

アイクの論述が、「ベルヒェム覚書」の性格についての史料批判に基だ欠けており、またその内容の——とくにビスマルク体制に対する——理解に欠けていることは、もはや多弁を要しないであろう。再保障条約は、ビスマルク体制にとって、他の方法によって補われるのでなければ、不可欠な支柱であった。したがって、この条約がロシアの反ドイツ的輿論を抑制するという目にみえる効果をなんらあげることができなかつたにしても、ドイツとしては、この条約の延期を自ら拒否して「ロシアへの電線」*der russische Draht* を切断し、ロシアの不安を増大させ、しかもドイツ自身ヨーロッパ列強の諸関係の中で国際的利害グループの一方の陣営を選択するかの如きポーズを、十分な思慮ももたずに、示すべきものではなかつたと思う。

カプリヴィが不更新を決定する際に、「事態は余りに複雑であり、五つのガラス球を同時に操ることは自分にはできないから、それを簡素化しよう」と思った時、そこにホルシュタイン達のビスマルク父子失脚に対する陰謀劇が演ぜられていたということは別にして、全くドイツ帝国の国家理性の見地から考えてみても、彼等「新航路」の指導者達は、ビスマルクの遺産の本旨を誤認していたと言わざるを得ない。すなわち、「ドイツの政治の正しい指導は、われわれ(ドイツ)が三国同盟によってロシアの攻撃から防護されているが故に、ロシアとの関係の育成を見失わない、ということである⁸⁹⁾」というビスマルクの精神を、彼等は全く理解していなかつた。つまり、彼等の主観的意図が奈辺にあったにせよ、再保障条約の不更新とロシアの提携要望の拒否とは、ビスマルク体制の根本原理についての彼等の軽薄な理解から生じたものであったといわれなければならぬ。彼等はごく普通の、凡俗な意味における利害政策、つまりドイツ国民国家のナショナル・エゴイズムのみを計算したのであり、他の列強と肩を並べて対等な利益を主張する立場へとドイツの政策をひき下げ、ベルリン会議以来ビスマルクが非凡な努力を支払って、漸くにしてかちえたヨーロッパ国際政治における主導的地位——それは前述の如く「潜在的覇権」とでもいうべきものであった——から、自ら退席したのである。このヨーロッパ国家系における主導権の放棄こそは、「新航路」ドイツが再保障条約の不更新を通じてビスマルク体制に加えた最大の——しかも彼等はそれを意識していなかつた——破壊であったといえよう。

88) Eyck, E. *Das persönliche Regiment Wilhelms II.* Erlenbach/Zürich 1948, S. 34 ff.

89) Bismarck, GW, XV, S. 563.

第二章 ヘルゴラント＝ザンジバル協定

I 英独植民地交渉の問題点

1890年3月、ビスマルクが帝国宰相を辞任した時、彼は外交政策上の懸案を二つ未決着のまま遺した。その第1は、ロシアとの再保障条約を更新する問題であり、それについては、彼の後継者達が不更新を決定して「ロシアへの電線」を断った。これは前章に述べたところである。ビスマルクの遺した第2の懸案は、アフリカ植民地をめぐるイギリスとの交渉である。この二懸案が「新航路」に同時に引継がれたことは、偶然とはいいながらビスマルク外交の必須要件を象徴していたともいえる。なぜなら、彼のいわゆるヨーロッパ平和保障体制は、ロシアとイギリスがバルカン、両海峡、近東で対立する関係に立っていたのにも拘らず、否そうであるからこそ、両国をともにヨーロッパにおいてドイツへとひきよせることにあったからだ。ところが、「新航路」の指導者達は、ビスマルクの政策があまりに複雑であり、それを簡素化しなければならぬと考えた。その時彼等は、ビスマルク体制におけるドイツ外交の根本原理を継続維持し、それに矛盾すると考えられるもの、またドイツの政策に対する不信感を刺激するおそれのあるものを清算しようとした。それが再保障条約を更新しない決定となったのである。しかもそのことが、ビスマルクの掌中にあったヨーロッパ国際政治の主導権を失わせ、ビスマルク体制の重大な破綻をきたすことに、彼等は全く理解を欠いていたのだった。彼等が堅持しなければならぬと考えたビスマルク体制におけるドイツ外交の原則とは、あの「ベルヒェム覚書」や5月20日のホルシュタイン、マルシャルの意見書、そして5月22日のカプリヴィ覚書に顕著に示されているように、第1は三国同盟の維持であり、第2にこの同盟とイギリスとの連繫を確保することであった。したがって、彼等が最初に着手しなければならなかったイギリスとの植民地交渉も、この見地から処理されたことが当然推測されるであろう。いわば、「新航路」政策のビスマルク体制に対する継続の面が、この英独植民地交渉として現われるのである。ここでは、再保障条約の場合のように、更新から不更新へという逆転が劇的に展開することはなかった。列強の離合集散にかかわる勢力均衡の大変動をよびおこすこともなく、したがって第1次大戦に至る国際政治の発展の中で運命的な体制転換を予想させるようなものはなかった。そのため、この問題は、再保障条約の不更新と同じ時に並行して生起した事件でありながら、これまでの研究でも、前者ほどにセンセーショナルな注目をうけなかったのもやむを得ない。

しかしビスマルク体制を考える場合には、前にも述べたように、あのヨーロッパ国家系における覇権と勢力均衡との緊張関係が、独特な性格をおびていたことに注意しなければならない。すなわち、ビスマルク体制においては、覇権強国たるべきドイツが、その優越的権力政策を推進せず、むしろ「潜在的覇権」の地位にとどまって勢力均衡の指導権を握り、列強配置の操作をしていたのである。したがって、ビスマルク体制の破綻を考察するのは、たんに列強の離合配置に着目して、その勢力関係の消長を量るだけでは十分ではないように思う。まさに「潜在的覇権」がどのように変動するかということが、列強の離合の変転とともに注目されなければならない。たとえドイツとの友好国が友誼的提携を維持して行く場合でも、ドイツの主導権の動向を考察する必要があると思う。再保障条約の不更新と並行して実現されたイギリス・ドイツ間の植民地協定は、まさにこの観点から、ビスマルク体制の指導権に関連する問題だったといえよう。

さて、ここで検討される「ヘルゴラント＝ザンジバル協定」とは、1890年5月以降イギリスとドイツの間で商議が交わされた結果、同年7月1日に成立した協定である。その骨子は東アフリカを中心に西南アフリカを含む両国植民地に関して勢力範囲を劃定したところにあるが、とくにザンジバル島を中心として、この地域におけるイギリスの優越権が認められ、ドイツは大きな譲歩を示したものであった。それに対してドイツは、イギリスからヘルゴラント島を譲り受けることが約束されたのである¹⁾。

ヘルゴラント島は、シュレスウィヒ西岸から50軒ほどの北海ドイツ湾にある小島で、18世紀はじめ以来デンマーク領であったが、ナポレオン戦争中にイギリスが占領、ウィーン会議によってイギリス領とされた。イギリスは、大陸からの侵寇に備えるべく、同島を確保したのであった。ところがその後、強力なフランス第二帝政が出現してみると、イギリス艦隊の根拠地としてのヘルゴラント島の価値は、それほど貴重なものではなくなっていることが明らかとなってきたといわれる。したがってイギリスとしては、19世紀後半には同島の領有に対して、政治的にも軍事的にも切実感を失っていたのである。他方、ビスマルク期のドイツ帝国にとっても、ヘルゴラント島の価値は、軍事的な意味での重要性という点ではさほど大きく認識されていたわけではない。ただ1890年当時には、北海とバルト海を結ぶ運河の完成を間近かにひかえて、ドイツ海運の発展の見地から、その重要性が増加していたことは事実である。しかしそれよりも、国民主義的意識の高かった当時としては、ヘルゴラント島が歴史的にシュレスウィヒに所属していたことから、また同島住民がフリースラント人で北海沿岸のドイツ人住民と相互にきわめて親密な感情をいだいていたことから、同島の領有は国

1) Deutsche Geschichtskalender für 1890, Bd. I, S. 281.

民感情の上でひろくドイツ政界の関心をよせている問題であった。もっとも、皇帝ヴィルヘルム2世は個人的に海軍整備に興味をいだいており、ヘルゴラント領有は彼の情熱をかきたてる対象となっていたといわれる²⁾。

ザンジバル島はアフリカ東海岸に位する小島であるが、1884年以後ペータース Carl Peters (1856—1918) を中心に「ドイツ植民協会」die Gesellschaft für deutsche Kolonisation や「ドイツ=東アフリカ会社」die Deutsch-Ostafrikanische Gesellschaft が活躍して、対岸のアフリカ本土にまで強力な権力をもっていた同島のスルタンから広範な権益を獲得し、85年には本国政府の保護を得ることに成功した³⁾。このザンジバル島の対岸からアフリカ本土奥地にひろがる地域はヴィクトリア湖、ウガンダ、スーダンへと続き、エジプト問題でフランスと対抗していたイギリスの利害にただちにひびいてくるところから、1886年には英独政府の間にこの地域での勢力範囲の劃定が成立した⁴⁾。またタンガニーカ湖から南下すれば、ローデシアから南アフリカへと容易に通ずる。それ故ドイツ植民地としての東アフリカは、イギリスのアフリカ内陸における植民政策の要衝をしめていた。ザンジバル島は、さらに、アフリカ東岸における商業上の拠点としてもきわめて重要であった。

このようなヘルゴラント島とザンジバル島との交換、アフリカ植民地の利害と北海の小島との代償的取引は、1890年の「新航路」政府の政策として突然に現われたものではなく、そのような着想は、すでにビスマルクの政策から発していたのである。以下この経過をたどることにより、ビスマルクと彼の後継者とのヘルゴラント政策に対する対処のあり方を検討して、「新航路」外交の性格を考察することにする。

Ⅱ 英独植民地交渉とヘルゴラント問題

ヘルゴラント島に対する譲渡の要求がドイツからイギリスにむかって最初に提案されたのは、ビスマルク期の1884年5月のことであった。これは、西南アフリカを中心とする両国の植民地ならびにフィジー島におけるドイツ人移住民の土地要求に関して、前年から両国の意見調整が燻っていた際に、ビスマルクから提出されたものである。彼は、イギリスがドイツとの友好関係を継続しようと思うなら、そのような努力の「試金石」としてヘルゴラントの問題が関係してくると前提して、ロンドン駐箚ドイツ大使ミュンスター Georg Herbert Graf zu Münster (1820—1902) に対し次のように訓令を与えている。

2) Taylor, A. J. P., *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*, Oxford 1954, p. 330. Gooch, G. P., *History of Modern Europe 1878—1919*, London 1923, p. 201.

3) ペータースを中心としたドイツ=東アフリカ会社とその活動に関しては、Büttner, K., *Die Anfänge der deutschen Kolonialpolitik in Ostafrika*, Berlin 1959 が未公表の史料を使用した有益な研究を行っている。

4) Gooch, op. cit., p. 109.

「この生粋のドイツ人の島（ヘルゴラント島）は、イギリスが領有している場合には、ドイツ領のエルベ河口とホルシュタイン西岸に対する攻撃のための支店以外の何ものでもない。それがドイツの所有に帰するなら、われわれ（ドイツ）は多額の費用をかけて、近海航路の避難港とするであろう。イギリスのエジプト、インドに対する利害がかかっているイオニア諸島を、なんらの利益や代償を得ることもなく放棄しなければならぬというのであるなら、イギリス人がこれを遺憾に思うことはわれわれにもよく理解できる。しかしながら、イギリスにとってヘルゴラントは、平和時には全く不必要なものであり、戦争の際にもその必要性ははなはだ疑わしい。同島に避難港を構築する条件でこの島をドイツに譲渡するという条約にもとづいた協定が成立するならば、それは、フランス戦争（独仏戦争、1870/71）以来イギリスにとって甚だ好ましくない状態になっている現在のドイツの輿論に対して、きわめて有利な印象をつくりだし、われわれが将来イギリスに対して友好的援助を送ることを容易にするであろう。イギリスの政策にとって、われわれの友誼はきわめて高い利用価値がある筈だ。イギリスの政策にとって、ドイツ帝国の実力が友好的・援助的な側にまわるか、それとも冷淡に引退しているかどうかということは、どうでもよいことではない。イギリスは、その地理的状态によって、ヨーロッパではただフランスから、アジアにおいてはただロシアから重大な危険を受けることを恐れなければならぬ。……それ故、イギリスの対抗者、競争者に対するわれわれ（ドイツ）の態度は、イギリスの政策にとってはヘルゴラントの領有よりも、また海外におけるイギリスとドイツ両国商社のあらゆる通商関係よりも、はるかに重要であると信ずる。イギリスは、自分自身にとってはほとんど無価値にひとしい僅かの犠牲（ヘルゴラントの譲渡）によって、政治的利益の面ではわれわれの有効な支持を継続的に保証され得るのである⁵⁾」と。

この訓令に対してミュンスター大使がヘルゴラント問題をイギリス側に提案すべき指令を請い、その際、同島がドイツの手で避難港とされる暁には「イギリスの通商と航海にとって、ドイツ自身よりもより大きな利益を生ずるであろう」ことを理由として、イギリス側に説明すべき旨を要請したのに対し、ビスマルクは、「しかもイギリスは、エジプト問題で援助を受ける」と欄外注をほどこした⁶⁾。さらにヘルゴラント提案を、ドイツ側の「要求としてではなく、申出の形で表明するように」と入念な指示を与えている⁷⁾。

ところが、この時の両国間の商議の本題である西南アフリカ植民地に関して、イギリス側からはドイツの期待をはるかに越えた要求の多い態度が返答されるにいたり、ビスマルクは直ちにヘルゴラント譲渡の申出を当分差控えるように指令したのであった。そのようなイ

5) GP. IV, Nr. 738, S. 53 f.

6) GP. IV, S. 55, Randbemerkungen des Fürsten von Bismarck : 2.

7) GP. IV, Nr. 740, S. 55.

ギリスの態度では、「ヘルゴラントは、われわれ(ドイツ)のアフリカに関する諸要求の正当さを、ヘルゴラントに対するわれわれの権利の線とへおし下げる口実を提供するようなものだから⁸⁾」というのである。「われわれは、そのような要求(ヘルゴラントの譲渡)を、ただ確実に友誼を示す政府に対してのみ申出ることができるだけだ。現在のイギリス政府は、遺憾ながら、植民地問題でわれわれに対して法外な要求を示したように、そのような状態におかれてはいない。何と、これはアフリカのモンロー宣言ではないか。ヘルゴラントの願望は権利的根拠などないものである⁹⁾」。これがビスマルクの見解であった。こうしてヘルゴラント島譲渡に関する構想は、1884年5月末わずか三週間の交渉で打切られ、商議は植民地問題の本筋へと移されて行くのである。

以上の経過から知られることは、ビスマルクが、ヘルゴラント島を英独間の植民地の利害調整問題に結びつけて、同島をその取引材料にしようとは考えていなかったことである。この島の譲渡は、彼にとっては、ただ両国間の友好関係を継続させる保証としてのみ考慮するものであった。しかもドイツ側の提供する好意とは、エジプトにおいてフランスと対立するイギリスを支持することであり、なんらかの権利的利害の代償取引ではなかった。そしてビスマルクにいわせるなら、ヘルゴラント島はドイツの「当然の」権利であり¹⁰⁾、したがって、植民地の利害と絡ませる筋合いのものではないといよいよ判断されたのである。植民地問題は、それ独自の問題として両国間で商議され、処理されればそれで済むことである。しかしイギリスにとっては、ドイツとのこんな植民地問題などよりも、フランスおよびロシアに対抗する際の支援者をヨーロッパ列強の中に得ることの方が、はるかに緊要な課題ではないか。したがってイギリスが、自己にとっては不要物にも等しいヘルゴラント島をもってヨーロッパ大陸の均衡の維持者たるドイツを購うとしたら、こんなに安価な取引はないではないか、というのがビスマルクのこの時の判断であった。また、彼の考えによれば、植民地問題とヘルゴラント譲渡とを関連させることは、ドイツ側としては甚だ損失をこうむることになる。なるほどヘルゴラントはドイツ国民感情の熱望するものではあるが、「当然の」権利である同島を、イギリスに対し辞を低くして、植民地の供物まで捧げながら受取ることなど、もっとも愚かしいことであった。だから、イギリスが友誼の継続に対する象徴としてこれをドイツに譲るのでなければ、ドイツは逆にフランスを支持してイギリスを困却させる腹を固めることもできるのだ、と彼は自負しているのである¹¹⁾。

ビスマルクが以上のような強い気力をもってイギリスに臨むことができたのは、一口に

8) GP, IV, Nr. 741.

9) GP, IV, Nr. 742, S. 58, Schlußbemerking von Bismarck.

10) Ebenda.

11) Daselbst, S. 59.

言って、ドイツがヨーロッパ国際政治において主導者の地位に立っていたことに由来していた。すなわち、ドイツの支援を受ける側が、その企図する政策を貫徹するのにきわめて有利な地歩を獲得しうること、しかもドイツは自らは決して紛争の発起人にはならず、常に調停の主催者、「誠実な仲介者」として緊迫した問題の中に立ち現われること——こうしたビスマルクの態度は、よくドイツのヨーロッパにおける「潜在的覇権」を維持せしめた。したがってヘルゴラントの問題でも、これに恋々として固執することは、逆にドイツのヨーロッパ列強関係におけるこの主導的地位をイギリスによって揺がされることになる。そしてこの方が、たとえ国民感情の傾く小島ではあっても、それを獲得することよりも重大な結果をドイツに齎らすということは、当然すぎるほど明白なこととしてビスマルクの意識するところであつたろう。1886年の東アフリカ植民地に関する交渉でも、したがってヘルゴラント譲渡は話題にのぼらなかつたのである。

Ⅲ 英独同盟交渉とヘルゴラント問題

ヘルゴラント譲渡の問題がイギリスとドイツの間で再び話題になるのは、ついで1889年のことである。この時期は前回の1884年当時よりも、はるかに英独関係は良好な状態にあつた。恐らくは第1次大戦前史において、この時ほど両国の接近した機会はないであろう。87年にビスマルクは、前に述べたように、独奥二国同盟の内容をイギリス首相ソールズベリに打明け、イギリスはオーストリアおよびイタリアと地中海協定を締結することにより、三国同盟と共同の体制に入ったのである¹²⁾。88年ドイツにおいては新皇帝の登極があり、いよいよヴィルヘルム2世がカイザーとなつたのであるが、新帝の下でドイツの政策が変化するのではないかと憶測した諸国の危惧をよそに、ビスマルクの指導は少くとも外見上は微動だに見せなかつた。そこに、フランスが国際的孤立から脱出しようとして金融の面からロシア、イタリアに対し積極的に働きかける事態なども加わり、地中海、北アフリカにおいてフランスと、近東、バルカンにおいてはロシアと対抗するイギリスとしては、ヨーロッパにおける国際政治の主導権を握っているビスマルクとの接近をいよいよ強めていた。

このような状況の中で、ビスマルクもまたイギリスとの緊密化をはかり、1889年1月英独同盟が構想される¹³⁾。それは、ドイツ、イギリス「両国に対して、一定の期間フランスから

12) 本稿58頁以下参照。なお、1885年のブルガリア・東ルーメリア問題以来のイギリスとドイツの関係を、バルカン・近東を中心としたソールズベリとビスマルクの指導権をめぐる競合として捉え、従来のように英独接近を単純に親善関係の強化としてのみ見ることに批判を示した興味ある論文がある。Kluke, P. Bismarck und Salisbury, Ein diplomatische Duell, Historische Zeitschrift (以下 H. Z. と略) Bd. 175, Heft 2, 1953, S. 286 ff.

13) Cf. Langer, William L., European Alliances and Alignments 1871—1890, New York 1950, p. 492 ff.

の攻撃に対する共同防衛を遂行することを義務づける」ことが目標であり、できることなら秘密条約でもよいが、しかしフランス側から挑発してくる戦争を予め阻止することを期待するならば公表されても差支えない、というものであった¹⁴⁾。ただし1887年以降におけるイギリスの対ドイツ接近は、むしろそうすることによってビスマルクのヨーロッパにおける主導権の制約からイギリスの世界政治体制を解放する試みであり、ドイツへの追従ではなかったこと、また1889年のビスマルクの同盟提案に対して、ソールズベリとベルリン駐劄イギリス大使マレット Sir Edward Malet (1837—1908) は、これを新帝の下でのビスマルクの地位が動揺しはじめた徴候であると判断しはじめていたことが指摘されている。つまり、このような計画を新規に作りだすことにより、ビスマルクはむしろ自己の宰相としての地位を国内、とくに新帝に対して示威し維持しようと努めたというのである¹⁵⁾。

しかし、このようなビスマルクの地位をめぐる国内関係や個人的事情はともかくとして、89年1月の同盟交渉は意外な方向へと進展するのである。1月15日、ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルト Paul Graf von Hatzfeldt-Wildenburg (1831—1901) は、前記の主旨にもとづく同盟提案をソールズベリに示した。これに対し、イギリス首相は即答を避け、「イギリスにとってきわめて重大な広範にわたる問題であるから、徹底的に熟慮する時間を得たい」と猶予を求め¹⁶⁾、その回答は二カ月後まで延期された。この頃には、前年(1888)以来サモア問題が再燃しており、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国の間でその解決をはかるべくベルリンで商議が催されていたが、ドイツ外務卿ヘルベルト・ビスマルクは、必要事項の連絡のためしばしばロンドンを訪れていた。たまたま3月にヘルベルト・ビスマルクがこの要件でロンドンに滞在した際に、22日、ソールズベリとドイツ外務卿の会談が行われ、イギリス首相は先のドイツ側からの同盟提案に対して、イギリス側としては実行不可能な現状にある旨を伝えたのである。「遺憾ながら、われわれ(イギリス)は、もはやピットの時代のように、アリストクラシーが支配しているような時代に生きてはいない。またウィーン会議後にイギリスをもっとも豊かにして名声高き強国にまで作りあげたような積極政策を、われわれは遂行しえない。今日ではデモクラシーが支配し……政府はいずれも輿論に絶対的に依拠せざるを得ない」というのがその弁明であった。そしてドイツの提案に対して彼自身は感謝しており、他日それ(英独同盟)が彼の手で実現されるまで生きのびたいものだ、と付加え、「しばらくの間、われわれ(イギリス)は諾否を述べずにこの問題を留保しておく。現在では不幸にもこれが為しうるすべてである」と語ったのである¹⁷⁾。これは明らかに拒否の

14) GP, IV, Nr. 943.

15) Vgl. Bayer, Th. A., *England und der Neue Kurs 1890—1895*, Tübingen 1955, S. 5 ff. Eyck, E., *Das persönliche Regiment Wilhelms II*, Erlenbach/Zürich 1948, S. 32 ff.

16) GP, IV, Nr. 944.

17) GP, IV, Nr. 945.

態度を示したものであった。かくてビスマルクの英独同盟の構想は挫折した。

ところがヘルベルト・ビスマルクは、この時のロンドン滞在中に、有力なイギリス政治家チェムバレン Joseph Chamberlain (1836—1914)¹⁸⁾ と会談する機会を得、その際チェムバレンの側から、英独友好関係の強化に関して重大な申出を聴くことになったのである。すなわち、3月26日、チェムバレンはドイツ外務卿にむかい、「両国(イギリスとドイツ)の間に将来困難な事態が発生する恐れのある全ての問題点を除去することに、われわれ(両国)は双方とも全目標を定めなければならぬ」と前提して、当時ドイツの進出により、イギリスの利益に関して苦情の出ているザンジバル島の問題の他に、1884年以来十分な解決をみなかった西南アフリカの領域劃定を協定すべきことにまで説きおよんだ。それは、これらアフリカ植民地でドイツに不必要な無価値な地域、たとえば、ナマカ、ダマラや、係争の生じてくる根源たるアンゴラ・ペクェナ等を、ドイツからイギリスへ譲歩するように提案したものであるが、さらにチェムバレンは、「その代償として、われわれ(イギリス)はヘルゴラントを貴下(ドイツ)に譲与するが、もしそうなったら、貴下はどう考えるか。ヘルゴラントはイギリスにとっては無価値なものであるが、ドイツにとっては、たとえ威信上のためだけのものであるにしても、恐らく領有する価値のあるものだ¹⁹⁾」と付加えたのであった。もちろん、これは政府の責任ある地位についている人物から発した申出ではないが、しかしイギリス輿論の中のもっとも親独的な線から出た有力な発言であったから、ドイツとしては、同盟案の挫折後に両国間の緊密な関係を維持する上で十分考慮すべきことであった。ヘルベルト・ビスマルクはチェムバレンに対し、この問題をソールズベリ首相に予め提案しておいてくれるように依頼し、チェムバレンもまたもちろんそれを承諾した。ハッツフェルト大使も、この問題についてイギリス首相を打診する予定をたてた。

ロンドンの出先機関がこのような動きを示した時、その報告を聞いた帝国宰相ビスマルクは、しかしながら、決して積極的な態度をとらなかった。ヘルゴラント交換の問題で、イギリス側に対してドイツがイニシアティブをとることは好ましくない、しかし、この年の夏頃に問題の機は熟してくるであろう、というのがビスマルクの意見であった²⁰⁾。また、4月中旬に入ってから、ハッツフェルト大使がソールズベリ首相と会談して、チェムバレンの意味において植民地とヘルゴラントの問題に触れた時、イギリス首相は決して乗気な態度を示しはしなかった。「貴下(ドイツ)の側で望まれるなら、われわれ(イギリス)としては別の機会に再び話し合ってもよい」という程度であった。つまりイギリスは、ヘルゴラント交換の問題でイニシアティブは執らぬことを表明したわけである。したがって、一度は希望を

18) 当時、彼は自由党から保守党にうつり、保守党内閣の閣僚にはまだ入っていなかった。

19) GP, IV, Nr. 946.

20) GP, IV, Nr. 948.

懐いた外務卿ヘルベルト・ビスマルクも、6月下旬には、父宰相がこの件に対してははじめから示していた態度、すなわちドイツ側からは問題を繰返しとりあげて積極性を示すことはなんらせず、また意見の交換を打切ることもせず、ただイギリス側の出方を待ちうける態度を維持する方針へと切換えざるを得なかったのである²¹⁾。

ところが、ドイツ政府のこのような態度決定があったのにもかかわらず、皇帝ヴィルヘルム2世は、西南アフリカ植民地とヘルゴラント島の交換に対して、非常に積極的な熱意を示していた。したがって、政府のこの問題に対する待機の姿勢は彼のはなはだ不満とするところであった。彼は専ら軍事的側面からこの島に関心をよせ、エルベ河口とヤーデ河口の防塁としてこの島を重視し、しかも来るべき8月に行われる予定の皇帝のイギリス訪問の際にはこの島の譲渡交換が協定に到達し、皇帝みずからオスボーンで署名しうるように、政府が急いでこの件を推進することを期待し、ビスマルクを督促しているのである²²⁾。

このような皇帝の熱望に対して、外務卿ヘルベルト・ビスマルクは、概ね次のような主旨の説明をしている。

「性急にこの問題の交渉を(イギリスに)催促することはイギリス首相を却って苦しい立場においやり、懸案に対する否定的な返答を引出す必要を感じさせるだろう。ケープ植民地を拡大して、その代りにヘルゴラントを放棄する意向は、イギリスには全くない。ソールズベリは、ヘルゴラント問題のために議会で党派抗争をすることを、現在のところ望んでいないかも知れない。もしもドイツ側から改めて申出をするとすれば、それは皇帝のイギリス訪問によって、イギリス輿論がわれわれ(ドイツ)にとって好ましいものになった機会をとらえる方がよいと思う²³⁾」と。

さらにビスマルクは、外務卿のこの主旨に完全に同意を表明しながら、外務卿よりももっと厳格に、ドイツは如何なる場合にもこのヘルゴラント交換の問題で申出の主導者となつてはならぬことを戒めている。

「それは却って案件を危険に陥れるばかりでなく、イギリスの中にある反対輿論に口実を与え、イギリス女王に対する現在のわれわれ(ドイツ)の良好な関係をも傷つけるであろう。すなわちソールズベリ、ハーティントン **Spencer Marquess of Hartington** (1833—1908)、チェムバレンの沈黙から察するに、現在われわれの側から申込みをしても失敗に帰することは、恐らくはほとんど確実である。そのような失敗は、イギリス人の中に、われわれが貪慾なのではないかという猜疑心を生ぜしめ、イギリスの拒絶を誘致し、ひいては皇帝のイギリス訪問の大きな成果を無効にしてしまうだろう。われわれは、後の成功

21) GP, IV, Nr. 949 und Nr. 950.

22) GP, IV, Nr. 951.

23) GP, IV, Nr. 952.

を期して、今はイギリスの出方を待ちうけるべきだ²⁴⁾」と。

これがビスマルクの皇帝に対する諫言である。そしてさらに外務省に対しては、この待機の状態を主張しつつ、「イギリスがわれわれ(ドイツ)を必要とする機会がくるまで待つべきである。従来われわれは、平和がなお何らか維持されなければならぬ場合には、イギリスを必要としている²⁵⁾」と指示することを忘れなかった。

かくて皇帝もまたビスマルクと外務省の意見を諒として、彼のヘルゴラント獲得に対する個人的熱望を差控えなければならなかった²⁶⁾。そしてこの問題は、イギリス側から更めて話題として持出されるまで、さらに一カ年の空白期間をおくことになったのである。

さて、以上に述べた経過のように、ヘルゴラント島に関する英独交渉は、このたびも成就されなかった。否、交渉以前に立消えとなった。しかしながらこのたびは、84年の場合とはまさに正反対に、ヘルゴラント交換問題を話題にのぼせたのはイギリス側であった。もちろん、イギリスの方でも、ソールズベリ首相がほとんど熱意をもたぬ以上は、協定の可能性はなかったわけであるが、それに対してビスマルクが常に待機姿勢を堅持し、ドイツ側の行動を終始抑制し統制したことも、前回とは対照的な態度であった。しかしそれは表面的な相違であって、ビスマルクの思惟においては、84年の交渉においても、また89年のそれにおいても一貫したものがあることが看取されよう。つまり、ヘルゴラントの問題は、ドイツの植民地における譲歩の代償として、これをイギリスから受取る筋合のものではなく、本来は英独両国の友誼的相互支援の保証として、イギリスからドイツへ「当然」譲られるように構想されていたことは、前述の彼の意見から理解できるところであろう。したがって、チェムバレンの提案のようにアフリカ植民地に関するドイツの利権や勢力範囲の放棄において北海の小島を譲り受けとるのでは、ドイツの利益にとって甚だ面白からぬ交換であることは、ビスマルクの胸中において十分計算されていたのである。89年に若しもこの提案が考慮されるとすれば、それはチェムバレンの線においてではなく、むしろこの提案の契機を作った本来の交渉、すなわち英独同盟交渉の成立に付随して具体化されるべきものであった。したがって、同盟提案がソールズベリによって既に拒絶されている以上は、彼が89年の場合に甚だ気乗り薄であり、子息のヘルベルト・ビスマルク外務卿やカイザーを抑制さえしたのも、かかる彼の観点からするならば、むしろ当然であったといえよう。

しかしとくに注意しなければならぬことは、国際政局に対する指導性という点で、ビスマルクのドイツとイギリスとの関係は、1884年と89年の間では相当に優劣の変化が見られることである。84年には、ドイツのイギリス支持とヘルゴラントの交換という提案が、ビス

24) GP, IV, Nr. 953.

25) *Randbemerkungen des Fürsten von Bismarck* : 7, GP, IV, S. 417,

26) GP, IV, Nr. 954.

マルクの側から高い姿勢でもって語られ、不本意を見極めると直ちに交渉を打切っている。これは、エジプト問題でイギリスがドイツの友誼に依存せざるを得ぬ立場にあったためであり、ビスマルクは、前にも触れたように、この状況を十分計算に入れていた。しかし、89年には、今度は逆にビスマルクがイギリスに友好の提案を行う立場に立っていた。この局面を利用して、ヘルゴラント問題の代償を、ドイツの求める英独同盟からアフリカ植民地に再びすり換え、しかもその具体化をひきのばし、ドイツを——カイザーの態度に現れたように——焦らせたイギリス側の国際的指導権競争という面での策略は、まことに老獪であったといふべきであろう。今度は、交渉のペースはイギリス側に握られそうになった。このペースに簡単に乗ろうとしなかったビスマルクもまた賢明であったといえよう。なぜなら、問題は単に英独間の、しかもヘルゴラント譲渡という限られた課題の成否にあったのではなく、むしろヨーロッパ列強間における指導権の変動ということが、その背後に発生していたと思われるからである。つまり、世界政策体系の一環としてイギリスがドイツをその中に編入するか、それとも、ビスマルクがヨーロッパ国家系の体制を列強関係の指導的原則として維持するかという権力競争が、イギリスとドイツの最も親密な関係の中で、はしなくも暗闘をのぞかせたといふべきであろう。もちろん、89年にビスマルクが英独同盟の提案をしたことをもって、ドイツが、ひろく列強関係の中でイギリスにその指導権を奪われ、ドイツのビスマルク体制における優位性がこの時に破綻したと一般化することはできない。この時には、ソールズベリとビスマルクの間の指導権競争は、決定的勝負をみなかったといえよう²⁷⁾。しかし、大陸強国としてのドイツのヨーロッパ国家系にかかわる政策と、イギリスの海洋帝国としての世界国家体制との関わりがヘルゴラント譲渡問題において暗闘したことは、後のドイツの対外政策を理解する上に、ひとつの暗示を与えているように思う。

なお、新帝ヴィルヘルム2世のヘルゴラント熱は、きたるべき両国間の同問題の交渉に対する重要な伏線を形成することになったことを、予め注意しておきたい。

IV 「新航路」のヘルゴラント交換政策

ソールズベリ首相が植民地問題に関して「再び話合ってもよい」(本稿71頁)機会、そしてドイツ側が待ちかまえていた機会は、その後ようやく半年にして到来したようであった。1889年12月7日、ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトは、本国の宰相ビスマルクに宛て、イギリス首相との最近の会談について報告しているが、それは、アフリカ植民地におけるドイツ人の活動についてソールズベリ首相が多く不平を洩らしたことが主な内容であった。ザンジバルでは、ドイツ人の進出によってイギリスの利益が侵害されている。ウィツで

27) Vgl. Kluge, a. a. O., S. 2.

は、現地のスルタンにドイツ商人が武器を供与しているが、それはイギリスの利益に対抗して将来スルタンを火中に投げしめる下心があるのではないかと危惧されている。総じて、イギリスの植民の努力は将来いたる所でドイツの利害と衝突し、イギリス、ドイツ両国の利害範囲の劃定が協定される際には、イギリスの膨脹の要求はいつも不都合に制約されるに違いないという印象が、ロンドンでは強い不満として燻っている。これがソールズベリの意見であった²⁸⁾。

これに対しハッツフェルトは、ザンジバルのことだけではなく、ひろく英独間の植民地問題全般について両国が友好的に交渉するならば、きわめて円満に利害の劃定や權益の相互承認の妥協、了解が成立するであろうと述べ、暗に先のチェムバレン提案をほのめかしたのであった。しかしソールズベリは、その可能性が十分にあることを認めながらも、両国植民地全体に及ぶような広範な交渉は望んでおらず、全面的な利益の相互承認は思わしくないとし、なお商議の開始に踏切ってはいなかった²⁹⁾。

このようなロンドンからの報告に対し、ビスマルクは次のようにイギリス首相に返答するよう指示している。すなわち、ウィツにおけるドイツ商人の武器供与は、スルタンがソマリ族から攻撃を受けているので、その防衛のために必要としているものであり、ウィツ在住ドイツ人の生命財産を保護することにもなるのであって、イギリス側の不快な感情はなんら根拠のないものである、というのである。さらに、ビスマルクは、ドイツ人植民の現状に関してソールズベリがイギリス輿論から非難をうけているようだが、ベルリンでもこの夏以来、ビスマルクが植民地問題では余りに多くイギリスに譲歩しているという激しい攻撃が生じていることを述べ、イギリス東アフリカ会社の要求はドイツ植民会社の既得権を犠牲にしなければ実現されぬことであるとして、植民政策上の両国の利害が感情の上でも、また実利の上でも相当にもつれてきていることを認めている。しかし、彼はハッツフェルト大使に対し、ソールズベリとは今後もこの問題を好意的に話合うことを継続するようにと訓令したのであった³⁰⁾。そして両国利害の協定に直ちに入るのではなく、その前段階として、利害の公平な判定を検討する準備を整え、ここにイギリス外務省の植民問題担当官であったアンダーソン **Henry Percy Anderson** のベルリン派遣が、89年12月19日に決定されたのである³¹⁾。同月22日には、ついにソールズベリも、ザンジバル問題を相互了解によって処理することが望ましい旨を表明した³²⁾。もちろんソールズベリは、植民地問題全体を全面的に協定することには、なお十分に意向が熟してはいなかったようであるが、それでもとにかくイギリス、ド

28) GP, VIII, Nr. 1672.

29) Ebenda.

30) GP, VIII, Nr. 1673.

31) GP, VIII, S. 8, Anm.

32) GP, VIII, Nr. 1674.

イツ両国間に、植民地問題を通して妥協と親交を強化する機会が再び訪れたのであった。ただアンダーソンのベルリン出張は、都合により1890年5月はじめまで延期され、両国の交渉はまたもや五カ月間ほどの中断を余儀なくされたのであるが、この期間にドイツではビスマルクが宰相を辞任し、カプリヴィがその後を継ぎ、外務卿もヘルベルト・ビスマルクからマルシャルに更迭するという、政治指導者の重大な変動が行われたことは、既にのべたところである。したがってイギリスは、ドイツのこの新しい指導部——「新航路」政府——と交渉を開くことになるのである。

1890年4月30日、アンダーソンのベルリン派遣を前にして、ロンドンではソールズベリとアンダーソンとが、それぞれ個別にハッツフェルト大使と会談した。この会談で、ソールズベリは、「アフリカの問題では、(東アフリカ)海岸について了解を遂げることは容易である。しかし(アフリカ)本土の内奥地、すなわち(ニアサ)湖の近傍に困難な問題がある。この地域には、ニアサ湖西部における伝道といったような、イギリスとしては『感情』問題があるのだ」と語った。またアンダーソンは、「ウィツがドイツの掌中にあることは、(英独両国の)つまずきの石であって、イギリスの不信の原因となる。イギリスとドイツの良好な関係を確立する正しい方法は、両国の(東アフリカ植民地)領域を明確に分つこと、しかも境界線をはっきり引いて、北をイギリス、南をドイツの領域とするように分割することだ」と交渉に臨む抱負を開陳した。これに対してハッツフェルト大使は、「結局のところ問題は、どのような前提のもとに、またどの範囲で、イギリスの交渉者(アンダーソン)がわれわれ(ドイツ)の湖へ向っての拡大に賛成できるかということ、親しく確認してくれることだ。そのためにも、両者は腹藏なく話合うのがよい」とソールズベリ首相に応えている³³⁾。ここに見られるように、両国の交渉は、ソールズベリが最初はザンジバルだけに関することとして限定していた範囲を越えて、それに関連する東アフリカの両国植民地全体、とくに大陸奥地の境界問題にも及ぼされることになった。ザンジバル島を中心とするこの地域がとくにスーダン、エジプトの裏門の位置にあたること、またその奥地がコンゴ、ローデシア、ベチュアナランド、ケープ植民地へ連なる地域に接続することを重視していたイギリスとしては、かかる東アフリカ植民地全域の劃定にまで問題が拡大することには、もしも協定が可能であるならば、異議のないところであったといえよう³⁴⁾。

このようにして、両国の交渉は、5月上旬からアンダーソンとドイツ側の委員クラウエル Dr. Krauel との間にベルリンで開始されたが、最初に予想されていたように、妥協のもっとも困難な論点は、ニアサ湖周辺、とくにその西方地域をめぐる両国の利益範囲に関する

33) GP, VIII, Nr. 1675.

34) Taylor, op. cit., p. 229 f.

劃定に集中された³⁵⁾。この点については、ベルリンからロンドンのドイツ大使に経過が通知され、ハッツフェルトは早速ソールズベリ首相と会談して、この地域に対する両国の利害を論議し合っているが、いまその詳細を述べる必要はない。問題は、この交渉の難航の中から突如として、またもやヘルゴラント讓渡案が浮び上ってきたことである。5月13日に行われたハッツフェルトとソールズベリとのこの詳細に立入った長い会談で、ソールズベリはドイツ側の東アフリカに対する主張を理解するとともに、その困難な利害関係の交錯を打開する方法として、次の如き条件を挙げた。

1. 問題の、論議がくり返されているニアサ西北地域に関して、ドイツがその他の点で一致するなら、イギリスは分割を容認しよう。但し、それがどの辺まで入手を認めるかは、なお詳しく論議しなければならない。
2. ヴィクトリア=ニアンザ湖西南部の係争の領域のうち、次のようにしてその一部は同じくドイツの所有に帰することになる。すなわち、タンガニカ湖のほぼ北端から、いわゆる丘陵地帯に沿って、ハッツフェルトに送付された地図（ベルリンでの専門委員の交渉で、資料として作製されたものの写しが、本国政府からハッツフェルト大使に送られていた）に赤く記された係争の四角形の部分のほぼ東北隅で、ヴィクトリア=ニアンザ湖へと接合する一線がひかれるが、この一線が境界として認められるならば、それによって係争の領域の一部はドイツ領に帰属することになる。
3. 上述の讓歩の代りに、ドイツはイギリスのためにウィツ、マンダ、パッタ（いずれも海岸地域）およびそれに隣接する保護国を放棄する。

そしてこの三点に関連して、ソールズベリは、それまで交渉の話題に上っていなかった、しかも極めて重大な希望を述べたのであった。それは、

4. ザンジバル島に対する保護権をイギリスが収めることを認めてもらいたい。
5. イギリスは、ヘルゴラント島をドイツに讓渡するように、議会の議決を誘致するであろう。
6. 以上の点について意見の一致が実現された場合には、イギリス政府は、これまでスルタンからドイツに対して行政を委ねられていたザンジバル対岸に接続するアフリカ内陸のドイツ領域について、それが最終的にドイツの所有に移ることに同意するであろう、というものであった³⁶⁾。かくて、ザンジバルをイギリスが保護領とし、その代償としてヘルゴラントをドイツが譲りうけるという着想が、イギリス首相から具体的に提案されることになったのである。

かくて、イギリス、ドイツ両国のアフリカ植民地に関する交渉は、ベルリンにおける専門

35) GP, VIII, S. 11, Anm.

36) GP, VIII, Nr. 1676.

委員の折衝から、ロンドンにおける両国の代表的地位にある人々の話し合いへと今や急転したのである。このような交渉の展開に対して、それでは「新航路」のドイツ政府はどのように対処したであろうか。

ソールズベリ首相の提示した条件の第2の点、すなわち、ヴィクトリア＝ニアンザ湖西南部の「係争の四角形」の地域に関しては、ドイツ側としてもなお若干の不満があった。しかし「新航路」ドイツの政府当局は、いまやアフリカ植民地よりも、全体としてはヘルゴラント島の獲得へとその関心を奪われて行く。5月25日外務卿マルシャルは、ロンドンのハッツフェルト大使に次のような訓令を送った。

「ヘルゴラントの領有は、われわれ(ドイツ)にとっては、軍事的に北海－バルト海運河のために最も重要なものである。スルタンから貸与された沿岸地帯(前述条件の6)は、われわれの東アフリカ問題の最終的解決のためには不可欠のものである。タンガニカ湖北部の地域(条件の2)が、われわれのまず第一に考慮する必要がある問題点であり、次いで第二に、同湖南部ニアサ湖西北部の地域(条件の1)が問題である。ヌガミ湖に関しては、われわれは何らの価値もおいていない。このような全般的な観点から、もしもイギリスがヘルゴラントを譲り、かつドイツ東アフリカ会社によって管理されている海岸地域の獲得に対して支持を与えてくれる場合には、われわれは次のことをイギリスに対して容認するであろう。すなわち、

1. アフリカ内奥地域に関するもの。
2. ウィツ、マンダ、パッタおよびソマリ海岸、ならびにその背後地をすべてイギリスに譲る。
3. イギリスに対して、ザンジバルの保護権を承認する。
4. ヌガミ湖をイギリスに譲る。

このような基礎でもって、われわれは直ちに(協定を)締結する用意がある。」

しかも、その妥結を急ぐようにイギリスを督促すべき旨が指令されたのである³⁷⁾。

さらにマルシャル外務卿は、続いて5月29日には、重ねて「ヘルゴラントの領有は、われわれ(ドイツ)にとって最も重要な意味をもっており、しかも、目下進行中の交渉全体の中で最も重要な対象である。ヘルゴラントなしでは、北海－バルト海運河もわれわれの艦隊にとって全然意味をもたない。このような見解では、皇帝と宰相カプリヴィとは完全に一致している。ヘルゴラントの獲得は、天の授けものだとみなされるであろう。それ故ソールズベリに対して、将来イギリスとドイツの間に生ずると思われる二つの困難な問題、すなわち、ヘルゴラントと東アフリカという二つの問題を同時に解決するという恵まれた事態は、そう

37) GP, VIII, Nr. 1680.

容易には二度とめぐっては来ないであろうということを、強く印象づけるよう」に働きかけることを訓令したのであった³⁸⁾。ここには、ただひたすらにヘルゴラントの獲得を焦慮するドイツ政府の姿だけが認められるのである。

ドイツ皇帝にいたっては、マルシャル外務卿よりもはるかにこの問題に夢中であったと言わざるを得ない。6月4日、皇帝に対し外務卿がロンドンの近況を報告しているが、その中で「ソールズベリが前日（6月3日）ハッツフェルトに向い、東アフリカ問題は閣議で不安がられているので、この問題とそれに関連する問題（もちろんヘルゴラントのこと）は、協定を延期した方がよい」と語った旨が伝えられると、カイザーはこの報告文の空欄に記注して、延期は「よくない。すべて一緒に（成立させるか）、さもなくば全く御破算にせよ」と強い語調で指令している³⁹⁾。

上述のようなドイツ側の異常な執心により、交渉は急速に進展した。ヘルゴラント獲得という希望の前には、東アフリカにおいて大幅に譲歩することにドイツは吝かではなかった。6月17日には協定内容の条文化がはやくもほとんど確定された。こうして7月1日、いわゆるヘルゴラント＝ザンジバル協定が、「新航路」政策の最初の成果として、英独両国間の友好関係を示威しつつ公表されたのである。

V 「新航路」の対英関係

以上のような経過で成立したヘルゴラント＝ザンジバル協定に対する両国側の評価は、まさに対照的であった。

イギリス側ではソールズベリが、議会からヘルゴラント島譲渡の承認を得るために、次のような主旨の弁明を行った。すなわち、「この協定は、当事両国にとってそれぞれ有益な効果をうみ出した。ヘルゴラントはイギリスにとって何の価値もない。その代償として、イギリスは東アフリカ帝国の建設を実現した。ザンジバルはその鍵である。しかも両国は、紛争の危険をすべて除去し、良好な関係を強化することができた⁴⁰⁾」と。もちろん、輿論の中にはこの協定に反対する声もあり、ことに閣僚の中にも、ヘルゴラント島の海軍根拠地としての価値を重視し、それがドイツに移ることを危惧する者があった⁴¹⁾。しかし、イギリス輿論のより率直な意向は、著名なアフリカ探検家スタンリー Sir Henry Morton Stanley (1841—1904) の言葉、すなわち「われわれ（イギリス）は、ズボンのボタン一個でスーツ一着を交

38) GP, VIII, Nr. 1681.

39) GP, VIII, S. 21, Randbemerkungen Kaiser Wilhelms II. : 2.

40) Gooch, op. cit., p. 202.

41) Becker, Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II, S. 197.

換することができた」という批評の中に、もっともよく表現されているように思う⁴²⁾。

これに対し、ドイツ政府のヘルゴラント獲得の欲望は、前述のところからも明らかなように、まことに積極的であった。そのためロンドンのハッツフェルト大使から本国政府に対して、望みのものを余りに明らさまに前面へおし出さない方が得策である、と勧告するほどであった⁴³⁾。ことに皇帝のヘルゴラントへの願望は、すでにビスマルクの時期にそうであったが、今回はさらに熱狂的とでも評すべき執心を露骨に示していた。彼は早速この新領土を訪れて、「一戦も交えず、一滴の涙も流さずに、この美しい島は余の所有に帰した。われわれは、血によって繋がれた国（イギリス）と自由に締結した協定によりこれを得た。余はこの譲渡に関して恩義をうけたところの名声嚇々たる婦人（イギリス女王ヴィクトリア）のために乾盃しよう」と宣言し、イギリスとの親密な関係を誇示しつつ、ヘルゴラント獲得に非常な満足の意を表明したのである⁴⁴⁾。

このようなカイザーの満足にもかかわらず、ヘルゴラント＝ザンジバル協定のドイツにおける評判ははるかに悪かった。ペータースをはじめとして、東アフリカ植民を指導してきた人々は、同植民地があまりにも犠牲にされたと攻撃した。カプリヴィは、宰相就任以来、自分は植民地政策の熱狂的支持者ではないと称していたが、この協定が締結された直後にも、植民地の争いがイギリスとの不和へと絶対に導かれてはならぬと帝国官報に公表して、協定に関するドイツ側の動機を説明していた⁴⁵⁾。さらにペータース等の非難に対して、彼は1891年2月5日の帝国議会において有名な演説を行い、「新航路」政策の防衛につとめた。その中で彼は、東アフリカにおいてドイツは大きな損失をしていないこと、むしろザンジバルの対岸をスルタンから解放して領有したことは大きな利益であること、ドイツは分不相応に手を拡げるべきでなく、総じてアフリカ植民地は少なければ少いほどドイツには好都合であることを主張した。そして、それら東アフリカにおけるイギリス権益の承認の代償として、ヘルゴラントを得たことは大きな収穫であると誇った。しかも、「ソールズベリはウィツよりも高価であり、また、ドイツにとってイギリスはザンジバルや東アフリカよりもはるかに重要である」というビスマルクの説を引用して、この協定がビスマルクの対外政策の原理から逸脱しておらず、むしろその忠実な踏襲であると弁明することも忘れなかった⁴⁶⁾。しかしペータースらの反対は解消せず、むしろこれを契機として、保守党や国民自由党の右派勢力が結集され、「全ドイツ協会」*der Alldeutsche Verband* の設立をみた。以後この協会は、

42) Gooch, *op. cit.*, p. 202.

43) Bayer, *a. a. O.*, S. 9.

44) Gooch, *op. cit.*, p. 203 f.

45) Bayer, *a. a. O.*, S. 10.

46) Nichols, J. Alden, *Germany after Bismarck, the Caprivi Era 1890—1894*, Cambridge/Mas. 1958, S. 102 f. Vgl. Bayer, *a. a. O.*, S. 11, Fußnote 31, cf. Gooch, *op. cit.*, p. 203.

ドイツ帝国主義の推進に重要な役割をはたすことになるのである⁴⁷⁾。

このようなドイツ国内における植民政策的・帝国主義的政治団体の発生は、それ自体この時期におけるドイツの政治的、社会的、あるいは経済的發展の問題として、きわめて重要な現象であるが、今ここでは探究の課題の外にある。問題は、ヘルゴラント＝ザンジバル協定が、カプリヴィ宰相の表明したように、はたしてビスマルクの対外政策の方針に真に即したものであったかどうかという点にある。この点については、まことに幸運なことに、ビスマルク自身が次のような詳細な批評を遺している。

「ヘルゴラントの契約がわれわれ(ドイツ)にとってはグラウコスとディオメデスの間の交換に類似しているということは、今や海外事業への関心にうごかされているグループだけの判断ではない。この取引に対する政府(カプリヴィ)の弁明では、計量できない領域に、すなわち、われわれとイギリスとの関係の育成ということに、むしろ目算しえぬ補償があるとされている。しかも政府はそう述べるにあたって、余(ビスマルク)もまたその宰相在任中はこの関係(英独間の友好)を重視したという事実を引合いに出している。このことは勿論正しい。しかし余は、この関係(英独間の友好)が永続的に保証しうるなどとは全然信じていかなかったし、また、イギリスの好意を得るためにドイツの所有物を犠牲に供することなどは全く企てたこともなかった。あるイギリス内閣の持続がこの好意を長続きさせるなどということは、全く見込みのないことなのである。……われわれに好意をいんでいるソールズベリ内閣が、(ドイツ側から)好意を贈ることによって存続しうる可能性がある限り、余はその内閣の強化に協力することを課題とした。しかし、あいつが犠牲によってイギリス内閣の好意や存続を買いつけるためには、イギリスの内閣はあまりに短命であり、また、英独関係に依存するところはきわめて僅かしかないのである。一般にイギリス内閣にとっては、フランスおよびロシアとの関係が重要であるし、イタリアやトルコとの関係さえそうなのである。

交易都市ザンジバルにおける(英独)平等の権利の放棄は、なんといっても恒久的な犠牲であり、この犠牲に対してヘルゴラントはなんら等しい価値を保証するものではない。東アフリカ海岸における唯一の比較的大きな商業中心地との自由な交易は、われわれと大陸(アフリカ)との交易にとっての架橋であり、今日の状況から察するに、われわれはその架橋なしですますことも、あるいはそれを移しかえることもできないのである。この架橋をイギリス人に譲ったのと丁度同じような具合に、それを独占的な形で所有することがいつかはわれわれに与えられるであろうということは、1890年以前の四年間にドイツの

47) Hallgarten, G. W. F., *Imperialismus vor 1914*, Bd. I, München 1951, S. 311 ff. Kuczynski, Jürgen, *Studien zur Geschichte des deutschen Imperialismus*, Bd. II, Berlin 1950, S. 11 ff. Vgl. Kruck, A., *Geschichte des Alldeutschen Verbandes 1890—1939*, Stuttgart 1954.

勢力が創り出した発展に鑑みて、确实とはい言えないまでも十分に可能性のあることだと余には思われた。その際、余は、イギリスの友誼はわれわれにとって確かに高い価値があるが、しかしイギリスにとってもやはりドイツの友誼は、事情によっては、もっと高い値打ちがある、と確信していた。

余の考えるところでは……ドイツの政治指導が正しい場合には、イギリスがわれわれの友誼を実際に必要とするような状態は、われわれがイギリスの好意を求めるのよりも、より早く到来するであろうと思う。このドイツの正しい政治指導というのは、われわれが現在の三国同盟によってロシアの攻撃から護られているが故に、われわれのロシアに対する諸関係の育成を見失わないということだと思ふ。たとえロシアの攻撃に対するこの防護がその強固さと持続性の点で堅固なものであるにしても、イギリスとオーストリアの東方における利害のためにロシアとの戦争という困難で不毛な重荷をドイツ国民に近寄せる権利も、また動機もわれわれには全くないのである。

重大な政治的処置に関して、その責任を余に転嫁しようとするカプリヴィの意向は、政治的公正さを証明することにはならない。ザンジバルに関する条約を余のイニシアティブの所為にしようとする試みは、まさにそうである。……たまたま余は、性急で法外な植民地計画に対して、イギリスはわれわれにとってアフリカよりも大切であると発言したことがあるが、この主張は、事情によっては、イギリスにとってドイツは東アフリカよりも大事であるという主張と、その正しさにおいては同程度なのである。しかしヘルゴラントの条約が締結される場合には、この主張は当ってはいなかったのである。……われわれのアフリカにおける資産を主張することとイギリスと決裂することとの間で、われわれが選択をしなければならぬという状態になっていたのではなかった。つまり、われわれとイギリスとの平和を維持したいという欲求ではなくて、ヘルゴラントを所有するとともにイギリスのお気に入りでもありたいという欲望が、この条約の締結を説明しているのである。この島を領有することはわれわれの国民的感情を満足させるものであるが、それと同時に、圧倒的なフランス艦隊に対してわれわれの国家的安全を低下したままにしておくか、それともヘルゴラントをジブラルタルのようなもの（堅固な要塞）にせざるを得ぬか、ということが生じてくる。これまでは、われわれの沿岸がフランスによって封鎖された場合には、同島はイギリス国旗によって守られ、フランスの貯炭所や糧秣倉庫にはなりえなかった。しかし近い将来にフランスとの戦争が起った場合に、この島はイギリス艦隊によっても、また完全な築城によっても防衛されないことになるであろう……⁴⁸⁾」。

このビスマルクの論評には、もはや何らの解説も添附する必要がなからう。ここには、ド

48) Bismarck, GW, XV, S. 562 ff.

イッ帝国の国家理性と国家利害に対する相互滲透的な洞察が典型的に認められるのである。なるほどビスマルクも、植民政策とヘルゴラントの損得計算を行っている。しかし、彼が「新航路」のヘルゴラント＝ザンジバル協定を不適切として批判したのは、ペーターズ達のようにただ単に植民地的利害の収支表にもとづいて赤字が算出されたことだけを理由としていたのではなかった。彼もまた、カプリヴィの主張するように、計量しえない英独関係を熟慮していたのである。しかしこの場合においても、彼は、カプリヴィのように英独関係の政策上の原則を固定化し教条化することから完全に解放されていた。「イギリスはわれわれ（ドイツ）にとってアフリカよりも大切である」ということの意味は、ただ英独間の友好が維持されればよいということではなかった。ビスマルクにあっては、「ドイツの正しい政治指導」という観点から英独関係も計算されていたのであり、それは、まさにヨーロッパ国家系における列強配置に対する配慮であったことは、上記の批判から明確に認められるところであろう。宰相時代に彼がヘルゴラント譲渡と植民地との代償的取引の提案を二度にわたって抑制したことと、上記のヘルゴラント＝ザンジバル協定に対する彼の批判とは、ヨーロッパ国家系に対する配慮、つまりビスマルク体制から見て、首尾一貫しているのである。これに対しカプリヴィは、この協定がビスマルクの政策の踏襲であり、ビスマルクの精神に忠実なものであると弁解しているのであるが、実は彼の真意を理解しておらず、ビスマルクの英独友好政策をただ外形において継承したに過ぎなかったといえよう。

そこで、ヘルゴラント＝ザンジバル協定を通じて示された「新航路」ドイツのこの時期における対イギリス政策を、ビスマルク体制との関連において、なおもう少し立入って観察して見よう。

「新航路」政府がアフリカ植民地の問題についてイギリスと交渉に入り、ヘルゴラント＝ザンジバル協定の締結に達した1890年5月、6月の時期は、ドイツとロシアの関係においては、ロシア外相ギールスが再保障条約に代るべき「なんらか文書に記されたもの」を露独関係の中に獲得しようと努力したにも拘らず、ドイツ側から拒否されて、6月18日をもって再保障条約が消滅する時期と丁度並行している（ヘルゴラント＝ザンジバル協定の条項は、6月17日にその草案がほぼ完成している⁴⁹⁾）。

このギールス提案を拒絶した「新航路」の態度は、前章において見たように5月20日のホルシュタイン意見書や5月22日のカプリヴィ覚書に示されているところであるが（本稿31頁以下）、そこでは、たんに再保障条約の更新あるいはそれに代るべき露独間の協定が個別的に検討されて拒絶されているばかりではなく、それ以上に、露独間の提携一般がドイツ外交政策の原則にそぐわないものと判断されているのである（本稿35頁参照）。そして、そのような

49) GP, VIII, S. 25, Anm.

判断の基準となったドイツ外交政策の原則とは、まさにビスマルク体制を継承しようとした「新航路」指導者のこの体制に対する理解にあったわけだが、その中でイギリスに対する関係は、三国同盟とともに提携を維持すべきものと了解されていたのであった。やや図式的になるきらいはあるが、「新航路」政府の外交方針は、三国同盟を基盤とした反露親英という傾向でビスマルクの遺産を「簡素化」し、継承することであったといえよう⁵⁰⁾。ヘルゴラント＝ザンジバル協定の締結に、皇帝はもちろんのこと、ドイツ外交当局がきわめて積極的であった所以は、ヘルゴラント領有という国民感情にかかわる点にあったことは既に見たところであるが、それとともに、英独友好という「新航路」の形式化され固定化されたビスマルク体制の継承態度にも、その原因があったと見て差支えない。

この英独友好の維持という「新航路」の傾向は、ヘルゴラント＝ザンジバル協定の調印直後に、ブルガリア人主教問題に対するドイツの態度として示される。1890年7月19日にオスマン帝国のスルタンは、ブルガリア政府の要請にもとづき、総主教の反対があったのにも拘らず、マケドニア管区に三名のブルガリア人主教を任命した⁵¹⁾。ドイツは、ロシアがこれを阻止しようとしていることを知っておりながら、またカイザーのロシア皇帝訪問にそなえた7月18日付のラシュダウ覚書で、ブルガリアにおけるロシアの利害を認める原則を確認していたにも拘らず(本稿38頁以下)、この主教問題では、スルタンを支持するイギリス、イタリア、オーストリアの側に立った。これは、ブルガリア問題に関してはロシアと一致するというビスマルクの一貫してとってきた方向から、ドイツの政策が逸脱したことになる。すなわちバルカン、近東の問題で、ドイツは「新航路」政府のもとにはじめてイギリス、オーストリア側を支持する態度を示したのであった。コンスタンティノーブル駐節ロシア大使ネリドフ Graf Alexander Iwanowitsch Nelidow は驚愕し、ドイツのこの態度が従来の慎重さから逸脱していることを公然と非難した。しかしこの驚きは、ひとりロシア大使だけに限られたのではなく、その支持をうけたイギリス側でさえ意外とするところであった。しかもソールズベリー首相のもとには、ベルリンのマレット大使からも、ドイツがこれまでとは違った傾向を示してきているという報告が届いていた⁵²⁾。かくて、イギリスにとっては、ドイツが東ヨーロッパの諸問題に関与し、この方面で従来イギリスが受けていた圧力を分担してくれるか、あるいはさらに一歩進んで、イギリスの立場を支援してくれるかも知れないという希望と期待が生じてきた。なぜなら、1882年のイギリスによるエジプトの軍事的占領以後、同

50) 「新航路」外交の開始期におけるこの原則的方針は、すでに図式化されて定説となっており、戦後にも例えば Haselmayr は、*Abkehr von Rußland, Hinwendung zu England* と表現している (Haselmayr, Fr., *Diplomatische Geschichte des Zweiten Reichs von 1871—1918*, 4. Buch, München 1961, S. 26 ff.)。この変化を、1890年当時すでにイギリス側では見抜いていたことが、未公表のイギリス外交史料の研究によって明らかにされている。Bayer, a. a. O., S. 6 ff.

51) GP, IX, S. 44, Anm. 2.

52) Bayer, a. a. O., S. 12 f.

地の宗主権を持つスルタンとイギリスとの関係はスーダン出兵の問題をめぐって悪化し、またバルカン、海峡問題でも、ドイツの承認をうけたロシアの対抗があるため、コンスタンティノーブルにおけるイギリスの勢力は弱体化していたからである⁵³⁾。

それ故、「新航路」ドイツのブルガリア人主教問題に対する態度——イギリス、イタリア、オーストリア側への傾斜——がドイツの政策転換を示す徴候であるならば、イギリスにとっては、バルカン、海峡、とくに地中海における立場を有利にし、オスマン帝国皇帝に対して有効な影響を及ぼす力が回復されるものと期待された。そこで、ソールズベリ首相は、海峡に関するベルリン会議の協定——ビスマルクが「誠実な仲介者」としてヨーロッパの「潜在的覇権」を掌握する鍵となったあの協定——を改訂する計画を列国に提案してみたのであった。しかし、ドイツの反応は、東方における紛争に巻きこまれないというビスマルクの原則をなお維持する態度として示された。すなわち、ドイツは「前面に立ち現れることはできぬが、場合によっては友好国を背後で支持する」、しかし海峡問題に関しては、ロシア軍艦の海峡通過について厳正中立を維持し、その他の点でも、ロシアに公然と対抗することは回避したのである⁵⁴⁾。前に掲げたラシュダウ覚書の「海峡問題はできるだけ避けること」という「新航路」の方針は、イギリスに対しても、ロシアに対しても貫かれたのである。この態度は、一応はビスマルクの東方に対する外交原則を堅持しているように見える。しかし前にも指摘したように、この態度が、ビスマルクにあってはヨーロッパの「潜在的覇権」への鍵を意味していたのに対し、「新航路」政府は「誠実な仲介者」の役割を引受けることを拒絶していたから、東方問題に対する「新航路」ドイツの政策は、ロシアとイギリスの間の選択を回避するビスマルクの方針を外見では踏襲していながら、今後かえって列国から疑惑の眼をもって見られる要因を生み出すことになったといえよう。

ヘルゴラント＝ザンジバル協定とそれに続く東方問題に示された「新航路」ドイツの対イギリス政策を、これと並行して行われたロシアとの間の再保障条約不更新政策をも念頭におきながら検討してみた。

アフリカ植民地に関する交渉において「新航路」政府が示した態度は、ドイツが植民地の獲得に執心してはいなかったことを示している。「イギリスはドイツにとってアフリカよりも大切である」というビスマルクの方針に固著しようとしたことは、ドイツがイギリスとの関係においても世界政策への転換を意図していなかったことを物語っている。それどころか、ビスマルクが批判しているように、「ヘルゴラントを所有するとともに、イギリスのお気に入りでもありたい」と願った時、「新航路」政府はビスマルクのヨーロッパ政策に止ま

53) Vgl. GP. IX, Nr. 2086, Nr. 2082 u. Nr. 2119.

54) GP. IX, Nr. 2103 u. Nr. 2143.

ろうとしながら、イギリスの世界政策にひきずられ、ソールズベリの指導するペースにはまり込んでしまっていた。なるほど英独両国の友好は、この交渉とその成果によって保たれ強化された。しかし、その主導的地位の関係は、いまやビスマルクの場合とは逆転してしまっただ。この国際関係における地位の変動が、ブルガリア人主教の問題から海峡協定の改訂に関するソールズベリ提案へと、東方問題におけるドイツの受動的苦境を導いたと思われる。イギリスにとっては世界政策の一環であるこの東方問題に対して、「新航路」政府は、ヨーロッパ政策の枠組において構想されたビスマルクの「東方における無関心」の態度を維持することによって、ようやくイギリスの世界政策体系への編入から踏み止まったのであるが、しかし、ビスマルクのヨーロッパにおける「潜在的覇権」の重要性にはなお気付かなかったのである。すなわち、英独関係はヘルゴラント＝ザンジバル協定を通して友好を保つことができたが、それは両国の政策の一致にもとづいていたのではなかった。両国の対外政策は、その視野と次元においてかくも異っていたのであり、むしろ両国間に致命的な利害関係が生じなかったが故に友好を保ち得たに過ぎなかった。ビスマルクは既にこれを洞察し、1890年にはソールズベリがそれを見透していたことは、これまでの検討で明らかであろう。ただ、ビスマルクの政策を「簡素化」して継続しようとした、すなわちヨーロッパ政策に留まろうとしながらその国家系における覇権的地位の問題を見落していた「新航路」が、親英反露のコースを進む姿勢を曝露したのである。再保障条約は秘密条約であったから、その不更新もまた公表されなかった。それに対し、ヘルゴラント＝ザンジバル協定は諸国の眼前に公然と展開されたのであり、それが列強からは「新航路」のビスマルクからの離別と見られ、以後、列強配置の変動に対する重要な契機の一つを提供したのである⁵⁵⁾。

55) ヘルゴラント＝ザンジバル協定によって、イギリスがザンジバル島を保護領にしたことは、ただちにフランスからの強硬な抗議を招くことになった。イギリスとフランスとの間には、1862年に、ザンジバルにおけるスルタンの独立を保障する協定が結ばれていたからである。そのため、イギリスとフランスとの間に交渉が行われ、1890年8月5日に協定が成立した。それにより、フランスはマダガスカル島の保護権を得て、イギリスのザンジバル保護化を承認したのである (GP, VIII, Nr. 1691 u. Nr. 1703, S. 37, Anm. 2.)。このようなフランスの反応にみられるように、この英独協定は植民地利害に関する列強の競争を刺戟しただけではなく、それら植民政策の背後にある列強の国際的離合の問題そのものにも影響したことは、前述のブルガリア人主教問題にも示された通りであり、フランスはドイツのヘルゴラント領有にも不安をいだいたのであった (Vgl. GP, VIII, Nr. 1690)。

第三章 三国同盟条約の更新

I 「新航路」政府の三国同盟に対する評価

1890年3月ビスマルク父子が失脚して、カプリヴィ、マルシャルらの新指導部が形成され、「新航路」が開始された時、ドイツは、ロシアとの間のいわゆる再保障条約を更新することを拒絶し、他方、イギリスとの間にはいわゆるヘルゴラント＝ザンジバル協定を締結したことは、前述の通りである。これらの政策を行うにあたって、「新航路」の指導者達はドイツの対外政策をビスマルク的ヨーロッパ政策から世界政策へと転換させようとは意図していなかった。むしろ、ビスマルクの政策を忠実に踏襲しようと主観的には考えていた。あるいは少くとも、ビスマルクのように国際政局の複雑な操作に自信をもてなかったから、ビスマルク体制の中の矛盾していると思われる部分を修正し、これを「簡素化」して継承しようとした。これらのことについても、すでに述べたところである。

このビスマルク体制の中の矛盾を、彼等は、再保障条約不更新を決定し、それに代るべき「なんらか文書に記されたもの」を露独間に協定しようとするロシア外相ギールスの提案を拒絶した際に、ビスマルクの指導したドイツ外交を全般にわたって検討することを通して指摘したのであった。つまり、再保障条約は「三国同盟の条文の辞句ではないにしても、その精神に直接対立しており、ロシア人が南方において突然進出する場合に、この協定がわれわれ(ドイツ)を友好列強との対立に陥れることは容易に予測しうるところである。この条約は、だから、実際にも実施しえぬものである¹⁾」とか、「決定的な点というのは、ロシアとの秘密協定が存在するということから、万一の場合に三国同盟が強固な結束を保ちえないという確信をロシアが持ちうることにある²⁾」とか、あるいは、「ロシアとの間に秘密条約が存在するということは、それだけでわれわれ(ドイツ)のオーストリア、ルーマニアおよびイタリアに対する条約関係に対して破壊作用をおよぼすことになるであろう³⁾」という検討に示されているように、三国同盟にとって不都合な諸関係と思われるものが、ビスマルク体制の中の矛盾として判断されているのである。これを裏返していうならば、三国同盟こそはドイツ対外政策の枢軸であり、それを堅持することがビスマルクの遺産を忠実に踏襲することであると「新航路」ドイツの外交指導者は考えていたのである。

1) 3月25日付ベルヒュム覚書, GP, VII, Nr. 1368.

2) 5月20日付マルシャル意見書, GP, VII, Nr. 1375.

3) 5月20日付ホルシュタイン意見書, GP, VII, Nr. 1374.

三国同盟に対するこのような評価にもとづいて、「新航路」政府は、それでは実際にこの同盟をどのように運営しようとしたのであろうか。この問題こそ、再保障条約の不更新とヘルゴラント＝ザンジバル協定に次ぐ第三の課題として、「新航路」の外交が日程にのぼせなければならぬ事業となった。なぜなら、この同盟条約は1892年5月30日までその効力を維持することになっていたが⁴⁾、1890年秋にはイタリア側からすでにその条約更新について提議が行われ、結局1891年5月6日に、すなわち満期の一年前に、はやくも更新が行われて第3次三国同盟条約の締結を見るにいたったからである。

本章では、この第3次三国同盟条約の成立経過とその性格について追跡し、検討することになるが、その前に、三国同盟の第1次大戦前における全般的傾向について一言触れておきたい。第1次大戦は、列強の国際的離合関係から見ると、三国同盟といわゆる三国協商（イギリス、フランス、ロシア）との間の対抗が破局にいたった形態をとっている。そこから、この両者の闘争を時間的には逆に遡って考察し、この闘争が不可避免的に破局にいたるものとして大戦前の国際政治を説明する傾きがある。そして、三国同盟の中ではドイツが中心的地位を占め、しかもそのドイツが世界政策的膨脹を推進したところから、ドイツが三国同盟を足場として強引な世界政策を強行したことに大戦の破局の原因を見るとともに、三国同盟がその成立当初からかかる列強対立を激化させるような攻撃的性格を帯びていたかのように思われがちである。事実、ドイツ帝国の外交指導は、第1次大戦にいたるまで、この三国同盟に依拠し、それを中心とする政策原理に立とうとした。この意識は、前述の如く、「新航路」の出発の際にすでに見られ、その後のドイツ外交においてもしばしば認められるところである。しかし、この同盟を武装化によって強化し、列強に対する優位をそれによって獲得しようとする傾向は、必ずしも俗説の如くには確定されないのである⁵⁾。

それどころか三国同盟は、卑見によれば、ビスマルクの後継者がドイツ外交の基軸としてそれに依存し信頼を置こうと考えた程に、安定したものではなかったように思われる。しかもそのような不安定な性格は、ビスマルクがこの同盟を結成した時からすでに伏在しており、その傾向がビスマルクの在任中にも表面化して、三国同盟の性格を変化させているのである。それ故、「新航路」政府が実現させた第3次三国同盟の更新を考察する前に、ビスマルク期における三国同盟の発展について概観しておきたい。

4) *Text des zweiten Dreibundvertrages vom 20. Februar 1887*, GP, IV, Nr. 858, S. 258.

5) この問題が大戦責任論、原因論の中心的問題であり、それについてはすでに、グーチの「悲劇は正義と不義の闘争ではなく、正義と正義の闘争である」という金言が、第1次大戦の勃発について認められなければならぬ」とする批判が、公平なものとして認められていた (*Gooch, Recent Revelations of European Diplomacy*, 4th edition, 1940, p. 465)。しかしドイツにおいては第2次大戦後、第1次大戦の開戦に至るドイツの世界強国への野望について、いわゆるフィッシャー論争が提起されている (*Fischer, F., Griff nach der Weltmacht*, Düsseldorf 1961, Ritter, G., *Staatskunst und Kriegshandwerk*, Bd. II, 2. Aufl., München 1965. u. a.)。

I ビスマルク期における三国同盟

1882年5月20日にドイツ、オーストリア、イタリア間に結ばれた三国同盟は、その条約前文に掲げられた主旨、すなわち君主制の強化、締約各国の社会的・政治的秩序の安定と維持、およびヨーロッパの安全のために「保守的で防禦的な基本方向」をめざしていたことは、ほとんど疑う余地がない。同盟条約の各条項も、この主旨に一致するものであり、とくにフランスがイタリアまたはドイツに対して攻撃を加えた場合の同盟義務が具体的に明記されている(第2条)。ロシアのオーストリアもしくはドイツに対する攻撃については明記されていないが、それは本条約の第4条、すなわち、同盟外の一強国が同盟国中の一国に脅威を加えて戦争が生じた場合に、他の締約二国は交戦同盟国に対して好意的中立を維持するとともに、適時に参戦する権利を留保するという規定⁶⁾と、1879年のドイツ・オーストリア二国同盟ならびに1881年のドイツ・オーストリア・ロシア三帝同盟が相補って、防禦的な中欧同盟を完成している。それによって、三国同盟の対ロシア関係では、イタリアは義務的拘束からむしろ解放されていた⁷⁾。

この内容は、三国同盟を形成する際のビスマルクの政策について語られている通説から想像されるものとは、大分その趣きが違うように思われる。なぜなら、通説では、ビスマルクがフランスのチュニジア占領に対して予め同意を与えておき、フランスがそれを実施した時に生じたイタリアの反仏的興奮を利用してイタリアをフランスに対抗する同盟へと誘致したと伝えられており、したがって三国同盟はイタリアの地中海、アフリカに関する利害についての協定をも当然含んでいたと誤解されがちだからである。ところが1881年の三国同盟に関しては、イタリアのそのような利害は全然同盟の中心問題にはならなかった。この同盟は、純然たる中欧の防禦同盟から一步も出るものではなかったのである。

確かにビスマルクは、イタリアをドイツとオーストリア側にひきつけて三国同盟を結成するにあたり、チュニジア問題から生じたイタリアの反仏的憤激を利用した。しかし彼は、このようなイタリアの激昂を国際的に正当化したり、それに支持を与えることは決してなかった。チュニジア占領はドイツには利害関係のないことであると彼は表明しているのである。そして、イタリアとフランスとの関係が悪化してイタリアがドイツに接近したこの機会に、ビスマルクは、ドイツにとってはフランス孤立化政策の強化のために、オーストリアにとっては南ティロール、トレンティーノおよびトリエステをめぐるイストリア半島に関するイレデンティズム *der Irredentismus* の抑制のために、イタリアを中部ヨーロッパの安全保障

6) *Text des Dreibundvertrages vom 20. Mai 1882, GP, III, Nr. 571.*

7) *Text des Deutsch-Österreichisch-Ungarischen Bündnisvertrages vom 7. Oktober 1879, GP, III, Nr. 485.*

Text des Drei-Kaiser-Bündnisses vom 18. Juni 1881, GP, III, Nr. 532.

に資すべく誘致したといえよう⁸⁾。

しかも彼はイタリアの同盟能力に対して過大な期待をよせてはおらず⁹⁾、イタリアとの提携よりも、むしろロシアとの関係の改善を優先的に重視しており、1881年に三帝同盟の復活した後になってようやく三国同盟へと傾いたのであった¹⁰⁾。つまりビスマルクにとって三国同盟は、ドイツ外交がそのみに依拠すべき唯一の国際的提携とかドイツ外交政策の優越的根本原理と考えられていたのではなく、独逸二国同盟や三帝同盟とともに、中部ヨーロッパの平和保障を強化すべき国際秩序の一構成要素として構想されていたと見るべきであろう。イタリアとしては、チュニジア問題から生じた反フランス的感情の昂進に刺激されて、ドイツへの接近を求めたのであるが、それはヨーロッパ外の地域やあるいはビスマルクがドイツの利害範囲をこえると認めた分野に関するイタリアの利益を擁護するための同盟へと導かれることはなく、かえってイレデンティズムの抑制を前提とするオーストリアとの関係調整を義務づけられたというべきであろう。

しかしイタリアのこの二つの利害傾向、すなわち、地中海、北アフリカにおける勢力範囲とオーストリア国境に関するイレデンティズムとは、強国の地位を得ようとする同国にとっては不可欠の願望であった。したがって、フランスに対抗する国際的連繫を得たという点では、三国同盟はイタリアにとって満足すべきものではあったが、それは上記の利害の抑制において達成されたものであった。イタリアとしては、それ故、将来この要求を三国同盟の中で実現しうることを望むようになり、この同盟を中欧の防禦同盟にのみ限定しようとするドイツおよび特にオーストリアとの間には、利害と意見の完全な一致が固定的に確立されたわけではなかった。三国同盟はその出発の時から、将来の運用に関する思惑をめぐって、同盟国相互の間に乖離の契機が伏在していたと考えられる。いわば、一般的防禦同盟の体制の中にイタリアが固定化されるか、それとも特殊な利害に関する協定が同盟の継続にとって必要条件となるかによって、三国同盟の性格は変化するのである。

この問題は、早くも五年後の1887年に、三国同盟の更改に際して表面化する。前年(1886)の秋に更新の問題が話題にのぼった時、イタリア外相ロビラン *Nicolis Conte di Robilant* (1826—1888) は、三国同盟を従来のままの形で延長する意向をもって打診してきたドイツ側

8) ビスマルクは、同盟のための意見調整がまずオーストリア・イタリア間においておこなわれるべきであると主張した。なぜなら、ドイツ・イタリア間には利害の齟齬をきたす問題はなく、フランスに対抗することにおいて一致し得ると見たからであり、それに対しオーストリア・イタリア間には、北イタリア、アドリア海沿岸におけるイタリア人居住のオーストリア領に関して、イレデンティズムの問題として、両国の利害が対立していたからである (GP, III, Nr. 545)。このような関係に立つ限り、同盟を求めたイタリアとしては、地中海やアフリカの問題ではなく、オーストリアとの利害調整において三国同盟に到達する前提とせざるをえなかったわけである。

9) GP, III, Nr. 535, Nr. 537, Nr. 539 u. a.

10) Vgl. Becker, *Bismarck und die Einkreisung Deutschlands*, Teil I., S. 50.

に対して、地中海、バルカンにおけるイタリアの利益について考慮をはらうようにと強く希望した¹¹⁾。ロビランは1882年に三国同盟が締結された当时にはウィーン駐節のイタリア大使であり、同盟条約調印の際にはイタリアの全権代表であったが、すでにその交渉の時から、この同盟が領土の保障についての協定を含まないことに強い不満をいれていた。彼は85年に外相就任以来、三国同盟が現行のままではイタリアにとってなんら利するところがないことをしばしば表明していた¹²⁾。それ故、彼の希望は、三国同盟を防禦的なものからイタリアの膨脹にとっての国際的基盤へと変えるのにどの程度までドイツとオーストリアの賛成を得ることができるかを探ることにあつたのであり、それが見込みのない場合には、同盟を解消するのめやむをえぬと考えていたのである。

しかし、このたびは、ヨーロッパの国際情勢がイタリアにとってきわめて好都合な状況にあった。1885年のフィリッポポリス反乱以来、東ルーマリアのブルガリアへの併合問題がバルカンの紛糾を再燃させて、ブルガリア・セルビア戦争が発生し、列強のこの問題に対する反応は、ヨーロッパ国際関係の破局に至るような緊迫した情勢を生みだしていた。とくにオーストリアとロシアとのブルガリア政策は妥協の余地ない対抗を露出して、両国間の戦争はほとんど不可避と思われた。この一触即発の状態がとにかく抑制されたのはビスマルクの対応による。彼は、ブルガリア問題においてはドイツがロシア側に立つことを表明して、オーストリアを牽制した。そのため三帝同盟に亀裂が生じたことは周知のところであるが、オーストリアはブルガリア問題では独逸二国同盟に依存するわけにはいかず、結局ロシアに対抗するためにはイタリアの好意を求めてその西方国境を安定させる必要にせまられていたのである。

他方、ドイツにとっても、フランスとの間に危機が切迫していた。ブルガリア問題の発生以来、ビスマルクはロシアのバルカン政策を支持していたが、ロシア皇帝に対してもっとも影響力のあったジャーナリストのカトコフ **Michael Nikiphorowitsch Katkow** (1818—1887) は反独的・スラヴ主義的煽動を活発に展開し、ロシアの対外政策をドイツとの協調からフランス接近へと方向転換するようにと書きたてた。しかもこの時期にフランスにおいては、陸相のブーランジェ将軍 **Georges Boulanger** (1837—1891) が、国民のショーヴィニスティックな人気を圧倒的にかちとっていた。1870/71年の独仏戦争の敗北とアルザス・ロレーヌの割譲以来、フランスにはドイツに対する「復讐」 **revanche** という合言葉が輿論として定着したばかりではなく、それはドイツに対する外交政策の根柢に常に潜在する原理にすらなっていたのだが、ブーランジェはこの輿望を実現する人物として、にわかに国民的英雄のように期待されはじめていたのである。

11) GP, IV, Nr. 822.

12) GP, IV, Nr. 820.

フランスの対独「復讐」熱の昂揚に加うるに、ロシアの有力な輿論の露仏提携の主張、反ドイツ的煽動は、ビスマルクのかねてからもっとも怖れていた「提携の悪夢」 *cauchemar de coalitions*, すなわちフランスとロシアとが連合してドイツを東西両国境から同時に挾撃するという、ドイツにとって最悪の事態の逼迫を思わせるものであった。それ故ビスマルクとしても、反仏的イタリアとの提携を維持し、イタリアが少くともヨーロッパにおいてフランスを牽制してくれることに大きな価値をおかざるをえなくなっていた¹³⁾。

1885/86年当時におけるヨーロッパ国際政局の危機とドイツおよびオーストリアのその中における上述のような弱点とを、イタリア外相ロビランは十分に利用した。彼は、地中海の分割、バルカンの現状維持、イタリアのトリポリ領有に対して支持を与えることを条件として、フランスが仏伊同盟を打診してきていることをドイツ側に通報した。他方フランスはドイツに対して、フランスの地中海政策をドイツが外交的に支持してくれるならば、フランスは「復讐」政策を放棄するであろう、と暗示していた。このようなフランスの動きは、三国同盟からイタリアを脱落させようとする試みとして、ドイツ側では危惧された。かくてビスマルクは、ロビランの希望するイタリアの地中海、バルカンにおける利益について考慮をほらうことに同意し、オーストリアに対してもイタリアの要望に寛大であることを勧めた。オーストリアもまた前述の事情からこれを了承した¹⁴⁾。

かくてイタリア外相ロビランは、1886年11月末に三国同盟の更新草案をドイツ側に提出する。この草案は五カ条から成っていたが、その内容は大略次のようなものである¹⁵⁾。

- (1) 1882年に結ばれた三国同盟条約は1892年5月30日までその効力を延長するとともに、次の諸条項を補足する。
- (2) 同盟三国は東方における現状の維持に注視し、アドリア海とエーゲ海におけるオスマン帝国領の沿岸および島嶼に関して、締約国に損害を与えるような如何なる領土上の変更にも対抗することに努める。しかし上記の地域の現状維持が不可能となるような事態が生じ、イタリアもしくはオーストリアがこの地域を一時的または継続的に占領せざるを得なくなった場合には、この占領は、イタリアとオーストリア間において相互補償の原則にもとづいた協定が予め結ばれた後に、はじめて行われること。
- (3) 上記(2)の条項には、エジプトの問題は全然含まれない。同問題については、締約三国は行動の自由を保持する。
- (4) トルコの行政管区たるトリポリまたはモロッコ国家に対して、フランスが占領、保護

13) Langer, *European Alliances and Alignments*, p. 389 ff. Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*, p. 304 ff.

14) GP, IV, Nr. 823 bis Nr. 835.

15) GP, IV, Nr. 836, Anlage I.

権、あるいはなんらかの形で主権を拡大しようとし、その結果イタリアが、地中海における自己の地位を守るためにトリポリ沿岸で自ら行動を企図するか、あるいはヨーロッパのフランス領で非常措置を講じなければならぬと思った場合には、それから生じてくるイタリアとフランスとの間の戦争は、イタリアの要請と同盟の義務負担とにもとづき、1882年5月20日の三国同盟条約第2条および第5条の規定している *casus foederis* と同様の効果を生ずるものとする。

(5) 批准規定。

このイタリア草案は、東地中海と北アフリカのオスマン帝国宗主権下にある領域に対してイタリアが権益をもっていることを、ドイツ、オーストリアに認めさせ、その権益に対する両国の支援を獲得しようとするものであった。そしてこの権益にもとづくイタリアの国際的地位の向上の承認が三国同盟を延長する条件となることを、ロビランは主張したのであり、純然たる中欧列強の防禦同盟の中でイタリアが脇役を演じさせられることに不満をいだいたイタリア外相の反撥でもあった。

イタリアのこの更新提案に対して、ビスマルクはこれを全面的に容認した。しかしオーストリアは、アドリア海とエーゲ海沿岸および島嶼のオスマン帝国領に対する領土変更にとまなう「相互補償」の原則が、例のティロール、トレンティーノ、イストリア半島に関するイレデンティズムであること、またベルリン会議でオーストリアの管轄権が認められたボスニアが対象とされることを恐れた。さらに北アフリカにおけるイタリアの利益のために *casus foederis* を引受けることは、オーストリアにとっては代償なき犠牲を義務づけられるものと考えた¹⁶⁾。それ故カルノキーは難色を示し、一時はイタリア提案のこの追加条項なしで、つまり1882年の同盟条約のみを延長することを主張したため、交渉は挫折の危機にせまられた¹⁷⁾。イタリア側もそれに対応して、ドイツとのみ上記草案の主旨にもとづいた二国条約の締結を考慮した。

しかし、ビスマルクの努力によりオーストリアに対する説得と仲介が実を結び、イタリアの提案は、ドイツとオーストリアがそれぞれ関係する部分について別個に協定を結ぶことによって、結局三国同盟は継続延長されたのである。すなわち、1887年2月20日には、三国間において次の三つの条約が成立した。

1. オーストリア・イタリア個別協定——この条約は、前述イタリア草案の(2)のみを協定したものであるが、「アドリア海とエーゲ海」におけるオスマン帝国領の沿岸および島嶼の他に、「バルカン」を加えて現状維持の範囲を拡大している。これはオーストリア側の要請によるものであった。またオスマン帝国領土の現状変更にかかわる相互代償の原則が、

16) GP, IV, Nr. 839.

17) GP, IV, Nr. 845.

イレデンティズムの対象とボスニアには適用されぬという保証を、オーストリアはイタリアから得た¹⁸⁾。

2. ドイツ・イタリア個別協定——ドイツ側は最初からイタリアの諸要求を受容れていたから、草案の(2), (3), (4)の条項を全面的に協定した。ただし、(2)においては、伊墺個別協定の「バルカン」を削除し、またオスマン帝国領土の現状変更にかかわる相互代償の原則についての条項は規定していない。これは、近東に対してドイツは「利害関係がない」*Desinteressement* という、ビスマルク外交のあの原則的態度に由来するものであり、具体的には、三帝同盟(そして後には露独再保障条約)におけるドイツの立場との矛盾を回避したものである。

イタリア草案の(3), すなわちエジプトの除外, ならびに(4), すなわち北アフリカをめぐるイタリア・フランス戦争の際のドイツの *casus foederis* の義務について、ドイツはこれを容認したが、その他に、この戦争の結果、イタリアがフランスの領土を要求した場合に、ドイツはそれを援助することが新たに約束された。これはニース、コルシカに対するイレデンティズムの要求であった¹⁹⁾。

3. ドイツ・オーストリア・イタリア三国同盟条約の延長条約——イタリア草案の(1)にもとづき、1892年5月30日まで延長することのみが約定された²⁰⁾。なおロビランは、三国同盟条約の附帯議定書として、1887年2月12日にイギリスとイタリアとの間で公文交換を行ったいわゆる英伊地中海協定を採用する希望をもっていたが、ビスマルクは、それが三帝同盟に抵触するものとして、イタリア外相の要望を拒絶した²¹⁾。

第2次三国同盟は、イタリアの地中海、北アフリカにおける利害を広範に容認した二つの個別協定を新たに締結することによって、ようやく継続された。「1887年の(第2次三国同盟)条約はイタリアの勝利であった。1882年(第1次同盟)には、イタリアは懇願者であった。し

18) ただし、この保証は、交渉にあたったベルリン駐劄イタリア大使ローネの独断によるものであったことが後に判明する(鹿島守之助「ビスマルクの外交政策」, 231頁)。

19) Pribram, Alfred F., *Die politischen Geheimverträge Österreich-Ungarns 1879—1914*, Wien 1920, S. 206.

20) GP, IV, Nr. 858.

21) GP, IV, Nr. 890, Anm. Vgl. Nr. 856 u. Nr. 892. 英伊地中海協定を三国同盟条約の附帯議定書とすることを拒絶したことといい、また独伊個別協定における「バルカン」の削除といい、ビスマルクが三帝同盟、つまりロシアとの提携をきわめて重視していたことは明白である。従って三帝同盟の継続が不可能になった時、それに代るべき同じ内容の露独再保障条約が結ばれたわけであるが、この再保障条約と三国同盟条約および独伊個別協定との間に矛盾を来さぬようにすることは、第2次三国同盟条約締結の際にビスマルクが十分配慮したところであった。本稿第一章において、1890年3月「新航路」政府が再保障条約の不更新決定にあたり、それが「三国同盟の条文の辞句ではないにしても、その精神に直接対立しておる」と判定したことを指摘したが、「新航路」政府のホルシュタイン達が下した再保障条約に対するかかる解釈が、ビスマルクの精神を理解していなかったか、あるいは故意に歪曲して判断していたか、そのいずれかであったことは以上の説明からも納得しうるであろう。

かし今やオーストリアはロシアの、ドイツはフランスの攻撃をそれぞれ恐れるに至った。かくてロビランは、彼の望むままの値段を指令することができた。勘定書の支払いにおいて、中欧強国（ドイツおよびオーストリア）はその債務を負った²²⁾」と評されるのも、十分根拠のあることである。三国同盟の維持は、いまやイタリアの利害政策に対するドイツとオーストリアの支持によって条件づけられることになり、同盟は純然たる中欧防禦同盟の他に北アフリカ、地中海、バルカンに関する地域的特殊協定の性格を加えることになった。

もっとも、ドイツとオーストリアからかちとった行動の自由に対する承認と支持を足場として、イタリアが直ちに北アフリカでの利益の追求、とくにトリポリの占領やバルカンに関する領土の獲得の実際行動へと移ることが無条件で可能とされたわけではない。北アフリカに関してはフランスの敵対的行動が生じた場合、バルカンに関してはベルリン会議の成果にもとづく現状維持が不可能になった場合という前提がおかれているのであり、ここにも三帝同盟を対重とするビスマルクの「誠実な仲介者」としての「潜在的覇権」が作用し、イタリアの行動の自由を容易には表面化させない歯止めがかけられている。

しかしイタリアの利益に関する特殊協定が成立したことは、同盟三国の利害関心の相違や三国間の力関係によって、三国同盟の運用が場合によってはドイツの意にまかせぬ状況を導くことにもなりかねないことになる。したがって、ドイツ外交をただこの同盟のみに基礎づけることは、かえってドイツの行動を制約し、ヨーロッパ列強の均衡の維持者としての地位を弱める危険すらともなうおそれがあったといえよう。さればこそビスマルクは、この第2次三国同盟の成立後には、三帝同盟に代るべきロシアとの再保障条約を成立させて、三国同盟の対重を維持することに腐心したのであった²³⁾。

Ⅲ 第3次三国同盟条約の構成

さて、以上に述べたビスマルク期の三国同盟は、1891年5月6日に「新航路」政府の下で更新延長されたが、この第3次三国同盟条約²⁴⁾を第1次および第2次のそれと比較すると、

22) Gooch, *History of Modern Europe 1879—1919*, p. 148. Cf. Langer, *op. cit.*, p. 389 ff.

23) 第2次同盟においてイタリアの要求が広範に認められたが、そのために多くの犠牲をはらったのはドイツか、それともオーストリアかについては、必ずしも学問的に意見が一致してはいない。立作太郎は「三国同盟が、ドイツ、イタリア二国の関係においては、その当初の単純なる防禦的同盟たるの性質を変じたと言わねばならぬ」（*国際法外交雑誌*、第23巻、第2号、40頁）として、独伊個別協定における広範なイタリアの利益のドイツによる承認を重視している。しかしフェルナーは、実質的な犠牲はオーストリアが負ったのであり、「三国同盟内におけるドイツの立場は、それに対して悪くなりしなかつた」と主張する（Fellner, F., *Der Dreibund*, München 1960, S. 31 f.）。しかしビスマルクの政策は、そのような犠牲が実際に発生しないようにヨーロッパ国際体制を構成することに、その本旨があったことは、本稿がしばしば主張した通りである。

24) *Text des Dreibundvertrages vom 6. Mai 1891*, GP, VII, Nr. 1426.

その構成の体裁が著しく変化していることに気がつくであろう。

まず、第3次条約の第1条から第5条までは、第1次（第2次も同じ）の第1条から第5条までを全面的に継承しているが、第1次同盟条約の第6条に規定された三国同盟の「内容とその存在」を秘密にすることは、「内容」のみを秘密にすることに限定されて、第3次同盟条約の第12条を構成することになった。

さらに、第3次同盟の第6条、第8条、第10条および第11条は、第2次同盟締結の際に同時に作成された独伊個別協定の第1条、第2条、第3条および第4条をそれぞれ移して掲げたものであり、また第3次同盟の第7条は、同じく第2次同盟と同時に成立した奥伊個別協定の第1条をもって充当している。

第3次同盟条約の第13条、第14条、第15条は、それぞれ条項改正、有効期限および批准手続きについて規定しているが、それらは国際条約の締結に際して慣習的に当然ふまれる手続き上の問題であり、有効期間に関するもの以外は、別に同盟の中心的内容を構成するものではない。

したがって、第3次同盟において新規に作成された条項は、ただ第9条と附帯の議定書だ

第3次同盟	第1次および第2次同盟
第1条	第1次（1882年）および第2次（1887年）同盟条約の第1条～第5条
第2条	
第3条	
第4条	
第5条	
第6条	独伊個別協定（1887年）の第1条
第7条	奥伊個別協定（1887年）の第1条
第8条	独伊個別協定の第2条
第9条	新規約定
第10条	独伊個別協定の第3条
第11条	独伊個別協定の第4条
第12条	条約秘密保持規定（第1次および第2次の第6条を改訂）
第13条	条約改訂に関する規定
第14条	有効期間および自動延長に関する規定
第15条	批准手続きの規定
附帯議定書	新規約定

第3次三国同盟条約と第1次および第2次三国同盟条約との条項対照

けに過ぎないことになる。

第3次三国同盟の条文構成はほぼ以上の通りであるが、その形式的な面は別として、さてその主旨とする内容を検討してみるならば、次の諸点に気づくであろう。

(1) 同盟の有効期間は第1次、第2次ともに五カ年間であったのに対し、この第3次条約では六カ年とされ、また特別な事情（期限満了一カ年前の解約告知）のない限り、さらに六カ年を自動的に延長することになったので、三国間の提携は、その継続性が以前よりも固定化されることになる。

(2) 第1条から第5条までは、三国同盟の成立以来維持されてきた中心の条項であり、したがってビスマルク体制の原理を構成していた要素がそのまま踏襲されている。その内容も、前に指摘したように、同盟三国がヨーロッパ大陸、とくに中欧において防禦的連繫を結ぶことを中心課題としている。しかも、第2条のフランスに対する防衛援助に関してドイツとイタリアのみが義務づけられているのを除けば、他の条項はすべて三国に対し同時的かつ共通に発生すべき効力について規定している。したがって、同盟の連带的統一的性格が強く表出されている。

(3) ところが第4条ないし第11条は、ドイツとイタリア、オーストリアとイタリアとのそれぞれの約束、すなわち同盟三国の中の二国間に関する約束を規定したものであり、いわばイタリアに対する他の同盟二国の個別協定である。しかもその協約の中で指定された地域は、近東、バルカン、地中海、北アフリカが主要な対象であって、ヨーロッパ大陸、とくに中部ヨーロッパにおける同盟国の行動に関するものは、僅かに第10条に示されているにすぎず、それも北アフリカに関連する条件において考慮されているにすぎない。それ故、第6条以下の六カ条はいわば地域的特殊協定なのであるが、しかしそれらの条項は、前述のように、第9条を除いては、すでに1887年の第2次同盟締結の際に同時に合意に達した独伊個別協定と英伊個別協定から移されたものであり、その意味では、第1条ないし第5条と同じく、ビスマルクの政策の一環を形成していた協約に他ならない。

(4) 第3次同盟条約で新規に協定をみた主要な部分は、第9条と附帯議定書であるが、このいずれもが、イギリスとの協力を志向することを諒解しあっている。すなわち、近東、バルカン、地中海、北アフリカ方面でイギリスと同一歩調をとるべく、あるいは少なくともイギリスを刺激しないように配慮している様子が見受けられる。しかも議定書においては、「近東、すなわちオスマン帝国領土にかかわる本条約の約定に対するイギリスの参加は、原則的にはすでに容認されている……²⁵⁾」と謳っているが、それは1887年2月に結ばれた英伊地中海協定（5月にオーストリア参加）と同年12月に一致に達した英奥伊地中海協定とを指すもので

25) GP, VII, Nr. 1427.

あるから、第9条と議定書の主旨は、イギリスの利害に大きな影響のあるエジプトについて規定した第8条をさらに拡大し、積極化する精神にたっていたと解釈されうる。

およそ以上のような事柄が考えられるが、それらの諸点を総括するなら、第3次三国同盟条約における締約国の態度は、同盟の結合をビスマルクの政策に則して保持し、その継続性を一層固定化することを主旨としていたといえよう。換言するなら、同盟は「旧き航路」の上をそのまま進もうとしていた。そして、この進路の上で必要なことは、イギリスを三国同盟に参加せしめるべく、あるいは少なくともイギリスを同盟と協調させるべく努力することにある、と考えられていたように思われる。しかも、それを具体的に実現するためには、主としてイタリアの利害を同盟内部において調整するとともに、イギリスをこれに配することによって、イタリアの国際地位を強化することを認める方針が、ビスマルクにひきつづいて採用されたようである。

このような推測が、条約文の中から率直に看取しうらと思うが、次にこれらの諸点について、第3次同盟の成立過程をたどりながら検討していこう。

IV 三国同盟条約更新の経過

前にも触れたように、三国同盟条約更新のうごきは、1890年秋にまずイタリア側から起ってきた。同年11月に予定されていたドイツ帝国宰相カプリヴィのイタリア訪問に先立つことおよそ一カ月前に、イタリア首相クリスピー Francesco Crispi (1819—1901) は、「同盟延期の問題はイタリアにとって政治的関心の大前提であるから」、この問題につきドイツ宰相と語りあう希望をもっている旨を伝えている²⁶⁾。

やがてカプリヴィは、11月7日ミラノに到着し、そこでクリスピーと長時間にわたる会談をおこない、翌8日にはクリスピーと同道でモンツェにイタリア国王を訪ねた。この両日の会談でイタリア首相の表明した意見はおよそ次のようなものであった²⁷⁾。

- (1) イタリアは、大陸(ヨーロッパ)における戦争の場合にも、またアフリカ方面の利益に関しても、スペインとの同盟を確立する必要があり、スペインを三国同盟に接近させるために、ドイツの協力を求める。
- (2) フランスの最高関税率に対抗して、イタリア、ドイツ、オーストリア間に「通商連盟 *ligue commercial*, すなわち、一種の国内市場のようなもの *eine Art innerer Markt* を創設し、この三国を外の世界から自立させることは三国同盟の死活問題である」。そして場合によっては、ポルトガル、イギリスをも加えて、通商連盟から君主連盟へと発展させ

26) GP, VII, Nr. 1393.

27) GP, VII, Nr. 1394 u. Nr. 1395. いずれもカプリヴィの会談記録。

る希望をもっている。

- (3) バルカンに関しては、ロシア側から生じてくる不測の事態を予想して、セルビアに対して警戒をはらう必要がある。
- (4) 三国同盟条約は更新されなければならないが、その個々の点について修正の必要があるかどうかということは、未だ決定されていない。

このようなイタリア側の意向に対して、カプリヴィは、(2)の通商上の三国提携には全面的に賛意を表明し、オーストリア外相もまたそれを望んでいる旨を返答しているが、(3)のバルカン問題と(4)の三国同盟条約更新については、ドイツ側としての彼の意見を全く記録していない。両国首脳の会談においては、カプリヴィの記すところによれば、ドイツ側の意見は専ら(1)の問題に集中されている。クリスピーがスペインとの提携を語ったのに対して、カプリヴィは11月7日には、「この点についてはイギリスに依存するという保証がまず大前提をなすであろう」と応じ、その上でスペイン艦隊を強化するように働きかけることには異存がないと応えている。そして翌11月8日には、具体的にビゼルタにおけるフランスの最近の行動を引合いに出して、再びイギリスとイタリアの地中海、北アフリカにおける結束の強化を不可欠の条件として再考するようにとイタリア側に勧めたのであった。しかしながらクリスピーは、イタリアとイギリスの提携はすでに達成されており、「ソールズベリ卿(イギリス首相)の存在が変わっても安心できる」と自信の程を示して譲らず、地中海、北アフリカではスペイン海軍力を強化することと、オーストリア艦隊からイタリアが離反しないことによってフランスへの対抗を補強し、むしろ大陸でフランスに拮抗すべく、陸軍の増強を考えていると表明した。イタリア首相のこのような態度のために、三国同盟条約のことは「序でに触れられたに過ぎなかった」とドイツ宰相には印象づけられたのであるが、しかしクリスピーの発言の根柢には、同盟の基本的効果を「中欧防禦同盟」の性格から、地中海、北アフリカにおけるイタリアの利益にまで拡大し、同盟仲間をそれに奉仕させようとするロビラン以来のイタリア側の意図が、そこに強く作用していたことがうかがわれるであろう²⁸⁾。

はたしてクリスピーは、ドイツ宰相との会談後間もなく、ローマ駐劄オーストリア大使を通じてドイツ宰相との談合の内容をオーストリア外相カルノキーに伝えてくれるように要請したが、その際彼は、三国同盟の更新には「若干の僅かばかりの附加え、もしくは少々の修正が望ましい」ことについてドイツ宰相とすでに話し合ったこと、そしてこの「附加えもしくは修正」というのは、「1887年に結ばれた三つの条約(三国同盟の延長条約と独伊個別協定ならびに墺伊個別協定)を一つのものに纏める」という提案であると説明した²⁹⁾。そればかりで

28) 本稿 92頁以下および94頁、注21) 参照。

29) 1890年11月18日付ローマ駐劄オーストリア大使ブルック Karl Freiherr von Bruck の本国外相カルノキー宛報告, Pribram, a. a. O., S. 216.

はなく、クリスピーはオーストリア大使に対して、このことを実現するためには「イタリアとオーストリア間の結合を一層強化し、墺伊（個別）協定をイタリアとドイツの間に存在する条約（独伊個別協定）に匹敵する程のものにまで充実する」必要がある、とさえ強調した。クリスピーのこのような意向は、オーストリアのイタリアに対する義務の増加、すなわち、「地中海において、例えばイタリアとフランスとの間に戦争が発生した場合に、オーストリア艦隊が即座に、しかも積極的に介入することを保証する³⁰⁾」ものであり、それは西部地中海に関してこれまでなんらの義務も引受けていなかったオーストリアを、この方面においてイタリアの利益に結びつけようとする意図を含むものにはかならない³¹⁾。

ドイツとオーストリアに対してこのような負担を義務づけようとするイタリアの希望に対して、それでは両国はどのように対処したであろうか。

まずドイツについて見るなら、三国同盟の継続はもちろん異論の余地のないことであるが、しかし地中海および北アフリカにおけるイタリアの利益に関して、ドイツは1887年の独伊個別協定以上に義務を負う意志はなかった。この方面では、前述の如く、イギリスをもっと三国同盟に接近させる保証を獲得するように努めるべきだと考えている。まして、オーストリアをして西部地中海のために独伊個別協定と同様の負担にまで義務づけようとするイタリアの要求には、全く反対していた。しかしながら、三国同盟条約と二つの個別協定を一つの条約に統合することに関しては、原則的には異議はなかったのである³²⁾。

これに対してオーストリア側では、まず三つの条約の一本化についていうなら、二つの個別協定が根本的に質の異なるものであることを指摘しており、クリスピーが両者を三国同盟条約の中に容易に編入しようと簡単に考えていることには非常な疑義をいただいていた。ロビラン（第2次同盟更新当時のイタリア外相）も、両個別協定の成立当時に、三国間の地域的利害

30) 1890年11月20日付ローマ駐劄ドイツ大使ゾルムス Graf zu Solms-Sonnenwalde の本国宰相カプリヴィ宛報告, GP, VII, Nr. 1396

31) 以上の事柄をオーストリア大使ブルックに伝えるに当たり、イタリア首相クリスピーは、ミラノでの会談で既にドイツ宰相カプリヴィが彼（クリスピー）の意向を是認したもののように語った。ブルックからこの報告を受けたオーストリア外相カルノキーは、しかし、ドイツ宰相の是認表明について非常に疑問をいだき、ベルリン駐劄オーストリア大使セーチャーニー Emerich Graf Széchenyi を通じて、ミラノ会談の内容をドイツ宰相に問合わせるようにと指示した。ところがカプリヴィの返答は、このようなイタリアの意向については、ミラノでのクリスピーとの会談ではなんら話題にのぼらなかった、というものであった。そしてウィーン側の更なる質問に対して、カプリヴィは「現存の（第2次）三国同盟は満期前に更新するべきであるが、このことについてはクリスピー氏は一言も述べなかった」と確答を与えている。カプリヴィがこのような極端な発言をしたことは、彼の掲げた記録（GP, VII, Nr. 1394, 本稿 98頁以下参照）とはいささか齟齬するが、しかし会談の問題は直接的には独伊関係に限られているのであり、クリスピーはオーストリア外相に通報するに際して、この点を自己に都合のよいように変えて伝えている。まして墺伊個別協定を「独伊個別協定と同じような表現様式に修正することについては、暗黙のうちのほめかしなど全くなかった」ということを、オーストリア側では知ることができた。 Vgl. Pribram, a. a. O., S. 218, GP, VII, Nr. 1397.

32) Pribram, a. a. O., S. 218.

が基本的に異なるものであることを既に認めていたから、兩個別協定の統合は、オーストリアにとっては苦かった1887年の体験を再びくり返すばかりではなく、西部地中海におけるイタリアへの援助とロシアに対立するオーストリアへの援助とを、同時にドイツに義務づけ、その去就に迷わせる結果をおのずから誘致するものに他ならない³³⁾。

「われわれは交渉のはじめにあたっては(1882年の第1次同盟を指す)、三国とも皆おなじ希望を懐いていた。しかし時の経過する間に、相異なった利害は一つの統一的な条約において処理さるべきではないという事態が生じた。近東についての規定に関わることはなんらドイツの快しとするところではないし、それと同様に、オーストリアは地中海の西半分拘束されることには関心が薄いのである。新たな交渉に際しては、したがって、(同盟条約と二つの個別協定との) 統合 *Unifizierung* は実現されないことに再びなるであろう」というのがオーストリア外相の見解であった³⁴⁾。

次に、条約の修正に関して、「墺伊個別協定を独伊間のそれに匹敵する程のものにまで充実する」というイタリア側の構想は、オーストリアにとっては到底認め難い問題であった。前述の如く、オーストリアは西部地中海にほとんど関心をもっていない。それにも拘らずイタリアがこの方面でオーストリアの義務を拡大しようとするなら、一体イタリアはそれに相当する代償的義務を提供しうるのであろうか、というのがオーストリアの考慮である。この点こそはまさにあの1887年の苦い体験から当然予想されることであった³⁵⁾。オーストリア外相はウィーン駐劄ドイツ大使ロイス公 *Heinrich VII. Prinz Reuß* (1825—1906) に対して、この点について次のように述べている。

「旧条約においては、イタリアに与えられた承認に対応するイタリアの負担はきわめて僅かなものであった。そして時の経つにつれて、その点については、イタリア政府が大げさな口約束を引受けるなら、危急の場合に甚だ困惑するであろうという風に考えられてきている。

きわめて誠実に約束された(イタリア)陸軍軍団の来援について、オーストリアもドイツも多くは期待しないであろう。オーストリアとドイツがロシアとの戦争にまき込まれる場合が生じたなら、この両国はフランスとも戦わねばならぬであろう。そして、そのような場合には、オーストリアはイタリア艦隊を当てにすることは全然できない。イタリア艦隊は、他の海軍国によって補強されずに放置されるならば、フランス艦隊から身を避けるのに苦勞するであろう。オーストリア海軍は、イタリア艦隊と協力してフランスを海上において攻撃するのに十分なほど強力ではない筈だ³⁶⁾」。

33) *Ebenda.*

34) *GP, VII, Nr. 1398.*

35) 本稿 92頁以下参照。

36) *GP, VII, Nr. 1398, S. 60.*

オーストリア外相カルノキーのこの意見は、オーストリア・イタリア間の相互援助義務を地中海全域に拡大してみたところで、それはオーストリアにも、またイタリアにも、実察上は履行不可能な「口約束」に終るに過ぎぬことを、イタリア側の利益の面から辛辣に指摘したものに他ならぬ。したがって、この問題に関してはドイツとオーストリアの見解は一致している。オーストリアは、条約の更新による同盟の「三カ年間の延長を希望するのになんの躊躇も感じなかった³⁷⁾」が、クリスピーの構想になる二つの個別協定と三国同盟条約との統合 *Unifizierung*、および、それから生ずる同盟義務の増大には極めて否定的であった。かくてカルノキー外相は、ウィーン駐劄イタリア大使ニグラ *Conte Nigra* を通じて、イタリア政府に次のように返答した。

「クリスピー氏の修正意見はイタリア自身にとっても疑問があり、……オーストリアは常に同盟条約の更新を行う用意があるけれども、しかしなお時間的余裕は十分にあるから、その必要は(差当りは)なんらないと思われる。しかしそれでもクリスピー氏が今ただちにそのこと(更新)を話しあう方がよいというのであるなら、ウィーン政府の側では喜んで彼の具体的な提案を待つであろう」。

オーストリア側のこのような態度はドイツ側にも通報され³⁸⁾、ドイツ政府もそれを諒承した。こうしてドイツ、オーストリア両国は、イタリアの具体的提案を待つことにして1890年を越したのであった。

以上の経過から、われわれは次のような形勢を知ることができよう。すなわち、三国同盟の継続には三国とも異論のないところであるが、しかし同盟条約の更新に関してはイタリアがもっとも積極的であって、しかも同盟を全地中海、北アフリカに関する三国共同の利害範囲にまで、すなわち地域的特殊協定にまで拡大、利用し、同盟内におけるイタリアの地位を有利な状態に導こうとしている。これに対し、オーストリアはもっとも警戒的、消極的で、できる限り同盟を旧い形、すなわち第1次同盟の基調である「中欧の防禦同盟」の性格に重点をおいて維持しようとし、イタリアの野心を抑制しようとする。この両国の間に介在して、ドイツは、一方ではオーストリア領に対するイタリアのイレデンティズムを刺激せずに両国を協調させ、しかも同時にイタリアを同盟に引留めるためには、イタリアの地中海、北アフリカにおける利益をその代償として保障しなければならず、他方ではバルカンにおけるロシアとオーストリアの対立関係に直接まきこまれずに、しかもオーストリアを友邦として保たなければならず、その調和に苦心していたといえよう。そして自らはヨーロッパ大陸を越えた義務をあまりに過大に背負わされずに、同盟両国にかかわる問題を有利に処理

37) *Ebenda*.

38) ウィーン駐劄ドイツ大使ロイス公の本国宰相カプリヴィ宛報告, *GP*, VII, Nr. 1399, *Vgl. auch Pribram, a. a. O., S. 220 ff.*

するためには、露独再保障条約を放棄した現在では、地中海、北アフリカ、バルカンにわたってフランスとロシアの利害に対峙しているイギリスをもって三国同盟を補強することに、おのずから期待をよせざるを得ぬようになっていたと考えられるのである。

上述のような趨勢をもって三国同盟更新の交渉は1891年に移されるが、この年3月に入ると、局面は新しい段階を迎え、急速に具体化してくる。

イタリアにおいては1月の総選挙の結果、三国同盟の強化策を推進していたクリスピーが敗れて、共和主義的・親仏的であると見られていたルディーニ **Marchese di Rudini** が2月9日に後継首班兼外相となった。ルディーニは就任直後に、従来のイタリア対外政策を踏襲することを言明しているが³⁹⁾、しかし彼は組閣後間もなく、フランスとの関係を調整し、とくに経済的援助を求める工作を開始した⁴⁰⁾。それに対してフランスは、すでに前年(1890)の夏以来、イタリアを三国同盟から脱落させ、ロシアと結んで仏・伊・露の提携を実現し、それによって地中海におけるイギリス勢力に対抗しようとしていたから⁴¹⁾、イタリアの通商上の要請を契機として、フランスとイタリアとは急速に接近していった。

ところがフランスは、イタリアに対して次のように主張し、イタリアを通じて三国同盟を切崩そうとする意図を明らかに示した。

「イタリアがフランスの友誼を得るためには、三国同盟の目的とそこにおけるイタリアの立場とについて明確な説明をおこなう必要がある。……もしも三国同盟において、ドイツおよびオーストリアとの間の条約の結果として、フランスを脅威に陥れるものがないのであるなら、フランスはイタリアを攻撃し、地中海の現状を破壊するおそれは何もないであろう。……フランスは(通商政策の領域を通じてのイタリアとの)接近を用意することを喜ぶ。しかしそれは(三国)同盟条約によって阻止されている。われわれ(フランス)はその条約の原文も知らぬし、またその性格についての(イタリア政府の)簡単な宣言では十分に安心を得ることはできない⁴²⁾」。

このようにフランスは、イタリアによる三国同盟の条約内容の開示のみがフランスのイタリアに対する友誼と援助とをよくかち得る条件であるとして譲らなかつた。このようなフラ

39) ローマ駐劄オーストリア大使ブルックの本国外相カルノキー宛報告, GP, VII, Nr. 1401.

40) DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 256, 258, 261, 264 et 272.

41) Taylor, op. cit., p. 331 f.

Langer, *The Diplomacy of Imperialism*, p. 11.

なお、フランスのこのようなイタリア牽制策に対して、当時まだ首相の地位にあったクリスピーは、北アフリカのチュニジア、トリポリ問題で戦争状態(casus belli)をドイツに認めさせ、三国同盟の第2条および第5条と独伊個別協定の規定の発動を打診している(GP, VIII, Nr. 1871 ff. Vgl. Die Geheimen Papiere Friedrich von Holsteins, Bd. I, S. 150 f.)。

42) GP, VII, Nr. 1402 u. Nr. 1406. DDF, Série 1, Tom. VIII, No. 290. Vgl. auch Pribram, a. a. O., S. 222.

ンス側のあまりにも高圧的な態度に接しては、親仏家とみられていたルディーニもさすがに屈従に甘んずるわけにはいかなかった。彼はフランスに対して、三国同盟の性格はイタリア下院で彼が行った説明以上には附加えるものがないと拒否し、ローマ駐劄フランス大使ビヨ Albert Billot に向って、フランス外相リボ Alexandre Ribot (1842—1923) の前記のような発言は彼を「いたく傷つけた」と抗議するとともに、仏伊間の交渉を中止する意向を示し、3月9日以後には三国同盟の更新——しかも何らの修正や追加をとまなわなくてもかまわな——の構想へとますます傾いて行ったのである⁴³⁾。

ところで、このようなフランスとイタリア間の交渉の動向は、3月上旬以後はその大要がイタリア政府からドイツ側に通報されているが、この情報を接受したドイツは、それではどのような判断を行ったであろうか。ベルリン駐劄イタリア大使 ローネ Eduardo Conte di Launay から内報を得たドイツ外務卿マルシャルは、帝国宰相カプリヴィと協議した結果、「フランスのこのような行動は、三国同盟を破壊しようとするばかりではなく、イタリアの親仏的な共和主義党派をも強化して、イタリアとイギリスとの間に楔を打込もうとする試みである」と見た。

「イタリアとイギリス間の友好関係は、フランスにとっては特に目の上の瘤であるようだ。というのは、両国間の友誼は、フランスの地中海における強い野望にとって非常な障礙物となっているから。イタリアを三国同盟から脱落させ、次いでイギリスからは孤立させて、かくてフランス自身に依存従属させようとするフランスの意図は十分に認められるところである。フランスは、裁判管理問題におけるイギリスの処置によって自分の利益が毀損されたと思い、イギリスに対して再びエジプト問題を持出そうとしているが、まさにそのような時にフランスがこのような試み(イタリア離間策)を企てるということは注意すべきことである。……イタリアとイギリスとの間には地中海問題に関してある秘密の協定(地中海協定のこと)があるから、余(マルシャル外務卿)は、リボの発言について、ウィーンとベルリンばかりではなく、ロンドンへも内密に通報が送られてしかるべきではなからうか、と思考する⁴⁴⁾」。

このような判断と考慮から、ドイツ政府は、イタリアとフランス間の通商に関する交渉についてのイタリア側から提供された情報の写しを、早速ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェ

43) GP, VII, Nr. 1404, Nr. 1407 u. Nr. 1409. しかしフランス政府は、イタリアの交渉中止の姿勢にもかかわらず、なお執拗にイタリア政府に働きかけ、「独伊条約を知らない限り、通商および財政に関してイタリアに便宜を保証し得ぬ」とか、「戦争に際してフランスがアルザス・ロレーヌを奪回する場合に、イタリアはドイツを援助する義務を負っているか否か。さらに、あるいはひょっとするとイタリアに対して補償が、例えばチュニジアにおいて約束されているのではないか」などと言い、ルディーニの激怒を買っている(GP, VII, Nr. 1408 u. Nr. 1414. cf. DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 316 et 344.)。

44) GP, VII, Nr. 1402.

ルトに送付し、その際、次のように指示を与えた。

「現在フランス政府は、イタリアを三国同盟と特にイギリスから引離す機会が到来したと見ているようである。イタリアに対して——ということは、とりもなおさずイタリアを自己に引きつけて——地中海における現状の維持を義務づけようとする(フランス政府の)申出は、ドイツおよびオーストリアに対してよりも、イギリスのエジプト政策に対してより直接的に向けられている(ドイツとオーストリア両国は、現状を脅かされはしない)。……(従って)イギリスの大臣かあるいはイタリアの(ロンドン駐劄)大使かの何れかがイタリア側からの(仏伊交渉に関する)打明け話をしたということを貴下(ハッツフェルト大使)が知ったなら、貴下は直ちに、イギリスがその地中海における海軍力を強化してイタリアに対する関係を育成しなければならぬことを語り、その証拠として、貴下の側から新しい資料(すなわちこの「写し」)をソールズベリ卿に対して利用されたい⁴⁵⁾」。

以上に述べたところからも明らかなように、ドイツは、三国同盟からのイタリアの脱落とそれによる同盟の崩壊を防ぐ道は、地中海、北アフリカにおけるイタリアとイギリスの結合の強化にあると考えていたことが、いよいよ確実に知られる。極言するなら、三国同盟の維持、継続は、ドイツにとっては、イギリスを度外視してはもはやその存在意義の半ばを失うことになることさえ感ぜられていた、と判断しても差支えないように思う。

フランスとイタリアとの交渉は、とにかくフランス側の余りに性急な、また甚だ不遜な態度のために挫折し、ルディーニ首相下のイタリア政府は漸く三国同盟の更新問題に立帰ってきた。そして、このようなイタリアの政変にともなう生じたその外交方針の動揺とイタリア政権の不安定性とは、ドイツをして、イタリアとの結合をもっと確実にするために、同盟の更新を急がせる結果となった。従来はもっとも消極的であったオーストリアも、この点に異議はなく⁴⁶⁾、カルノキーは、前首相クリスピーの時に行われた同盟更新の交渉が、イタリア側から具体的に提案してくれるのをドイツ、オーストリアが待つ段階になっていること

45) GP, VII, Nr. 1403.

46) ルディーニ首相が三国同盟更新に傾斜しつつあることを本国外務省に宛て報告したローマ駐劄ドイツ大使ゾルムスの秘密書翰(GP, VII, Nr. 1404)に対して、ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世は満足の色を示し、次のように欄外記注した。

„Gut! Dann je eher desto besser als Antwort nach Paris“

またウィーン駐劄ドイツ大使ロイス公の本国宰相カプリヴィ宛報告(GP, VII, Nr. 1406)は、オーストリア外相カルノキーが「ルディーニ侯は忠実な同盟者の態度を示していることは確かだが、彼の議会における立場は安定していないから、この(三国同盟更新の)問題は引延ばさない方がよいであろう」と語った旨を伝えている。

しかもこの報告書翰の欄外に、カプリヴィは次のように記注している。

「依然として親密的なように思われる内閣(ルディーニのイタリア政府)の能力のことを考えるなら、余もまた交渉を即座に受容れることに賛成である」と。

これらは、何れも、ドイツとオーストリアとが同盟更新を急ぐ態度に変わったことを示すものに他ならない。

を、ルディーニ政府に通報した⁴⁷⁾。

そこでルディーニは、ベルリン駐箚イタリア大使 ローネ に対して 4月15日付で訓令を發し、これまでの交渉で、1887年2月20日の(第2次)同盟を更新することに踏みきること、更新は実質的には既存のものの維持を原則とすること、商議の場所としてはベルリンがもっとも適當であることがすでに三国間で一致しているならば、商議の予備段階はすでに終了しているから、いまや正式の協定締結を可及的速かに遂行するために以下の提案を説明するようにと指示し、その権限を賦与した。ルディーニのこの訓令と彼の起草になる新条約案はローネ大使からドイツ政府に示されたが、その主旨は次のようなものであった⁴⁸⁾。

1. 新しい協定は、1882年の同盟条約の前文をもっと簡素化し、三国の政治的ならびに君主的、社会的観点を挙げるに留めて然るべきであろう。

2. 三国同盟条約と1887年に成立した独伊個別協定ならびに墺伊個別協定の三条約を一つの同じ条約に統括することが良策であると思う。三国間には共通の目的の他にそれぞれ利害の相違があるが、そのことを相互に諒承すれば、条約の統括のためにかえって三国間に齟齬をきたすという懸念はない。これは、1882年の同盟条約の第2条と第3条がすでに前例を示しているところである。それ故、この提案がベルリンとウィーンで受容されるならば、新条約では、従来の同盟条約の第5条の次に1887年の二つの個別協定を挿入すべきであろう。

3. 墺伊個別協定の第1条、第1項と独伊個別協定の第1条との間には、東方の領域に関してバルカンを含むか否かの一点を除いては、相違点がない。独伊個別協定を文字通りに理解するなら、ドイツはアドリア海とエーゲ海におけるオスマン帝国領の沿岸および島嶼の現状維持のみに義務を負うことになり、黒海沿岸とバルカン半島内陸部には関係しないことになる。しかしそれではドイツがバルカン半島ではあまりに広範にわたって事柄を回避しており、ロシアとの関係が疑われても仕方がないのではないか。それ故、この点に関しては、ドイツがオーストリアと同じ条約上の義務を受容れてくれることを望むものである。その上でこの条項(すなわち、独伊個別協定の第1条と墺伊個別協定の第1条、第1項)は、三国同盟条約の第5条の次に、第6条として組入れる。

4. 独伊個別協定の第2条は、その次に同盟条約の第7条とする。

5. 墺伊個別協定の第1条、第2項をもって同盟条約の第8条を構成する。その際、条文冒頭の「然しながら」“*toutefois*”という語を除去すれば、もっぱらオーストリアとイタリアの間だけの相互義務であることが明確になる。

6. 北アフリカ沿岸と西部地中海地域は、もっぱらドイツ・イタリア間の個別協定にかかわる問題であり、この地域に直接的利害をなんらもっていないオーストリアに対して同等の

47) GP, VII, Nr. 1405. Pribram, a. a. O., S. 223 f.

48) GP, VII, Nr. 1410.

立場に立つことを望むものではない。しかしドイツとイタリア自身にとっても、1887年のこの地域に関する協定は、勢力均衡と平和のための共通の利益と完全には一致していないように思われる。独伊個別協定の第3条は、フランスの攻撃によってひきおこされる戦争の場合を考慮したものであるが、しかしドイツ、イタリア両国政府の平和的でしかも外交的に一致した行動の可能性については全然注目されていない。それゆえ、墺伊個別協定と1887年12月12日ないし16日にイタリア、オーストリア、イギリスの間で成立した諒解（いわゆる *Entente à trois*、英墺伊地中海協定）がオスマン帝国に関して協定したものと脈絡において、トリポリタニア、チュニジアおよびモロッコに関する協定をイタリアとドイツの間に結ぶことが好都合であると思われる。この目的のために、同盟条約の第9条として、次のような条項を設けたい。

「イタリアおよびドイツは、地中海沿岸の北アフリカ地域、すなわちキレナイカ、トリポリタニア、チュニジアおよびモロッコにおける事実上ならびに法律上の現状の維持に尽力する義務を負う。この地域における両国の代表者は、できる限り密接な接触を保持して相互に援助するよう指示を受けるであろう。不幸にして現状の維持が不可能であることが明らかとなる場合には、ドイツは、イタリアが勢力均衡と補償という正当な利益のために占領もしくは他の保証の形で企てざるをえぬ計画を支持する義務を負う」。

7. 新三国同盟条約では、当然、独伊個別協定の第3条と第4条がそれに続いて第10条および第11条を構成する。但し、それらの条項はもっぱらドイツとイタリア間の義務であることを明確にしておくことが必要である。

8. かくて個別協定の一連の条項はすべて採用されたので、再び旧同盟条約にもどり、その第6条、第7条および第8条は新同盟条約の第12条、第13条および第14条となる。

9. 第12条（旧同盟条約の第6条）は、個別協定の前例に倣って、条約内容の秘密保持のみを義務づけ、三国同盟条約の存在することについては秘密を保たなくてもよいことにしたい。同盟の存在は、すでにしばしば三国によって公然と認められてきているので、将来もこれを保持することは適切ではないように思う。

10. 第13条（旧同盟条約の第7条）は、現行条約の満了（すなわち、1892年5月30日）後に五カ年継続するように規定するか、あるいはもっとよい方法として、新条約調印の日から六カ年継続するように規定する。

11. 予備的交渉の際に、同盟の政治的協定を経済的に補充することが話し合われたが、経済の領域で厳密な規定に入るとは不可能であることが認識された。しかしながら、そのような理由からかかる考えを断念すべきではないと思う。三国が経済の領域（金融、関税、鉄道）において、最恵国待遇の他にあらゆる特別な便宜を認可することを相互に約束するならば、そのような協定に参加することを拒絶しないであろう。ただし、それには経済協定に

対する議会の賛成を得る必要があることを留保しておく。

12. 1887年2月と12月の協定(2月英伊地中海協定, 3月オーストリア加入, 12月英墺伊地中海協定)によって, イギリスは本来の意味での東方, すなわちトルコ皇帝宗主権下の領域に関して締結された1887年2月20日の墺伊個別協定の諸約定に事実上参加している。それ故, ドイツ, オーストリア, イタリア三国が一致してイギリスの加入を約束するなら, それは最も好都合なのであるが, それができない場合には, ドイツとイタリアとの間にイギリスの加盟について次のことを協定しておくのがよいと思う。すなわち, 上記のトリポリタニア, テュニジアおよびモロッコに関するドイツとイタリアの協定に, イギリスが, 外交上ではこの地域の現状維持のために, そして軍事上でもフランスの現状毀損に対するイギリス, ドイツ, イタリアの共同的武力行使のために, 協力を保証してこれに加入するように, ドイツとイタリアは努める。

13. 以上の二つの追加協定は, 別個の議定書にするのが好ましいけれども, しかし同盟条約の本文の中に編入されても差支えない。

以上のような指示を, イタリア首相ルディーニはベルリン駐劄イタリア大使ローネに与るとともに, 条約草案を同時に送附したが⁴⁹⁾, それは前述の主旨にもとづいて第1条から第5条までは旧条約と全く同文であり, 第6条以下では, 第13条が批准交換後六カ年の有効期間とする規定を採用し, それに第14条として批准交換手続きの規定が加えられていた。そして, 経済協力とイギリス加盟の項は議定書の形で提案された。

このようなイタリアの三国同盟条約更新案に対して, ドイツとオーストリアはどのように考慮し対応したであろうか。

まずオーストリア側について見るなら, 外相カルノキーは, ドイツ側に対して, イタリア草案の検討をベルリン駐劄オーストリア大使セーチェーニー **Emerich Graf Széchenyi**(1825-98)に委ねると伝達した。そして, この草案において従来の同盟条約と二つの個別協定が一つに纏められている点については, オーストリアとしては強いて承服し難いという程のものではないこと, それよりも条約更新をできるだけ早く実現することが望ましく, それについてもオーストリアはドイツの見解と同一歩調をとる心算であることを表明している。ただ, 現行の同盟条約に規定された有効期間五カ年ということは, クリスピーの軽卒な演説で周知のことになっているから, その満了の時期をねらって同盟の継続を妨害する動きが生ずるかも知れない。したがって, これらの予想される障害を排除するために, 有効期間に関す

49) **Ebenda, Anlage.** なお, ルディーニ首相は, ローネ大使に送ったこの訓令と更新条約草案の写しを, ウィーン駐劄イタリア大使ニグラ **Conte Nigra**にも同時に送附して, それをオーストリア外交当局にも提示するように指示した。しかし, 交渉の論議はベルリンにおいて行われるようにと注意している。

る従来の形式を変えること、および条約期間の満期前に解約が通知されぬ場合には、条約は自動的にさらに三年ないし四年の間延長されることを要望する旨伝えている。そして、「条約の解約を予告することの方が、新たな交渉の途中で条約を破棄することよりも困難なことだから」という理由を補足した⁵⁰⁾。このことは、勿論、主としてイタリアの政局の不安定性を考慮して、その動揺がイタリアの三国同盟離脱に直接作用をおよぼすことを防止しようとして提議されたものである。

このようなオーストリア側の態度は、条約の有効期間の問題を除いては、ただ同盟更新の速かならんことを願い、ほとんどすべての商議をドイツ側に委任したものといえよう。また事実、イタリア提出の新条約草案では、オーストリアの利害は1887年の奥伊個別協定と全く変わるところはなかったから、オーストリアとしても敢て異をとねえる程のことはなかったと思われる。したがって、条約更新の討議は、偏えにドイツ政府側にかかることになった。

オーストリア側からの全面的委任を受ける形となったドイツ政府は、宰相カプリヴィをはじめとして、外務卿マルシャル、交渉担当の外務省参事官キーダレン等の間で検討が進められた。イタリア案に対する彼等の意見はおよそ次のようなものである。

まず、帝国宰相カプリヴィは、1891年4月23日付で以下の覚書を記している。

「イタリアから提起された草案の第6条と第9条とは、現在の同盟関係に変更を加え、ドイツに対してこれまで以上の義務を負担させる目的を含んでいる。それに対しイタリアの兵力が軽減されるので、これは甚だ不公平である。イタリアは多くのものを要求して自己の代償を減らしている。ロビランはかつて1886年11月26日に、1882年の条約（第1次三国同盟条約）がイタリアに提供したのよりも多くのものを要求した。1887年2月20日の条約（第2次三国同盟条約）は、その要求をさらに上回った。そして今はそれもまた十分ではないというのである。アフリカのオアシス地帯のためにわれわれ（ドイツ）が生存をかけた闘争にまき込まれるかどうかということが、イタリアの意向次第になってしまうが、一体イタリアとの同盟の実際的な利益というのは、われわれにとってそれ程までに大きいものなのだろうか。

同盟国イタリアの軍事的価値は、イギリスが第四番目の同盟国であってイタリア沿岸の不安を除去してくれるかどうかということに大いに懸っていることは、余（カプリヴィ）が常に繰返し述べているところである。……トルコが崩壊する場合にはイタリアに対して認容することができるが、しかしトルコ人の生命力のある間、またイギリスがトルコ人の生命に関心をいただいている限り、トリポリその他における約束をイタリアに対してすることはできない。

50) GP, VII, Nr. 1411 u. Nr. 1413. Pribram, a. a. O., S. 228.

それ故イタリアには、もはやこれ以上のものを与えずに同国を同盟にひきとめることが真剣に考えられなければならぬと思う。イタリアにとっては、三国間に共通する条約形式の方がむしろ好ましいということであるが、それに対しては何ら異存はない。

条約前文では、これまで謳われていた „全般的平和の保障が増大することを切に熱望して“ という言葉が落ちているが、それは不可解だ。将来、個々の条文を解釈する際に、この目的の規定はなお有益である。

第6条に対して。 „アドリア海およびエーゲ海におけるオスマン領の沿岸および島嶼に関し“ という句の解釈は „influence“ という語が示しているように、それはただ „外交上“ の支持に関するものであって、 „軍事的“ 支持は問題ではないと考える。さらに第6条は三国に、したがってオーストリアにも適用されることになる。それ故、この条項が軍事的効果をもつものだとすれば、オーストリアもまた „東方“ というより広い観念——場合によっては、それはアフリカもこの用語に一般的に包含されるかも知れぬ——のために軍事的に拘束をうけることになる。ところが第8条は、オーストリアの „行動“ を、アフリカを含まない領域に限定している。

北アフリカが東方に算えられる限り、北アフリカにおけるわれわれ(ドイツ)の外交的支援の拡大は、第10条によって同地域のために定められた *casus foederis* をイタリアが入手する以前に、すでに約束されることになると思う。

第9条に対して。第10条は、イタリアがフランスを攻撃する場合に、ドイツによるイタリアの軍事的援助を考慮していることは明らかであるが、それに対し第9条は、ただ外交的 „援助“ だけを問題にしていると理解される。ただしその援助は、敵国としてのフランスに限るものではなく、北アフリカ全体に拡大されている。そうだとすれば、われわれはモロッコにおいてイギリスとの対立に陥ることもありうるわけで、それを避けることはイタリアのためにも切実な問題である。イギリスに対抗することになるかもしれぬような条約を、イタリアは決して締結してはならぬ。

外交的な方法にもとづいた援助に関して、われわれがイタリアに対して提供しなければならぬものは第6条が広範にわたって十分明記しているから、第9条は無用である。それはただ混乱をおこすだけだ。

現状の毀損が生じた場合に、戦争をせずに他の場所で保証を獲得することによって損害を蒙らずに自己を保持することを、イタリアがどのように考えているか不可解である。そのような毀損は、地中海に臨んでいてイタリアと協定を結んでいない強国、つまりトルコかあるいはフランスから発してくると思われる。この両国に対してイタリアが保証を得ようとするなら、それはトルコまたはフランスの国土の中に求められる。そのような事は戦争なしでは考えられぬことである。戦争と同時にイタリアは、既に今でも第10条にもとづ

いて、つまり新しい条項（第9条）がなくても目的がかなえられ、われわれに対し *casus foederis* を要求することができるのだ。

このような保証ということでイタリア側では何を考え、何所でそれを得るのかということとは分らない。トルコが分割される以前に、イタリアがその保証をトルコから奪いとうとするなら、イギリスがトルコ保全を利益としている限り、イタリアはイギリスの友誼を失う。イギリスの好意がなければ、イタリアは地中海でいかなる処置も講ずることができない。しかしイタリアがその保証をフランス領土かもしくはフランスの必要とする地域に探し求めようとするれば、その時には戦争が生じ、しかもその戦争は獲得物の利得が問題にされるよりも先に、まずラインとアルプスにおいて決戦として解決されなければならぬであろう。

余は、第9条が役にたたぬことをイタリアに分らせるようにしたい。このことは、占領と保証の獲得がどのように考えられるかという例を、条文の字句から離れて説明する方へとイタリアの交渉者を誘導すれば、恐らく容易に達成されるだろう。この説明で、われわれ（ドイツ）が軍事的にイタリアを支援しうるのは、常にただ一つの方法、すなわちそれはラインでの戦争だけだということを、隠しだてする必要は全くないと思う⁵¹⁾」。

以上のように、カプリヴィがもっとも注目したのは1887年の二つの個別協定の条項を併合した草案第6条と、新たに起草された第9条とであった。この点では、4月24日付のキーダレンの記録も軌を一にしており、次のように述べている。

「イタリア草案は、副次的な提案を別とするならば、二つの新しい要求に集中している。すなわち、われわれ（ドイツ）は、バルカンと西部地中海域でそれぞれ新たに拡大された義務を負わされることになる。それに対して、新しい利益はわれわれに提供されてはいない。

1. バルカンに関する要求は草案の第6条にあるが、この条項によれば、ドイツは東方における領土上の現状を維持することに全面的に義務づけられることになる。この条項を容認することは、ビスマルク侯の時期に守られた政策と文書の上で確然と訣別することになり、しかもバルカン、とくにブルガリアのことでドイツが新たな負担を背負うことによってそうなるであろう。このような条約上の負担を帝国議会の質問に対して否定することは、困難であろう。そのような負担は輿論に不安を与え、われわれのロシアに対する関係を暗くし、われわれに何の利益ももたらさぬであろう。

われわれがこの条項を受入れて、バルカン半島と両海峡に関する政策をそのように固定化することは、この方面に対する（ドイツの）„誠実な仲介者“たるの地位を失わせるであ

51) GP, VII, Nr. 1412.

ろう。……ドイツとロシアとの良好な関係はイタリアにとっても利益である。なぜなら、フランスに対してわれわれ（ドイツとイタリア）が共同で戦うことが生じた場合には、われわれ（ドイツ）の全力をフランスに対して投入することをイタリアは望むに違いないから。

イタリアが（この条項で）入手しようと望んでいるものは、既に事実上存在している。というのは、東方における破壊はただロシアだけから生じてくるおそれがあるからだ。このような場合に対しては、われわれの独逸二国同盟とオーストリア・ルーマニア同盟へのドイツの加入とで十分そなえができています。最後に、„東方“に関する拡大された協定が知れわたることは、イギリスを迷わすことになるであろう。イギリスがこれまで以上に拱手傍観するようになることは、イタリアにとっては望ましいことではない筈だ。

それ故、イタリアの提案する第6条は拒絶すべきであろう。

2. イタリアの第二の要求は北アフリカ沿岸に関するものである。それは草案の第9条であるが、イタリアがこの条項によって、この地域に対するわれわれの好意をこれまでの条約以上にうけることができると考えるならば、異議を申出なければならぬだろう。

第9条によれば、われわれは北アフリカにおけるイタリアの行動に対して、たとえそれが攻撃的なものであっても、予めそれになんらかの影響をおよぼすこともなく、常に味方しなければならぬことになる。

ルディーニはこれを英独伊地中海協定の表現形式であると説明しているが、しかし同協定では „予めの同意“ *accord préalable* を明記しているのだから、第9条でも、イタリアの行動に対するわれわれの支持の前提として、この表現が必要である。……さらに、イタリアの地中海における行動がイギリスに対抗するものである場合には、われわれはこれを支持することができないということを、文章の上で明確に表わしておかなければならぬ。

議定書は大体においてよいと思うが、三国間の経済関係については、別種の条約にする方が好ましい。

オーストリア外相は、解約告知のない場合には条約を五年間自動的に延長することを希望しているという報告がきているが、それにはドイツ側でも全く異議はない。

条約の秘密保持に関してイタリアは、その内容の秘密保持だけを規定して、条約の存在については約束からはずすことを望んでいるが、これは条約の内容とその継続について秘密を保つように協定する方がよいと思う⁵²⁾。

このキダーレンの記録と先のカプリヴィの覚書とでは、「東方」 *Orient* に関して両者の間に解釈の相違があるが⁵³⁾、しかしドイツの義務負担がこの方面で拡大することになるのを

52) GP, VII, Nr. 1413.

53) Ebenda, S. 85, Randbemerkungen von Caprivi : 1 bis 7.

警戒し忌避している点では一致している。なおキータレンが、東方に対するドイツの政策を、「誠実な仲介者」というビスマルクのあの原則的態度に準じて位置づけることを考慮していた点は、注意をひくものがある。

次に、同じく3月24日付で、外務卿マルシャルもイタリアの条約草案に対する検討を記録している。

「1887年の奥伊個別協定第1条にある „東方“ は、エジプトも北アフリカ（トリポリ、チュニジア等）も含むものではなくて、第1条第2項の示す如く、もっぱら „バルカン地方、アドリア海およびエーゲ海におけるオスマン帝国領の沿岸と島嶼“ を指すものである。これに対し、1887年の独伊個別協定は第1条において „東方における“ 領土上の現状といっているが、この場合の東方という概念は、この条文の中ですぐ後に出てくるように、 „アドリア海およびエーゲ海におけるオスマン帝国領の沿岸と島嶼“ に限定されている。それ故イタリアの新提案にもとづいて、上記の „アドリア海およびエーゲ海における云々“ という言葉が抹消されて、ドイツが奥伊間に既に存在するのと同じ義務を引受けることになるのであるならば、われわれは „バルカンにおける“ 現状維持にも勢力を傾けることを約束する結果になり、実際に義務負担が増大する。

余（マルシャル）はこの変更を危ぶむものである。なぜなら、この問題に関連して、ロシアはブルガリア、とくに東ルーメリアにおいてドイツの行動に敵意を認め、それがロシアのフランスへの接近を動機づけるかもしれないから。……したがってロシアから生じてくる紛争、およびロシアのわれわれ（ドイツ）に対する敵意を避けるためにも、われわれはバルカン、とくにブルガリアに何ら関心をもたぬことが肝要である。そしてオーストリアがロシアと戦争をひき起す際には、それはオーストリア自身の危険において遂行したらよい。……この問題ではわれわれは自由な手 *freie Hand* を維持すべき十分な理由がある。……バルカンの現状に対してわれわれがロシアと約束し（ロシアとの秘密条約のことを考えよ）、そのためわれわれの同盟仲間に迷惑をかける可能性をロシアに許すことが誤りであったのだが、他方、オーストリアならびにイタリアとバルカンの現状に関して協定関係に入り、しかもロシアとわれわれとの友好関係を維持するためにこの協定の秘密保持を望まねばならぬということは、余には当を得たことだとは思われない。

北アフリカに関するイタリアの提案は、イギリスを考慮に入れた形式が考えられる場合にのみ容認しうるであろう⁵⁴⁾」。

このマルシャルの覚書でも、「東方」の解釈ではカプリヴィと意見が違っている。すなわち、イタリア草案の第6条に記された「東方」について、宰相カプリヴィは、それが北アフ

54) GP, VII, Nr. 1414.

リカをも含むことになればオーストリアの義務は拡大し、ドイツにとっては第10条の *casus foederis* を約束する必要がないことになると考えた。それに対し、キーダレンと外務卿マルシャルとは、第6条の「東方」はバルカン問題にドイツを捲き込み、ドイツ外交政策の根本にかかわる重大な規定であるとみなした。しかし、ドイツ側はこのイタリア草案に対して、総括的に次のような見解をいただいたといえよう。すなわち、

(1) 「東方」に関しては、いずれにしる草案第6条の形ではドイツの負担がバルカンで、場合によっては海峡方面でさえ増大するおそれがあるから、修正の必要がある⁵⁵⁾。ドイツは、伝統的にバルカンおよび海峡に対して利害関係をもたない。

(2) また、この方面におけるドイツの支援ないし *casus foederis* の拡大が、軍事的意味を含むものであってはならない。

(3) 草案第9条は、北アフリカにおけるイタリアの利益のためにドイツが一方向的に奉仕する形になり、また第10条との間に混乱をひきおこすおそれがある。したがってこの条文は不要である。あるいは少なくとも、*casus foederis* には „予めの同意“ という条件をつけて強く規制する必要がある。

(4) イタリアはもちろんのこと、三国同盟自身もイギリスを「第四番目の同盟者」として維持しなければならぬから、地中海、北アフリカにおいてイギリスに疑惑を懐かせ、その利益を脅かして友誼を失うような結果になる約束は、一切これを慎むべきである。

(5) ドイツがイタリアに対して軍事的援助を与えるのは、ただヨーロッパ大陸——ライン、すなわち独仏国境——においてのみ考えることであるから、この点についてイタリア側に対して、ドイツの立場を明確にしておく必要がある。

以上のようなドイツ側の判断はオーストリアにも伝えられ、オーストリア外相の了解に裏づけられながら、ドイツ外交当局はイタリア草案を修正する交渉へと入って行った⁵⁶⁾。ところが、この時機にフランスはなほもう一度イタリアに働きかけて、ドイツとイタリア間に結ばれている条約の公表を要求したのであった。すなわち、ローマ駐節フランス大使ピヨは、イタリア国王に対して、ドイツとの条約を公開しないうちはフランスはイタリアに好意を示す方向に進み得ないとのべた。これに対し、イタリア国王は、条約の公表は締約国(ドイツ)の同意がなければ不可能であるから、公表の希望はベルリンでも表明したらよからう、と応えた。更に4月中旬にはフランス外相リボが、フランスとドイツとの間に戦争が生じた場合に、どのような状況と条件でイタリアがそれに参戦することになっているかを文書で示して

55) キーダレンとマルシャルのイタリア草案に対する検討記録を見た宰相カプリヴィは、彼等との間に「東方」に関して意見の相違があることを認めたが、しかしいずれにしる第6条は草案のままでは誤解を生じやすいから、条約文の最終的な作製までに変更を加えるべきだと判断した (GP, VII, Nr. 1415)。

56) GP, VII, Nr. 1416 u. Nr. 1417.

くれるなら、フランスはロートシルト **Rothschild** 家のパリ支店を通じてイタリア政府に多額の財政援助をすると申出していたこと、しかし、そのようなフランス側の誘いをイタリアが峻拒したことも、この時機にドイツ側へ通報された⁵⁷⁾。

イタリア側から発してくるこのような情報は、ドイツをして三国同盟の継続をいよいよ急がせ、ベルリンにおける条約の更新交渉は短時日のうちに進歩した。問題の第6条は、独伊個別協定第1条と奥伊個別協定第1条、第1項とを合併する形式を廃して、もっぱら前者のみをもって構成し、バルカンに関するドイツの義務の拡大など不明確な条文解釈をひきおこさぬように努めた。そして、奥伊個別協定の第1条、第1項は第8条の方へ移し、結果として第8条は奥伊個別協定の第1条をそのまま転載する形となった。そのため、第6条は、イタリア草案によればドイツ、オーストリア、イタリアに共通して効力をもつべき条項となる筈であったのが、ドイツとイタリアとの間だけの個別協定にとどまることになった。なお、草案の第7条と第8条は、正式の条約文においては入替えられた。これは草案の第6条も、また第8条も、修正の結果、ともに個別的な特殊協約になってしまったことから生じてきた当然の処理であった。

草案の第9条も、ドイツ側の強い意向で大幅に書換えられた。草案における「事実上ならびに法律上の現状の維持」という句は、「領土上の現状の維持」に改められ、地中海、北アフリカ地域の中から、とくにイギリスの疑惑を避けるために「モロッコ」を削除し、また問題の „予めの同意“ を確保するために、「事態の十分なる検討に基づき……」, 「公式の予めの協議で得られた意見の一致に従い……」などの辞句を補足した。そして最後に、これらの条件で規定されぬ事態が発生した場合には、ドイツとイタリア両国はイギリスとの提携に努めるべき旨を第3項として新たに添加した。これによって、ドイツは、イタリアの性急な要求や軽率な行動に対して単独で責任を負わされたり、ドイツのイタリア支援が国際的孤立を招くことを避けようとしたのである。

イタリア草案には提起されていなかった条項としては、条約改正に関する締約国の権利が新たに第13条として挿入された。また条約の有効期間と自動的延長については、オーストリアの要望が十分に容れられた⁵⁸⁾。

こうして、ルディーニ首相の起草した新条約の提起は、ベルリンにおける交渉の中で、イタリアの希望や期待に対するドイツの大幅な修正によって、ようやく正式の条項が決定され、議定書とともに1891年5月6日に三国の全権代表によって署名された⁵⁹⁾。ここに、中部

57) GP, VII, Nr. 1418.

58) イタリア草案の修正に関しては、GP, VII, Nr. 1419 bis Nr. 1424 の文書が交渉の状況を示しているが、それは前述のカプリヴィ、マルシャル、キーダレンのイタリア草案に対する検討で述べられた判断に、大筋において即している。

59) GP, VII, Nr. 1426 u. Nr. 1427.

ヨーロッパの一般的防禦同盟と、イタリアとドイツ、イタリアとオーストリアがそれぞれ個別的に約束した特殊協定とを一つに「纏めた」第3次三国同盟が発足することになったのである。なおこれと時を同じくして、イタリアとスペインとの間に1887年5月4日に結ばれた協定——ドイツとオーストリアがその後これに加入して、独逸伊西地中海協定といわれているもの——が1891年5月4日に更新され、ドイツもまたこれに対する加入宣言を即日更新した⁶⁰⁾。

V 第3次三国同盟とドイツの地位

これまで述べたような経過をたどって、「新航路」ドイツはビスマルク以来の三国同盟を更新、維持することになった。同盟の更新に際しては、結局はドイツ側の意見が条文の確定に強く作用し、ドイツは更新の中心的役割をなお保持したとみてよい。また条約の内容も、ほとんど1882年ないし87年の同盟条約と、同じく87年の二つの個別協定とを引継いだこと、「東方」地域におけるドイツの「利害関係なし」*Desinteressement* という従来の方針を保ったこと、新規の第9条において地中海、北アフリカに関わるドイツの義務負担が加わったけれども、それはイギリスとイタリアとの結合によって三国同盟を補強することが約束され、ドイツはこの方面での危険負担の急激な拡大からまぬがれたこと——このような同盟更新の一連の成果は、1890年から91年にかけて、ドイツが依然としてヨーロッパ政策に固執していたことを示すものに他ならない。北アフリカのイタリアの利益のためにドイツが軍事的行動をとるよう束縛されることなどは、カプリヴィのイタリア草案に対する検討に示されているように(本稿109頁以下)、「新航路」政府にとっても到底考えられぬことであった。しかも、ビスマルクの後継者達はこの第3次三国同盟に対して、ビスマルク期にこの同盟に期待された「保守的で防禦的な」中欧同盟の性質以上のものを追求しようとは考えていなかったことも明らかである。1891年7月にイタリアがオーストリアを通じてドイツに対し、対仏戦争の際のアルプス越えの軍隊派遣について希望を述べた時、ドイツはその希望に応じたが、しかし同年8月末(この時には、すでに露仏接近がヨーロッパ国際政局の中でしきりに語られていた)オーストリアが対ロシア戦争の場合にそなえて三国同盟の軍事的協定を得ようとした時、ドイツは政府も、また軍部すらも、そのような思想をいだいてはいなかったのである⁶¹⁾。また、翌1892年にイタリアは財政難のために軍事費を削減し、軍団を12から10に縮小しなければならなかったが、ドイツはこのイタリア軍の減少を三国同盟の威力にかかわる問題として重視することはなかった⁶²⁾。

60) Becker, a. a. O., Teil II, S. 200.

61) GP, VII, Nr. 1431 bis Nr. 1434.

62) GP, VII, Nr. 1437 u. Nr. 1438.

このような「新航路」ドイツの態度は、三国同盟を旧来のままに維持継続することのみに努めていたことを示しているといえよう。そこには、同盟を足場としてドイツの対外政策の方向を世界政策へと転ずることなどは、全く意図されてはいなかったのである。むしろ「新航路」の指導者達は、キダーレンやマシャルのイタリア草案に対する検討にも見られるように（本稿 111頁以下）、ビスマルクの外交方針を彼等自身の政策決定に対する規準や指針にしようと依然として考えていた。この三国同盟の維持も、彼等がそれをビスマルク体制の核心に当ると考えたものであったことは既に述べた（第一章参照）。また、イギリスを「三国同盟の実質上の一員」としてこれと緊密な関係に立つことも、1887年以来ビスマルクがとった方針であり、決して「新航路」の斬新な政策ではない。しかも同盟条約更新と同時に署名された議定書では、同盟三国の経済的協力が約束されたが、それは91年春から開始されたドイツとイタリア、オーストリア、スイス、ベルギーとの通商協定交渉が達成されて、翌92年2月から効力を発生することによって結実した。この通商協定によって自律的関税から双務的関税制度に転じたドイツは、締約国とくにイタリアに対して多くの経済的特典を認め、オーストリアとは平等な鉄道運賃率を相互に約した⁶³⁾。「新航路」の指導者は、この通商協定をドイツ、オーストリア、イタリア三国間に「一種の国内市場のようなもの⁶⁴⁾」が形成される基礎とみなし、三国同盟が経済政策においても強化されたと思った。この時、彼等はなおビスマルク体制の根本原理を継続していると考えていたと推測される。

しかしながら、「新航路」の三国同盟更新がビスマルクの政策を継続するものであったにしても、他面においては彼等が再保障条約を既に放棄してしまっていたことを、われわれは再び想起する必要がある。なぜなら、ビスマルク体制の同盟や協商は、既に説明してきたように、きわめて有機的に複雑な構成のもとに、統一的な組織をなしていたからである。この有機体的ビスマルク体制がある部分は廃止され、他の部分は継続されるならば、この組織の一体性はたちまち跛行状態に陥ることになる。三国同盟条約の更新を再保障条約の不更新と対比してみるならば、この破綻は極めて明瞭に現われているように思われる。キダーレンがイタリア提案を検討した際に、彼は、ドイツがバルカンにおいてはビスマルクの政策であった「誠実な仲介者」たるの地位をなお維持するものとして判断を下した。しかし、「新航路」首脳は、すでに前年（1890年）の再保障条約不更新の際に、ビスマルクの列強関係の中でのそのような仲介者たる役割を、苦い経験として峻拒していたのである（本稿38頁参照）。つまり、東方に対する「新航路」外交は、その指導層の中でもすでに一致していなかったこ

63) 1891年12月末に締結され、92年2月から発効したこれら四国とドイツとの間の通商条約は、「大通商協定」と総称されるが、それはカプリヴィの宰相在任中にドイツが強力に推進した一連の通商協定の嚆矢をなすものであった。大通商協定については、拙稿「『新航路』の通商政策——『大通商協定』を中心に」、西洋史学 第23輯、1954、20頁以下参照。

64) GP, VII, Nr. 1394.

とが、はしなくもここに暴露されているのである。

外務卿マルシャルの場合には、彼が「誠実な仲介者」の役割を回避していたことは、再保障条約不更新の際の彼の立場から明らかである。ところが彼は、ドイツが東方では「利害関係をもたない」というビスマルク政策を維持していた。したがって、オーストリアがロシアと戦争を惹起した時には、それはオーストリア自身の危険において遂行したらよい、というビスマルクのかつての言葉が彼の判断として述べられている。しかし、オーストリアとロシアの戦争が生じてくる原因は、バルカンの現状維持の問題にある。ビスマルクは再保障条約においてロシアともそれを確認していた。したがって、ビスマルク体制では、この現状を変更させた側がドイツの支援を受けられぬことになるから、オーストリアとロシアの何れも、バルカンの現状破壊者となることを慎しまざるを得なかった。ところが今や再保障条約なしで、上記の言葉がマルシャルのように語られるならば、ロシアとオーストリアとは、ドイツという同盟者でしかも牽制者たる存在をもたぬから、相互に相手の力を計算して、場合によってはバルカンの現状を変更させる戦争を挑発する可能性が増大したといえよう。しかもオーストリアがドイツの支援を期待できぬとすれば、オーストリアはドイツとの同盟を無意味であると感じるようになるであろう。ロシアも同様にドイツの支持を得られぬことを知った時には、他に提携者を求める可能性が強まるであろう。

以上のような推測から、われわれは、「新航路」政府の再保障条約不更新がドイツ外交にとって如何に重大な結果を及ぼすものであったかを、更めて痛感する。それとともに、そのような露独提携の解消した状況の中で、「新航路」ドイツが三国同盟を更新継続して、如何に外形の上でビスマルクの政策を踏襲しても、もはやそれはドイツの地位をヨーロッパ国家系の中で強化することにはならなかったと思われるのである。むしろオーストリアをドイツにひきとめておくためには、ドイツは、マルシャルの前述の発言とは逆に、オーストリアの要望を容認せざるを得なくなり、ビスマルクのように強い態度を示しえなくなる可能性が増大したと見てよかろう。

このことは、地中海と北アフリカにおけるイタリアとイギリスとの提携に対するドイツ側の配慮にも当嵌まる。イギリスは、三国同盟との協力によってヨーロッパ大陸における列強の紛糾にまき込まれることを、ビスマルクの時期から既に警戒していた。したがって地中海協定と三国同盟とを合体させることは、至難の政策であった。ところが「新航路」政府は、カプリヴィの覚書にも見られるように、地中海、北アフリカではイタリアをもっぱらイギリスの手に委ねようとした。当時イギリスとドイツの関係はきわめて良好であり(第二章参照)、三国同盟とイギリスとの関係もまた親密であるとみられていた。しかし、ドイツ政府の期待するような英伊提携では、三国同盟から負わされるイギリスの負担は増大することになるから、それをイギリスが三国同盟側に公式な協定として承認する筈はなかったと思われるので

ある。このような関係は、三国同盟更新後にけおるイタリアとドイツのイギリスに対する働きかけと、イギリスのこれに対する反応とがそれを示している。

三国同盟条約更新後の1891年6月29日に、イタリア首相ルディーニはイタリア上院における質問に答えて、三国同盟が既に更新されたことを公表した。その際、彼は、ヨーロッパの平和と *status quo* に関してイタリアとイギリスとの間に協定が存在しているような暗示的発言をし、それによってイギリスが三国同盟と密接な関係に入っているかの如き印象を深く植えつけようとした⁶⁵⁾。さらに、同じく6月23日にフィウメにおいて行われたオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ Franz Joseph (1830—1916, 在位 1848—1916) のイギリス艦隊訪問、ついで翌7月6日ヴェネツィアにおいて行われたイタリア国王ウンベルト1世 Umberto I (1844—1900, 在位1878—1900) のイギリス艦隊訪問、そしてとくに、同じ時期に行われたドイツ皇帝ヴィルヘルム2世のイギリス訪問に対するイギリス側の熱狂的な歓迎は、イギリスと三国同盟とが提携関係に入ったという印象をさらに強化するものであった⁶⁶⁾。7月12日にカイザーが外務卿マルシャルを伴ってハトフィールドの山荘にソールズベリー首相を訪問した時には、新聞は、三国同盟とイギリスとの協定が文書によって承認されるに至ったらしい、と報道する程であった⁶⁷⁾。

事実、イギリスとの密接な関係を誘致しようとする試みは、当時三国同盟の列強によって企てられていた。そのイニシアティブはイタリア側から発したものであるが、ルディーニ首相は、1887年のイギリスとイタリアとの間に交された覚書⁶⁸⁾を拡大して、中部および西部地中海におけるイタリアの利益をイギリスが保証してくれるようにイギリスを義務づける協約をとりつけようとしていた。彼の計画は三国同盟更新後の1891年5月25日にドイツ側に伝えられたが、それによればルディーニ首相は、地中海問題に関してフランスに対抗することを目標とした中欧列強とイギリスとの提携を内容とする条約を望んでおり、それは結局は四国同盟に帰着すべきものであった⁶⁹⁾。

さらにイタリア首相は、この同盟案がドイツとイギリスによって受容られない場合を考慮して、イギリスとイタリアのみに関する第二の計画を立案し、イギリスに示していた。この第二案も、5月27日にドイツ側に提示されたが、それはおよそ次のような内容のものであった。すなわち、イギリスは北アフリカ沿岸における *status quo*、すなわちキレナイカ、トリポリ、チュニジア、モロッコの現状を保証する義務を負う。現状の維持が不可能なこと

65) GP, VII, Nr. 1430.

66) GP, VIII, Nr. 1726.

67) Ebenda, S. 65, Anm. 2.

68) 1887年12月12/16日にオーストリア、イギリス、イタリア間において実施された覚書で、いわゆる「英墾伊地中海協定」のことを指す。Vgl. GP, IV, Nr. 940.

69) GP, VIII, Nr. 1714, Anlage.

が明らかとなった場合、またはイタリアがこれらの地域において占領の挙に出た場合には、イギリスはイタリア側に与する態度をとるべきものとする。これに対し、イタリアはエジプトにおけるイギリスを支持する、というものであった⁷⁰⁾。イタリア首相の要請によって、ドイツ外務省はこの二つの提案をイギリス首相に伝える仲介の役を勤めた⁷¹⁾。

イタリアからドイツを通じてイギリスに申込まれたこの三国同盟とイギリスとの結合提案に対して、イギリス首相ソールズベリは、この問題を遷延するように取扱った。この提案を受けた後、間もなく、イギリス政府は議会において、イギリスがフランスの征服戦争を阻止することを目的とした協定をイタリアもしくは他の何れかの強国と約束しているのではないかと、という質問を受けた⁷²⁾。またフランスの新聞「フィガロ」は1891年6月3日の紙上に、イタリア国王ウンベルトが義兄のジェローム・ナポレオン Jérôme Napoléon (1822—1891) に書翰を送り、「万一の場合には、イギリス艦隊がイタリアを守るためにイタリア艦隊と連合することを、イギリス政府は文書で約束している」と確言したことを掲載した⁷³⁾。イギリスの「スタンダード」紙も、6月4日に同様の記事を公表した⁷⁴⁾。このような事情のために、イギリス首相はイタリアとドイツの申出に消極的となり、ロンドン駐劄ドイツ大使ハッツフェルトに対して、「一面においては、イギリスにとって広範にわたる義務を明確に規定した協定を自分(ソールズベリ)が容認したという非難を、後になってから受けることを防ぐために、しかし他面では、イタリアが、この点に関して引受けられた義務によって、軽卒にその隣国(フランス)との紛争を誘発するような刺激を得るかもしれないという危惧を阻むために」、イタリアの提案には留保が必要であると語り、この問題を暫らく待ってくれるようにと希望した⁷⁵⁾。しかしイギリス首相はその後この協定の問題に立帰ってくることはなかった⁷⁶⁾。イタリア側はオーストリアにも働きかけてイギリスに催促したが⁷⁷⁾、ソールズベリ首相の態度を迂げることはできなかった。

このようなイギリス側の事情の中で、7月4日から13日にかけて、前述のようにドイツ皇帝のイギリス訪問が行われたのであった。この機会に、カイザーはソールズベリ首相に対し、イタリアをできるだけ迎え入れてくれるように、またスルタン(オスマン帝国)に対して好意的態度を示してくれるようにと薦めた。またカイザーに随行した外務卿マルシャルも、

70) GP, VIII, Nr. 1715, Anlage.

71) GP, VIII, Nr. 1716 u. Nr. 1717.

72) GP, VIII, Nr. 1718. なお、この質問は、1887年12月に英墺伊地中海協定が覚書交換として成立した直後の1888年1月、イギリス議会において既に出されていた。Vgl. GP, IV, Nr. 941.

73) GP, VIII, S. 58, Anm. 2.

74) GP, VIII, S. 59, Fußnote.

75) GP, VIII, Nr. 1722.

76) GP, VIII, Nr. 1730.

77) GP, VIII, Nr. 1723.

ソールズベリとの会談に際して、フランスのモロッコに対する意図について語り、同地においてイギリスがスペインおよびイタリアと提携することはドイツにとっては甚だ好ましいことである、と希望を述べた。しかしカイザーとマルシャルの発言は希望に留まり、なんら強要やイギリスに対する拘束を意味するものではなかった。それはイギリスの事情について兩人に説明したハッツフェルト大使の忠告により、皇帝も、また外務卿も、イギリスと三国同盟との文書による協定を試みることを思いとどまったからであった⁷⁸⁾。それ故、三国同盟とイギリスとの間に協定文書が成立したらしいと伝えた当時の新聞報道は誤報であった。

三国同盟とイギリスとの提携、あるいはイギリスとドイツとの秘密協定を輿論が信じこむことを恐れたソールズベリは、以上のようにして、イタリアの発意にもとづきドイツが提起した協定問題の遷延に努めたが、彼は三国同盟とイギリスとが特殊な関係に立っていないことを印象づけるためにも、フランス艦隊のイギリス訪問を歓迎した。1891年7月23日、フランス艦隊はクロンシュタットを訪れて、ツアーをはじめとするロシアの朝野をあげての熱狂的歓迎を受けた。そして、これを契機として、フランスの宿願であった露仏の提携が本格的に軌道にのることになったことは周知のところである。さて、フランス艦隊は、このロシア親善訪問の帰途、8月19日から26日にかけてイギリスの軍港ポーツマスに寄港した。この機会に、ヴィクトリア女王 *Alexandrina Victoria* (1819—1901, 在位1837—1901) はオスボーンにおいてフランス海軍士官のための招宴を催し、ペテルホーフにおいてツアーが行ったのと全く同じように、起立してラ・マルセイエーズに傾聴したのである。イギリス政府のこのようなデモンストレーションは、それによってイギリスの政策がフランスへと旋回したことを表明しようとしたものではなかった。英独協定あるいはイギリスと三国同盟の提携が広く伝えられていた当時において、イギリスがこのような行為を示したことは、「イギリスの行動が完全に自由であることを世界に納得させ、イギリスが、その将来に関する決断の点で、(列強関係の) いずれか一方の側に既に拘束されてしまったかの如き仮想は、根拠のないものである」ことを表明しようとする意図が、そこに働いていたのである⁷⁹⁾。

イギリスのフランス艦隊に対する歓迎は、ドイツ外交当局にとっては打撃であった。三国同盟とイギリスとの間に協定を結び、できることならば四国同盟を獲得しようとするイタリア、ドイツ側の努力は、かくて挫折したのである。

イギリスのドイツに対する以上のような態度は、しかしながら、ソールズベリ首相のイギリス国内事情に対する配慮のみに起因していたとは思われない。むしろ彼は、国際情勢に対する配慮を内政的・議会政策的理由の背後に隠蔽していたようである。カイザーに随行してイギリスを訪れたマルシャルは、7月6日ウィンザー宮においてソールズベリ首相と会談し

78) GP, VIII, Nr. 1724, Nr. 1725 u. Nr. 1727.

79) GP, VIII, Nr. 1729.

たが、その際マルシャルは、イギリス首相がフランスとロシアとの関係の発展に非常な関心をよせていることを知った。さらにソールズベリはドイツ外務卿に対して、「以前にはドイツのコンスタンティノーブルにおける影響力は決定的なものがあつたが、自分（ソールズベリ）の受ける印象では、近頃それが „減少してしまつた“ ように思われる」と語つた⁸⁰⁾。つまり、ビスマルクの去つた後のドイツの国際的地位をイギリス側から眺めた時、露独再保障条約を放棄した「新航路」ドイツは、ロシアに対する牽制力が弱体化したように映じていたといえよう。そしてドイツ側からの拘束から離れたロシアに対して、今やフランス側からの接近がますます徴候的に強まりつつあるように見える。このような状況の中で敢て三国同盟に接近することが、イギリス外交にとっては軽卒な決断になるおそれが多分にあることは、恐らくソールズベリの十分考慮するところであつたと思われるのである⁸¹⁾。

「コンスタンティノーブルにおける影響力の減退」としてソールズベリ首相に印象づけられた事柄は、オーストリアのドイツに対する関係にとつても重要な意味をもってくる。1885年から起つてきたブルガリアの危機は、ビスマルクの隠退する頃には一応の安定を見るようになり、オーストリアとロシアのバルカンをめぐる緊張もとにかく克服されていた。しかしそれは、これまでしばしば指摘してきたように、ビスマルクのいわゆる「誠実な仲介者」という立場と東方においてドイツは「利害関係をもたない」という態度とが、彼のヨーロッパにおける「潜在的覇権」を可能にし、それによって彼がヨーロッパ平和政策を統御したことによるものであつた。ところが彼の後を継いだ「新航路」ドイツの指導者は、前にも指摘したように、東方に対する「利害関心をもたぬ」というビスマルクの原則には忠実であらうとしたが、「誠実な仲介者」の役割はこれを忌避し、放棄した。この「新航路」の方針はやがてオーストリアのドイツに対する不満となつて現われてくる。なぜなら、再保障条約を更新せず、「ロシアとの電信線」を断つたドイツは、バルカン問題ではもはやロシアを牽制せず、「利害関心なし」としてロシアの行動を放置する結果になつたからである。ロシアに対する影響力が減少したドイツが、オーストリアにとってはどれ程の価値をもち得るであろうか。オーストリアとしては、ドイツだけに依存して三国同盟に安住しきるわけにはいかなくなるのも当然であろう。「新航路」政府は、三国同盟条約の「条文の辞句ではないにしても、その精神に直接対立している」として露独再保障条約を更新しなかつたのであるが、その結果は、逆に三国同盟の仲間から、ドイツのロシアに対する抑制力の減退の故に、不満を懐かれることになつたのである。ことにフランス艦隊のクロンシュタット訪問以後、ロシアとフランスの関係が親密の度を加えたことは、オーストリアを甚だしく不安にした。

80) GP, VIII, Nr. 1724 u. IX, Nr. 2111. Vgl. Bayer, Th., England und der Neue Kurs 1890—1895, S. 14 f.

81) Bayer, a. a. O., S. 23 f.

そこでオーストリアは、ブルガリア問題をめぐるロシアとの関係の好転を契機として、1891年末以後ロシアへの接近を試みることになった⁸²⁾。この時期には、ロシアの膨脹方向もバルカン、近東から東アジアへと移動しつつあったから、両国の宥和にとっても好条件が提供されていた。ロシアは、この東アジア進出政策のためにも、フランスとの関係を緊密にすることになるが、それに対してオーストリアは、ロシアに接近することによって露仏提携の脅威を緩和するとともに、それを妨害しようと意図してもいた⁸³⁾。しかしこのようなオーストリアの動きは、ドイツと三国同盟に対する信頼が以前よりも弱まったことを、その反面においては意味していたわけである。

ドイツにとっても、オーストリアのロシアへのこのような接近は決して好ましいものではなかった。何故なら、列強のこのような動向は、「新航路」の指導者達の意図とは反対に、ドイツのヨーロッパ国際体制に対する影響力が弱体化したことを示すものであった筈だから。彼等は、ヨーロッパ国家系の枠の中で「三国同盟+イギリス」という秩序を形成することが、ビスマルク体制における列強関係の複雑な組合せを「簡素化」しつつ、しかもこの体制の原理を忠実に継承する所以である、と考えたようである。しかしその結果は、彼等の主観的な意図とは逆に、ドイツのヨーロッパ政治における指導力——ビスマルクの「潜在的覇権」——を喪失する方向へと進むことになった。

82) Becker, a. a. O., Teil II, S. 161 ff.

83) Ebenda, S. 163.

A. I. 1658 / 3. Bayreuth 1890 p. m.

B. 8. 9. 90/17

Gedruckt durch
 1890/17
 die 141.
 p. m. 1890/17.

Graf Murawiew now seit bei uns, um ein
 in von von r. Schwering in Aufsicht gestellt
 "Lizenz" der Unternehmung, die mir die für in
 Petersburg r. für von Liss in Petersburg p.
 stellt sein mögliche.

als Hofkapellmeister, ist er ausgezogen,
 in Begleitung O. M. Wilhelm E. J. als
 fürstlich Landrath, für sich was für
 immerhin Aufgeben und mir neben der
 mir, ist in Bezug auf dessen alle unter
 für den besten Aufsicht stehen lassen.

Auf der Spitze wurde im jüngsten und in
 fürstlich Hofkapellmeister fürstlich Landrath
 ausgezogen.

Zwei Altkapellmeister sind möglich noch: bei
 fürstlich und in Begleitung von Landrath
 für in Bezug auf Aufgeben der Aufsicht,

steht auf der Unternehmung, ist die gegenwärtige
 1890/17

schleunigst zurückzuführen, wenn
ich das hier Kopieren Zeit zu lange im
Aufzuge gewonnen habe.

W. D. H. H. H.

schleunigst zurückzuführen
auf dem Wege zum
Hand post
Ding

W. D. H. H. H.

2 ハッツフェルト大使の報告文書の末尾に記入したカイザーの註（本稿202頁参照）

Ueberricht.

St. i. d. M. S. von d. November 1894.

008

(Antrag.)

Berlin, den 2. November 1894.

#

Wiedergabe der Darstellung
des Herrn v. Kriegerfeldt.

Ad nota verita
yng. n. G. v. 1894.

Wird die obenstehende Frage
betreffs, so hat mich der Kaiser
sicheres zu sehen, und mir bei
dem vorliegenden Antrage,
sich selbst gewisse Ziele und
gegen eine Eingangsfrage
eine Abklärung vorzulegen,
so bekannt. Der Herr Herr,
ganz vor einer Entscheidung
Zugleich festgesetzt, ist das,
so ist das mir ein Recht auf
Eingangsfrage, mit Vorwissen
für eine gute Aufklärung.
Herrn müssten wir sein,
Herrn müssten zu bekommen.
Wir würden mit unsern Hoff
aufklärung aus Zugleich der
ganz sein und dies würde
aufgeben.

Original

in actis.

Orunt. gen. 5. ser.

June 20 No 1 ser.

Jag. Hebeulake.

第二部 「新航路」をめぐる列強関係の変動

これまで述べてきたところから明らかなように、ビスマルク失脚後のドイツ外交は、ビスマルクがドイツの国家理性にもとづいて構築したヨーロッパ国際体制から方向転換して、世界政策に進出しようとして企てたわけではなかった。それどころか、「新航路」の指導者達はビスマルク体制を継続し、それを維持しようとして努めていたのである。ドイツ外交は彼等の下でむしろ消極策にとどまっていたというべきである。

しかし、ビスマルクの後継者達は、ビスマルク体制に変更を加えた。その動機は、ビスマルクの政策が余りにも複雑で自分達には十全の処理が不可能であるから、これを簡素化してドイツの政策をもっと理解しやすいものにならうと思った点にある。ここでも、彼等は消極的態度を示しており、ビスマルクを超えようとするものではなかった。そこで彼等は、ビスマルク体制の列強配置図を検討し、その核心をなすものを維持し、これと矛盾すると考えられるものを清算しようとした。彼等の意見によれば、ビスマルク体制の根幹は三国同盟の堅持にあり、これに必要な列強関係としては、イギリスの友誼をもってそれに配することにあると考えられた。フランスの対抗はこれによって抑制しようと楽観していたようである。そして、三国同盟秩序と矛盾しドイツを苦境に陥れるおそれは、ビスマルクがロシアと結んだ条約関係の方にあると見た。それは、ビスマルク時代に「誠実な仲介者」の役割を引受けた「苦い経験」からも立証されると判断された。かくて、「新航路」外交がビスマルク体制に加えた変更ないし修正は、露独再保障条約の不更新という処置であった。

ところが、この政策がビスマルク体制の核心を見誤り、それを破綻に導いたのである。後継者達が忌避した「誠実な仲介者」の地位こそは、ビスマルクをしてヨーロッパの平和とその機構をなす同盟・協商体制を創出させ、運営維持させた鍵であった。つまり、ビスマルクがヨーロッパ列強の配置を統御し、ヨーロッパの秩序を保つ「潜在的覇権」を掌握し得た根拠は、まさにこの「誠実な仲介者」の地位を自らに引受けたことにあった。したがって、この地位を自ら放棄したことは、「新航路」ドイツがヨーロッパ国際関係において統御者の役割、つまりビスマルク体制そのものの管理を停止したことを意味するものにほかならなかった。そのような状況を、われわれはヘルゴラント＝ザンジバル協定におけるイギリスとドイツの関係、三国同盟条約更新におけるドイツの地位、とくにイギリス、ロシア、オーストリアとの関係を通して検討した。

従来の研究では、ビスマルク体制の崩壊を、その同盟・協商組織の変遷という面から探究

し、多くの業績をあげてきた。しかし、ビスマルク体制の問題は、そのような列強の離合の配置図、つまり勢力均衡の概念からだけでなく、それと対をなすべき覇権の問題からも解明されるべきことを、本稿は論述した筈である。そして、この覇権の側面から照らした時、ビスマルク体制の崩壊は、「新航路」政策の他列強との離合関係から、つまりドイツの外からの力によって生じる前に、ドイツの政策自身から起因したものであったことが一層明確に示されたと思う。換言すれば、ビスマルクの後継者達の意図したビスマルク政策が、実はビスマルク体制を内部から破綻に導いたというべきであり、列強の離合関係がそれを崩壊させる力となるのは、その後の発展として現れるのである。

以下には、列強の「新航路」ドイツに対する作用という後者の面から検討することになる。

第四章 露 仏 二 国 同 盟 の 成 立

I ロシアの孤立感

ロシアをドイツに引きつけおくことは、ビスマルク外交の重要な支柱のひとつであった。このことについては第一部においてしばしば指摘したところである。ロシアがフランスと同盟することは、彼にとってはドイツの最悪事態であった。ドイツを東西国境から同時に脅かされることは、まさに「悪夢」だったのである。それ故、彼はロシアとの提携を必要とした。他方ロシアも、クリミア戦争の苦い経験以来、ヨーロッパ列強関係の中で孤立に陥ることを非常に恐れていた。そして近東における自己の利益を護るためには、ロシアは列強の中でもドイツの了解を得ることを頼りにしていた。それ故、ロシアも国際的孤立からまぬがれるためには、ドイツを必要としていたのである。このような両国それぞれの事情が、それぞれの国内に相手国に対する反感を懐いている勢力があったにも拘らず、両国の条約的結合を可能にしていた。ビスマルクは、ロシアとの親善関係はドイツとロシア両皇室の特殊な姻戚関係に基づくものが大きいこと、ことにアレクサンドル皇帝がドイツに敵意をいだく輿論に打負かされないように、ツァーとその政府のドイツに対する信頼を育成することにかかっていると見て、慎重に配慮していた。ところが「新航路」ドイツは、きわめて性急に、しかも頑なに両国間の再保障条約の更新を拒絶し、ドイツの「ロシアへの電信線」を切断したのであった。ビスマルクは、その失脚直前にベルリン駐劄ロシア大使に向って、彼の親露政策が皇帝の不興を買っていると打明けていたが¹⁾、ロシア側では、ビスマルクの言葉が今やガイ

1) 1891年3月15日に、ビスマルクはヴィルヘルム2世に外交政策について説明する機会があったが、その際ビスマルクは、ロンドンのハッツフェルト大使から送られてきたばかりの報告を携えていた。この報告の中にはロシア皇帝アレクサンドル3世のドイツ皇帝ヴィルヘルム2世に対する批評を伝えたものがあった。ビスマルクは、それをカイザーに示すことを躊躇したが、カイザーの強い要求により遂にこれを提示した。そこにはツァーの言葉として、カイザーは驍のわるい青年であり乱心しているように思う、と述べられていたといわれ、それを讀んだカイザーは激怒した(Walderssee, *Denkwürdigkeiten*, Bd. II, S. 116)。ビスマルクの回想録によれば、彼はこのハッツフェルトの報告をカイザーに知らせずに握りつぶそうと思っていた。ところがカイザーは、ビスマルクが重要な電報をカイザーに示そうとしないのだという不信の念にとらわれていたようである。しかしビスマルクは、ドイツとロシアの良好な関係と両国皇帝間の親睦のために必要な措置だと考えていたようである(Bismarck, *Erinnerung und Gedanke*, GW, XV, S. 513 f.)。翌3月16日ビスマルクはキエフ駐在領事ラッファオフから送られた20通の報告中、重要なまた関係のあると思われる5通を、即日皇帝の閲覧に供した。ところが翌17日カイザーからは、ロシア側が戦争準備を十分に用意していることをこれまで殆んど報告してくれなかったことは誠に遺憾であるとの叱責をうけた。ビスマルクは慎重に、できる限りカイザーの誤解を解こうとしたが、カイザーはビスマルクが

ザーとドイツ新政府の下で現実のもとなってきたという不安をいだいたのであった。

しかし、再保障条約の不更新を知らないロシア人の間でも、ビスマルクの失脚はドイツの政策転換に対する危惧の雰囲気醸し出した。ペテルスブルク駐在のドイツ陸軍武官長ヴィヨーム大佐 *Karl von Villaume* は、1890年4月10日に、カイザーに次のように報告している。

「……ロシア人にとっては、その将来についての計算の中に、この確実な因数（即ち、ビスマルク）が今や突然欠如することになる。それに代って、彼等（ロシア人）が称しているように、„新時代という不確定数、謎のもの“ が現われてきている。そして将来が明確でないということが、彼等の間に大きな不安を生み出している。ヨーロッパの運命を管理するという自負やこれまでの信念は消え失せてしまった。ビスマルク侯の隠退の結果、彼等は、ある種の不安をもって、大きな全般的変革と容赦のない変動が確実に期待されると予想しており、そのような変革変動の進む方向、特にドイツ外交政策の将来について、さまざまな仮定的考察をして頭をなやませている。……従来私（ヴィヨーム）は、陛下（ヴィルヘルム2世）が古い伝統を堅持してロシアとは平和と友誼を保つ堅い意志を持っていることを、何度も繰返し証言しているが、ビスマルク侯が辞任してからは、そのような証言もロシア人にはもはやなんら効果がないように思われる。彼等には、ビスマルク侯こそが（露独）両国間の伝統的な友好関係の唯一の支持者であり、守護者であるように、遽かに思われだしているからである。……われわれ（ドイツ）に好意をよせているある老将軍は私に次のように語った。„貴君の君主は、ビスマルクのような人物をもたなくても統治を行う勇気があるようだが、他日、ロシアなしでもやっ払いこうとすることなどはないと誰がわれわれ（ロシア）に保証してくれるのか？“ と²⁾」。

このように、ロシアの輿論の中には、ビスマルクの辞任にともなうドイツの政策転換に対する予想から、ロシアの将来に対する「憂慮に満ちた孤立感³⁾」、孤独と不信の感情が強まった。ペテルスブルク駐割ドイツ大使シュヴァニッツも、宰相更迭以来一カ月間のロシアの反響について、同じように本国宰相（カプリヴィ）に報告している。

「……ビスマルク侯が実際に露独戦争を徹底的に忌避したために、当地（ペテルスブルク）

重要な資料をかくして見せず、またドイツ・ロシア間の戦争が緊迫していると思ひこんだのだった。そしてカイザーはこの不平を参謀長ヴァルダーゼーにもらした（GP, VI, Nr. 1360 bis Nr. 1362, *Waldensee, a. a. O., Bd. II, S. 117 ff.*）。このようなカイザーの誤解が、反露的計画をいっていたヴァルダーゼー等によって、ビスマルク失脚の陰謀に利用された。3月17日にビスマルクと会談したベルリン駐割ロシア大使は、ビスマルク失脚の印象をもって本国政府に報告し、再保障条約更新の交渉を如何にすべきかについて訓令を要請したのだった（Vgl. GP, VII, Nr. 1366 u. Nr. 1367）。

2) GP, VI, Nr. 1364.

3) *Ebenda*, S. 371.

においては最近では興奮がしずまって安堵が生じてきていたが、今はそれが可成り手荒に揺り起されている。人々は、自分(ロシア)がヨーロッパの中で突然に孤立させられたと思っている。……ビスマルク侯の辞任後、余(シュヴァイニッツ)がアレクサンドル皇帝から謁見を許された時、ツァーは、ビスマルク侯がロシアに対してしばしば苦汁をなめさせたけれども、今ではベルリン会議の際の彼の行為が正しく理解されるようになった、と話した。またロシア皇帝は、最近のベルリン訪問の際に自分は侯(ビスマルク)が敵対的意図を全然もっていないという信頼をいただくようになった、とも語った。……そして、ビスマルク侯の復職がドイツ国民の願望によって実現されるという一縷の希望を表明した。……ギールス外相も、ビスマルクの隠退が風評に終ることを今でも望むと述べた⁴⁾」。

このようなロシアの不安は、再保障条約不更新の意向をドイツ側からシュヴァイニッツ大使を通じて伝えられた時(1890年3月31日)に、すでにギールス外相の口からもらされていた。ロシア外相は、露独間の条約が消滅した場合に、全体の政治状態が彼の眼にどんな姿で映ずるかをシュヴァイニッツに語っている。すなわち、中部ヨーロッパの三強国(ドイツ、オーストリアおよびハンガリア)は公然と布告された条約によって結合しており、イギリスはドイツに接近している。フランスは復讐の意欲が幾分緩和しており、オーストリアはビスマルクの厳格な統制からは解放されている。それに対してロシアだけがドイツあるいはいずれか他の強国との協定をもたないことになる、とギールスは展望した。それ故、ドイツとの結合が不可能な場合には、ロシアは何処か他に掩護を求めなければならぬということを暗示した⁵⁾(本稿26頁以下参照)。

ロシアのこのような国際的孤立感、再保障条約不更新を通知された1890年当時には、相当地に深刻なものがあつた。ブルガリアの危機以来、ロシアとフランスとの間には友好が進み、ロシアはフランスから武器を購入し、借款の便宜をうけるなど親密の度を加えていたが、1889年1月のサガロ砲撃事件⁶⁾と、同年8月のフランスにおけるブーランジェ將軍の追放とは、ロシアのフランスに対する不信の念を復活させた。前者の事件によって、ロシアは下層民に至るまでフランス巡洋艦の砲撃を非難した。しかし後者のブーランジェ失脚は、とくにロシア皇帝の「共和制フランスに対する嫌悪」をますます強めることになった⁷⁾。

4) GP, VI, Nr. 1365.

5) GP, VII, Nr. 1370.

6) ソマリ海岸のタデュラ湾にあるサガロは、フランス側ではフランス植民地に属すると主張されていたが、1889年1月後半にフランスの一巡洋艦がそこに砲撃を加えた。それは同所において「自由コサック」のアシノフが、ロシア教会の司祭につきそわれて、ロシア国旗を掲揚したからである。彼等はロシアとアビシニアとの密接な関係、とくに教会の緊密な関係を樹立しようとしていた。当時、ロシア人の間では、アビシニア人のキリスト教はロシア正教の信仰と同じであるという考えが支配しており、この同一感から、紅海にロシアの足場を確立しようとする企てが、アシノフ等の探検には含まれているのである。(Vgl. GP, VII, S. 191, Anm. 1.)

7) GP, VII, Nr. 1489.

他方フランスにおいても、ロシアに対する輿論は、ビスマルク期の末には著しく冷却していたことが、ウィーンからの観測としてドイツに伝えられていた⁸⁾。それ故「新航路」の指導者達が再保障条約不更新の理由を検討した際に、「フランスとロシアとの提携という危険は、数年前よりも減少している」と判断したことは⁹⁾、あながち不当なことではなかった。

ところが、再保障条約不更新の決定がロシアに通知された後、1890年4月下旬頃から、フランス側はロシアの動向の中に露仏接近の可能性の徴候を敏感に認めつつあった。ペテルブルク駐劄フランス大使 ラブレール **Antoine de Laboulaye** は、ロシアとフランスとの接近が今は徐々に確実にできており、それは三年前にはほとんど現実のこととしては考えられないことであった、と本国外相リボに報告している¹⁰⁾。フランスでは3月17日にフレシネ **Charles Louis de Saulces de Freycinet** (1828—1923) が陸軍大臣から首相になったが、彼こそはフランス陸軍を再編成し、1888年にはロシアからレーベル銃50万挺の注文を導入した人物であった。彼は外相リボと共に、ロシアとの同盟にその精力を傾注する。1890年4月末以来、フランス政府は全国的に無政府主義者の煽動を取締まったが、その中に四人のロシア人の虚無主義者が含まれていた。そして5月29日、フレシネ首相、リボ外相およびパリ駐劄ロシア大使 モーレンハイム **Arthur Powlowitsch Baron von Mohrenheim** の会見直後、十一人のロシア男性と四人のロシア女性が爆薬工場で逮捕拘留された。彼等はロシア皇帝アレクサンドル3世に対する陰謀を企てていたというのがその理由であった。6月に彼等に対して有罪判決が定まった時、ロシア皇帝は深く感動したのであった。以後フランスは露仏間の友好を宣伝するために、あらゆる機会を利用する¹¹⁾。こうしてフレシネやリボは、ロシアの中に親仏的輿論を高めるとともに、共和制に対するツァーの嫌悪を和らげることによって、露仏同盟の方向にロシアを導こうと試みたのである。

しかしロシア皇帝もギールス外相も、フランスとの公式の同盟に入ることを決意するには至らなかった。彼等は孤立感を脱するためにフランスの友誼を得とした。それにも拘らず、彼等がなお依然としてドイツと「何らか文書に記されたもの」 **etwas Schriftliches** を協定しようとする腐心したことは、既に述べた通りである(第一章)。ドイツとの協定を再現することになお希望が持ちうる限り、フランスとの同盟の方向へと進まないことが、ロシアにとっては現実的であると考えられたからである。確かにフランスとの同盟は、ロシアがドイツとの戦争に陥る場合には、フランスの積極的な援助を十分期待することができるが、他面において公式の同盟は行動の自由を制限する。これに対し、ロシアが東アジアにおいて紛争に陥

8) ウィーン駐劄ドイツ大使ロイス公のビスマルク宛通報(1890年2月4日)。Vgl. **Becker, Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II, S. 95.**

9) **GP, VII, Nr. 1368, S. 9.** 本稿22頁および第一章の注16)参照。

10) **DDF, Série 1, Tom. VIII, N° 160.**

11) **GP, VII, Nr. 1489.**

り、あるいは中央アジアでイギリスと闘争しなければならなくなり、さらに地中海において地中海協商諸国（イギリス、オーストリア、イタリア）と衝突した場合に、ロシアにとってはドイツの中立が保証される方が、フランスとの同盟を利用することよりも遙かに大きな価値があると考えられた。その上、共和国との同盟は、やはりロシア国内の革命的勢力を鼓舞する危険が多分にあった。それ故ツァーも、ギールスもフランスとの同盟には非常な躊躇を覚えることには変りはなかったのである。

これに対して、ドイツはロシアの提携の求めを拒絶しつづけるが、他面ではカイザーによってフランスに対する宥和政策がとられる。彼は独仏国境の通行統制を緩和し、1890年3月ベルリンで開催された労働者保護会議に出席したフランス代表 シモン Jules Simon を特別の榮譽をもって待遇し、フランスの画家メソニエの死去に際しては、その未亡人に弔慰の書翰を送った¹²⁾。さらに陸軍演習にガリフェ將軍 **Marquis Gaston de Gallifet** を招待したり、ボアデッフル將軍と文通したのも同様の主旨によるものであった¹³⁾。1890年11月17日には、フランスとドイツの間に植民地協定が結ばれ、ドイツはフランスのマダガスカル島に対する保護権を承認し、フランスはドイツの東アフリカにおける権利を認めた¹⁴⁾。こうしてドイツの対仏宥和政策は両国間の対立を緩和するかのように見えたのであるが、1891年2月末におけるドイツ皇太后 ヴィクトリア **Kaiserin Victoria** (1840—1901) のパリ旅行は、再び両国の関係を冷却させたのであった¹⁵⁾。独仏国境の通行規制は再び嚴重になったばかりではなく、カイザーはオーストリア大使に「平和は危殆に瀕している」とさえ語った¹⁶⁾。

ドイツのフランスに対する宥和政策が失敗した機会に、ロシア外相はフランス政府を鼓舞し、3月9日、「フランスとロシアとの間に幸せにも育成された心からの和合は、平和の最善の保証である」とリボ外相に伝えさせた¹⁷⁾。しかしながらギールスは、この時点においてフランスとの同盟を決心したのではなかった。彼は、ロシアとの提携を拒絶し続けるドイツがイギリスと親密な関係を結び、しかもフランスとの宥和政策を追求するのを見て、いよいよロシアが国際的孤立に陥ることを憂慮していたが、今そのドイツのフランス宥和政策が挫折した機会に、フランスをドイツとの和合から遠く引離しておこうと試みたに過ぎなかったのである¹⁸⁾。

12) GP, VII, Nr. 1541, S. 265, Anm. 1, Nr. 1546 u. Nr. 1548.

13) Walderssee, a. a. O., Bd. II, S. 197.

14) GP, VIII, Nr. 1702 bis Nr. 1705. これは、第二章で述べた英独間のヘルゴラント＝ザンジバル協定に関連して生じたものである。英独間の協定成立後、イギリスとフランスとの間に1890年8月5日協定が結ばれ、フランスはザンジバルに対するイギリスの保護権を、イギリスはマダガスカルに対するフランスの保護権を相互に承認した。独仏間の協定は、それを完結させたものである。

15) GP, VII, Nr. 1546 ff.

16) Langer, *The Diplomacy of Imperialism 1890—1902*, p. 15.

17) Becker, a. a. O., Teil II, S. 99.

18) Gooch, *History of Modern Europe 1878—1919*, p. 170.

ロシアはドイツの政策に対してなおいくつかの疑惑をもった。そのひとつは、帝国宰相カプリヴィが、帝国議会においてポーランド党の支持を得る必要から、ドイツ領内のポーランド人に対してビスマルクの政策よりも寛大な措置をとったことであった。ところがペテルスブルクにおいては、ドイツがロシアに対抗するポーランド人の反乱を準備しているのではないかと疑がった。さらにロシアのドイツに対する猜疑心の要因としては、1891年の初頭から進展しはじめる「新航路」ドイツの通商政策がある。ドイツはこの時から三国同盟仲間のオーストリア、イタリアばかりではなく、ベルギー、スイスとも通商協定を結び、さらにセルビア、ルーマニア、そして最後にはロシアとも逐次通商協定を締結するのであるが、1891年はじめにまずオーストリアと、次いでイタリアと交渉に入ったことは、再保障条約を拒絶されたロシアにとって不信感をいよいよ強める要因となった。ロシアは、ドイツが三国同盟を経済的に強化しようとい図していると見たのである。この三国間にそのような願望があったことは、三国同盟条約更新の際の議定書の中で経済協力が謳われていることでも承認されなければならぬ¹⁹⁾。しかし、ドイツ経済の全般的な発展がこの通商政策を必要としたのであり、経済政策上の要求が外交上の配慮よりも優先したことは、その後の一連の通商協定の成立がこれを証しているといってもよいであろう。しかしながら、1891年の時点において、そのようなドイツ経済の事情はロシア外交には通用しなかった。ロシアの国際的孤立感は、ドイツの「新航路」政策によって拍車をかけられたというべきであろう。

Ⅱ 露仏「政治協定」の成立

ドイツのフランス宥和政策が失敗し、ロシア外相ギールスがそれに関連してフランスとロシアの親交を陳開してから、間もなく、1891年3月25日に、ツァーはフランス共和国大統領カルノ Marie François Sadi Carnot (1837—1894, 大統領在任1887—94) に聖アンドレア勲章を授贈した。この件について、パリ駐劄ドイツ大使ミュンスター Georg Herbert Graf zu Münster (1820—1902) は4月6日付で本国宰相カプリヴィに報告を行い、この叙勲の中にフランス人は露仏関係の重大な発展を見ようとし、またパリの外交界でも露仏同盟が実際に締結されたことの確かな証拠だとみなす者もあるが、自分にはそれが露仏同盟の確実な徴候だとは思えない、と伝えた(この報告書に対して、カイザーは「未だそうなってはいない」と欄外に記注した)。しかし大使は、ツァーの共和制に対する嫌悪というものがそれ程大きなものではなく、したがってこれまで一般に考えられていたように、それが露仏同盟にとっての克服しがたい障害をなすものではないことがわかった、とも意見を述べている²⁰⁾。

19) 本稿 第三章、とくに117頁以下参照。

20) GP, VII, Nr. 1494.

他方、ロシアからもシュヴァニッツ大使が4月17日付で通報をよせ、露仏同盟成立という見方には賛成しかねると表明した。しかし彼は、カプリヴィに対して次のように所感を述べている。

「私はカルノ氏の叙勲ということから感銘をうけてこの報告を記するのであるが、閣下（カプリヴィ）はこの報告から、私がこの表面に現われた出来事をきわめて重視していることに気付かれるであろう。すなわち、この叙勲という出来事は、ロシア皇帝が今や共和国との親交の道へ歩みよるよう動かされていることを証明しているのである。そのようなことは、一年前だったら、ロシア皇帝にはなしえぬことであつたらう。戦争の恐ろしさと忌わしさに対するアレクサンドル3世の嫌悪感が、たとえ以前と変らないにしても、この出来事はいまや重大な結果を伴うことであろう。なぜなら、（ロシア）皇帝が共和制フランスとの提携を決意することがありうるかどうかという、広くゆき亘った、そして謂れのないことではない疑念が、そちら（ドイツ）でも、また他のヨーロッパとくに当地（ロシア）においても消えてしまったからである。この事の影響は、今日すでに判然と現われている。確かに戦争の場合の口実はなお求められてはいないが、しかしもっと横柄な言い方がされている。そして他の諸国は、公然と緊密になったツァーと共和国間の関係に従って、その態度を調整している。閣下も御存知の昨年3月20日から22日にかけての諸事件（ビスマルクの辞職とともに決定された再保障条約の不更新を指す）の後では、ロシアが従前よりももっとフランスに対する依拠を求めたことは、われわれ（ドイツ）を驚かすことではなかった。しかもそのようなロシアの動きは、正当なこととして認められるだけでなく、強制されたやむをえざることだったのである²¹⁾」。

このようにシュヴァニッツ大使は、ビスマルクの失脚とそれに続く「新航路」政府の一年間にわたるロシア政策が、ついにツァーとロシア政府をしてフランスとの提携を余儀なくさせたとして、カプリヴィらヴィルヘルム街 *Wilhelmstraße* の対露政策に反省を求めたのであった。

カルノに対する叙勲には、しかしながら、このような強国間の外交政策とともに、また別の動機も一緒に働いていた。それはロシアのフランスに対する新しい借款の要求である。フランス首相フレシネは、叙勲が醸し出した雰囲気と借款とを結びつけて、彼の目標とする同盟結成に利用しようと努めた。こうして1891年4月に、フランスはペテルスブルクにおいて露仏同盟を申し込むのである。しかしロシア皇帝は、フランス大使のこの問題に関する質問を中断することによって、フランスの提議を拒絶した。ツァーは依然として共和制に強い嫌悪をいだいており、またフランスの政府がしばしば交代することで、信頼感をもっていなか

21) GP, VII, Nr. 1497.

った。外相ギールスも、フランスの友誼は勿論これを軽視するものではないが、しかし親交から同盟に至る道はなお程遠いものがある、と語った²²⁾。ロシア外交においては、ドイツのビスマルクの伝統にやはり拘泥していたと思われる。

フランスの露仏提携策の失敗は、直ちにロシアに対する借款の問題に反映した。パリのロートシルト家は、91年5月、ロシアへの借款に協力することを、最終段階になってから拒絶した。その理由は、ロシアにおけるユダヤ人の迫害（数千のユダヤ人に対するロシア国外への追放）ということであったが、しかしそれは表向きの理由であって、実際にはフランス政府との密接な了解にたっていた。さらに、パリの有価証券市場においては、ロシア証券に対する相場下落運動がロートシルトの指導の下に起った。1891年5月モスクワで開催されたフランス展示会は、ツァーの明らさまな不機嫌のために失敗に終わった。このような両国関係の急激な悪化が、露仏同盟提案を拒絶されたフランスの戦術転換から発していたことは明らかである²³⁾。6月には、ベツレヘムにおいて生誕教会をめぐり、ギリシア正教徒とフランシスコ派との間に紛争が生じたが、フランス政府はこの機会をとらえてロシアに反対し、ギリシア正教の優先を取締まるようにトルコ政府に働きかけた²⁴⁾。

1891年4月末から6月にかけて、フランスとロシアの間はこのように急速に冷却したのであったが、6月末からヨーロッパの情勢は新たな展開を示すことになる。ロシア外相ギールスの切なる露独提携の要求にも拘らず、前年以来それを拒絶しつづけていたドイツは、前述のように5月6日に三国同盟を更新した。しかも更新の事実、ドイツ外務卿マルシャルの了承を得て、6月29日イタリア首相ルディーニによって公表された。イタリア首相は、その際、*status quo* に関してイタリアとイギリスとの間に協定があることを暗示し、イギリスが三国同盟と密接な関係に入ったような印象を植えつけようとした²⁵⁾。この印象は、6月23日のフィウメにおけるオーストリア皇帝のイギリス艦隊訪問と、7月6日のヴェネツィアにおけるイタリア国王のイギリス艦隊訪問とによって強められた。とくに、同じ時期に行われたドイツ皇帝のイギリス訪問が熱狂的歓迎をうけたことは、この印象をいよいよ確実なものと思わせた²⁶⁾。しかもイギリスとドイツの間に、前年にはヘルゴラント＝ザンジバル協定が成立していることは、周知のところであった。

1891年6月下旬から7月中旬にかけての三国同盟諸国君主のイギリスに対する儀礼的行為に裏づけられた同盟更新の公表——少くともロシア側ではそう受取られた²⁷⁾——は、ロシア

22) Becker, a. a. O., Teil II, S. 102, v. a. Fußnote 2. Langer, op. cit., p. 16 f.

23) Langer, op. cit., p. 20. Gooch, op. cit., p. 170.

24) DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 374, 375 et 392.

25) GP, VII, Nr. 1429 u. Nr. 1430.

26) GP, VIII, Nr. 1726. 本稿119頁以下参照。

27) Ebenda. Vgl. auch GP, VII, Nr. 1504.

のドイツに対する不信感によいよ明白な根拠を与えることになった。今や、少くともフランスの友誼を確保しておかなければ、ロシアは「三国同盟+イギリス」という最も強力な列強結合の前に懼伏せざるを得ぬようになる、と恐れられた。当時ドイツは英独同盟を結ぶ考えに傾いてはいなかった。しかし、ツァーも、またギールス外相も、ドイツ軍部の中にヴァルダーゼー将軍 **Alfred Graf von Waldersee** (1832—1904) 等を中心とした対露予防戦争の有力な勢力があることを知っていた。ドイツの一部の新聞でも、ビスマルクの隠退後には反ロシア的論調が目立っていた²⁸⁾。もしも再保障条約が継続されて、ドイツがオーストリアやイギリスのロシアに対する敵対行為に加担しないことを道徳的に保証していたならば、恐らくツァーやギールスも、このような事柄、すなわち三国同盟の更新の公表やその君主達の儀礼的交歓にそれほど鋭敏に危惧を覚えなかったかもしれない。

1891年7月18日にペテルスブルク駐劄フランス大使ラプレーは、三国同盟の更新とイギリスのそれに対する間接的参与についてロシア外相ギールスと話し合った。そして、このような三国同盟とイギリスの事情に鑑みて、フランス、ロシア両国は協商の道を一步進めることが望ましいのではないかという問題を論議した²⁹⁾。フランス艦隊のクロンシュタット入港をひかえて、ロシアの新聞は両国の正式な同盟が必要であると説き、ペテルスブルクの一新聞は、両国が貴賤相婚を廃めて対等な夫婦関係に代らなければならぬ、と述べた³⁰⁾。7月23日、ジェルヴェ提督 **Admiral Gervais** の率いるフランス艦隊が到着した時、ロシア側の歓迎は熱狂的であった。ツァーは皇后と共に旗艦を訪れ、7月28日にはペテルホーフにおいて歓迎の祝宴を賜わった。この時ツァーがフランス大統領のために乾盃し、ロシアにおいては厳しく禁止されていたラ・マルセイエーズの奏楽に起立して傾聴したことは、あまりにも有名である。モスクワにおける歓迎では、両国の一致した親密な行動が誇示された。ドイツ大使シュヴァニッツの報告によれば、大衆の熱狂は未曾有のものであった。それは、ツァーが戴冠式を終えてクレムリン宮の赤の階段に立った時、国民が示す愛国的な感激の荘厳な瞬間よりももっと興奮した状態であった。シュヴァニッツ大使は、フランス艦隊訪問の行事が終了してから、ようやくロシア外相と会談したのだが、この会談で大使は、ロシア人は自分が孤立していると感じているばかりではなく、安全を脅かされていると感じており、フランス艦隊の熱狂的な歓迎は「三国同盟の更新がセンセーションのうちに示されたのに対し、同じくセンセーショナルな顕示をもって対抗させる」ことが必要だと思われたことから生じたものである、という印象を強くうけた。そして大使は、今やロシア皇帝が戦争と平和に関して決意するにあたって、二週間前よりももっと自由を拘束されている、と判断した³¹⁾。

28) *Becker, a. a. O., Teil II, S. 301 ff.*

29) *DDF, Série 1, Tom. VIII, N^o. 427.*

30) *GP, VIII, Nr. 1726.*

31) *GP, VII, Nr. 1504.*

このようなロシアの熱狂的な親仏的輿論の中で、フランス外相リボは、前述の7月18日におけるギールス外相とラブレール大使との会談に基づいて、7月24日にロシアに対して再び条約の締結を提案した。フランス側の草案によれば、条約の目的はヨーロッパ、フランス、ロシアの平和と独立の確立、維持にあるが、それはヨーロッパの勢力均衡が三国同盟とそれに緊密な関係にあるイギリスとによって脅かされているという認識に立つものであった。そしてフランスとロシア両国政府は、平和の確立に関するすべての問題について協議すべきこと。平和が三国同盟中の一国のイニシアティブによって脅かされる場合には、両国はあらゆる奇襲を予防するために、遅滞することなく必要な措置を講ずること。両国は、三国同盟の一員がその兵力を動員する場合には、両国参謀本部の規定する条件に従って同時に兵力を動員すること。以上の諸事項が提案の主な内容であった。フランス側は明らかに軍事協定の締結を主張したのであった³²⁾。

フランスが三国同盟——フランスにとっては、「復讐」 *revanche* の対象であるドイツがとくにその目標であるが——に対抗する勢力としてロシアを確保しようと努めたのに対し、ロシア側では、ツァーもギールス外相も露仏の提携をできる限り無害な、一般的協定の性質のものにとどめておこうと考えた³³⁾。7月24日の指示にもとづいたラブレール大使からの条約締結の申出に対して、ギールスは全世界にわたる漠然とした協商を望み、同時的動員を拒絶し、脅威を受けた際の両国の協議だけに同意した³⁴⁾。ギールスのこのような意見に接して、フランス側は、ロシア政府がイギリスに対抗する協商をめざしており、ドイツとの対立に陥ることを望んでいないと解した。しかし政治的協定をひとたび獲得してしまえば、ドイツに対抗する軍事協定にいずれは達することになると期待した³⁵⁾。

この間に、クロンシュタットを訪問したフランス艦隊はその帰途に、イギリス首相の招待で、8月19日から26日までポーツマス軍港に寄港した。この時のイギリスの歓迎は、一カ月前のロシアのそれに劣らぬ程であり(本稿121頁参照)、ソールズベリは、イギリスがフランスに対してなんら反感を懐いてはおらず、またフランスに対抗する党派を組もうとも考えていないことを示そうと努めた。イギリスのこのような示威は、フランスには孤立から逃れるのには別の道があることをロシアに悟らせる結果になった。ツァーは、フランス政府に密着していたパリ駐節ロシア大使モーレンハイムの意見に従って、ついにフランスとの協商を受容れるようにギールスに命じたのであった³⁶⁾。8月21日付でギールス外相の起草した二項目がフランス側に示され、8月27日それについてフランス外相リボとロシア大使モーレンハイム

32) DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 434, 438 et 439.

33) DDF, Série 1, Tom. VIII, No. 430. Vgl. Becker, a. a. O., Teil II, S. 109.

34) DDF, Série 1, Tom. VIII, No. 457.

35) DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 480 et 485.

36) Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*, p. 335.

との間で合意の文書が交換されて³⁷⁾、いわゆる露仏「政治協定」が漸くここに成立したのである。

この「政治協定」は、三国同盟の更新ならびにイギリスが恐らく三国同盟の政策に多少なりとも接近したことからヨーロッパの列強関係に新しい状態が生じたことを指摘して、次の二点を協定したものである。即ち、

1. フランス、ロシア両国は、その心からの理解 *entente cordiale* を強化するために、一般的平和を危殆に瀕せしめるような一切の問題について協定し合うことを宣言する。
2. 平和が危殆に瀕した場合、とくに協定国の中の一国が攻撃をうけて脅威に曝された場合に、両協定国は、即座のしかも同時的に適用される義務的処置について了解をとげることを約束する³⁸⁾。

協定は覚書文書の交換にとどまり、正式の条約文書は作製されなかった。フランス側の軍事同盟の希望からすれば、この「政治協定」ははるかに後退したものに止まった。ロシア側は終始「同盟」という言葉を慎重に回避し、またツァーの強い要求によって、この単なる協商にすぎない覚書も極秘にされたのである。それ故、1891年夏の露仏間の交渉は、ロシア側に有利に進められたといえよう。

しかしながら協定がとにかく成立してロシアとの提携を得たこと自体は、以後の露仏関係の発展から見ると、フランスにとっては成功であり、同時にヨーロッパ国際政治にとっては国際的秩序の大転換に対する出発点となったのである。

なお、この「政治協定」の実現と並行して、またもやロシアの借款問題が生じ、それが前者と関連していたことを注意したい。1891年の夏、ロシアでは大凶作が予想され、広大な地域に飢饉が発生することは必至であった。そのため、ロシアはいよいよ切実に借款を必要としたが、クロンシュタットにおけるフランス艦隊に対する熱狂的歓迎は、フランスへの借款申込みに対する最も好都合な機会を提供したのだった。強力な国際的金融組織をもつロートシルト家は、ロシア政府のユダヤ人迫害を理由に、依然としてロシア公債の引受けを拒絶した。しかし今回の借款総額五億フランは、国際的な銀行の連合によって募集されることになり、例えばベルリンでもヴァルシャウアー Warschauer とメンデルスゾーン Mendelssohn の両家がそれを引受けることになっていた。しかしドイツの反露的新聞が、ロシアの経済的利益になるような行為や借款への応募は国家反逆罪にあたりと宣伝したために、両家は間もなく借款団から退いた³⁹⁾。結局10月に借款協定が成立し、五億フランの大部分はフランス国内で募集されることになった。フランス政府は農業銀行に参加の認可を与えたのである。今

37) DDF, Série 1, Tom. VIII, Nos. 514 et 517.

38) DDF, Série 1, Tom. VIII, No. 514, Annexe.

39) GP, VII, S. 229, Anm.

回の応募総額は募集額の八倍にも達したが、それは投機として売るための思惑買いであり、募集直後にはロシア公債の売物が多額に出まわって、ロシア有価証券は暴落した。ロシア政府は下落防止のために買支えの処置を講じなければならなかったのである⁴⁰⁾。しかしこのような借款の必要も、ロシアをフランスとの提携へと方向づける要因をなしたのであり、借款問題と同盟問題を関係させてツァーとロシア政府をフランスに傾斜させようとすることは、今回もフランス政府がとった政略であった。

Ⅲ 露仏軍事協定の締結

ヨーロッパ国際関係の一般的な事柄について協議する露仏「政治協定」では、フランス側は、前述の如く、全く満足できなかった。フレシネとリボは、モーレンハイムの意見も容れて、早速フランスに帰化したデンマーク人ハンセン Jules Hansen をデンマークに滞在していたツァーのもとに派遣して軍事協定を懲憑させる⁴¹⁾とともに、ロシアに対する武器の提供とフランス、ロシア両国の作戦技術に関する連絡を緊密化する便宜的措置を講じて、ロシア軍部の側からツァーに働きかける工作を配慮した⁴²⁾。しかしロシア皇帝は、ペテルスブルク帰還後にこの問題を考慮することを約束しただけで、ハンセンを特使にたてたフランスの期待はなんら成果をあげることはできなかった。

同じく1891年11月にロシア外相はパリを訪れ、20日、21日にはリボ外相およびフレシネ首相と長時間にわたる会談をしたが、この時の中心的な問題はロシアの地中海艦隊再建ということであった。フランス側が軍事協定への進展を求めるのに対し、ギールスはむしろドイツの平和的傾向を説明し、この問題に触れることを極力回避したため、フランスの意図は遂にこの機会には達成されなかった。フレシネはギールス外相のパリ訪問の結果に甚しく不満をいだき、ロシア外相が「問題の核心に決して深入りしなかった」ことを強く非難した。現状 *status quo* を厳密に規定しようとはせず、ただ漠然と一般的に現状の維持を約束することから一步も前進しようとするしないギールスの態度では、フランスにとってはほとんど意味をなさぬ、とフレシネは憤懣をもらしている⁴³⁾。

パリからペテルスブルクへの帰途、ギールス外相は11月23日から25日までベルリンに滞在し、そこでドイツ宰相カプリヴィや外務卿マルシャルと会談した。ところがドイツ政府首脳とのこの会談で、ロシア外相はフランスの首脳との意見交換の際よりもはるかに親密な印象を残したのである。即ち彼は、ブルガリア問題に関してオーストリアと再び対抗することは

40) Gooch, *op. cit.*, p. 175 f.

41) Langer, *op. cit.*, p. 23 f.

42) Becker, *a. a. O.*, Teil II, S. 112.

43) DDF, Série 1, Tom. IX, Nos. 74 et 76.

考えておらず、コンスタンティノープルでは諸国との協調に努めることを強調した。またダーネルス海峡に関しては、現在の状態に満足しており、他の如何なる国もそこに入ることを見許さないということ以上には何事も望んではいない、と語った。そして、「帝国の鍵」*la clef de son Empire* というあの再保障条約の秘密附帯議定書第2項の表現についてまたもや言及し、それが1887年当時にシュヴァロフ（ベルリン駐劄ロシア大使で、再保障条約締結の際のロシア全権委員）の個人的な主張から発した過剰な表現であること、ロシアはそのことでもって両海峡に対する野心をいなくものではないことを説得しようとした⁴⁴⁾。

しかもギールス外相は、ロシアとフランスとの関係について、ドイツの指導者達を安心させようと努めた。彼はカプリヴィやマルシャルに向って、パリ滞在を通じて自分（ギールス）はフランス人がただ平和だけを望んでいるという確信を得た、と語った。そして、フランス首脳との会談ではエルザス・ロートリンゲンのことは一言も言及されなかったと保証した。これは、フランスのドイツに対する「復讐」*revanche* 政策にロシアが全く関わるものではないことを表明したものに他ならぬ。それどころかギールスは、フランス側に対して、ドイツはロシアの隣人であるばかりではなく、支配者一族の間には近親の絆が結ばれていることにも特に注意を促したこと、それに対してフランス側も、この点を十分理解していると答えていたことをドイツ側に伝えた。さらにギールスは、7月におけるフランス艦隊のクロンシュタット訪問と、その際のフランス国歌奏楽に対するツァーの起立傾聴とに関して、フランス艦隊の来訪は諸般の事情から自然に（つまり故意ではなく）生じたものであること、ツァーのラ・マルセイエーズに対する態度については、ギールスがあらかじめ尋ねてみたところ、ツァーの返事は「他の国歌をやらせることができるのか？」というものであり、ロシア皇帝はそのメロディーだけを聴いたのであって歌詞はきかなかつたこと、ラ・マルセイエーズの意義も百年前とは異なってきていること、などを説明し、ドイツ側を納得させ安心させようと努めた⁴⁵⁾。

アレクサンドル皇帝やギールス外相のフランスとドイツに対する以上のような態度を対照してみるならば、1891年9月以降においても、ロシア外交はなおフランスとの提携を躊躇していたといえよう。ツァーとギールスとは、当時なおフランスとの関係を「政治協定」以上の結合にまで導くことは考えていなかった。事実ツァーはフランスの執拗な軍事協定の要求に対して、自分にとっては1891年8月に承認し合った協定の原則で十分だと思つたと再三にわたり返答させていた⁴⁶⁾。それに対してドイツとの関係では、ドイツ外務卿が驚く程に、露独提携の復活を求める態度が示された⁴⁷⁾。バルカン、近東に関するギールスのカプリヴィ、マ

44) GP, IX, Nr. 2118, vgl. auch Nr. 2134.

45) GP, VII, Nr. 1513, Nr. 1514 und Nr. 1515.

46) Cf. DDF, Série 1, Tom. IX, No. 366.

47) Becker, a. a. O., Teil II, S. 113.

ルシヤルに対する説明は、ドイツのロシア外交に対する危惧を緩和して再保障条約における両国関係を再現しようと望む未練をなおただよわせており、そのためには露仏間の政治的了解を極力隠蔽していたというべきであろう。

しかし、1891年11月におけるロシア外相のベルリン滞在の際には、彼は両国の保障政策上の提携を再現するという困難な問題よりも、むしろもっと具体的な経済政策上の意図をいっていたようである。すなわち11月25日のドイツ外務卿との対談において、ギールスは、目下交渉中の露独通商協定の促進とロシア有価証券に対する動産を担保とする貸付の閉めだし、すなわち1887年にドイツが執ったロンバード禁止令 *das Lombardverbot* の廃棄とを要請した⁴⁸⁾。

ドイツとの経済政策上の結合によってロシア外相が望んでいたものは、それによってフランス側の軍事協定に対する熱望を抑制する予防手段とすることにあつたといわれる。ギールスのベルリン訪問に先立って、すでに10月に、ロシアの金融界ではドイツ市場に探りを入れていた。ペテルスブルクの最も有力な金融機関の一つであつた割引銀行の支配人ザック Sack は、ペテルスブルク駐在オーストリア大使館参事官 エーレンタール Alois Freiherr von Aehrenthal に対してこの事情を報らせるとともに、ロシアのフランスに対する財政的依存にドイツは関心をもっていないが、ロシアが経済的に困窮している目下の機会を利用して、ドイツが商業上の問題という中立的（非政治的）理由にもとづいてロシアを迎え入れてくれるならば、それはひとつの先見の明のある政治的行為となろう、と語った⁴⁹⁾。このような背景のうちに、ギールスはドイツ外務卿に対して、「政治的に良好な関係にありながら、しかも経済的には交戦することもありうるというビスマルク侯の主義に自分（ギールス）は賛成できない」と語り⁵⁰⁾、ドイツ、ロシア間の経済政策的改善を求めるとともに、政治的関係の回復をも同時に暗示した。

しかしギールス外相のベルリン到着以前に、ドイツ外務省では、ロシアのドイツ金融市場に対する接触の試みを当分は受容れないことがすでに決定されていた。ドイツは、ロシアが経済的な困窮の結果、国際的取引の問題でどのような見解に達するかをしばらく見守ることにしていたのである⁵¹⁾。それ故マルシャル外務卿は、金融政策上の改善に対するギールス外相の懇請にも拘らず、9月のロシア借款の応募に対して示されたドイツ輿論の反応を例にひいて（本稿137頁以下参照）、ドイツ政府は経済政策の面でも輿論の反ロシア的傾向を考慮した

48) GP, VII, Nr. 1633. ロンバード禁止令に関する史料は GP, V, Kap. 36, Anhang A : Das Lombardverbot, Nr. 1137 bis Nr. 1143 に掲載されている。なお、この問題については、拙稿「Lombardverbot の成立とビスマルク的国際体制」、史林、第36巻、第3号、1953を参照。

49) Becker, a. a. O., Teil II, S. 113 f.

50) GP, VII, Nr. 1633.

51) Becker, a. a. O., Teil II, S. 114.

ければならぬと語り、結局11月25日の両国外交首脳の会談はなんら成果をあげることなく終わったのであった⁵²⁾。後でも述べるように、数年後にはロシアとドイツとの間に通商協定が結ばれ、ロンバード禁止令も解除されるのであるが、しかしその時にはロシアとフランス間の軍事協定が既に発効してしまっており、露仏間の国際関係をそこまで進展させぬための予防手段としてとられたギールスのベルリン訪問と露独経済関係に関する彼の改善の要望とは、「新航路」ドイツ政府の依然たる拒否のために、彼の期待する成果を収めることができなかつたわけである。

ベルリンにおけるロシア外相の努力がドイツ側の拒絶的態度のために失敗したことは、もちろんドイツとロシアの関係を好転させるものではなかった。確かにアレクサンドル3世皇帝は依然として共和制フランスを嫌悪しており、前にも触れたように、フランス側の再三にわたる軍事協定の要求に対しては、91年8月の「政治協定」で足りるとしていた。彼の平和愛好はペテルスブルク駐劄ドイツ大使シュヴァニッツによっても認められている。1892年2月ドイツ外務省はシュヴァニッツに対して、ロシア国内の好戦的党派の有無とオーストリアの敵意に対するロシアの恐怖といわれているものが如何なるものであるかを照会した。これに対しシュヴァニッツは、前者の問題については、個人的には戦争を望む者が軍人その他の中に見あたるが、意識的に戦争を起そうとするような本来的に好戦派といわれるようなものはない、と否定した。しかし後者の問題、すなわちオーストリアとドイツの攻撃に対するロシア側の危惧については、ドイツ大使はこれを肯定した。

「フランツ・ヨーゼフ皇帝に対する尊敬にも拘らず、アレクサンドル3世皇帝はオーストリア＝ハンガリアの政策に対する根深い不信感と、ハンガリア人およびポーランド人の反抗に対するウィーン政府の抵抗力についてきわめて低い評価しかもっていない。ツァーはこのような意向を隠そうとしない。この数年の間に彼が私（シュヴァニッツ）に許した政治的談話においてはほとんど何時でも、彼はそのような意向をきわめて明確な表現で認識させようとした。陸軍大臣とドラゴミロフ、グルコ両將軍は君主のこのような見解を知っており、しかもツァーのこの見解を強めている。兵力増強、兵員配備、防禦施設の構築、鉄道および道路建設のための新たな資金の要求は、オーストリア＝ハンガリアが、そして確実にドイツがロシアを攻撃しようとしている、というほとんどきまり文句になってしまった主張でもって、皇帝に対して理由づけられている。„wazukaj, z dwuch stron, ale przynajmniej jedno, to jest, że trzeba mieć coś na piśmie, choćby tylko kilka linijek” **etwas Schriftliches zu haben, nur ein paar Zeilen** というギールスが再三求めたが已むをえず中止した努力は、それによってロシアがそのような攻撃に対して安全を保障される筈のものであつたわけだが、そうしたギ

52) GP, VII, Nr. 1515 u. Nr. 1633.

ールスの努力というのは、ただこのような先入観から説明がつくのである。われわれ（ドイツ）に提議された要求をわれわれが拒絶したために、（ロシア人の）上記の妄想が強まり、フランスに接近せざるをえなくなったのである。……そんなことはありえないと思われるかもしれないが、しかし私は、率直に考えるなら、ロシアの政治家達の間には（オーストリア、そしてドイツの攻撃に対する）憂慮が存在していると考え、と言わざるを得ない⁵³⁾」。

このようにシュヴァニッツ大使は、ロシアのバルカンをめぐる不安感、オーストリアとドイツの攻撃に対するロシアの危惧を肯定すると同時に、そのようなロシアの憂慮が、二年前に消滅した再保障条約の不更新に根本的には由来していると判断していたのである。

1891年11月のベルリンにおけるギールス外相の努力が、ドイツ側の拒絶によって失敗したことは、軍事協定の締結を追求しつづけていたフランス政府にとって幸いであったことは勿論のことである。92年2月18日、フレシネ内閣は失脚し、ルーベ **Emile Loubet** (1838—1929) が新内閣を組織したが、フレシネは陸相に、リボは外相に留任し、その対外政策の目標は動揺することなく継続されたのである。今やフランスは、ギールス外相との交渉によってではなく、むしろロシア軍部の筋からツァーを動かして軍事協定に到達する術策を重視するようになる⁵⁴⁾。1892年2月4日、フレシネとリボは露仏軍事協定の草案を作製して、ペテルスブルク駐劄フランス大使モンテベロ **Fernand Edouard Comte de Montebello** に送付した。それによればフランスは、ロシア軍の少くとも半分の兵力をドイツに対抗するように結集することをロシアに要求していた⁵⁵⁾。しかしその後7月下旬に入って、フランスはドイツからの脅威が切迫していることを理由に、ロシアの全戦力をほとんど専らドイツに対して向け、オーストリアに対しては奥露国境の防衛に必要な部隊のみを配備することをロシアに義務づける草案を完成した。しかも、このフランス草案の根本的目標は、フランスとロシアのいずれか一国が三国同盟もしくはドイツと紛争におちいった場合に、両国は共同してドイツを殲滅することに全力を集中するという点におかれていたのである⁵⁶⁾。

フランスは軍事協定の締結を急いだ。しかしロシア側では問題の早急な解決を望まず、ギールスは病気を理由にペテルスブルクを離れていた。彼にとっては、ビスマルクの失脚によって彼自身の外交構想も破綻し、そのためフランスの強い要求に抗しきれず、前年(1891)末以後にはフランスの要求する軍事協定について討議することを承諾せざるをえなくなったのであるが、彼自身は討議を避けた。ツァーは、病気のために執務を離れている外相を抜きにしてはかかる重大問題に決着をつけることはできないとして、フランスの性急な努力を回

53) GP, VII, Nr. 1623.

54) DDF, Série 1, Tom. IX, N° 366.

55) DDF, Série 1, Tom. IX, N° 182.

56) DDF, Série 1, Tom. IX, N°s 415 et 421.

避した⁵⁷⁾。またロシアの軍部は、ツァーヤ外相に比べれば、一般的にはフランスの提案に好意的であったが、しかし陸相ヴァノフスキー Peter Semjonowitsch Wannowsky は、はじめは軍事協定に疑念をいだいていた。更にロシア陸軍参謀長オブルチェフ Nikolai Nikolajewitsch Obrutschew も、ロシアの主要な対抗者はオーストリアだと考えており、従って三国同盟全体またはドイツ一国と紛争に陥った時に同盟義務が生ずることには疑念をいだき、「ドイツ一国」の条件は削除すべきであると主張していた。このようなロシア側の緩慢な動きにフランス側は焦慮した⁵⁸⁾。しかしロシア陸軍の演習に招かれて8月にロシアを訪れたフランス陸軍の参謀部次長ボアデッフル Raoul de Boisdeffre (1839—1919) の精力的な努力により、フランス側の最初の草案に大幅な修正を加えて、1892年8月17日、ついに露仏軍事協定はオブルチェフとボアデッフルの間で調印されたのである⁵⁹⁾。

IV 批准の問題

以上のようにして露仏軍事協定は両国の軍部によって締結されたのであるが、しかしそれは、両国外相の署名を得た時にはじめて発効することが強調されていた。1892年8月18日ボアデッフル將軍はロシア皇帝の謁見を得たが、その際ツァーヤは協定草案に全体としては賛成したけれども、批准を与える態度は示さなかった。ツァーヤは協定の秘密を嚴重に保持することを切望し、フランス側でこれを知る者は大統領、外相、陸相だけに限られること、もしもそれが漏洩した場合には協定はもはやなきに等しいものとみなされることを強調した⁶⁰⁾。ロシア皇帝は、フランスのドイツに対する「復讐」にこの協定が利用されて、ロシアが戦争にひきずりこまれることを極度に警戒したのである。

さらにフランス側は、8月17日に両国軍部が署名したばかりの軍事協定に、十日後には修正変更を申し出た。それは、フランスとロシアが共に動員を行う条件をもっと明確にするとともに、フランスの動員兵力に幅をもたせ、また秘密保持の原則を変えるものであった。ロシア側はフランスのこの要望を承諾したのであるが、しかしそれはフランスの軽卒に対する不信の念をツァーヤに印象づける一材料となり、批准をひきのばす口実にもなったことは推測に難くない⁶¹⁾。

57) Langer, op. cit., p. 32 f. Becker, a. a. O., Teil II, S. 120 f.

58) フランス外相リボは、軍事協定の討議が遷延することに焦燥を感じ、1892年7月8日付でモンテベロ大使に書翰を送り、軍事協定が8月のうちにある成果に達しない場合には、自分は閣議に対して責任をとり、問題を提出することを迫られることになる、と述べている。DDF, Série 1, Tom. IX, No. 397.

59) DDF, Série 1, Tom. IX, Nos. 444, 447, 449 et 461.

60) DDF, Série 1, Tom. IX, No. 461.

61) DDF, Série 1, Tom. X, Nos. 7, 8, 9, 11 et 12.

フランス側は協定の完成を急ぎ、とくにフランス内閣の危機がロシア側の懸案延期に対する口実となることを恐れ⁶²⁾、1892年9月にはエクス・レ・ベーンで静養中のロシア外相をフレシネとリボが訪れている。しかしギールスは、協定問題を討議することは健康が許さぬとし、帰国後に検討することを約束するにとどまった。10月末には再びリボがモンテ・カルロにギールスを見舞い催促したが、ロシア外相はまたもや健康を理由としてツァーとの検討を約束しなかった。ペテルスブルクにおいてもフランス側はロシア軍部に対してしきりに協定の完成を督促したが、しかしロシアの陸相や参謀長は、決定権は皇帝にあり、彼を抜きにしては何事もなしえないと繰り返すばかりで、なんら効果をあげることができなかった⁶³⁾。

この間に、1892年秋以来フランス政界に表面化してきたいわゆる「パナマ・スキャンダル」は、多数の議員の買収が露見し、ついには政府要人にも波及して、翌93年1月にはフレシネが、そして3月にはリボが失脚した。フランスは軍事協定のもっとも強力な推進者を失ったばかりではなく、ロシア皇帝の共和政フランスに対する不信感と嫌悪の念をますます硬化させることになったのである。

ロシアの軍事協定に対する躊躇は、しかしツァーのフランス共和政に対する嫌悪感やギールス外相の健康の問題のみに由来していたのではなかった。それには次のような事情も考慮されるべきであろう。

ロシアは近東から中央アジアにかけて、当時すでにイギリスとの間に全般的な対立を形成していたのであるが、1891年夏にはパミル地方でロシアの分遣隊がインドから調査に入ったイギリスのヤングハズバンド大尉 **Francis Younghusband** を追い帰すという事件がおり、それが両国政府間の不和を醸していた。そして翌92年夏には、アフガニスタンにおいても、ロシアの派遣隊はアフガンの軍隊と衝突をおこし、イギリスとの関係は険悪になった。このような事情から、ロシアは、再保障条約の消滅によってドイツの中立の保証が得られぬ現状では、フランスがドイツを牽制してくれる期待もこめて、フランスとの軍事協定に歩みよったと推測される⁶⁴⁾。

他方フランスはエジプト問題でイギリスに対抗しており、この面からコンスタンティノープルにおけるイギリスのトルコ政府に対する影響力を弱めようとした。すでに露仏「政治協定」の成立した91年秋から翌年春の間に、フランスとロシアとはそれぞれのコンスタンティノープル駐在大使に訓令して、露仏間の和親はトルコを脅威にさらすものではないこと、しかし三国同盟にトルコが対抗するならばトルコは露仏の援助を期待しうることをトルコ政府に通知する共同動作をとった。その際に、両国は、地中海の現状維持を保証するとともに、

62) Becker, a. a. O., Teil II, S. 121 f.

63) DDF, Série 1, Tom. X, Nos. 16, 17, 19, 21, 36 et 41.

64) Langer, op. cit., p. 38.

聖地管理に関してロシアとフランスは共に多大の関心をいただていること、そしてエジプトをイギリスから防衛することで両国は一致している旨をトルコ側に表明していた⁶⁵⁾。

しかしエジプト問題では、ロシアはフランスに対して「道義的な支援」を与えることしかできないこと、同様にバルカン問題では、フランスがロシアと具体的な共同動作を有効に展開しえないことが明らかになった。そして1893年1月、エジプト問題でイギリスに対して抗議するためにフランスがロシアの支援を求めた時、ロシア政府はこれを拒絶したのであった。この時は、フランスでは前に触れた「パナマ事件」が頂点に達し、フレシネやリボの失脚がさしせまっていた。他方ロシアは、ブルガリア問題ではオーストリアとの間に和解を求める態度を示し、またドイツに対しては次に述べるように緊密な関係を回復しようと努めており、1892年の秋から93年の春にかけては、かつての三帝同盟（ドイツ、オーストリア、ロシア）が復活するかもしれないような状況すら生じていた⁶⁶⁾。

フランス政界の醜聞がロシア皇帝の共和政に対する嫌悪と不信の念を強め、露仏軍事協定に対するツァーの最終的承認の可能性が遠退いた時期に、彼はドイツの友誼を求めた。1892年12月、ペテルスブルク駐箚ドイツ大使シュヴァニッツは健康上の理由で辞職したが、その後任として、ロシア皇帝はカイザーに対しヴェルダー將軍 Bernhard von Werder (1823—1907) の任命を懇請した。彼は以前にドイツ大使館付の陸軍武官長としてペテルスブルクに十年駐在したが、その間に前ロシア皇帝アレクサンドル2世 Alexander II. (1818—1881, 在位1855—81) の格別な信頼を得ており、現在の皇帝からも同様の好誼をうけ、ロシア帝室から特別な優遇を与えられる存在であった。それ故ヴェルダーの大使任命は、両国関係の改善にとって「計りしれぬ価値」あるものと思われたのである。しかしヴェルダーのペテルスブルク赴任を前にして、ドイツ外務省参事官ホルシュタインは彼に対し、「ドイツはロシアとの良好な関係を望んではいるが、しかしそれは政治的姦通をとまわずに行われるべきである」と語り、ヴェルダーのロシア帝室に対する親密な個人的関係を掣肘しようとした⁶⁷⁾。

65) DDF, Série 1, Tom. IX, Nos. 69, 175 et 209. Cf. Gooch, op. cit., p. 176 f. このため露仏間の「政治協定」が、たんに三国同盟との対抗だけを目標とするものではなく、三国同盟と提携しているように見えたイギリスに対抗することを意図していた、と主張されることが屢々ある。しかしフランス側の期待した露仏提携の窮極目標が、エジプトにおけるイギリスとの対抗にロシアの援助を求めることにあったのではないこと、またフランスが世界政策の上からロシアと提携しようと企てたのではないこと、目標はやはり三国同盟ないしドイツにあったことは、今日では殆んど確証されている。 Taylor, op. cit., p. 366 ff.

66) Langer, op. cit., p. 38 f.

67) かつてヴェルダー將軍が大使館付武官長としてペテルスブルクに駐在していた時、彼はアレクサンドル2世皇帝の秘密の結婚を調整することに奔走し、ロシア帝室から個人的に非常に信頼をえていた。ホルシュタインはヴェルダーのこの特殊な関係を皮肉ると共に、ヴェルダーがツァーにコミットしすぎて露独再保障条約——それはツァーの切なる希望によって秘密を厳守することになっていた——の復活に動くことを警戒し、抑制しようとして、暗示的発言を行ったのである。

Haller, J., *Aus dem Leben des Fürsten Philipp zu Eulenburg-Hertefeld*, Berlin 1924, zit. in : Becker, a. a. O., Teil II, S. 123.

さらに、ホルシュタインはカイザーの信任を得ていた友人オイレンブルク Philipp, Fürst zu Eulenburg und Hertefeld (1847—1921) に手紙を送り、フランスとロシアとの親密な関係が生じてきた原因は、「新航路」ドイツがロシアの再保障条約継続要求を拒絶したことにあるのではなく、それはビスマルクの陰謀に由来しているという彼の考えを、オイレンブルクからカイザーに暗示させようとした⁶⁸⁾。

1893年1月にロシア皇太子——後のニコライ2世 Nikolai II. (1868—1918, 在位1894—1917) ——がベルリンを訪問した。この機会に、ツァーはドイツとの接近を回復して、露仏軍事協定の批准を不必要のものとしようと考えていたといわれる。ツァーレヴィッチュはドイツ皇帝に対して、父のツァーは、フランス共和制が不当な攻撃戦争を開始した場合には、古い君主国は今世紀はじめの時のように結束しなければならぬという考えを懐いている、と語った。これに対しカイザーはロシア皇太子に向い、三国同盟が全く防禦的なものであり、それは締約国の自己保存、革命的諸傾向に対する阻止行動、そしてアメリカに対する経済的対抗が眼目である、と説明し、この同盟の性質を知った場合には、他の君主主義諸強国も即座にこれに加盟するに違いないと語った⁶⁹⁾。カイザーがロシアを含めた四国同盟を念頭においていたことは明らかである。当時ロシア外相ギールスもドイツとの条約関係の回復になお未練をもっており、ブルガリア問題に関してはオーストリアとの和解を求めてもいたから、ドイツが主導権をとれば、三帝同盟の復活、あるいは三国同盟へのロシアの加入、少なくともドイツ・ロシア間の親密な関係の育成によって、露仏軍事協定の批准を躊躇し回避しようとするツァーを助け、ロシアのフランスへの傾斜を阻止する可能性が十分にあったと推測することも、あながち否定することはできないであろう。このことは、さらにドイツ帝国宰相カプリヴィの意向によっても、その根拠が強められる。1893年1月下旬にベルリン駐箭オーストリア大使セージェーニー Ladislaus Freiherr von Szögyényi-Marich は、カプリヴィが、ロシアの三国同盟接近は次第に現実性を加えてきており、それは君主制の利害にとってきわめて望ましく、三帝同盟の理念は今や再び復活しつつあると語った、と報告している。ただしドイツ帝国宰相は、かかる三帝同盟の復活はロシア側から申しでることが先決であると考えていた。かつてロシア側の再保障条約継続の希望を拒絶し、今またロシア皇太子の訪問をうけたドイツがむしろ主導的に動くべきであったこの機会を失ったことは、露仏の接近がドイ

68) Ebenda, S. 123 f. ホルシュタインのこのような策略に対して、しかしカイザーは迷わされなかった。カイザーは、ホルシュタインが個人的動機によって判断を曇らされていると見てとった。しかしその当時は、ホルシュタインもロシアとの条約に復帰せざるをえぬと予想していたので、彼はできる限り三国同盟の更新を弁護することによって、これの継続に矛盾せず、またオーストリアの諒解をも得てロシアとの条約を再び締結することの可能性を暗示している。しかしながら、そのような露独間の接近は、ホルシュタインのような流儀では実現が甚だ困難であったことは、既にこれまで見たところから（第一章）明らかであろう。

69) GP, VII, Nr. 1526 u. Nr. 1527.

ツの国際的地位にとってきわめて危険なものであることについて、ドイツ政府が適格な認識と判断を当時もっていなかったことに由来するものと思われる⁷⁰⁾。かくて露独接近の徴候が生じていたにも拘らず、それはなんら具体的な行動としては現われずに終わってしまった。

しかしながらロシア外相ギールスは、少くともロシアとドイツの間の経済政策上の改善を得ようと再び努めた。1893年4月29日ギールスはヴェルダー大使に対して「ドイツが三国同盟を形成する前に、ロシアとより密接な関係に入る努力をしなかったことは遺憾である」と表明した。彼（ギールス）はさらに続けて次のように述べた。「反対のことが行われた。ビスマルク侯は、われわれ（ロシア）をフランスの腕の中に逐いやった。しかも特に金融的措置によってそうしたのである」と。彼は甚だしく激昂して、「われわれの皇帝（アレクサンドル3世）の（ベルリン）到着の数日前にロシア証券を帝国銀行から閉めだすなどということは、何ということであるか。そのような振舞は未だかつてなかったことである」と語った⁷¹⁾。このギールスの発言は、ロシアとドイツの関係を悪化させた原因がビスマルクのロンバード禁止令にあると指摘したものであり、ビスマルクに対するギールスの従来理解と矛盾している。しかしこれは、「新航路」ドイツの外交指導がロシアに関しては反ビスマルク的態度をとっていることを知っていたギールスが、逆説的にビスマルクを非難する態度を示すことによって、「新航路」ドイツがビスマルクの執ったロンバード禁止令を撤回するように工作したものと考えられる⁷²⁾。ロシア外相はこの機会に、「フランスとの同盟は全く成立していない。三国同盟の形成された後に、ロシアはどうしても同盟国を捜しもとめなければならなかった。しかしフランスは、ロシアの支持が確実でなければ、ドイツに対する攻撃を敢行することは決してないであろう。しかもそのような支持は、心から平和を望んでいるアレクサンドル皇帝によってフランスに与えられるようなことは決してないであろう」とヴェルダー大使に確言した⁷³⁾。すなわち1893年春には、ロシア外交の首脳は——ツァーもまたギールスも——フランスの焦慮やロシア国内の反独親仏的スラヴ主義輿論、さらには好戦的な一部のロシア將軍達などの圧力がすでに大きな影響力をもっていたにもかかわらず、露仏軍事同盟の発効を抑制し、ドイツとの関係の改善に極力つとめていたとみるべきである。

しかしながら、「新航路」ドイツの外交当局は、この機会にもロシアとの結合を再現することを深く考えなかった。ヴェルダーのロシア帝室に対する特殊な関係を利用してツァーをドイツに引きよせようとするどころか、逆にヴェルダーの個人的親交を猜疑し、彼の本国政府への報告や忠告、進言に傾聴せず、むしろ彼がロシアの政策に深入りしないように牽制し

70) Ebenda, S. 125.

71) GP, VII, Nr. 1655.

72) Becker, a. a. O., Teil II, S. 126. 拙稿「Lombardverbotの成立とビスマルク的国際体制」, 史林, 第36巻, 第3号, 1953, 4頁以下参照。

73) GP, VII, Nr. 1528 u. Nr. 1655.

た。このためヴィルヘルム街とペテルスブルクのドイツ大使館とは意志疎通せず、ヴェルダールはホルシュタインと対立することになり、大使はツァーのもとで個人的には信頼を失うことはなかったが、ロシアとドイツの関係を好転させる何事もなし得ないことを歎かなければならなかった⁷⁴⁾。

このような露独不調の間に、1893年7月、ドイツにおいては陸軍拡充法案が議会を通過した。この陸軍拡張計画は平時の兵員定数を増加する代りに、兵役義務年限を三年から二年に軽減して、予備兵を蓄積するものであり、第1次大戦勃発までドイツ帝国兵制の原則となったものであるが⁷⁵⁾、前年(1892)の秋にカプリヴィがこの案を帝国議会に提出した時には議会はこれを否決したため、宰相は議会を解散し、新議会でこれを成立させるというビスマルクの前例にならった手段をとった。その際彼は、ツァーの平和愛好を疑うものではなく、戦争が逼迫しているとは全く考えていないが、しかしロシア国内の反独的偏見をもった要素がフランスと「火遊び」に興ずる惧れがあることは、目下のところ考えられることであり、ドイツはそれに備えなければならぬ、と説明した⁷⁶⁾。ドイツの軍備拡張は、露仏軍事協定の完成に苦慮していたフランスに絶好な口実を与えた。フランス外交は、ドイツが今や戦争を迅速に、しかも強力に推進する能力を増し、それは露仏が最後の瞬間に協定に達すればよいというようなこれまでの考えを無意味なものにしてしまったと主張することによって、ツァーを軍事協定の承認へとうながそうとした⁷⁷⁾。

さらに、ギールスのドイツに対する経済政策的接近の努力がなんらの成果もあげていない間に、1893年6月17日、ロシアとフランスは通商協定を締結した。その一方では、8月に入ると、ロシアとドイツの間では「関税戦争」が激化する⁷⁸⁾。こうして1893年の夏以後、ロシアとドイツの接近の可能性はまたもや機会が薄れ、ロシアとフランスとの関係に再び曙光がみえはじめてきた。

しかし、ロシアとフランスとの親密な関係は、1893年10月13日から28日まで行われたロシア艦隊のツーロン答訪によって著しく推進された。これは1891年7月に行われたフランス艦隊のクロンシュタット訪問に対する答礼であったが、二年もの長期にわたる間隔をおいてよ

74) Wiener Archiv, zit. in : Becker, a. a. O., Teil II, S. 126 f.

75) Ritter, Gerhard, Staatskunst und Kriegshandwerk. Das Problem des „ Militarismus “ in Deutschland, Bd. II, 2. Aufl., München 1965, SS. 165, 259 u. 263. Nichols, J. Alden, Germany after Bismarck. The Caprivi Era 1890—1894, Cambridge/Massachusetts, 1958, pp. 229—264.

76) Gooch, op. cit., p. 206 f. Eyck, E., Das persönliche Regiment Wilhelms II., Erlenbach/Zürich 1948, S. 64 f. u. S. 70 ff.

77) DDF, Série 1, Tom. X, Nos. 270, 331 et 362. なおツァーは、ドイツの陸軍拡張案をロシアに対抗するものとみなして、苦慮していた (GP, VII, Nr. 1643 ff.)。

78) Becker, a. a. O., Teil II, S. 128. Hallgarten, G. W. F., Imperialismus vor 1914, Bd. I, München 1951, S. 301 ff.

うやく実現したものであり、ここにもロシアのフランス接近に対する躊躇がうかがわれる。しかしフランス側のロシア艦隊歓迎は、官民のきわめて熱狂的ではあるが同時に周到な配慮のもとに進められた。艦隊のツーロン到着の日、ツァーとフランス大統領は電報を交換したが、フランス側は予めフランス戦艦二隻をコペンハーゲンに派遣して、同地に滞在していたツァーと皇太子を同じ日に戦艦に迎えた。ロシア国内の諸学校は、この日、フランスの学生、生徒から送られた友好の祝電や書翰で組織的にみたまされた。ツーロンからパリを訪問したロシア海軍の将兵は大統領の歓迎のもとに、両国の親善を強調する様々な行事や祝宴に、またノートル・ダム寺院での礼拝式に招かれた。その帰途においても、彼等パリオン、マルセイユ、ツーロンにおいて熱狂的歓迎をうけた。10月28日ロシア艦隊がツーロンを去るに当たって、両国元首は再び電報を交換した。この間、フランスの政府と大新聞とは、ツァーの希望によって、三国同盟に対する敵対的世評を全く掲載させず、ロシアのフランスに対する信頼感の回復に細心に留意した。このようなロシア艦隊訪問の状況について、パリ駐節ベルギー公使ベヤンス男 Eugène Baron Beyens (1855—1944) は次のような判断を本国政府に報告している。

「われわれの観賞した演劇の危険は、本当はもっと後になって現われるに違いない。クロンシュタットにおける握手で徴候として示された同盟はツーロンの激しい抱擁によって確証されたという印象が、この忘れることのできない歓迎を通じて、フランス人に遺された。ロシア、フランス両国民の結合、とくにドイツとドイツの同盟国に対抗して共同動作をとるという目的のために両国軍部が提携したことを今日なお疑うものは、彼等(フランス人)の中にはほとんどいない。ツァーが、その意志に反して、警戒すべきフランスの過熱化した感情に結局は動かされたということは、憂慮さるべきことである⁷⁹⁾」。

このように、露仏の結合、とくに三国同盟と対抗する両国の軍事的提携が確実なものともみなされていたにも拘らず、ツァーはなお二カ月程は批准をひきのばした。しかし、彼はもはやこのコースをひき返すわけにはいかなかった。12月中旬、ツァーはペテルスブルク駐節フランス大使を引見して、ロシア艦隊に対するフランスの歓迎に謝意と喜悦を述べたが、軍事協定については言及しなかった。1893年もいよいよおしつまった12月27日、フランス大使はロシア外相から、1892年8月にオブルチェフとボアデッフルによって署名された協定を検討した結果、これを正規のものとして採用すること、またそれについては外相からツァーに上奏する旨の通知を受けた。これこそは、フランスが焦慮のうちに待望してやまなかった批准通知であった。かくてフランス側は直ちにそれに対応して、翌1894年1月4日付をもって批准交換の完成をロシア側に通告し⁸⁰⁾、ここにいわゆる露仏同盟は、1891年夏の「政治協定」

79) Zit. in : Becker, a. a. O., Teil II, S. 128 f.

80) DDF, Série 1, Tom. X, N^o. 488 et Tom. XI, N^o. 7.

以来二年半、軍事協定の調印からでも一年四カ月を経て、遷延を重ねた末にようやく達成されたのであった。

V 露仏同盟とドイツの反応

以上のような紆余曲折を経てようやく成立した露仏軍事協定は、およそ次のような内容のものであった⁸¹⁾。

「フランスとロシアは、平和の維持を念願し、また三国同盟の兵力によって攻撃を受けた場合の防禦戦争に対する処置以外には、いかなる目標をも予め準備し追求することはないことを願望して、以下の諸条項を協定した。

1. フランスがドイツもしくはドイツの支持を得たイタリアから攻撃を受ける場合には、ロシアはその有効な全力をドイツに対する攻撃のために投入する。ロシアがドイツもしくはドイツの支援を受けたオーストリアから攻撃される場合には、フランスはその有効な全力をドイツに対する攻撃のために投入する。
2. 三国同盟または三国同盟加入国中の一国が動員を開始する場合には、フランスとロシアはこの動員に関する最初の報道にもとづいて、予めの了解をとくに行う必要もなく、ただちに共同でその全兵力を動員し、できる限り国境の最近距離に配置する。
3. ドイツに対抗して出師される兵力は、フランス側 130万、ロシア側 70万ないし80万とする。これらの兵力は、ドイツが東西両方で即座に戦闘に入らなければならぬように、強力かつ迅速に行動する。
4. 両国の参謀長は、前記のように配慮された措置の実施を準備し、またそれを円滑にするために、常時相互間の接触を保つこと。両国参謀長は、平時においても、三国同盟の軍隊についての情報を相互に通知しあうこと。さらに、戦時における相互間の通信の手段と方法を研究し、準備すること。
5. フランスとロシアは単独講和を決して締結しない。
6. 本協定は三国同盟と同じ期間継続すべきこと。
7. 以上の諸規定は、すべて嚴重に秘密を保持すべきこと」。

フランスの出動兵数が、フランスの提案によって、その後間もなく130万から120万ないし130万と改められることが認められたことは、前に指摘したところであるが(本稿143頁)、いずれにしろ露仏軍事協定の内容は明らかに三国同盟、とくにその中でもドイツに対抗することを、きわめて具体的に約束したものであった。当時エジプトやアジアにおいては、フランスとロシアとはイギリスに対して植民政策の上で激しく対立しており、前にも触れたよう

81) DDF, Série 1, Tom. IX, Nos. 444, 447 et 461.

に、両国は「政治協定」の直後にはエジプト、バルカンに関してトルコに共同で申込みを行っていたから（本稿144頁以下）、両国の提携がイギリスとの世界政策的対抗をも意図しているかのような印象を与えるのであるが⁸²⁾、しかし軍事協定の内容はロシアもフランスもともに三国同盟を目標としていること、すなわち世界政策ではなく、ヨーロッパ政策の枠内にとどまっていたことを示している。それ故、1891—94年のいわゆる露仏同盟は、やはりヨーロッパ国家系の観点からまず考察されなければならない。

ヨーロッパ強国の国際体系は、この時期にいたるまで、いわゆる「ビスマルク体制」によって秩序だてられていた。それはフランスの国際的孤立化と列強のドイツへの結合によるドイツの「潜在的覇権」掌握であったことは、既に説明した。ビスマルク失脚後のドイツ「新航路」外交は、このドイツの「潜在的覇権」を自ら放棄したのであるが、それはドイツがロシアとの提携を拒否し、三国同盟の維持とイギリスのそれへの接合によってビスマルク体制が継続されうると判断したことから生じたものであった。しかし今や、ドイツの手から離れたロシアと孤立の中にあるフランスとが結合したために、ヨーロッパ列強の離合関係は根本的にビスマルク体制とは異なった構造へと変転したのである。すなわち、三国同盟と露仏二国同盟という二つの強国集団が対峙することになり、しかも、少くとも後者は前者を目標とする対抗意識において提携したのであった。ビスマルク体制においては、ヨーロッパ列強間を調停する「誠実な仲介者」をもって任ずるドイツの指導権が、国家系の形成と維持の核となっていた。それに対して露仏同盟の成立は、いまやヨーロッパ国家系を強国集団の対立構造へと変質させることになったといえよう。

しかも、この対立構造は、露仏同盟が軍事協定において根本的に基礎づけられていたことによって、その対立が尖鋭化し表面化しやすくなる危険を包蔵していた。協定の前文にはヨーロッパの平和維持と防禦戦争のみを念願することが謳われているけれども、その第2条がとくに典型的に示しているように、三国同盟中の一国が動員を行った場合に、この露仏軍事協定はヨーロッパの全般的戦争を直ちに誘発する作用を内包していた。すなわち、この規定には三国同盟側の動員が如何なる性質のものであるかについては、なんら規定するところがなかったから、例えばフランスの脅威によってイタリアが動員を行った場合でも、ロシアはドイツに対する戦争をひきおこす義務を負い、またオーストリアがロシアの脅威をうけて動員した場合にも、フランスはドイツとの戦争に突入する義務を負うことになる。それ故、動員ということが戦争に直結することになるということを、ツァーも、またフランス側も十分に認識していた⁸³⁾。そして協定両国はその出動兵力を予め準備し、平時から三国同盟側に関する情報を交換してこれを作戦上の見地から検討、協議することを約束している。それは、

82) 本稿 145頁, 注 65) 参照。

83) DDF, Série 1, Tom. IX, N° 461.

フランス、ロシア両国が三国同盟諸国との外交——ということは、とりもなおさずヨーロッパ国際政治を意味することになる——を、まず軍事的見地から発想することに傾き、政治が軍事の拘束を強くうける危険に陥る可能性を促進したといわれなければならない。

ツァーとギールス外相とは、以上のような性格をもった露仏軍事協定が発効すれば、それは当然三国同盟、とくにドイツとの緊張関係を継続的に昂進させることになると考えたから、それを危惧し、この協定を容易に承認しようとはしなかった。むしろ彼等はドイツとの提携を復活させ、ロシアをその方向において拘束し固定化することを望んだことは、すでにこれまでしばしば指摘したところである。しかし「新航路」ドイツはついに「ロシアへの電信線」を再び繋ごうとはせず、ギールス外相の要望を拒絶したために、ツァーとギールスの外交方針は挫折し、フランスとの軍事協定に躊躇しながらも踏みきったのである。

露仏軍事協定の内容は、以上に述べたように、防禦同盟を謳いながらもそれを超えた攻守同盟の傾向さえ帯びており、三国同盟とドイツにとっては恐らく想像以上に厳しい対抗的結合であった。もちろん、それは秘密保持の厳守が約束されていたから、その存在と内容については、当時はいずれの第三国もそれを確認していたわけではなかった⁸⁴⁾。しかし両国艦隊の訪問の交換をはじめとして、ロシアとフランスの親密な接近は、当時しばしば国際社会の話題になっていたのであるから、ドイツとしては、ビスマルクのもっとも恐れていたドイツの東西両国境の同時的脅威を意味する露仏同盟の結成に対して、もっと敏感に対応しそうなものである。しかし実際には、ビスマルクの後継者達はこのロシアとフランスの接近を阻止できなかった。それ故「新航路」ドイツの外交が、当時この問題をどのように観察し、判断していたかを最後に一瞥しておきたい。

ロシアとフランスとの接近に関する情報に対してドイツが関心をよせるのは、ドイツ外交文書集によれば、1890年6月まで遡る。同年3月下旬に「新航路」ドイツが再保障条約の更新を拒絶した際に、ドイツの新外交指導部は露仏接近の可能性が薄れていると判断したことは、既に指摘した⁸⁵⁾。しかし4月以降、フランスにおいて無政府主義者の取締りが行われてロシア人のニヒリストが逮捕され、有罪判決をうけた頃から、フランスはあらゆる機会を利用してフランスとロシアの友好を宣伝し、6月には両国間に同盟が成立したという噂さえひろまった。この時はしかし、ペテルスブルク駐在のドイツ大使館においても、「両国が相互に義務を負うことは目下のところ問題にならぬように思う」と判断していた⁸⁶⁾。ただし、シ

84) 露仏二国同盟の存在について、締約国が公式にこれを認める発表をしたのは、1895年6月11日フランス外相アノトーの議会における答弁であるといわれる(Vgl. Becker, a. a. O., Teil II, S. 138. Cf. Gooch, op. cit., p. 184.). しかし、その内容は、1917年にロシアのボルシェヴィキ革命政府がロシアの単独休戦を表明して第1次大戦から脱落し、連合国側からはなれた際に、フランス政府が露仏同盟の外交文書を公表するまでは、秘密が保持された。

85) GP, VII, Nr. 1368, S. 9. 本稿 第一章 22頁および本章 130頁参照。

86) GP, VII, Nr. 1489.

ユヴァニッツ大使は、すでに5月以来、ロシアとドイツの提携を復活するようにと本国の「新航路」政府に意見具申をしていた⁸⁷⁾。

これに対し、パリ駐在のドイツ大使館はもっと楽観的な意見をもっていた。ミュンスター大使は6月24日付でカプリヴィ宰相に対し、次のように報告している。

「私(ミュンスター)の考察するところによれば、このこと(露仏同盟の締結)は甚だ疑わしい。ロシア人は、戦争が起った場合にはフランスを当てにすることができることを十分に知っている。そしてまた、とかく不都合になりがちな同盟のようなものを、フランス人が必要としてはいないということを、ロシア人は知っている。ある将軍は、„ロシア人はフランス共和国を、結婚せずとも望む時には手に入れることができる私娼とみなしている“と語っていた。^{*}この言葉は、ことがらの状態を正しく描いている。ということは、暫時の期間、すなわち戦争の時の恋愛関係は ja であるが、夫婦すなわち平時における同盟は nein ^{**}なのである。

もしもロシア人が積極的な協定をあくまで主張するのであるなら、そんなことは私には信じられぬことだが、フランス人自身簡単にそれに乗っていくことはないであろう。なぜなら、ロシア人に対する不信感がなんといっても強いからである。

新聞によってひろめられた(露仏)同盟の報道は、相場の思惑に起因している。また、われわれ(ドイツ)とイギリスとの交渉が当地(パリ)では輿論をはなはだ刺激し、エジプトに関する秘密協定とイギリスの三国同盟加入の秘密協定とがあたかも成立したかの如き確信が、さまざまに広まっている。それに対する応酬として、露仏同盟締結ということが捏造されたのである⁸⁸⁾」。

この報告書に対する皇帝ヴィルヘルム2世の欄外注：

* sehr gut

** stimmt

〔なお、「われわれ(ドイツ)とイギリスとの交渉」といわれているのは、当時両国間において進められていたいわゆる「ヘルゴラント＝ザンジバル協定」を指している。〕

さらに7月26日付でミュンスター大使は、フランス外相リボが「露仏同盟の噂が広まっていることは外相も知っているが、それが真実ではないとフランス側から確認してやることも、別に必要ではない。外相はフランスのために完全な行動の自由を守り、いかなる側にも結びつこうとは考えていない」と語ったことを伝えている。そして彼は、同時に、パリ駐在の各国大公使も露仏同盟成立の噂を信じていないこと、ロシア皇帝は戦争を意図する時にはフランスを何時でも獲得できると考えているので、平時にフランスとの間に義務関係を作り

87) GP, VII, Nr. 1372 u. Nr. 1373. 本稿 第一章 26頁および29頁以下参照。

88) GP, VII, Nr. 1490.

出そうとはしないだろうと思われること、ロシアにとってフランスは依然として「私娼」とみなされているという自分の考えは変わらないこと、を重ねて報告している⁸⁹⁾。

それ故、1890年夏頃には、ドイツも他の諸国と同様に、露仏間の条約締結の噂を真剣には受取っていなかったとみてよい。しかし、パリ駐箚ドイツ大使ミュンスターの楽観的な報告にもみられるように、ロシア人は戦争が生じた場合には何時でもフランスを当てにし獲得できるが故に、平時におけるフランスとの「夫婦」関係、すなわち同盟には *nein* であるとするならば、それは裏返して見るならば、ドイツは常にロシア関係の育成につとめて、戦時における露仏の「恋愛」が生じてこないように細心の配慮をすべきであり、それはペテルスブルク駐箚のシュヴァニッツ大使の憂慮をふくんだ意見具申とも、政策の上で一致した筈である。しかし「新航路」外交は、この時期には、「なんらか文書に認められたもの」を露独間に復活しようとするロシア外相ギールスの提案を拒否しつづけていた。この間に、1890年8月フランスの参謀次長ボアデッフル将軍がロシアの演習に招待され、これを機会としてロシアとフランスの軍部は、三国同盟列強との戦争を考慮した両国の協調について話しあう端緒をひらいたのである⁹⁰⁾。

フランス・ロシア間の接近と同盟条約の成立に対する推測や臆断、あるいはその見透しに関して、ドイツ外務省のパリの出先機関とペテルスブルクのそれとがきわめて対照的な報告を本国政府に伝えていることは、前述のところからも知られるが、この傾向はその後も長く続く。すなわちパリのミュンスター大使達は露仏同盟成立を否定的に、そしてドイツの国際的境遇については比較的楽観的に判断しているのに対し、ペテルスブルクのシュヴァニッツ大使やその後任のヴェルダー等は、露仏提携を警戒と不安をもって観察し、ドイツとロシアの関係を危惧してその友誼の改善を進言するという悲観的な態度が強くあらわれている。それは、1891年3月から4月にかけてのフランス大統領カルノに対するロシア皇帝からの叙勲にまつわる報告にも明瞭に示されていたことは、既に述べた(本稿132頁以下)。そしてカイザーも、露仏同盟はなお成立していないと判断していた⁹¹⁾。

1891年7月下旬に行われたフランス艦隊のクロンシュタット訪問後、ロシアの方から伝えられた報告は、ドイツ外交にとって好ましくないロシア情勢の変化を物語っていた。ペテルスブルク駐在ドイツ大使館付一等書記官ビュロウ Alfred von Bülow は、「ツァーの平和を愛する気持を信頼してはいるが、しかしそれが確乎不動のものであると過信してはならぬ。彼の最高の善意も大戦争の勃発をもはや回避しえないような時機が到来するかもしれない」と報告している。シュヴァニッツ大使も、ロシア皇帝は戦争と平和に関して決意するにあ

89) GP, VII, Nr. 1491.

90) GP, VII, S. 195, Anm. 2.

91) GP, VII, S. 201, Randbemerkung Kaiser Wilhelms II. zum Berichte des Botschafter Münsters, Nr. 1494.

たって、フランス艦隊のクロンシュタット訪問以前よりも自由を拘束されている、と伝えられた⁹²⁾。しかし、シュヴァニッツも8月上旬には、露仏間に条約が成立したとは判断していなかった。ただ彼は、両国軍部が常に密接な連絡をとっていることを警戒している⁹³⁾。

これに対して、パリのドイツ大使館は依然として楽観的な考えをもっていた。大使館付一等書記官シェーン Wilhelm von Schoen の8月20日付報告は、「(フランスと)提携することは、ロシアの政策にとっては以前と同様に今後とも不都合であり、フランスのような革命の前歴と体質をもった国に感謝の負目を義務づけられる状態へとロシア皇帝がひき入れられることには、ツァーが依然として反対するであろう」と述べていた⁹⁴⁾。ヴィルヘルム2世でさえシェーンのあまりにも楽観的な判断に対して、「余(カイザー)の見るところでは、彼はばら色の眼鏡をかけているように思われる」と評した程である。そしてカイザーは「フランス国民の平和的な運動はとても考えられぬから、われわれ(ドイツ)は、嵐が突発した時には十分強固な準備が整っているように、できる限りの努力をしなければならぬ」と結論している⁹⁵⁾。事実8月下旬には露仏間の「政治協定」がパリにおいて結ばれたのである。

こうして、露仏同盟の締結を確認はしなかったが、ペテルスブルクのドイツ大使館とベルリンのドイツ外交筋では露仏両国の接近を憂慮していた。ところが1891年11月末におけるロシア外相ギールスのベルリン滞在は、ドイツ政府首脳の不安を解消したのだった。ギールスとの会談について記録した宰相カプリヴィと外務卿マルシャルの覚書によれば、ロシア外相はフランス政府の平和維持の態度を説明してドイツ側の理解を得ようと努め、むしろドイツとの提携を復活させようと考えており、少くともより直接的には露独間の経済政策上の改善を求めている⁹⁶⁾。そのようなロシア外相の態度は、ベルリン訪問直前におこなわれた彼のパリ滞在の状況について報告してきたミュンスター大使の意見によって、さらに根拠づけられることになった。パリ駐劄ドイツ大使は、「ギールス氏は当地(パリ)において冷静に行動し、ショーヴィニスト達を落胆させた。あらゆる徴候から見て、文書による(露仏間の)協定は問題にならなかつたように思う」と伝えてきていたのである⁹⁷⁾。かくてヴィルヘルム街では、露仏同盟がなお存在していないと判断したことは確かである。

1892年7月、露仏両国の軍部による軍事協定の調印がいよいよ差迫っていた時、ドイツ側ではそれに気づかなかつた。7月14日フランスの新聞「フィガロ」は「同盟か馴合いか?」という有名な論説を掲げ、露仏同盟条約の達成を要望したが、この論説に対してロシア側で

92) GP, VII, Nr. 1502 u. Nr. 1504. 本稿135頁参照。

93) GP, VII, Nr. 1508.

94) GP, VII, Nr. 1509.

95) GP, VII, S. 224, Randbemerkung Kaiser Wilhelms II : 7 und Schlußbemerkung des Kaisers zum Berichte Schoens, Nr. 1509.

96) GP, VII, Nr. 1513, Nr. 1514, Nr. 1515 u. Nr. 1633. 本稿139頁以下参照。

97) GP, VII, Nr. 1512.

は、ビューロー等書記官の報告によれば、それは「(ロシア) 宮廷ばかりではなく、政界や社交界でも嘲弄の話題として否定的に語られて」いた⁹⁸⁾。しかしペテルスブルクのドイツ大使館が伝えたこの情報が誤っていたことは、すでに述べたところからも明らかである。さらに9月に入って、エクス・レ・ベーンに静養していたロシア外相をフレシネ陸相とリボ外相が訪れ、またカルノ大統領も彼等を通じて見舞を送った時、8月に調印された露仏軍事協定の批准のことがリボとギールスの間で話されたが、ドイツ側ではそれを察知することができなかった。9月20日付でパリのシェーン一等書記官が伝えたところによれば、フランスの諸新聞は露仏同盟の締結を論じているが、ロシアは従来の如く行動の自由を維持する立場から逸脱してはおらず、条約による義務づけに関心をよせているのはフランスだけであり、「フランスとロシアの間には、以前と同様に今後も、不確実な友好関係以外のなにものも成立しないであろう」というものであった⁹⁹⁾。そして11月以降フランス政界に「パナマ・スキャンダル」が荒れ狂った時、ミュンスター大使は、もしも露仏同盟が成立しているなら、リボ外相は自分の政治的生命を救うためにこの事をなんらかの形で際立たせるであろうが、その様子が見られないことは露仏間に条約が存在しないことを暗示するものだ、と推断した¹⁰⁰⁾。さらにツァーのフランスに対する不信感の増大も知られ、12月にはシュヴァニッツ大使の後任としてツァーが自ら信頼するヴェルダー將軍を要請したこともあって¹⁰¹⁾、ドイツ政府が露仏関係の冷却に安堵したことは間違いない。

1893年の前半は、ドイツとロシアの親密な関係が回復される絶好の機会であったことは、すでに述べた。ロシア皇太子のベルリン長期滞在の際には、三国同盟とロシアの提携すら話題になった¹⁰²⁾。さらに4月、ロシア外相ギールスがロンバード禁止令の廃止を要請して露独間の通商政策の改善を要請した時、彼はドイツ大使ヴェルダーに対し、露仏間に同盟は成立していない、とさえ言明した。しかしこの機会にも、ヴェルダーの苦心にも拘らず、ホルシュタイン等の反対で、ドイツ外交はロシアとの提携を拒絶したのである¹⁰³⁾。

かくてロシアは、1893年7月以降、フランスとの関係を再び調整し、ロシア艦隊のツーロン訪問から露仏軍事協定のツァーによる批准へと進むことになる。ところが、ドイツ外務省参事官ホルシュタインには、ロシア艦隊のツーロン訪問という示威運動は、その矛先が何よりもまずイギリスに対して向けられたものであり、イギリスにそのことを注意すべきであって、三国同盟が主要な目標になってはいない、と受けとられたのである¹⁰⁴⁾。しかしペテル

98) GP, VII, Nr. 1518.

99) GP, VII, Nr. 1521. ただし、カイザーはこの楽天的な報告に疑念をいだいている。

100) GP, VII, Nr. 1523.

101) GP, VII, Nr. 1524 u. Nr. 1525.

102) GP, VII, Nr. 1526 u. Nr. 1527. 本稿146頁参照。

103) GP, VII, Nr. 1528 u. Nr. 1655. 本稿147頁以下参照。

104) GP, VIII, Nr. 1840.

スブルク駐箚ドイツ大使は、ツーロンの成果について次のように本国宰相に報告した。

「レクス伯 Graf von Rex (ペテルスブルグ駐在ドイツ大使館付一等書記官) は、既に先月(10月)27日に、ロシア海軍將兵に対するフランス側の歓迎がロシアでは深甚な感銘を醸成したことについて通報した。

私(ヴェルダー)が帰任してから当地(ペテルスブルク)で得た見聞は、この(レクスの)見解が正しいことを裏書きしており、またこの歓迎を通じてフランス人がロシア人から得ようとした成果について、さらに強調する必要を私に覚えさせるものである。ロシアとフランスの „協商“ が、一層緊密な段階に入ったことは疑う余地のないところである。当地では、フランス人は必要の際には理性的でありうることを示したということが強調されており、フランス国民精神に対するある種の信頼が勢力を得ている。……アレクサンドル皇帝の平和愛好は周知のところであるが、しかし彼が諸般の事情に耐えぬかどうかということは疑問である。ロシア皇帝は、露仏親善の催しを成行きにまかせたことによって、自分の国の中にある運動を起させたのであり、その運動を阻むことは今後彼にとって困難になるであろう。私は、ギールス氏がアレクサンドル陛下の対外政策における輔弼者である限り、政治的紛糾の萌芽を胚胎するようなことは何も生じてこない、と信じている。しかし、彼の後継者が同じような慎重さと深慮をいただくかどうかということは、一体誰にわかるのか¹⁰⁵⁾」。

ヴェルダーとペテルスブルクのドイツ大使館は、ツーロンにおいて露仏の提携が確実になつたと判断した。同様の見解は、パリ駐劄ベルギー公使ベヤンスにも見られるように(本稿149頁)、すでに各国の認めるところとなっていた。ところがミュンスター等パリのドイツ大使館は、依然として露仏の提携を信じようとはせず、1894年1月、すでにツァーとギールスによる軍事協定の批准が完了した後になっても、なお露仏関係の冷却を報じて楽観的判断を下している。ミュンスター大使が露仏関係に不安な意見を表明するのは、アレクサンドル3世の薨去に対するフランス側の反応を報じた時、すなわち1894年11月末になつてようやく認められるのである¹⁰⁶⁾。

かくて「新航路」ドイツは、露仏軍事協定が完成するまでの約三カ年間というものは、フランスとロシアの結合に対して、全般的には誤った見透しに支配されていた。ペテルスブルクの出先機関の悲観的な意見は重視されず、ロシアはツァーの平和愛好とフランス共和制への嫌悪の故に、フランスと提携しえないとする楽天的意見が支配的であった。そのため、露独間の友好関係を復活させようとするツァーやギールス外相の努力に対して慎重な配慮をせ

105) GP, VII, Nr. 1534. カイザーもヴェルダー大使のこの見解に全面的に同意している。

106) GP, VII, Nr. 1536, Nr. 1537 u. Nr. 1538.

ず、三国同盟の継続と親英政策をもってドイツの安全保障を確保しようと考え、ロシアの差出した手をしばしば拒否して、結局はツァーとギールスをして已むをえずフランスへと向わせることになったと見ても誤りではなかろう。

第五章 英 独 関 係 の 変 遷

I 三国同盟, 地中海協定とイギリス

ビスマルクは、フランスの「復讐」政策を抑制するために、フランスの国際的孤立化によるヨーロッパ平和の秩序を構成した。1887年の彼の同盟・協商政策は、近東において激化するイギリスとロシアの対立を巧妙に編入したビスマルク体制の頂点を示すものであった。ロシアをフランスに傾くことから阻止するために、彼はロシアの近東、バルカン政策に奉仕しなければならなかった。それが露独再保障条約であった。他方、三国同盟の仲間の地中海と東方に対する利害について見るなら、ドイツ自身はこの方面になんらの利害関係も持たず、したがってオーストリアとイタリアを直接援助するわけにはいかなかったから、彼はイギリスをもってこれを補足した。これが地中海協定といわれるものであるが、そのようなイギリスのためにも、彼はイギリスの政策に奉仕しなければならなかった。ビスマルクは、エジプトの軍事的占領によってフランスと対抗しているイギリスに対して、ドイツをその不可欠の支持者にまで仕立てることでイギリスの要求をみたしていた。

かくて、再保障条約と地中海協定とは、近東、バルカンを含めた地中海問題に共通の焦点をもち、しかもその内容において、ドイツがロシアに認めたものと、イギリス、オーストリア、イタリアのために斡旋したものとの間には矛盾があったのである。それにも拘らず、両者ともバルカンと海峡に関する *status quo*——それは1878年のベルリン会議において規定されていた——の維持に目標がおかれている限り、ビスマルクの行為は背信とはならなかった。この点については、既に説明したところである(本稿58頁以下)。

イギリスがボスフォラス・ダーダネルス両海峡を守り、トルコ保全政策を維持する限り¹⁾,

1) 一般に、19世紀後半におけるイギリスの近東政策は、いわゆるトルコ保全政策に立っていたといわれる。これは誤りではない。しかし1870年代から80年代にかけて、イギリス政界の一部には、コンスタンティノープルを防衛することによってロシアとの対立を激化することはイギリスにとって利益にならないとする傾向が生じてきていた。すなわち、バルカンの諸民族には独立と自治を認めてオスマン帝国の支配から離れさせ、海峡と地中海のオスマン帝国領に関してはロシアとの間に利害の諒解をとげることが考慮された。ディズレーリの後を継いでイギリス保守党の指導者となり、当時のイギリスの外交政策に対してもっとも影響力をもっていたソールズベリ首相は、個人としては早くからこのような構想をいだいており、1876/77年の露土戦争やベルリン会議の際と、1887年のブルガリア問題から生じた列強関係の再編成——ビスマルクがその指導者であった——以後、時あるごとにトルコ分割と英露の諒解をほのめかしている。しかしそれは、イギリスの対外政策全般を支配するものとはなっていなかった。彼が公然とこの問題について語るのは、本稿の取扱う時期の直後、すなわち1895年後半である。Vgl. Kluge, P., *Bismarck und Salisbury, Ein diplomatische Duell*, H. Z., Bd. 175, 1953. Cecil, Lady Gwendolen, *The Life of Robert Marquis of Salisbury*, London 1921—1932, vol. 2, pp. 85 f., 122f., 130, 142 & 145.

近東とヨーロッパ平和の問題は三国同盟にとって好都合であった。イタリアとオーストリアとは三国同盟に満足し、ドイツを頼りとするだけでなく、地中海と海峡においてイギリスの支持を期待することができたからである。他方、イギリスにとっても、三国同盟はイギリス世界政策の協力者であった。なぜなら三国同盟は、近東やアジアにおけるロシアの野望に対しても、またエジプトにおけるフランスの執拗な対抗に対しても、おのずからイギリスの防衛者となるからである。かくてイギリスと三国同盟、地中海協定と三国同盟とは利害共同体を形成していたといえよう。

再保障条約の不更新によってこの関係は崩れた。その最初の徴候は、1890年7月のブルガリア人主教問題において現われる。総主教とロシアの反対にもかかわらず、ドイツはコンスタンティノープルにおいてスルタンのブルガリア人主教の任命を支持し、イギリス、オーストリア、イタリア側に立った。従来ビスマルクの下においてはロシアのブルガリアにおける利害を認め、その優越性を支持してきたドイツが方向を変えたのである。コンスタンティノープル駐劄ロシア大使ネリドフは、ドイツのこの豹変に驚き、憤激したが、それは反対をうけたロシアだけではなく、支持を得たイギリスにとっても意外とするところであった。ドイツ側でも、ペテルスブルクのシュヴァニッツ大使が事態を重視し、「マケドニアにおける二名のブルガリア人主教に対するイスラム教主の公認状の授与は……重大なことである。なぜなら、それはスタンブール **Stefan Stambulow** (ブルガリア首相) の勝利を確立することになるであろうから。そして、たとえ間接的であるにせよ、われわれ(ドイツ)がこの結果に寄与したことは全く疑う余地のないことであるから。それ故、ビスマルク侯がロシア＝ブルガリア問題におけるわれわれの態度について指示していた線から、われわれははじめて逸れたのだ」と記している²⁾。イギリス側は、ドイツのこの変化の中にコンスタンティノープルにおける劣勢挽回の機会をつかみ、トルコに対する影響力を回復しようとはかり、ソールズベリ首相はベルリン会議の海峡協定を変更することを列国に提案しようとした。しかし、「新航路」ドイツは、海峡問題では厳正中立をまもるとして、ロシアとの対立を回避したため、ソールズベリの計画は実現されなかった(本稿84頁以下)。

しかもこの時ドイツ政府は、ロシアに対する政策の一環として、ブルガリア問題にドイツは全く利害関係をもたず、同地におけるロシアのそれを快く承認していること、海峡問題にドイツは触れないこと、ブルガリアのフェルディナント親王に合法性がないとするロシアの態度を認めること等を確認し、1890年8月のカイザーのナルヴァ訪問の際に、カプリヴィ宰相からロシア外相ギールスにそれを伝えた(本稿38頁以下)。したがって、ここでは、東方に対する「無関係、利害なし」というビスマルクの政策が踏襲されていた。ブルガリア主教問

2) **Becker, Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II, S. 187 f.**

題はドイツの地中海、近東、バルカン政策の転換とはならなかった。しかしながら、この時「新航路」の指導者達は、「政治問題に関しては、われわれ（ドイツ）は誠実な仲介者 *der ehrliche Makler* の役割を新たに引受けることは拒絶する。われわれの思わしからざる経験——とくにベルリン会議以後における——を除去する³⁾」という方針も同時に樹てていた。これは明らかにビスマルクの政策に対立するものであった。「誠実な仲介者」ということがビスマルク体制の鍵であり、彼の「潜在的覇権」の核心であったことは、本稿がすでにこれまでしばしば指摘し強調したところである。そして、この「仲介」の役割は、ベルリン会議以来、オスマン帝国をめぐる東方、地中海問題を対象として、ビスマルクにより実施されたのである。それゆえ「新航路」ドイツの指導者達は、東方に関して利害関心も持たず、列強間の対立を「誠実に」調停しようとし、という方針をたてたことになる。それにも拘らず、ドイツは、この方面にきわめて関心の強いオーストリア、イタリアとは同盟関係を強化しようとした。ビスマルクの政策とのこのような一致と相違、その継続と離反とがドイツの国際的地位とヨーロッパ国家系にとってどのような重大な関わりをもっていたかということについて、ビスマルクの後継者、「新航路」の指導者がどの程度明確に自覚していたかは明らかではない。とにかくブルガリア主教問題の後には、ドイツはロンドンにおいても、またウィーンにおいても、ブルガリアと海峡問題に対するドイツの「無関心」を繰返し強調して、その場合ごとに態度決定を留保し、東方の問題にまきこまれることを回避した。従って「新航路」の地中海、近東、バルカン政策は、外見上はビスマルクの政策を継続しているように見える状態が、なお暫くの間つづいていたのである⁴⁾。

他方、イギリスと東方問題との関係については、ドイツはこれを三国同盟との連繫において考えていた。これは前にも述べたようにビスマルクの政策であった。東方に対してドイツは「利害関心をもたない」態度であったから、三国同盟の仲間のオーストリアとイタリアの地中海、バルカン、海峡に対する強い利害関心に直接支持を与えるわけにはいかなかった。それ故ビスマルクはイギリスをこれに配して同盟国を満足させたのであり、それが地中海協定にまで結実したことは、すでに繰返し述べてきた。「新航路」の指導者達は、複雑なビスマルク体制の核心が三国同盟にあると判断して、その維持と強化をドイツ外交の基本線としたが、その際彼等も、ビスマルクと同じように、オーストリアと特にイタリアの利益のためにイギリスを確保しようとし、イギリスを三国同盟の第4の仲間として維持することに努めた（本稿の第三章はこのことを明らかにした筈である）。

1891年5月第3次三国同盟条約が締結された直後に、三国はそれに引き続いてイギリスの獲得をもっと確実なものにしようとした。すなわちイタリア首相ルディーニは、ドイツ、

3) GP, VII, Nr. 1609.

4) Becker, a. a. O., Teil II, S. 187.

オーストリア、イタリアおよびイギリスの四国間に、次の骨子にもとづく協定を結ぶ提案をした。

1. 四国は共同で地中海の北アフリカ地域、すなわち、キレナイカ、トリポリ、チュニジアおよびモロッコにおける領土の現状維持に努め、この目的のため該地域において相互に密接な連絡と援助を行う。
2. 上記の地域の現状維持が不幸にも不可能になった場合に、勢力均衡と正当な損害補償のためにイタリアが上記の地域において占領ないしは他の賠償取立ての形で実際行動にうつらざるを得ない時には、イギリスは上記の意味でイタリアの行動を支持すべく、予めの協定にもとづいてドイツと提携することを承諾する。
3. 同盟三国は、いかなる場合にも、イギリスのエジプトにおける事業を支持する。
4. フランスが、軍事的占領、保護権あるいは主権をなんらかの形で北アフリカ地域に拡大しようとして、またエジプトにおけるイギリスの事業を妨害しようとする時には、ドイツ、イタリアおよびイギリスは、このフランスの企図を三国共通の利益に対する打撃とみなす。このような場合、三国中の一国が軍事的行動を開始した時には、他の二国は、予めの協定にもとづいて、この行動を軍事的に援助する。
5. 四国は、フランスがヨーロッパにおいて四国中の一国に対して攻撃を加えた場合に備えて、予め正規の協定を結ぶことを条件として、適切な時機に同文の宣言を交換する⁵⁾。

この提案は、1887年の地中海協定を中部および西部地中海にも拡大して、北アフリカにおけるイタリアの利益をイギリスが保証するように義務づけようとするものであったが、同時にそれは第5条に示されているように、三国同盟とイギリスをヨーロッパにおいてもフランスから守ろうとする目標を含んでいた。換言するなら、この提案は四国同盟を考慮したものであった。

この提案をうけたイギリス首相ソールズベリは、しかし結論を急がなかった。彼は、イギリスが余りに過大な義務を引受けたとして輿論の非難をうけることを恐れた。たまたまこの頃、イギリス議会ではそのような質問が政府に対してむけられており、また万一の場合には英伊艦隊の提携が約束されているとイタリア国王が確言したという報道が伝えられていた。さらにソールズベリ首相は、イタリアがイギリスとの提携を獲得することによって、フランスとの紛争を軽卒にひきおこすことを恐れた。それ故、彼はしばらくの猶予を求めたが⁶⁾、

5) GP, VIII, Nr. 1714, Anlage. なお、ルディーニ首相はこの提案をドイツを通じてイギリスに伝えようとしたが、ドイツとイギリスの賛成を得られぬ場合を考慮して、別に第2の提案として、イタリアとイギリス二国間だけの協定草案を作製し、イギリスにそれを示すと同時にドイツ側にもこの第2案を通報している。その内容はイギリス、イタリア二国間だけに限られてはいるが、四国間の協定を対象とした第1案と大筋においては異っていない (GP, VIII, Nr. 1715, Anlage, 本稿119頁以下参照)。

6) GP, VIII, Nr. 1722.

この問題に再び立ち帰ることはなかった。オーストリアやとくにドイツ皇帝とマルシャル外務卿の斡旋があり、世評ではイギリスとドイツの間に協定が調印されたとさえ報ぜられたが、イギリス首相はこの件について商議することはなく、三国同盟側からのイギリスに対する協定の申しこみは失敗に終わった。それどころかイギリスは、クロンシュタットからの帰途ポーツマスに寄港したフランス艦隊を盛大に歓迎する示威運動を展開し、三国同盟との間に特殊な関係がないことを示したのである（本稿119頁以下参照）。

三国同盟側からイギリスに働きかけた提携交渉はなんら成果を修めずに終わったけれども、両者の関係は悪化したわけではなかった。ヘルゴラント＝ザンジバル協定以来、ドイツとイギリスの関係は親密であり、両国間には対決をせまられるような切迫した利害対立はなかった。イタリアのイギリスに対する要求にイギリスは警戒したけれども、しかし地中海西部とエジプトでは、フランスの方が当面のもっと強力な対抗者であった。近東、バルカンでも対立は依然としてイギリスとロシアの間にあった。事実、コンスタンティノープルにおいてフランスとロシアとは、両国間のいわゆる「政治協定」が成立した1891年秋から翌92年の春にかけて、共同でスルタンに圧力をかけ、エジプトにおけるイギリスの政策に対抗させようと働きかけていた（本稿144頁以下参照）。したがって、フランスとロシアの対抗の方が、イギリスにとっては急を要する重大な関心事であり、そのためには、三国同盟諸国と交友関係を維持しておくことがむしろ必要だったといえよう。

1892年7月のイギリス下院総選挙で、自由党が勝利を得た。このためソールズベリの保守党内閣は退陣し、代って自由党のグラドストンを首班とする政府が8月16日に成立する。この約一カ月の間、ドイツ外務省では、イギリスの政権交代に一種の不安をいだきながらこれを見まもっていた。ソールズベリの敗北により、イギリスの大陸政策、とくにイタリアとトルコに対するイギリスの関係が変化するのではないかと危惧されたのである。ドイツ政府はそこで、ロンドン駐節ドイツ大使に指令して、なお首相の座にとどまっていたソールズベリからこの点に関する彼の見解をききだそうとした⁷⁾。ハッツフェルト大使はこの照会に対し、問題はローズベリ Archibald Earl of Rosebery (1847—1929) が外相に就任するかどうかにかかっていること、またソールズベリの意見では、グラドストン自身はフランスに対して友情を示すであろうし、したがってイタリアのために介入することは差控えるであろうから、イタリアはそのためフランスに強く対抗できなくなるであろうというものであったことを報告している⁸⁾。

このようなイギリス政権交替の状況に対して、ドイツ外務省では次期自由党内閣の対外政

7) GP, VIII, Nr. 1731.

8) GP, VIII, Nr. 1732.

策について、大略次のような予測を行っている。すなわち、総選挙戦中の自由党側の発言から推測するに、グラドストン内閣の外交は、差当っては前政府の方向を急激に変更することはない。しかし自由党には親仏的人物が多いから、これからのイギリス外交はソールズベリ政権の時よりも親仏的色彩が強まるであろう。それでもイタリアを犠牲にすることは、イギリスにとっても打撃であるから、輿論がそれを許さぬであろう。グラドストンが以前に首相であった時、とくに1884年から86年にかけての経験から、フランスとロシアにはイギリスの容喙に対する危惧が減少することは計算に入れなければならぬ。自由党の中には、東方においてロシアを監視するのはイギリスの仕事ではない、という主張がある。この任務をまっぴら中部ヨーロッパ列強におしつけたがっている。それによってロシアの注意を中央アジアとインドから逸らそうと願っている。この点で、小アジアをイギリスの守備範囲として海峡問題から目を離さない保守党の政治家達とは大いに異なる。グラドストンからトルコに対する同情を望むことは無理である。このトルコを代償にして、彼はロシアとの良好な関係を確立したいと願うであろう⁹⁾。

要するにグラドストン政権下のイギリス外交は、ソールズベリ保守党内閣の時よりも、各方面、とくに対イタリア政策、対フランス政策、東方政策で、ドイツにとって思わしくない方向をとることが予測されていた。8月4日ハッツフェルトはソールズベリに対して、イタリアとの秘密協定をローズベリ（この時彼の外相就任はまだ決定していなかった）に打明ける気があるかどうかを内密に質問した。イタリアとの秘密協定とは、要するに地中海協定のことであるが、それは正規の国際条約の手続きを踏まずに、覚書交換の形式をとっていたから、ソールズベリが結んだこの協定は、グラドストンの政府を拘束するものではなかった。すなわち、グラドストンの対外政策がこの地中海協定を無視しても、それは協定の相手の国から非難や抗議を受ける筋合いのものではなかったわけである。しかし、地中海協定にイギリスが拘束されないということは、イタリアのみならず三国同盟とドイツ外交にとっても、政策の原理に重大な変動をまねく由々しい問題であった。ソールズベリはドイツ大使から受けたこの質問に対して、「事情によっては問題の協定をローズベリに説明し、彼に対して自分（ソールズベリ）のイタリア政策を堅持するよう、積極的に助言するつもりだ」と答えた。そして彼はそれに付け加えて、イタリアに対する関係は東方問題よりも重要であり、対外政策全体の鍵はこの点にあると自分は考えている、何故なら、それから逸脱することは列強の離合にイギリスにとっては望ましからざる変動を誘致することになると思われるからだ、と語った¹⁰⁾。ここに、ソールズベリがこれまでとってきたイギリス外交の基本的傾向の一端が見られるのである。

9) GP, VIII, Nr. 1733.

10) GP, VIII, Nr. 1734.

グラドストーン内閣は、このような方向をとっていた保守党のイギリス外交に対して、実際にどのように対処したであろうか。

自由党内閣が発足して間もなく、8月20日、ローズベリ外相はロンドン駐箚ドイツ大使ハッツフェルトに、イギリスの対外政策が変わらないことを暗示した¹¹⁾。ところが9月はじめにはイタリアの一新聞にグラドストンの書翰が発表され、その中でイギリス首相がイタリアの「異常な軍事費と厄介な同盟」に苦言を呈したことになっていた。そのためイタリア政界にはイギリスに対する不安感が突如としてたかまり、政府においても、イギリス首相の発言は地中海協定の破棄を暗示したとして危惧された。これに対しローズベリ外相はハッツフェルト大使を招いて、イタリアをできるだけ安心させるようにと望んだ。しかし外相は、閣僚の一部の賛成がえられず、また彼自身イタリアとの提携の問題で近日中に議会で質問されるのはほぼ確実であるから、イタリアに対して文書に認めた保証を与えることはあまりに危険である、と語った。ハッツフェルトは、イタリアの不安はグラドストンの書翰だけが原因ではなく、ローズベリ外相がイタリア関係の問題について見解を表明することを避けていることにあるのだ、と答えた¹²⁾。そこでローズベリは「フランスが理由もなくイタリアを攻撃した場合、地中海およびインドにおける強国としてのイギリスは当然イタリアを援助するであろう」と表明し¹³⁾、また外務次官カリー **Sir Philip Currie** (1834—1906) も、イタリア政府にとっては、現在のイギリス内閣が(イタリアとの地中海)協定に拘束されることを望まぬという宣言を発しない限り、この協定の効力が今後とも続くことに疑念をいだく理由は全くない、とローズベリの立場を敷衍した¹⁴⁾。ローズベリの説明はドイツを通じてイタリア政府に伝えられ、イタリア側も一応は納得した¹⁵⁾。しかしローズベリの発言は彼個人の見解であって、イギリス内閣としてはそれ以上の公式の通報をイタリア政府に与えることはできない、と外相はこの表明の中で述べていた。ローズベリと交渉したハッツフェルト大使も、グラドストーン内閣がイタリアを見放すことはイギリスの輿論が承知しないことを報じ、ローズベリの表明で満足すべきことを本国政府に薦めた¹⁶⁾。むしろ彼は、その後しばしばグラドストーン内閣におけるローズベリの立場を詳細に報告し、親仏的なグラドストーン首相に対しローズベリ外相が閣内において均衡を保つように外相を支持することがドイツにとっては重要である、と意見を具申した。かくて、イギリス外相からイタリア支持を表明した覚書を得るよう

11) GP, VIII, Nr. 1736.

12) GP, VIII, Nr. 1737.

13) GP, VIII, Nr. 1740, Anlage, S. 89.

14) GP, VIII, Nr. 1738.

15) GP, VIII, Nr. 1741.

16) GP, VIII, Nr. 1740.

の意見に、ドイツ外務卿マルシャルも賛同するようになった¹⁷⁾。

この間にローズベリ外相とハッツフェルト大使の間には個人的な親密さが加わり、1893年の前半には、ドイツに対するイギリス外交の信頼が深まった。ハッツフェルト大使は、このような状況の中ではグラドストン内閣に対するドイツの支持がどの程度まで確実であるかをイギリス側に明示しない方がドイツの政策にとってはむしろ適当であると判断している。それは、エジプト問題でイギリスがフランスとロシアの対抗を危惧しなければならず、そのためドイツの支持を必要としていたからである¹⁸⁾。

イタリアとイギリスの関係も、地中海におけるフランスとロシアのイギリスへの対抗という現実問題から、相互に緊密化してきた。さらにオーストリアも、イギリス自由党内閣がソールズベリの外交政策を継続しているとして満足していた。イギリス側もオーストリアに対して、同国はイギリスの「生来の同盟者」である、と語りかけていた。ローズベリは時折、東方に関してイタリアがロシアに接近することを恐れ、イタリアとイギリスとの結合の維持に努めたから、ドイツとしてもローズベリのこの処置に満足の意を示していた¹⁹⁾。その一方フランス側からは、イギリスにおける自由党内閣の成立が古い英仏和親協商を復活させるのではないかという期待がもたれていたのがあったが、ローズベリの外交はフランスに幻滅感をあじわわせている、という報告がすでに早くからドイツ側に届いていた²⁰⁾。

それ故、イギリスにおける保守党から自由党への政権交代は、三国同盟諸国と地中海協定に一時不安を与えたのであるが、ローズベリ外相は差当りソールズベリの政策を継承したのである。すなわち、ドイツ、オーストリア、イタリアとの友誼を維持して三国同盟との良好な関係を保持し、地中海においてはイタリアを支援してフランスに対抗する従来の方針に従ったから、列強の離合関係には変動が生じなかった。

それにも拘らず、自由党政府のイギリス外交は、ソールズベリのそれに比べるならば、これら三国になお一抹の不安を覚えさせるものがあった。ソールズベリとの間には、地中海協定を中部および西部地中海にまで拡大し、三国同盟とイギリスとの緊密な協力により、実質的にはヨーロッパに四国同盟を形成するような提案が——実現はされなかったが——なされ得る関係が存在していたけれども、今やグラドストン内閣とローズベリ外相に対しては、そのような提議を差控えることは勿論のこと、地中海協定の継続についてイギリスとイタリアの間で覚書交換を実施することさえ得策ではないと判断された。要するに、イギリスとフランス、ロシアとの関係は依然として対抗状態にはあり、三国同盟諸国とイギリスとの間に

17) GP, VIII, Nr. 1744.

18) GP, VIII, Nr. 1746 u. Nr. 1835.

19) GP, VIII, Nr. 1745, Nr. 1747 u. Nr. 1748.

20) GP, VIII, Nr. 1743.

は基本的には緊密な紐帯が維持されてはいたが、しかしソールズベリの時期よりはそれが幾分か弛緩するという、ニュアンスの相異が生じていたとみるべきであろう。

Ⅱ シャム紛争と三国同盟

ところが1893年後半になると、シャムをめぐるイギリスとフランスの対立が急激に昂まり、それがイギリスと三国同盟ないしドイツとの提携問題にまで影響するという事態が発生した。

1886年イギリスが上ビルマを併合し、またフランスが1885年から87年にかけてフランス領インドシナを確立してから、シャムはこの両ヨーロッパ強国の間に介在して、その植民地境界線の争いにしばしば関係させられる状態におかれるようになった。1893年春以来、フランスのシャムに対する要求から端を発してさまざまな偶発事件が起り、両国は紛争に陥った。イギリスはビルマと仏領インドシナがシャムの北部で直接隣接することを嫌っていたので、シャムに対してフランスの要求を容れるように勧告すると共に、フランスに対してはイギリスのシャムにおける利益を侵さぬように警戒していた。フランスはシャムに対して強硬な措置をとり、メナム河口に砲艦を派遣して封鎖の態勢を示したため、イギリスもまた軍艦を派遣し、7月に入ると両国の砲艦はバンコクにまで溯航して対峙する程になった。7月末フランスは遂にシャムの封鎖を宣言するが、それと同時に、フランス側からイギリス軍艦に対して退去要求がなされたという情報がロンドンに伝わった。これに対し、ローズベリ外相は不退去を訓令して、フランスと断乎対決する姿勢を示した。かくてイギリスとフランスの間には戦争勃発の緊迫した危機が突発するに至った。その後間もなく8月1日にシャムがフランスの要求を容れ、フランスも封鎖を直ちに解除した。またフランスのイギリス砲艦に対する退去の要求は誤報であることが明らかとなった。イギリスとフランスの間の危機は急速に回避され、両国はその後、植民地境界について交渉のうちに問題を解決するのである²¹⁾。

東南アジアの植民地問題に関するイギリスとフランスの対立の経過はほぼ以上のようなものであったが、しかしこの遠隔の地に起った英仏対立は、ヨーロッパの列強関係にきわめて重大な作用を及ぼしたのである。

危機がさしせまった1893年7月26日に、イギリス外相ローズベリはドイツ大使ハッツフェルトに対し「イギリスがシャムにおいて優柔な態度をとれば、インドにおけるイギリスの威信は著しく毀損することになるだろう。……英仏戦争が起った場合に、この問題に対するドイツの関心が増大することを望む。なぜなら、そのような不測の事態は、四国同盟を実現す

21) Gooch, *History of Modern Europe 1879—1919*, p. 267 ff.

Langer, *The Diplomacy of Imperialism*, p. 43 f.

るチャンスを提供するだろうから」と話した²²⁾。今や、英仏対立の切迫した状態の中で、ローズベリはフランスに対する彼の強硬態度を閣内で貫徹するために、イギリスの国際的立場を有利にすべく三国同盟の支援を求めるに至った、とハッツフェルトには思われた²³⁾。しかし、とにかく四国同盟という構想がイギリス外相の方から語られたのである。

ハッツフェルト大使から以上のような報告を受けたドイツ外務省では、まずホルシュタインが次のような判断を記録している。

「英仏間の不和にイタリアとドイツを引入れようとするイギリスの試みは、ローズベリが彼の閣僚の決意に圧力をかけるためではなくて、第三国の介入によってイギリスの後退を掩護し、ないしは可能にするために、内密の話をしたものである。フランスとの戦争でイギリスを援助することは、イタリアにとっては死活にかかわる問題であり、それには条件が必要である。すなわち、戦争が既に開始されていてイギリスがもはや後退できないか、あるいは、イギリスがグラドストンの調印した確固たる条約をイタリアと締結しおわっているか、この二つのうちの一つが前提となるのである。この条件のいずれかが存在しないうちにイタリアが英仏戦争に外交的に介入するなら、イタリアはイギリスの避雷針に利用されるだろう。つまり、イギリスは、おそらく体面をそこなわずに事件から身を引き、フランスは外交的に敗北を喫することになるが、その時にはしかしフランスは最初のチャンスにイタリアと交渉しようとするであろう。その時、グラドストンのような政府が自発的にイタリアを援助することは、最近の経験から考えるならば、以前よりも望み薄である。万一の際のドイツの役割ははっきりしている。われわれ(ドイツ)は、フランスに対する戦争においてはイタリアに味方しなければならぬ。条約によれば、戦争という事実だけで十分であり、原因は問題ではない。ただ宣戦布告かあるいは最初の戦争行為がまずフランスからはじまることだけが大切なのである。それ故イタリアがイギリスの支持を実際に、または条約によって保証されないうちは、フランスに対する関係を尖鋭化させないことがわれわれには得策であると思う²⁴⁾」。

さらに外務卿マルシャルは、同じくイギリス側から支援の要望をうけたイタリアがドイツの対応を問い合わせてきたのに対して、次のように返答している。

「われわれは、これまでの慎重な態度を堅持するつもりである。……例えば、イタリアが誠実な仲介者の役割をするならば、フランスを譲歩させることはできるであろう。しかし外交的敗北の憤懣はすべてフランスからイタリアになげかけられ、他方でフランスとイギリスとは間もなく友誼を回復するであろう。しかし、イギリスとフランスの間に戦争が

22) GP. VIII, Nr. 1749.

23) GP. VIII, S. 105, Anm. 2.

24) GP. VIII, Nr. 1750.

起るならば、事情は違ってくるであろう。その時には積極的政策をとる口実について論ずる機会がきっと生ずるであろう。……四国同盟が危機の際におけるイギリスの威嚇手段にすぎない限り、それをあまり重視しない方がよいであろう²⁵⁾」。

ホルシュタインとマルシャルの記録は、いずれも、イギリスとフランスとの対立に三国同盟の介入を求めたローズベリ外相の要望がイタリアをその中心目標としていると判断していた。そして両者ともに、イギリスの要望に直ちに応ずることには警戒している。その理由は、イタリアないし三国同盟が介入した場合に、それを勧誘したイギリス自身はフランスとの正面きった対立から後退し、結局イタリアないし三国同盟はフランスとの対立を背負わされて、イギリスの「避雷針」に利用されると臆測された点にあった。ドイツ側では、イタリアないし三国同盟列強のイギリス側への援助は、イギリスとフランスとが先ず戦争に突入してしまっているか、あるいはイギリスがイタリアと正式な条約を締結して、イギリスによるイタリアの保証を予め約束していることが先決の前提だと判断された。そしてドイツの介入は、イタリアがイギリス側に加担した後に生ずることだと考えられていた。かくて、ローズベリの要望に対してドイツは慎重を期し、その旨をイタリア側にも通知したのであった。

ところが、7月30日、フランスのシャムに対する最後通告とともに封鎖がはじまり、バンコクに碇泊していたイギリス砲艦に対してフランス側から退去要求が出されたとの通報に接したローズベリ外相は、直ちに不退去の訓令を発して強硬な態度をとった。フランスとの戦争も辞さぬ覚悟を示したローズベリは、シャムにおけるこの緊迫した状況をハッツフェルト大使に伝え、ドイツ政府のこれに対する反応を知るとともに、三国同盟の戦争に対する援助を要求しようとした。そこで7月30日夜半、ヴィクトリア女王から、当時カウズに滞在していたドイツ皇帝ヴィルヘルム2世のもとに使者が派遣され、ローズベリからの電報を届けるとともに、ハッツフェルト大使を直ちにロンドンへ派遣されるようにと要請した。ローズベリの電報は次のように述べていた。

「フランス政府はわれわれ(イギリス)に対して、バンコクに碇泊中の砲艦の退去を要請している。私(ローズベリ)はこれを拒絶した。ハッツフェルト伯と直ちにロンドンで会うことを要望する」。

ハッツフェルトは当時カウズで病臥静養中であつたので、カイザーはハッツフェルトと相談の後、ロンドン駐在ドイツ大使館付一等書記官メッテルニヒ Paul Graf von Wolff-Metternich を直ちにロンドンのローズベリのもとへ派遣した²⁶⁾。

25) GP, VIII, Nr. 1751.

26) GP, VIII, Nr. 1752. ヴィクトリア女王の使者から電報を受取ったカイザーは、あたかも直接に戦争の危険が迫り、ローズベリがドイツの援助を懇請しているかのような衝撃を受けた(GP, VIII, S. 107, Anm. 3.)。「カイザーは直ちにホーエンツォーレルン号(カウズにカイザーが乗ってきたドイツの御召艦)に帰り、サロンに入ったが、全く平静を失っていた。私はカイザーがこん

後になってから判明したことであるが、この時まではイギリス外相は、翌朝（7月31日朝）イギリス人が目覚めた時にはフランスと戦争状態に入っていることを知るようになる、と覚悟しており、その場合には三国同盟の援助をもちろん確認しておこうとしたのである。

ハッツフェルト大使は、カイザーの相談をうけた後、直ちに本国外務省に次のように打電して事態を報告するとともに、政府の方針について質問した²⁷⁾。

「メッテルニヒ伯には、ローズベリに対して私（ハッツフェルト）の個人的意見だけを話し、むしろイギリス外相の提案や質問を直ちに本国政府に報告して訓令をうける準備を整えていると伝えるように依頼しておいた。

私には英仏間の紛争はまだ起るとは思えないが、本日の私の意見表明によってローズベリ卿を最初から失望させることは適切だとは思われない。

私の考えでは、われわれの直面している問題は次の点にある。

1. 今ただちにヨーロッパの紛争になることは、われわれ（ドイツ）にとって政治的にも軍事的にも都合がよいのかどうか。このようなヨーロッパの紛糾から、われわれはいつまでも遠ざかっていることはできないだろう。——もしも不都合なら、われわれはここ（ロンドン）で冷水を浴びせなければならぬ。このことは、われわれがローズベリに次のように話すことで、多分容易にできるであろう。すなわち、イギリスにおいて三国同盟そのものにもっとも広範な保証が提供される場合にのみ、イタリアの介入に対してわれわれは賛成できるのであり、イタリアがわれわれの同意なしで行動する時には、イタリアはわれわれの援助を期待できぬであろう、と。

2. 現在われわれにとってヨーロッパの紛争が不都合でないとするならば、われわれはローズベリ卿の提案に対して、イタリアとの正式な諒解をとげるようにと示唆する返答をすべきであろうか。それともこの英伊の協定を実際に促進すべきだろうか。あるいは、われわれ自身はこのことではなお表面に出ない方がよいのだろうか。

3. 英仏間の紛糾が実際に重大なことになり、イギリス政府がその決心を示してわれわれの関与の問題を提案する場合には、われわれは、イギリス政府がそのような場合に三国

なにひどく取り乱していたのを見たことがない。それは1891年におけるフランス艦隊のクロンシュタット訪問に続く第二の大きなショックであったが、それはロシアとの秘密条約の不更新の結果生じたものであった。カイザーは、„イギリス艦隊はフランスとロシアの艦隊を合わせた力より弱い。われわれ（ドイツ）の弱小艦隊の援助があっても、イギリスは劣勢である。フランス人はきっとロシアを動かそうとするだろうが、それはアレクサンドル皇帝の余（カイザー）に対する敵意ある態度に徴してみても、うまくいくだろう。われわれの陸軍はフランスとロシアに対して同時に戦うのに十分なほど強力ではない。フランス人は絶好の時機をうまく選んだものだ。怒濤が頭上におしよせてくるのが止むのを無為に待つことはできない。もしも指導的役割を引受けなければ、ドイツの威信は全く失われてしまうだろう。そして世界強国でなくなれば、まことにみじめな姿になるだろう。一体どうしたらよいのか“と話した」とオイレンブルクは日記に記している（Zit. in.: Becker, Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II, S. 205）。

27) GP, VIII, S. 111, Anm., vgl. Nr. 1759.

同盟に加入する決意があるかどうかという質問を逆にすることでもって、それに応えるべきであろうか。もしもわれわれの質問に対してイギリス側が肯定の返答をした時には、われわれは勿論もはやあとに退くことはできない。われわれはそれにひき続いて軍備を整えなければならぬし、これまで回避してきた突発的な全面戦争に全力をあげて参加することを義務づけられることになる。

当地（イギリス）において事件がフランスとの戦争の方に進んだならば——私はまだそうなるとは思っていないのだが——、それは恐らく（フランスと）ロシアとの共謀によるものであるから、すべて事柄は急速に展開する可能性がある。それで私は、その時われわれにとって事柄が有利に作用するためにも、万一の場合にはためらうことなくローズベリに与する状態に、できる限り速かにもっていくべきだと考えている。

紛争が現在われわれにとって政治的にも軍事的にも都合がよいという場合に関しては、私の考えは次の点にある。

1. イタリアは、イギリスがなんらか敗北を蒙るまで待つべきではなく、即座に救援に赴かねばならぬが、しかし特に当地においては、相互保証を内容とする相応の協定を締結する用意のあることを、躊躇することなく表明しなければならぬ。

2. そうなった場合にわれわれは、われわれの態度に関するローズベリの照会に対して、イギリスは三国同盟に参加する意志があるかどうかという反問をもってそれに応える。それと同時にわれわれは、イギリスの三国同盟への参加という条件で、イタリアのイギリスに対する即座の支援に同意し、それに関する協定を促進することをはっきりと承諾する²⁸⁾」。

ハッツフェルト大使の以上のような質問に対して、帝国宰相は次のように欄外記注を施し、この英仏間の切迫した危機に対するドイツのとるべき方策を示している。

1. 戦争が大衆的支持を得る動機をもっているならば、内政的見地からみて、戦争は望ましくないものではない。軍事的には、現在もまた今後もきわめて好都合である。軍備の問題は、目下のところ困難はない。
2. イギリスが海上で決定的に敗北し、地中海から駆逐されてしまった時には、イタリアのフランスに対する宣戦などは馬鹿げたことであろう。
3. われわれにとって、来るべき大戦争の開始のもっとも願わしい形というのは、イギリスの一軍艦の舷側から第一弾が発射されることである。その時われわれは、三国同盟を四国同盟へと拡大できる保証を得るのである。われわれはイタリアを単独で先発させることは避けなければならぬ。イタリアは打倒されるであろう。その後からでは、われわれが愈々

28) GP, VIII, Nr. 1753.

困難になる。それ故、まず最初にイギリスを交戦させ、次いでロシアが参戦するか否かに応じて、やはり三国同盟列強全部またはイタリア+ドイツを登場させる。これが軍事的に適切なやり方であり、それに応じて外交的に演ぜられねばならぬ²⁹⁾。

この二つの記録から、ドイツ大使は7月30日のローズベリ外相の重大決意が現実になるとは思っていなかったことが知られる。カイザーは、ヴィクトリア女王からの夜半の時ならぬ使者派遣とローズベリの電報で、ドイツが即時参戦することになると思いこんで恐慌を来し、ドイツの軍事的劣勢を想像して平静を失ったが³⁰⁾、宰相の方はドイツの戦力に自信をもっていた(先にも触れたように、1893年6月、ドイツ帝国議会で陸軍の拡充法案が承認されていた)。カプリヴィはむしろドイツの参戦を前提として開戦外交の方針を構想した。ハッツフェルトも戦争勃発を信じてはいなかったが、万一の場合のイギリスのドイツに対する要求を予想してその対処を考えている。しかし両者とも、イタリアを単独で英仏戦争に参加させないことで一致している。ただし、宰相は軍事的見地が優越しているが、ともかくドイツ外交は、この時、三国同盟の安全保障と維持に努め、イギリスの要求によってこの結束を乱されぬことを重視していた。これは「新航路」外交の基本政策としてとられた従来からの三国同盟強化維持の方針であるから、当然のことであった。まずこの原則を確保して、その上にイギリスとの提携、四国同盟の実現ということが考慮されている。

前に述べたように、ホルシュタインやマルシャルは、ローズベリの四国同盟構想の暗示が英仏間の紛争、対立に三国同盟列強をイギリスの代理人、「避雷針」にしようとする策謀であり、「威嚇手段」であると判断して、これを重視しなかった(本稿168頁以下)。ところが、7月30日の夜半に英仏間の破局がせまったという情報を得てから、ハッツフェルトとカプリヴィは、この破局に対応する政略として四国同盟を考慮しなければならなかった。

ところで、ドイツはビスマルクの宰相の時期に、英独同盟の締結を試みたこともあり、またイギリスを三国同盟の「実質上の一員」として維持する方針をとっていた。「新航路」外交も、イタリアの地中海における勢力を維持し、フランスへの対抗を強化するために、ビスマルクの政策を継承して、イギリスをもってイタリアに配することを心がけた(これらについては、すでに第二章と第三章において説明した³¹⁾)。そして第3次三国同盟条約締結の際には、そ

29) GP, VIII, S. 110, Randbemerkungen des Grafen von Caprivi.

30) 前掲 169頁, 注 26) 参照。

31) ビスマルクは、イギリスとドイツとの友好とイギリスを「三国同盟の実質的な一員」として維持することに努めたが、しかし三国同盟の中にイギリスを加入させることは考えていなかった。彼は、イギリスの加盟によって中欧同盟のロシアに対する政策決定が左右されることは思わしくない、と考えていた。彼がイギリスとドイツとの同盟を構想した時も、それはロシアに対抗するためではなくて、フランスとの対抗をもっぱら考えていたのである。この点では、カプリヴィが英仏戦争勃発後にロシアの参加如何を見て三国同盟全部もしくはイタリア+ドイツのイギリス援助を実施しようと準備したのとは、その状況把握が異っている (Vgl. Becker, a. a. O., Teil II, S. 206 f.)。

の附帯議定書において、近東に関する英奥伊地中海協定を中部および西部地中海にまで拡大して、イタリアとイギリスの結合力を強化することにつとめることが、同盟三国において諒解されていたのである³²⁾。前に述べた1891年5月のイタリア首相ルディーニによるイギリスへの提案は、まさにこの線の上で執られた政策であった(本稿162頁以下)。またグラドストン内閣のローズベリ外相も、ここ一年来、ソールズベリのとった対三国同盟、対イタリア政策を少くとも放棄してはいなかった。それ故イギリスを加えた四国同盟という構想は、三国同盟諸国の間では、少くとも1891年におけるルディーニ提案をその内容とするものであり、より緊密な関係に進むとすれば、それはイギリスが三国同盟条約の内容について通知を受け、ドイツが地中海協定に加入するとともに、三国同盟とイギリスとの間でルディーニ案が正規の条約として締結されるという形をとるものであったことは、想像に難くないところであろう。そしてローズベリ外相も、1893年夏のこの緊迫した状況に至るまで既に一年近く職務についていたから、1891年のソールズベリに対するルディーニ提案を知っていた筈であり、それが地中海協定を中・西部地中海にまで拡大する協定になり、実質は四国同盟となることを承知していたと思われる³³⁾。それ故、ホルシュタインやマルシャルが、イギリスに危機が生じた時にはじめてローズベリが四国同盟を話題にしたのはイギリス外交がその危機の克服のためにのみ三国同盟を利用しようと策しているのだ、と猜疑したのも、あながち不当であったとは言えない。ハッツフェルトの四国同盟に対する考慮も、以上の前提条件がみたされた場合に可能となるとみている。ただカプリヴィ宰相は、開戦の対応策として見る立場に傾いていたようである。

さて、以上のような緊迫感の中に、メッテルニヒはハッツフェルトに代って至急ロンドンに赴き、7月31日ただちにローズベリ外相に会った。ところが事態は一変し、切迫した戦雲は意外にも突然四散した、と外相は語った。そしてフランスのシャムに対する要求をシャム側が受容れたこと、バンコクのイギリス砲艦に対するフランス側の退去要求は誤報にもとづ

32) GP, VII, Nr. 1427.

33) もっとも、ローズベリは外相就任直後の1892年9月はじめに、ハッツフェルトに対して、「ソールズベリ卿がイタリア政府と結んだ協定の条文をまだ読んだことがない」と話しているが(GP, VIII, Nr. 1737)、その一年後のシャム紛争が過ぎた1893年8月にも、ロンドン駐劄オーストリア大使ダイム Graf Deym に対し、「問題の文書(すなわち地中海協定)を読んだことはなく、また読みたいとも思わぬ」と語っている(GP, VIII, Nr. 1758)。しかしソールズベリは、グラドストンと首相の地位を交替する時に、ローズベリがまだグラドストン内閣の外相に決定してはいなかったが、彼に地中海協定のことを個人的に説明しておこうとハッツフェルトに打明けている(GP, VIII, 1734)。たとえソールズベリが下野の前にローズベリに事情を話さなかったとしても(GP, VIII, 1736)、ローズベリは外相の地位に一年は就いていたのだから、1893年の夏には、彼が地中海協定やルディーニ提案の文書は読んでいなかったにしても、その大略については知っていた筈である。また、もしもローズベリ外相がそれを知らずに、シャム紛争に関係して四国同盟を暗示したとすれば、彼はイギリス外交にとって随分危険な策謀を戦争の破局を覚悟しながら行ったことになり、彼は三国同盟をフランスに対するたんなる「避雷針」としか考えなかったことになる。Cf. Langer, op. cit., 2. ed., p. 66 C.

くものであったことが判明したことなどについて説明し、例の四国同盟のことにはなんら言及しなかった³⁴⁾。

こうして、シヤム紛争におけるイギリスとフランス間の尖鋭化した危機は急速に消滅したが、それに関係してイギリスの暗示をうけた三国同盟諸国の反応の結果は、英独関係や英伊関係にとって好ましいものではなかった。イタリア側では、8月以後、ローズベリ卿は彼にとって事件がそれ程重大でなかった時には大言壮語して三国同盟列強との同盟を口にした、として不快の念が現われてきた。そしてイギリスに対する信頼感を喪失し、イギリスは場合によってはイタリア人を見殺しにするのではないかと恐れた³⁵⁾。

ドイツ側でも、この事件から、イギリスに対する強い不信感が生じた。破局の危機が消滅した直後、1893年8月2日にドイツ外務卿はホルシュタインの起草になる書翰をハッツフェルト大使に送り、イギリスが確固たる条約を結ばぬ限り、イギリス政府は自ら進んで自己の利益を協力して防衛することを真剣には考えず、むしろ三国同盟だけが代理者としてイギリスの利益の防衛を引受けてくれる機会を待望すると思わざるを得ない、と述べている。しかしマルシャルが、「シヤム紛争危機が去った後でも、三国同盟とイギリスとの協定問題はなおその重要性を失っていない」と指摘している点は注目すべきであろう。その理由を彼は、イギリスとフランスとの間には地中海問題があるからだ、と説明している。すなわち、フランスのイギリスに対する対抗力が上昇し、しかもロシアとフランスの提携が十分考えられるところであるから、イギリスは三国同盟ないしドイツ、イタリアの援助を必要としている、というのである³⁶⁾。さらに8月4日、マルシャル外務卿は、ハッツフェルト大使に宛てて、「戦争の危険が切迫した際に、拘束力をもった協定によって保障されることの必要性をイギリスの権威ある政治家達に対して信じこませることに貴下が成功するよう、私は期待している」と重ねて訓令した³⁷⁾。こうしてドイツはイギリスに対する不信感にも拘らず、否それ故にこそ、イギリスとの提携を確実な協定によって固定化し、またイギリス内閣の更迭によっても効力の変らぬ義務関係を樹立しておこうと努めたのであり、それは前に述べたホルシュタインの方針にもとづいていたと言えよう(本稿168頁参照)。

イギリスにおいても、この紛争の結果、輿論の中に変化が生じ、イギリスとフランスの利害が衝突するところでは何処でもフランス人の傍若無人ぶりに関する憤激がわきおこった。これまでは三国同盟、とくにドイツへの接近という考え方は不安がられていたのだが、今はそれが信頼をおかれるようになった。そしてカイザーのたび重なるイギリス訪問も、非常に好意をもって迎えられている。このようなイギリス輿論のまことに好ましい変化というもの

34) GP, VIII, 1754.

35) GP, VIII, Nr. 1755 u. Nr. 1758.

36) GP, VIII, Nr. 1756.

37) GP, VIII, Nr. 1757.

は、ここ数年間というものはとても望むべくもない事であった、とハッツフェルト大使は報告している³⁸⁾。そして彼自身、この機会にイギリスとの提携の問題を、本国政府の指示によって促進しようと試みた。

しかしながらイギリス側は、協定にもとづいたイギリスと三国同盟との結合というドイツの要望を慎重に回避した³⁹⁾。93年12月には、ロンドン駐節のオーストリア大使を介してイタリアとイギリスとの協定が企てられたが、ローズベリ外相はそれも拒絶した⁴⁰⁾。かくてドイツ外交筋では、イギリスの拒絶に対する非難が急激にたかまり、異常なほどの警戒心がイギリスに向けられる結果になった。1893年10月下旬、ドイツ外務卿マルシャルはハッツフェルト大使に次のように書き送っている。

「過去八週間の間にわれわれがイギリスの行為から知り得た教訓は、われわれのあの警戒心を強めるのにはまさに恰好なものである。この警戒心とは、同盟者を求めるのではなく避雷針を探し求めるような政策に対して、確かにこれまでも怠ってはならなかった義務であった。……われわれは最近、イギリスの戦友としての友情に対して信頼感をいなくことが全くできなかつた⁴¹⁾」。

こうしてシャム紛争を契機とするイギリスとドイツの関係は、従前に比べるならば、ドイツのイギリスに対する不信の念を著しく強める結果になったのである。

シャム紛争にまつわるドイツの外交に関しては、最後になお注意すべき問題がある。それは、東南アジアにおける植民地の紛争、しかもその直接の当事者がイギリスとフランスであったトラブルに、ドイツないし三国同盟が関係を持ちかけた、という問題である。これまでもすでに繰返し述べたように、ビスマルク外交はヨーロッパの平和保障を目標としていた。三国同盟もまたそのようなヨーロッパ政策の一環として形成された中欧同盟であった。ビスマルクは、ヨーロッパ列強のヨーロッパにおける対立を調整し、ヨーロッパの全面戦争を抑制阻止する目的で、彼の同盟協商体系を編成し、管理したのである。ヨーロッパ列強のヨーロッパ外における対立や紛争に対しては、これをできる限りヨーロッパ内での対立激化

38) GP, VIII, Nr. 1759.

39) GP, VIII, Nr. 1761. シャム紛争の危機以後、ローズベリは休暇をとり、ハッツフェルト大使は主としてイギリス外務次官カーリーと話し合っていたが、9月下旬、次官はハッツフェルトに対して、グラドストーン内閣の内部ではローズベリ外相の外交政策に対する抵抗が強いこと、「ドイツからは同情も政治的支持も期待すべきではない」という意識が閣内を支配していることを話している。それはグラドストンの性格にも由来していた。なお、それ以前の9月中旬に、ハッツフェルトがイギリスの輿論の変化に希望を持ち、イギリスと三国同盟の協定による提携を試みていた時、ドイツではビスマルクの影響力の強い „Hamburger Nachrichten“ 紙に、イギリス外交政策の利己的傾向について非難する論説が掲げられ、それがイギリスの新聞にも転載された。ハッツフェルトは、これを両国の提携の促進を阻害するものとして苦情をのべている (GP, VIII, Nr. 1760)。

40) GP, VIII, Nr. 1763. GP, IX, Nr. 2138 u. Nr. 2140.

41) GP, VIII, Nr. 1762.

や破局の契機にならぬように阻止することに努めるか、あるいはそれが彼の形成したヨーロッパ国際体制に資するように利用しようとした。ところが「新航路」の外交指導は、シャム紛争に際して、イギリスをヨーロッパ、地中海において支援するようにと要請された時、そのイギリス援助の条件を種々考量したり、あるいはイギリス世界政策の代理人にされることを疑ったりはしたが、ヨーロッパ外の、しかもドイツや三国同盟諸国にはなんら直接利害関係のない紛争を、ヨーロッパの全面的戦争にまで発展させる可能性を考慮しながら、事態に対処していたのである。もちろん「新航路」の指導者達は、ドイツあるいは三国同盟がこれまでの枠をこえてヨーロッパ外でイギリスを軍事的に援助したり、あるいはこの機会を利用してドイツあるいはイタリアの海外における利益や勢力を拡張することなどは考えていなかった。四国同盟の問題も、彼等は専らヨーロッパ的国際関係の視野においてとらえていたにすぎない。それにもかかわらず、イギリスというヨーロッパをこえた世界国家の世界政策から端を発して、ヨーロッパ国際関係の全面的破局をもその一環として編入するような政策にドイツないし三国同盟が誘導されそうになったことは、ビスマルクの時期においては到底みられなかったドイツ外交の姿勢であるといわなければならぬ。「新航路」の指導者達のこの問題に対する個々の対応については種々の評価が下せるであろうが、全体としては、「新航路」はイギリスの——ドイツ自身のではない——世界政策のペースに編入されかけたとみるべきであろう。

なお、このシャム紛争に関連してヨーロッパの全面戦争を予想した時、「新航路」外交はロシアのフランス側への加担を即座に考慮した(本稿171頁、ハッツフェルトの質問、および172頁、カプリヴィの注記)。当時はロシア艦隊のツーロン答訪が既に周知のところとなっており、各国は露仏同盟が成立しているものと思っていたから、ドイツ外交筋もフランスとの戦争開始とロシアの対仏援助をただちに計算したのも当然である。ただしドイツ外務省では、この露仏軍事協定——1893年7月当時は未だ批准が済んではいなかった——が三国同盟を主要な目標としているとは考えていなかった。むしろ、露仏の提携はその矛先をなによりも先ずイギリスに対して向けていると思っていた(本稿156頁参照)。しかしそれにも拘らず、シャム紛争に際して、ドイツはヨーロッパの全面戦争とともに、フランスとロシアとに対して同時に戦闘に入ることを覚悟しなければならなかった。この点においても、「新航路」ドイツの対外政策は、ビスマルクがドイツにとっての最悪の事態として回避することに苦心した東西国境からの同時的脅威という「悪夢」を、現実のものとして考慮しなければならぬ状態へとドイツを導いたことになり、その徴候は、まさにこのシャム紛争において現われたというべきであろう。

Ⅲ 東方問題と英独関係

1893年7月末のシャム紛争から生じた英仏間の破局の危機が去った後にも、既に触れたように、ドイツ外務省は、英仏間に地中海をめぐる利害対立がある限り、イギリスと三国同盟との協定問題はなお重要性を失ってはいないと見て、イギリス側に働きかけた。しかしグラドストーン内閣は、ドイツや三国同盟諸国の提携の要請を頑なに回避し続けた(174頁以下参照)。ところが、このようなドイツとイギリスの交渉の中から、一体イギリスは条約による拘束がなくても従来の地中海政策を継続して行くつもりなのだろうか、という疑問がドイツや三国同盟諸国の側に生じてきたのである。1893年11月6日、ドイツ外務卿マルシャルは、ロンドン駐箚ドイツ大使ハッツフェルトに宛てて、「イギリス女王の第2王子にあたる現在のザクセン=コーブルク=ゴータ公 *der Herzog von Sachsen-Koburg-Gotha* は、最近当地(ベルリン)で皇帝の宮廷を訪問した際に、カイザに対して、イギリスはロシアによるコンスタンティノーブル占領を静観するかも知れぬ、ということの詳細に説明した。このことは今日のイギリス各界の声を間接的に説明している。公のこの見解がイギリスにおいて孤立したものでないことは、ランドルフ・チャーチル卿 *Lord Randolph Churchill* の以前の声明がこれを証明している。ロシアのコンスタンティノーブル領有と、したがって地中海における確実な作戦根拠地をもったロシア艦隊の出現をイギリスにとってそれ程重大なことだとは見ないようなイギリスの政治家は、イギリスはエジプトを含めて地中海における優越権を放棄し、インドをケープ経由の道で防衛すべしとするチャールズ・ベリスフォード卿 *Lord Charles Beresford* の説に、簡単に達するにちがいない」と書いた。そして、ドイツは両海峡におけるロシアの決定に平静に耐えうるが、オーストリアには単独でロシアのコンスタンティノーブル占領に武力で反抗できる成算はない。しかし、そのような場合に、ドイツはオーストリアを援助する状態にはおかれていない。ドイツは地中海に直接的には利害関係はないが、誰が地中海の支配者であるか——イギリスか、それともロシアとフランスの連合か——によって、ドイツの政策全体に重大な影響をうける。イギリス自由党内閣が、地中海の支配権はイギリスの死活にかかわる利害問題ではないという見解をとるならば、それはドイツにとって実に憂慮にたえぬことである、と述べた⁴²⁾。

しばしば述べたように、かつてビスマルクは、東方に関してドイツ「利害関係をもたない」*Desinteressement* という政策の原則を樹てたが、それはイギリスの近東、地中海における利害がオーストリアとイタリアのそれと結合し、フランスやロシアの利害とは対立関係に立つという大前提にもとづいていた。すなわちイギリスが、たとえ条約関係をもたなくて

42) GP, IX, Nr. 2135.

も三国同盟側に結びついているならば、ドイツをはじめ三国同盟諸国のヨーロッパ列強関係における地位は万全である。しかし、近東と地中海における支配者が代ってオーストリアとイタリアがイギリスの援助を期待できなくなるならば、両国はもはやドイツとの結合に価値をおかず、ロシアやフランスと妥協するであろう。したがって三国同盟の存在は意味を失ってしまう。それ故イギリスの東方政策は、三国同盟の存立にかかわる問題であった。

他方ドイツは、ビスマルクの指導以来、たとえ東方に対して「利害をもたない」立場にあるにせよ、エジプト・北アフリカの問題ではフランスをヨーロッパ大陸において牽制し、地中海におけるイギリスの地位の強化を援助していたから、イギリスの側からすれば、将来東方と地中海の問題でどのような支援をドイツから期待しうるかということは、重要な関心事だったと思われる⁴³⁾。かくて、イギリスとドイツのそれぞれの東方政策は、微妙に、しかも密接に関連していた。

マルシャルの訓令に従い、ハッツフェルトはこの問題についてイギリス外相ローズベリと会談した。ドイツ大使が、イタリアとローマにおいてもイギリスの政策変更を危惧する声があり、近時イギリスは地中海や東方でロシアやフランスに譲歩しているように見られていると語ったのに対し、ローズベリは明確に、イギリスの政策は従来と変るものではなく、政治家の一部にボスフォラスや地中海について誤認している者があるが、それは大した影響力はないと応えた。そして、イギリス外交政策を正しく、しかも大きな成果を収めつつ指導してきた人物は、現在ではただ二人、すなわちソールズベリと彼ローズベリ自身だけだ、とさえ称し、ソールズベリ外交との連続性を強調して、自由党政府下のイギリス外交の転換を否定した⁴⁴⁾。

ところが、1893年の12月末には、イギリスの方が今度は不安を訴えることになった。イギリス外務省はコンスタンティノープル駐劄イギリス大使を更迭して、新たに外務次官のカーリーを任命したが、これは東方問題に対するイギリスの新たな強化策になるものと思われた。事実、新大使(まだ外務次官の地位にあった)は任地に出発する前の12月30日にハッツフェルトと会談して、コンスタンティノープルで彼を待ちうけている特別な任務というのは、金角湾におけるイギリスの地位と影響力とを毅然たる態度でもって回復することにある、と語る

43) Becker, a. a. O., Teil II, S. 208. Meinecke, Geschichte des deutsch-englischen Bündnisproblems 1890—1901, S. 15.

44) GP, IX, Nr. 2137. この時期には、ウィーンでも、イギリスの政策に対する不安が語られていた。ミュンヘン駐劄プロイセン公使オイレンブルクは、1893年12月16日、たまたまウィーンでオーストリア外相カルノキーと会談したが、その際カルノキーは、オーストリアもイギリスとイタリアとの利害の一致にイギリスの政策がもっとめざめるようにと努力しているが、しかしイギリスが脱落した場合のことを仮定し、その場合の方策を考慮している、という主旨の話をした。オーストリアは、フランスとロシアの勢力が地中海において増大しつつあるのに対して、イギリスがもっと強力に対抗してくれることを切実に望んでいたのである (GP, IX, Nr. 2138 ff.)。

と同時に、同地にあるすべての問題において三国同盟の代表者達と協定して行動がとれることを希望している、と表明した⁴⁵⁾。

ハッツフェルト大使は、この会談の内容を本国の宰相カプリヴィに宛てて詳細に報告しているが、その同じ日に、外務省参事官ホルシュタインに対して別に私信を送り、カーリーがコンスタンティノープルに赴任してこれまでのイギリスの政策をそこで継続しようとしても、中欧列強からは何もかも期待できないという信念になったならば、きわめて困難な事態が生ずるかもしれない、と忠告した。それは、ハッツフェルトがこの会談中にカーリーから、ドイツ側では現在、海峡問題でオーストリアとロシアが個別協定に達することが望ましいと思っているようだ、と言われ、非常に驚いたからであった。「もしもイタリアが離反してイギリスが自己の役割を放棄することがあるならば、ソールズベリに対して私（ハッツフェルト）が繰返し予告してきたように、われわれ（ドイツ）には当然われわれの政策を撤回する権利があるだろう。しかし、その時にヨーロッパに生じてくる政局が望ましいものなどとは、私には到底言えない。私の信ずるところでは、そしてフランツ・ヨゼフ皇帝も同じ意見のようであるが、オーストリアが強国としての地位に対する死刑の執行を猶予されるだけであろう」と彼は述べている⁴⁶⁾。この意見は、海峡問題においてイギリスがロシアに対して強固な対抗を続けなくなれば、三国同盟は崩壊し、オーストリアはヨーロッパ強国の一員たる地位から転落することを予想したものであり、それはヨーロッパの強国関係に全面的変貌をきたすことになる。事実、オーストリアは、ロシアに対するイギリスの後退した態度を危惧し、イギリスの援助を得られぬ場合には、ロシアに単独では対抗できぬことを自覚していた。そして、そのような場合にそなえて、ロシアと海峡、バルカンの問題で諒解に達する道を考慮していた。その際、カイザーが1893年秋にギュンスにおいてオーストリア側に与えた示唆、すなわちコンスタンティノープルをロシア人に、サロニキをオーストリア人にとというバルカン分割の示唆も、同時に考えられていたことは想像に難くない⁴⁷⁾。

この場合にも、イギリスと中欧列強とは、相互に相手の東方・地中海政策に対する態度に不安をいだき、相手が自分を出し抜いてロシアに譲歩し、あるいはそれと妥協して自分を苦境に置き去りにするのではないかと疑った。両者はそれ故、それぞれ相手に対して自己を正当化する理由をもっていった。相手側の理由に対する理解は、それぞれの信頼感の回復如何にかかっていたといえよう。なお当時イギリスがドイツに対していだいた不信感の中には、ドイツのロシアとの関係改善の努力があるが、それは1893年の夏以来両国間において激化していた関税戦争に対して、両国ともに終止符を打とうとする努力が漸く実現の段階に入り、そ

45) GP, IX, Nr. 2142.

46) GP, IX, Nr. 2143.

47) GP, IX, Nr. 2144 u. Nr. 2145. なお前頁注44) 参照。

の交渉が進められていたことが主な理由であるが、これについては後に触れるであろう。

1894年の到来とともに、イギリスはカリーのコンスタンティノーブル着任早々、これまで中欧列強から不安に思われていた東方・地中海政策を鮮明にする努力を開始した。2月14日、ローズベリ外相はドイツ大使ハッツフェルトに対して、イギリス対外政策の重大な問題について中欧列強と協議するために、海峡問題に関する提案をした。この件に関してハッツフェルトが本国外務省に宛てた報告は次の通りである。

「彼（ローズベリ）はダイム伯 Graf Deym（ロンドン駐劄オーストリア大使）とカリーを通じて、オーストリア外相カルノキーに対し、ダーダネルス海峡の自由通航に関するロシアの処置に断固として反対する、と表明したそうである。そしてそれはイギリス艦隊だけでも成功すると思うと語ったということである。しかしながらこの場合、フランス地中海艦隊がロシアに味方すれば、イギリスだけでは十分強力に抵抗できず、事情によっては地中海から撤退しなければならぬかもしれない。それ故、このような場合には、オーストリアがその友邦とともにイギリスをフランスから防禦し、それによってフランスがロシアのために地中海において介入してくるのを阻止してくれる任務を引受けようとするかどうかということが重大な問題になってくる。ロシアだけが相手なら、イギリスは十分やってゆけると思う、とカルノキーに言明したそうである。

ローズベリのこの表明に対して、カルノキーからはまだ何の返事も届いていないので、イギリス外相は、オーストリア外相がロシアとオーストリアの諒解を優先させているのではないかという感想をいだかざるを得ない、と言っている。

カルノキーは、ダーダネルス通航権をトルコから獲得する努力をロシアはもはや先に延期はしないだろう、と思っているらしい。ロシアが黒海で準備を急いでいるという情報が入っているので、ローズベリもそのように思っている。

ダイム伯とも会談したが、彼は、二カ月前には予想もつかなかった程にイギリスの大臣は東方問題に関して熱心になっており、従ってこの問題について、万一の場合のオーストリアとイギリスとの諒解の原則を承認しあうことも不可能ではないという印象をいただいている、と話していた⁴⁸⁾」。

48) GP, IX, Nr. 2147.

1891年3月15日付の、ハッツフェルトからカプリヴィ宰相に宛てた報告によれば、フランス地中海艦隊は15隻の装甲艦をもち、それに対しイギリス地中海艦隊の装甲艦は12隻で、フランスが優位していた。ハッツフェルトは、イギリス艦隊がロシア艦隊に対抗するだけの艦艇を分遣した時には、その残余とイタリア艦隊とを合わせた力がようやくフランス艦隊と対等の力になる、と計算した(GP, IX, Nr. 2109)。

1893年12月20日付のペテルスブルク駐在オーストリア大使館参事官エーレンタールの報告によれば、ロシアの黒海艦隊は、1級装甲戦艦(9千~1万2千トン)6隻、1級装甲沿岸警備艦2隻、

次いで2月27日、ダ임はローズベリとのその後の会談についてハッツフェルトに通報してきた。それによれば、イギリス外相が先般要望したオーストリアとその友邦によるフランスの介入阻止ということについて、外相はどのように考えているか、とオーストリア大使が質問したところ、ローズベリは、「驚ろくべきことには」、次のように確答を与えたというのである。

「ロシアの両海峡自由通航の要求から必然的に生じてくるロシアに対する闘争を、イギリスは引受け、しかも地中海ではひとりイギリス艦隊だけで戦う。そこからヨーロッパ戦争が発生することをイギリスは極力避けたい。たとえイタリアだけであっても、他の国が（英露の戦争に）軍事的に介入すれば、ヨーロッパ戦争はほとんど避け難くなるであろう。それ故、今問題にしているような場合には、イギリスはオーストリアとその友邦から、陸海にわたって戦争の準備や軍事的援助を求めるのではなくて、フランスがロシアのために地中海において介入する気配を示した時、フランスの干渉を阻止すべく、場合によってはパリに圧力をかける確約だけを要請しているのである。そしてそのような圧力は、露独通商協定（丁度この時にはほぼ完成していた）のために露仏間の友誼の冷却が期待され得る現在のそのような時に、よく役立つであろうと思われる⁴⁹⁾」。

オーストリア大使ダ임がローズベリに向って、三国同盟はどのような方法でフランスを牽制すべきなのかと質問したのに対し、イギリス外相は、三国同盟がフランスを抑制しうると自分は信頼しており、万一の場合に三国同盟がフランスに対して中立を保つように宣言するならば、フランスは介入して来ないであろうと信じて疑わぬ、と答えた⁵⁰⁾。しかもオーストリア大使は、イギリス外相との以上のような話合いにきわめて満足し、そこからイギリスと三国同盟諸国との交渉を発展させて行く基盤が形成されたと判断した。そして、その交渉によって両者の諒解が一致した時には、秘密保持の形式をとった宣言を文書に作成することもできるという希望を懐いていることが、ハッツフェルトに伝えられた⁵¹⁾。

要するにローズベリがオーストリア側に表明したイギリスの東方政策は、(1)ロシアのトルコに対する海峡通航権の要求は絶対に拒否する、すなわちベルリン会議の協定をイギリスは厳守する、(2)そのためには、ロシアとの戦争も辞さない、(3)この戦争をイギリスは単独で闘う、しかしながらイギリスは、この戦争がヨーロッパ全体にまで拡大することを回避したい、(4)そのため、フランスがロシア側に加担して戦争に介入してくるのを三国同盟側が阻止

1級巡洋艦1隻、2級遊撃巡洋艦6隻、1級水雷艇16隻、2級水雷艇6隻であり、目下建造中で1896年までに完成するものは、戦艦および1級巡洋艦各2隻であった。それ故1894年には、地中海のイギリス海軍力はさらに劣勢となっていた(Becker, a. a. O., Teil II, S. 209, Anm. 2.)。

49) GP, IX, Nr. 2148.

50) GP, IX, Nr. 2149.

51) GP, IX, Nr. 2150.

することを、イギリスと約束してもらいたい、(5)三国同盟のフランス介入阻止の方法は、軍事的なものでなく、ただ「パリに圧力をかける」だけでよい、すなわち、三国同盟にイギリスが期待するものは外交的措置である、というものであった。

オーストリア側の外交筋を通じて、イギリス側の三国同盟に対する要望を知った「新航路」ドイツは、どのようにそれに対応したであろうか。

まず、オーストリアのダイム大使から情報を伝えられたハッツフェルト大使は、ダイムに対して、個人的感想を前提にしてではあるが、次のように語っている。

「ローズベリが友好列強からの物質的援助をなんら求めない理由は、私には他に別に考えられる。ロシアとの闘争を単独でひきうけ、しかもパリにおける背面援護だけを要請する立場に位置することによって、イギリスは一般にロシアとの闘争で自分にもっとも好都合な時点やチャンスを決定する自由をも多かれ少かれ保証されることになる。すなわち、このような基盤に立った諒解が考案されるならば、イギリスはその望ましいパリでの背面援護を当てにできるし、しかも、海峡問題ではある一定の条件において戦争開始のことを予め約束して、地中海に関係をもつ列強の共通の利益を擁護するために行動をおこす厳密な義務負担を、自らは全くひきうけないことになるであろう。そのような諒解が、たとえ秘密保持がなされても、第三者の知るところとなることは予測できないことであるが、その時には、オーストリアとその友邦によってひきうけられた義務の中には敵意をふくんだ態度が認められるのに対し、イギリスは東方における決定の自由を放棄しなくてもよいことになるであろう⁵²⁾」。

ドイツ本国においては、帝国宰相カプリヴィが3月8日にローズベリ外相のオーストリア側への表明を検討した覚書を作成し、それを皇帝に説明した。それによれば、ロシアが海峡に対してとる行動は、その最終目標がコンスタンティノープルの領有にあるのだが、しかしそこまで一直線に進むのではなく、ロシア艦隊の海峡自由通航の要求、海峡の占領といった方策をとることもできる。また海峡の自由通航でも、ロシア艦隊だけに認めることを望んでいるだろうが、そうでなくてもロシアとしては為しうる手段はある。しかも、それらの措置を実行するに当たって、ロシアは必ずしも武力に訴えなくても要求を満たすことができるであろう。かくて地中海にロシア海軍の戦隊が設置されると、それが露仏の協力となって示されることは明らかである。その時には、国民兵役制を採っていないイギリスの勢力はいよいよ弱体化し、戦争が生じた場合にはインドとエジプトの防衛のためになさねばならぬ処置を実施することが困難になるだろう。それ故、ロシアとフランスとの協力を予め計算に入れなければならぬことは確実であり、ロシアだけと闘うというローズベリの構想は甚だ疑問であ

52) Ebenda.

る。

次に、ローズベリは、オーストリアとその友邦がフランスに圧力をかけることによって、フランスの参戦を阻止できていると思っているが、賛成できない。オーストリアもイタリアも、フランスに威圧を加えるためには背景に武威をひかえておかなければならぬが、各面から考えて見てそれは不可能である。したがって、ドイツだけが動員の準備があるのでフランスに圧力を加えることになるが、ドイツがそれを行うことは恐らくフランスの参戦を早めることになるだろう。ドイツは二正面戦争で得るものは全然ないのであって、海峡問題のためにそのような二正面戦争を誘発するなどは、ドイツにとっては余りに重大すぎることである。東方問題をめぐる戦争の場合には、ドイツの輿論に訴えることも困難である。ビスマルクの語った「ボンメルン擲弾兵の骨」*der Knochen eines pommerschen Musketiers* のことが想起されるのである。「ドイツは、そのような圧力をかけよという無理な要求に同意するわけにはいかない。ローズベリの提案によれば、われわれ(ドイツ)の最後の一人、最後の一マルクまでも投入し、われわれの生存を賭けるような戦争にわれわれが連座させられることになるかどうかということは、イギリスの意向次第だということになる。それに対して、イギリスはわずか一、二ダースの軍艦を危険にさらすだけであり、その貿易は恐らく増大するだろうし、どんなにしてもイギリスの存在を賭けることはないであろう。イギリスがわれわれの協力を要請したいというのであるなら、三国同盟と確乎たる関係を約束したらどうか。この確乎たる関係というのは、イギリスがローズベリの存在とかあるいは別のある政府の存在とかに左右されることなく、相互の義務負担を確定し、またイギリスの不時の単独講和を予防する努力がわれわれに認められる、というものである」。

カプリヴィ宰相の検討はなお続く——ローズベリの提案は、ドイツが容認した時のみ実施可能であって、オーストリアとイタリアだけでは達成されないだろう。しかしドイツは傀儡になって決定権を手放す理由など全然ない。「われわれのオーストリアおよびイタリアとの同盟条約(三国同盟条約)は東方におけるわれわれ(ドイツ)の行動を義務づけてはいないのだから、イギリス軍艦の舷側から第一弾が発射されるまでは自由な手 *die freie Hand* を維持しておく方がよい。他方、ロシアは、平和的に前進したいというのであるなら、われわれを必要とし、われわれに代償を支払うことを拒絶できないであろう。「われわれは、できる限り三国同盟とオーストリアの強国たるの地位を堅持しなければならぬ。われわれはオーストリアをロシアの腕の中に逐いやってはならぬ。われわれは、イギリスがトルコ問題で臆病となったり、アジアやエジプトにおける獲物に関心をもたなくなることをないように働きかけを続けるべきだ。しかし、われわれは、ロシアをフランスから断ち切ることに自ら努めることによって、必要な時にはロシアが容認しうる妥協を同盟仲間のためにみつけだすように熟慮することができよう。そうすれば、二正面戦争の危険からわれわれ自身を安全に保

つことになる」。現在オーストリアがおこなっているイギリスとの諒解の試みに対しては、しかし失望を与えてはならないが、ドイツにとっては海峡問題の平和的解決の方が好ましいことを忘れてはならぬ⁵³⁾。

以上に述べたカプリヴィのローズベリ提案に対する見解は、ハッツフェルト大使が私見としてオーストリア大使ダイムに語った疑念を、さらに強調したものである。すなわち、(1)フランスに圧力をかけうるのはドイツだけであるが、ドイツの圧力はフランスの戦争参加を早めるだろう。三国同盟がフランスの参戦を阻止しようというローズベリの意見には全く賛成できない。(2)イギリスに対して三国同盟側がそのような背面援護の約束をすれば、義務負担は三国同盟側だけが背負うことになり、ロシアとの和戦の決定は一方的にイギリス側が掌握することになる。(3)それ故イギリスとは相互保証の義務を確立すること、いわば四国同盟を先づ形成することの方が大事である。これがカプリヴィの見解であった。しかし彼は、ドイツ帝国宰相として、当然この問題に対するドイツの国家的利害を考量した。それによれば、(一)ドイツは、ロシアとフランスとの二正面戦争を避けなければならぬが、ローズベリ提案は逆にそれを誘致するおそれが多分にある。(二)ドイツは、なんら利害関心のない東方の問題で、死活をかけた戦争をすることはできない、というのである。これは、まさにビスマルクが推進したドイツ対外政策の原理である。カプリヴィはそれを踏襲していたわけである。それ故、ドイツの立場を守り、しかも三国同盟の友邦にとっても不利にならぬように事柄を進めるためには、(三)まず、三国同盟を確保すること、(四)ドイツは露仏間の提携を断ち切って、ロシアをドイツ側へひきつける努力をすること、(五)イギリスの東方、地中海に対する関心を、しかしながら萎縮させぬように配慮すること——これはオーストリアとイタリアのためにイギリスの支持を確保する必要があるからである、(六)そして、海峡問題では、ロシアもオーストリアも妥協しうる状態を探究することによって、平和的に解決するように仕向けること、といった方策を考えたのであった。

ドイツにおいては、以上のようなカプリヴィの見解がカイザーにも認められ、外務卿マルシャルも、その主旨において、慎重を期するようにとロンドンのハッツフェルト大使に訓令している⁵⁴⁾。

このようなドイツ側の態度に対して、ローズベリ外相からの表明を受けてイギリスと直接折衝していたオーストリア側では、ドイツからもっと好ましい応答を得ようと試みた。3月28日、ベルリン駐節オーストリア大使セージェーニーは、本国外相カルノキーから受けた訓令の抄本をドイツ外務卿マルシャルに手交した。それによると、オーストリア外相はほぼ次のような意向を示していた。

53) GP, IX, Nr. 2152.

54) GP, IX, Nr. 2152 u. Nr. 2153.

1. 最近のうちに政治緊張は減少すると予測している。ただしそれはロシアの東方政策が変ることを意味しているわけではない。

2. ロシアは、目下のところ、実力行使や平和破壊を考えてはいない。それ故、自分(カルノキー)が投げかけた問題は、早急に決定する必要はない。ローズベリの表明に関しても、問題の拘束的義務負担について、なんらかの態度決定をする必要はない。自分も、またローズベリも、そんなことは未だ発言しておらず、ただ差当っては理論的に語っているにすぎない。

3. イギリスを同盟者として遇するようになりたいというカプリヴィならびにマルシャルの考慮は正しいと思うし、自分も賛成である。ロシアとの戦争にまつわる危険の度合いは、われわれ大陸強国と島嶼国家とでは性格が異なることも指摘の通りであるが、われわれがイギリスを必要とするのであるなら、そうした相違の要因も容認しなければならぬ。ロシアの地中海進出を問題にしている際に、具体的な提案がなされなくてもわれわれが獲得することに努めるべき事柄というのは、(一)朋友列強間の不断の話し合い、(二)共通の立場の確定、(三)かかる共通の目的と利益を直接または間接に攻撃する強国に対して、万一の場合に執るべき行動についての諒解、である。

4. われわれ(オーストリア)がフランスのことに関係することは、ドイツに比べるなら少い。それと同じように、ドイツはわれわれに比べて、東方のことに拘束されることは少い。しかし、ドイツがフランスからラインを脅かされることは、われわれにとっても重大なことであると同様に、オーストリアがボスニアとヘルツェゴヴィナを失うことは、ドイツにとってもどうでもよいことではありえまい。それは、いずれも、ヨーロッパの重大問題なのである。

5. ローズベリ内閣⁵⁵⁾の寿命は長くないかも知れないが、彼は今後ともイギリス外交政策の決定には重要なファクターとなるだろう。

6. ローズベリは、海峡問題に対するわれわれのとるべき態度について、われわれが率直に答えてくるのを待っている。

海峡問題が、ヨーロッパにとって、しかしながらまたイギリスの利害にとっても、第一級の問題だという原理から外れることは、非常に誤っていると思う⁵⁶⁾。

カルノキーは、海峡問題に端を発する英露戦争に際して、フランスの参戦を阻止すべく三国同盟がパリに対して外交的圧力を加えるというローズベリの要請について言及することを避け、むしろイギリスと三国同盟との間の相互的義務負担という、ドイツ側からの考慮に重点を置いて弁解し、この問題に早急に結論を出す必要はないと釈明しながらも、しかし海

55) ローズベリはグラドストンの後を継いで、1894年3月3日に首相となった。

56) GP, IX, Nr. 2153, Anlage I.

峡、東方の問題をドイツが軽視しないようにと警告した。それは、ドイツがもっと率直にローズベリに対して好意ある回答をしてくれるように、と暗示したものである。

しかしながら、カルノキーの意見にカプリヴィは動かされなかった。ローズベリはイギリスの行動の自由を維持しながら背面援護を要求しており、それに対して相互的義務負担はひきうけようとしなさいというドイツ外交指導の判断は変らなかつた。そして東方に対するドイツの「無関心」を繰返し、ローズベリとダイム大使の話合いにドイツが参加しようとは思わぬと述べた。セージェーニー大使は、イギリスが三国同盟から離れるかもしれないということとを考慮してくれるように望んだが、カプリヴィは、インドとエジプトのことがあるから、自分にはとてもそんなことは信じられない、と答えた。大使がさらに、ロシアの方から海峡通航のためにダーダネルス進出の意図について話しかけてきたらドイツはどうするか、と質問したのに対し、カプリヴィは、よく考えてオーストリアと打合わせをしよう、そのための時間は十分ある、と語った⁵⁷⁾。

4月に入ってからオーストリア外相は、危機がさしせまった時に、イギリスが三国同盟の第四の仲間として算えられなければならぬことをヨーロッパに信じこませることは、三国同盟の威信と権力を高めるのにもっとも適切な方法であることを強調し、三国同盟の側にイギリスを確保するためには、公式に相互の義務負担を拘束的に承認しあわなくても、宣言でも十分であろうと述べ、ドイツ側の翻意をうながす懸命な努力を続けた⁵⁸⁾。しかし、「新航路」ドイツのこの問題に対する態度は硬く、カルノキーの努力も結局は無駄に終わった。かくて彼は、1894年6月上旬、ダイム大使に対して、イギリス側に「最近ロシアがとっている平和的態度に鑑みて、ベルリン政府は、英露の徹底的対決という重大な不測事に際し、フランスのこの紛糾に対する態度によっては多かれ少かれこれを阻止する宣言を今から考慮しておくことが、目下のところでは時宜を得たものとは思っていない」と口頭で返答するように訓令した⁵⁹⁾。

こうして、1894年2月以来ローズベリがオーストリアを直接の相手として論議してきた三国同盟とイギリスとの提携の案も、なんら成果を挙げることはできなかつた。しかしオーストリアは、来るべき8月に行われるドイツ皇帝のイギリス訪問に希望をかけ、カイザーがこの機会にイギリス側に対して、その伝統的な東方政策を堅持するよう要請してくれることを願った。しかしドイツ側では、「三国同盟に規定されていない義務を引受けるようにとオーストリアから強要される」ものとしてこれを拒否し、事実カイザーのイギリス訪問の間、このことについては明確にされなかつたのである⁶⁰⁾。

57) GP, IX, Nr. 2153, Anlage II.

58) GP, IX, Nr. 2155, Anlage.

59) GP, IX, Nr. 2157, Anlage I.

60) GP, IX, Nr. 2157, Nr. 2158 u. Nr. 2159.

1894年の前半を通じて行われたイギリスと三国同盟との提携の交渉がなんらの進展もみなかったのは、それがドイツ側の態度に起因していたことは、上述のところから既に明らかであろう。オーストリアは、イギリスとドイツを仲介して、イギリスを三国同盟に確保しておくことが重要だと強調し、提携の実現に積極的であった。オーストリアにとってはことにバルカン、東方の問題はその強国としての地位にもかかわる切実な課題であり、ビスマルクの指導もあって、この問題についてはイギリスとの利害共同体を形成していたから、その結合の強化を切望したのも当然であった。

それに対して、ドイツは、イギリスが相互的義務負担を正規の協定として締結することにこだわった。この態度は、シャム紛争の際に、すでにホルシュタインによって主張され(本稿168頁)、英仏衝突の破局の危機が去った後にもイギリスと三国同盟の関係に対するドイツの基本姿勢とされていたわけであるが、今回はそれが一層硬化されたものとして示された。そしてこのようなドイツの態度は、イギリスに対する猜疑心から生じていたことも、すでに述べたところから明らかであろう。イギリスは、英露戦争の際に三国同盟がフランスの参戦を阻止してくれる約束をとりつけておいて、自らは行動の自由を保持しようとしており、それでは三国同盟列強の運命はイギリスの和戦の意向次第に左右されることになるという疑念は、シャム紛争に際してドイツがいただいた「避雷針」の猜疑と全く同質で、しかも根深くなっていた。ローズベリとは個人的にも特別な親交をもっていたハッツフェルト大使でさえ、今回はこの疑念をオーストリア大使ダイムに打明けているのである(本稿182頁)。つまり、イギリスの政策の傀儡として利用されまいとするドイツ側のイギリスに対する不信感が、海峡問題をめぐる英独の提携を結実させなかった直接の原因であった。

イギリスに対する不信の念をもって提携を拒んだドイツは、それでは海峡問題に対してどのような政策を考えていたのであろうか。前に掲げた3月8日付のカプリヴィの覚書は、東方問題だけではなく、ヨーロッパ国際政局におけるドイツの外交政策全般をも考慮したプログラムであると見ても誤ってはいないだろう(本稿182頁以下、とくに184頁)。しかし、これを検討してみれば直ちに気づくように、そこには自家撞着が認められるのである。すなわち、イギリスに対しては同国のこれまでの東方政策を堅持するようにと勧めておきながら、そのイギリスが求めている三国同盟の援護は拒否する。その一方ではイギリスの敵であるロシアとの諒解を得ようと努める。このようなことがどうして為し得るであろうか。ビスマルクにはそれが敢行できたのである。なぜなら、ベルリン会議という「商議外交」で列強間に公認された東方の *status quo* ——その中に両海峡の自由通航問題が規定されていた——の維持という共通点の上に、彼は一方では露独再保障条約を結び、他方では英墺伊地中海協定を斡旋したからである。しかもビスマルクは、場合によってはオーストリアの東方に対する利益

を犠牲にしてもロシアを選択する覚悟をもっていたのである⁶¹⁾。それ故カプリヴィの東方政策はドイツの東方に対する「無関心」や「ポンメルン擲弾兵の骨」を引合いに出して、ビスマルクの政策を維持しようと懸命に努めておりながら、実はビスマルク的ではなかった⁶²⁾。極端な言い方をすれば、海峡問題をめぐる英露の対立（あるいは英・澳対露の抗争）に、ドイツは何もしない、と彼は表明していたわけである。それも、まさに露独再保障条約の消滅こそが、如何にドイツをかかえる窮地へと陥れることになったかを示していると言えよう。

しかし、カプリヴィの覚書の中で、われわれはなおもう一つの点に注目しなければならない。それは、ドイツが二正面戦争を回避し、露仏間の提携を断切ってロシアをドイツ側へひきつける努力をしなければならぬ、と述べている点である。三国同盟によるフランス牽制の要望を「新航路」ドイツが拒絶した本当の理由は、実はこの点にあると思われる。三国同盟によるフランス抑制の行動は逆にフランスの英露戦争への参加を早める結果になると恐れたこと、そうすればドイツはロシアとフランスに対して同時に戦う二正面戦争に陥ることになると危惧したこと——それは、ドイツが、1894年の前半期には露仏同盟の成立を真剣に恐れ考えなければならぬ状態に陥っていたことを自ら認めたものであった⁶³⁾。これこそ、「新航路」ドイツの指導者がロシアに対する政策として再保障条約の更新を拒否し、ギールスやツァーの差しのべようとする手を常に受け容れなかったことの結果であった。イギリスの要請を拒絶するに当って、彼等は今度はロシアとの関係の改善に努めなければならなかったのである。それは、如何にもビスマルクの政策にドイツが再び復帰するかのように見える⁶⁴⁾。しかしこの時には、ビスマルク体制とは違って、三帝同盟もなければ再保障条約も存在していなかった。逆に露仏二国同盟が厳然として三国同盟に対抗していたのであり、ビスマルクの「潜在的覇権」はドイツの掌中から完全に失せていたのである。「新航路」ドイツは、このようなヨーロッパの国際関係の中で、露仏間を離間してロシアをドイツに接近させようと試みることになったわけである。

最後に、英独関係について附言しておかなければならぬ。イギリス自由党内閣の成立以来

61) Becker, a. a. O., Teil II, S. 250. Vgl. GP, IX, Nr. 2315.

62) Meinecke, a. a. O., S. 21.

63) 前年の1893年7月末、シャム紛争に際して、イギリス側から軍事的援助の要請を受けた時には、カプリヴィは露仏二正面戦争になることを覚悟しても、なおドイツの軍事力に自信をもっていた(GP, VIII, S. 110)。ところが約半年後のこの時には、彼はそれを避けることを考えなければならなかった。この半年程の間に、ロシア艦隊のツーロン訪問があり、露仏同盟の成立は確実なものと噂された。カプリヴィ宰相はこのような事情から、ドイツ帝国の国防に関する見解を変えざるをえなかったと思われる(本稿171頁以下参照)。

64) このような見解はこれまでもしばしば語られおり、戦後にも、例えばフラウエンディーンストが述べている(Frauentdienst, Werner, Das Deutsche Reich von 1890 bis 1914, Handbuch der deutschen Geschichte, neu hrg. von Leo Just, Bd. IV, Abschnitt 1, S. 23)。しかし本文で述べたように、ビスマルク体制に復帰することはもはやできなかった。

ドイツは、イギリスがソールズベリ時代の外交政策を継続し、とくに地中海協定を維持してオーストリアならびにイタリアと提携してくれるようにと要請した。ところが、ローズベリがその方向において、海峡問題をめぐってロシアと対抗することを決心し、その際における三国同盟によるフランス抑制を望んだ時、ドイツは、オーストリアの懇請があったにも拘らず、これを拒否した。その直接的な原因がドイツのイギリスに対する不信感にあったことは、既に述べたところであるが、イギリスもまたドイツに不安を懐いたのである。すでに1893年末、イギリスは、ドイツがオーストリアとロシアの間を斡旋して海峡問題の個別協定を結ばせるのではないかという疑念を訴えたが、半年後にはそのドイツがイギリスの要請をしりぞけて海峡問題に関するロシアとの和解を語ったのであるから、イギリスの猜疑は強まりこそすれ、氷解はしなかったと思われる。かくて両者の不信感が続くことになった。1890年の「新航路」の出発当時、英独両国がヘルゴラント＝ザンジバル協定を締結して、その親密な関係を誇示した時とは、隔世の観がある。しかしこのことは、1893年夏のシャム紛争から1894年前半の海峡問題にかかわる交渉までの間に、イギリスとドイツは利害や意見の齟齬によって隔意をいなく関係や敵対関係に入ったことを意味しているわけではない。露仏同盟という共通の対抗集団が存する限り、両国にとっては相互の理解と友好が必要だったわけである⁶⁵⁾。事実、翌1895年夏以後、ソールズベリの保守党政権がイギリスに復活してから、イギリスはドイツとの接近を再び試みるのである。しかしその後の長い両国関係の発展の間に、両者の相互不信は次第に強まることになった。ローズベリ時代の以上に述べた英独関係は、その疎隔の発端とみるべきであろう。しかし、三国同盟を維持強化してイギリスをこれに配することをもって基本原理としていた「新航路」の外交政策にとっては、英独双方の猜疑心、不信感の増大は、その政策を根柢から掘り崩されることを意味していたと見るべきであろう。しかも、ビスマルク体制を踏襲しようとした「新航路」が、イギリスとの関わりから破綻をきたしたことは、ドイツのヨーロッパ政策がイギリスの世界政策によって動揺させられたことでもあったといえよう。

65) 1894年の夏、ドイツ皇帝がイギリス旅行を終えた後にも、機会あるごとに、三国同盟とイギリスの提携のことは語られた。その一方では、イギリスとロシアの間にダーダネルス問題で妥協が成立しそうな情報もつたえられた。こうして1894年後半には、イギリス、ロシア、ドイツないし三国同盟の間で、相互の結合や妥協と対抗の関係は微妙に動揺していたとみてよからう。ドイツとイギリスとの調整に関しては GP, IX, Nr. 2160, Nr. 2161, Nr. 2165, Nr. 2166, Nr. 2170, Nr. 2171 等が史料を提供しているが、しかし相互間の不信感を解消する努力はなされなかった(後述、日清戦争との関係を参照のこと)。

第六章 ドイツの政策転換の問題

I 露独通商協定の締結

前章でみたように、海峡問題をめぐるイギリスとロシアの対立を予想して、イギリスが三国同盟によるフランス介入の抑制を要望したのに対し、ドイツ側はそれを拒絶した。その際、ドイツの外交指導は、海峡問題を契機とするヨーロッパの緊張と破局を緩和するために、ドイツはむしろ露仏間の提携を断ち切って、ロシアをドイツ側へひきつける努力をすべきだと考えた(本稿184頁)。それは、ドイツが露仏同盟をやはり恐れなければならなくなっていたことに由来する。かくてドイツは、上記のイギリスの要請に対処していた丁度同じ時期に、他方においてはロシアとの関係の調整を進めたのであった。長年にわたって両国の懸案となっていた経済政策上の対立が、1894年の2月から3月にかけて、ようやく和解に到達したのである。

ドイツとロシアの間の経済政策的対立はビスマルクの時期にまで遡る。ドイツ東部諸州への農業植民の奨励、ロシア領ポーランドへのドイツ人の移民やポーランド人への好意、さらにはバルト海沿岸のロシア領に居住するドイツ人の社会的、経済的な実力等の問題は、ロシアのとくにスラヴ主義者に不安をいだかせ、反ドイツ的言論の形成にとって好材料とされていた。ことに1885年以降のブルガリア問題は、スラヴ主義者の反ドイツ宣伝を強化し、他方ブーランジェの抬頭で刺激を受けたフランスのショーヴィニズム的対独「復讐」熱と対応して、いよいよ反ドイツ的輿論がロシア政界にも影響をおよぼす程に勢力を得た。このようなスラヴ主義の昂揚に動かされて、ロシア皇帝は1887年3月、ロシア西部諸州の在留外国人に関する勅令を公布するにいたった。この勅令は、同地方に居住する外国人に対して、その不動産の相続がほとんど不可能になるような制限を加え、しかも相続不可能な財産は、三年以内にロシア農民へ売却譲渡するように規制したものであった。当時、この勅令に該当する地域に居留する外国人は、その大部分がプロイセン移民であった(プロイセン人29,370人、オーストリア人3,040人その他77人と計算されていた)から、勅令がドイツ人を目標にしていたことは明らかである。

このようなロシア側の措置に対して、ドイツの輿論の中に激しい反撥がおこり、ロシア有価証券に対する閉めだしの言論が展開された。そして1887年11月10日、ドイツ帝国銀行は、ロシア証券に対する動産担保貸付を禁止した。これがいわゆるロンバード禁止令である。た

だしビスマルクは、この禁止令政策をもって、ロシアとの対決を求めたのではなく、またロシア外交政策との全面的対抗を意図したのでもなかった。彼はむしろこの処置によって、ロシア国内の反ドイツ的スラヴ主義に打撃を与え、ドイツとの友好政策を推進してきたギールス外相の立場を強化することを考えていたのである。そして、ドイツやロシアのような強国にあっては、政治的に友誼を保持しながら経済的には対立する政策をとることが可能だと主張した¹⁾。

しかしロンバード禁止令の結果、ロシアの借款はこの後パリ金融市場において大部分が募集され、それがやがては露仏同盟の形成に微妙でしかも重大な関連をもつようになったことは、既に述べた通りである。

さて、ロンバード禁止令が継続したままドイツは「新航路」に入るのであるが、1890年秋から「新航路」のドイツ政府はオーストリアと通商協定の商議に入り、翌91年5月には両国間に了解が成立した。それに続いてドイツはベルギー、スイス、イタリアとも新通商協定を結び、91年12月の帝国議会で可決した（これら四国間との協定を一括して「大通商協定」と称する）。ドイツはこの通商協定によって鉄道運賃率の平等な待遇をはじめ、双務的関税品目の増加、関税率の引下げを協定して、相互の輸出入の負担の軽減を約したが、とくに穀物関税は、ビスマルクの保護関税制度の下で小麦、裸麦とも5マルク（いずれも100キログラム当り）まで高められていたのが、3.5マルクに引下げられた。その他、家畜および畜産品のドイツへの輸入も緩和されたことに特徴がある。ドイツのこのような輸入障壁の緩和は、また同時に相手国のドイツ商品に対する輸入障壁を緩和することになり、ドイツの輸出にとって好条件をつくることになった。要するに「新航路」ドイツは、貿易拡大政策によってドイツ産業の成長を促進すると共に、食糧品を中心に日用物品の価格を引下げて、労働者をはじめとする国民生活の安定を策したのである。カプリヴィがこの通商協定について帝国議会で説明した言葉、すなわち、「われわれは商品を輸出するか、そうでなければ人間を輸出しなければならぬであろう」とか、同じくマルシャルの「国民労働の中で、輸出に使用される部分を保護することが義務である」という答弁は、この間の事情を説明している²⁾。

しかも、中部ヨーロッパのこれらドイツに隣接する諸国と通商の上で密接な関係を形成することは、「新航路」ドイツがこの協定と並行して行った第3次三国同盟条約の更新とも相即するものであった。すなわち、三国同盟更新の際に、イタリア、ドイツ、オーストリア間に「通商連盟、すなわち一種の国内市場のようなものを創設して、この三国を外界から自立

1) 拙稿「Lombardverbotの成立とビスマルク的国际体制」史林、第36巻、第3号、1953、19頁以下。

2) Eyck, *Das persönliche Regiment Wilhelms II.*, S. 53. Lotz, W., *Die Handelspolitik des deutschen Reiches unter Graf Caprivi und Fürst Hohenlohe (1890—1900)*, *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. XCII, Leipzig 1901, S. 85.

させることは、三国同盟の死活問題である」というイタリアの主張が認められ³⁾、それは条約の附帯議定書にも三国間の経済協力に関する約款となって表現されたのである⁴⁾。それ故これらの通商協定は、三国同盟の強化を目標とする「新航路」ドイツの外交政策の原理を補足するものでもあった⁵⁾。

かかる経済政策と外交政策とを相関させた「新航路」ドイツの姿勢は、ロシアとの関係にも示された。前に詳述したように、1890年春、「新航路」はその出発とともに露独再保障条約の不更新を決定し、その後もロシア側からの切なる提携の要請を拒絶しつつづけたのであった。ところがその同じ年の晩秋に、ロシアは、ドイツとオーストリアが通商協定の商議に入ったことを知って、その様子を探るために、またロシアとドイツの間に長年にわたって蟠っていた経済上の不和を解決すべく、ドイツに対して通商協定締結の打診を行った。しかしドイツ政府は、このようなロシアの行動を、当時進行中のオーストリアとの通商協定を妨害するものとして、真面目にとりあげようとはしなかった⁶⁾。しかも翌91年4月、ドイツはブルガリア公債のドイツ取引場からの閉めだしを行ったのである⁷⁾。ロシアは長年にわたってドイツからの輸入品に差別関税の障壁を高めており、従って対等の立場で交渉することが両国間の通商協定締結にとって絶対に欠かせぬ条件である、とドイツ外務卿はロシア側に対して主張している⁸⁾。

1891年11月末、ロシア外相ギールスはパリ滞在の帰途ベルリンに立寄り、カプリヴィやマルシャルと対談し、露仏関係についてドイツ側の安堵を得るように説明に努めたが（本稿138頁以下）、その際彼は、両国間の通商協定の促進とロンバード禁止令の廃棄を要請した。そ

3) GP, VII, Nr. 1394 u. Nr. 1395. 本稿98頁以下参照。

4) GP, VII, Nr. 1427.

5) Ibbeken, Rudolf, *Das außenpolitische Problem, Staat und Wirtschaft in der deutschen Reichspolitik 1880—1914*, Schleswig 1928, S. 146 f.

拙稿「『新航路』の通商政策—『大通商協定』を中心に—」西洋史学, 第23輯, 1954, 34頁以下。

6) GP, VII, Nr. 1626. ベルリン駐劄ロシア大使シュヴァロフは、この時、ロシアの穀物、木材、灯油のドイツへの輸出にとくに便宜を得たいと希望している。これに対し、ドイツ外務卿マルシャルは、ドイツはロシアを喜んで受入れる善意をもっているが、ロシアの通商政策に当る人々のこれまでの態度に鑑みて、まず懐疑的にならざるを得ない、と答えた。なお、ペテルスブルクにおいてもロシア外相ギールスが、ドイツ大使シュヴァイニッツに同じく通商上の便宜を求めたが、なんらドイツ側から効果をえることはできなかった (GP, VII, Nr. 1627 dis Nr. 1631)。

7) GP, VII, Nr. 1628. ブルガリアは、政治的にはロシアが優越権を樹立しようと努めていたところであり、ブルガリア問題は、しばしば触れてきたように、オーストリア、イギリスとロシアの対立を激化させ、東方、バルカン問題の焦点であった。1890年8月ナルヴァにおけるツァーとカイザーの会合の際に、「新航路」政府はカプリヴィ宰相を通じてロシアのブルガリア政策を承認したのであったが、このように翌年春には経済政策的措置をとったのである。

8) GP, VII, Nr. 1631. ドイツからの輸入に対するロシアの関税規制が強いため、ドイツのロシア貿易はほぼ7,000万マルクの入超であった(1880年から1890年にかけて、ドイツのロシアへの輸出は2億2,000万マルクから1億2,500万マルクに減少したという)。しかもその中にはロシア穀物の輸入は計算されていない (Ibbeken, a. a. O., S. 170. Vgl. auch GP, VII, Nr. 1666.)。

して後者について、彼は「数年前にツァーがベルリンを訪問していた時、ビスマルク侯はまさにその日に、ロシア有価証券に対するロンバード禁止令を出した」と語り、「政治的には良好な状態にありながら、経済的には鬭争しようというビスマルクの原理を信じない」と主張した。それに対しマルシャルは、ロンバード禁止令はドイツに甚だしい損害を加えたロシア政府の行政に対抗したひとつの対策にすぎなかった、と応対した⁹⁾。1892年7月にロシアは、将来通商協定においてドイツが関税軽減を望む品目のリストをドイツ側から提供してくれるようにと求めた。ドイツ側では早速リストの作成にかかったが、前年2月に発効した「大通商協定」の穀物関税引下げに不満をいっていた農業家達の強い反対のため、作業は困難をきわめ、ようやく1893年3月に至ってそれをロシア側に提出した。しかしロシア側はそのリストに賛成しかねる旨を通知した¹⁰⁾。そして同年4月29日には、ロシア外相ギールスがペテルスブルク駐箚ドイツ大使ヴェルダーに向って、ビスマルクのロンバード禁止令を激しく非難し、それが「ロシアをフランスの腕の中に逐いやった」原因であるとさえ語り、この禁止令の廃止を強く求める暗示をしたのである¹¹⁾ (本稿147頁)。かくて、1890年末から1893年春にかけての交渉は、「アカデミック」な論議以上に出ることはなかった。

このようにロシアとドイツの間の通商協定が停滞している間に、ロシアは1893年6月17日にフランスと通商協定を締結した。そしてその直後の6月25日にロシア政府は関税率を二倍に引き上げ、「大通商協定」で認められた双務的協定関税率の特典をロシア商品にも適用する用意がないならば、ロシアはドイツからの輸入品に最高関税率を課する、とドイツ政府に通告した¹²⁾。ドイツ側がこの申込みを拒絶したことから、両国間にはいわゆる「関税戦争」が開始されるのである。ロシアはドイツからの輸入品に最高関税を適用するばかりではなく、さらにそれを50%高めた。これに対して、ドイツもロシアからの輸入品に50%増の関税を課した¹³⁾。

しかし、両国政府とも、はじめから関税戦争を徹底的に遂行する意志はなく、きたるべき通商協定の妥結の実現を見通していた。まして、経済政策上の対立が両国の政治的関係に悪影響を及ぼすものではないことを、ロシア外相は強調した¹⁴⁾。ドイツ側においても「政治的ならびに経済的理由から、ロシアとの通商協定の成立を切に」望んでいた。帝国宰相カプリヴィは、その交渉が長びくことは好ましくないが、「ツェーロンの日より前に」事柄が失敗す

9) GP, VII, Nr. 1633.

10) GP, VII, S. 443, Anm.

11) GP, VII, Nr. 1655. Vgl. auch Becker, *Bismarck und die Einkreisung Deutschlands*, Teil II, S. 297 ff.

12) GP, VII, Nr. 1661 mit Anm.

13) GP, VII, Nr. 1662 u. Nr. 1663. Ibbeken, a. a. O., S. 171. Hallgarten, *Imperialismus vor 1919*, Bd. I, S. 302 f.

14) GP, VII, Nr. 1663.

ることのないように警告した¹⁵⁾。すなわち「政治的理由」というのは、きたるべき10月に行われるロシア艦隊のフランス訪問、つまり露仏同盟の問題だったのである。1893年10月はじめから、ドイツ政府の提唱にもとづいて、関税問題についての商議がベルリンにおいて開始され、ロシアはドイツ側の期待以上に譲歩の用意があることを示した。ドイツ商品はロシア市場で公平に取扱われることが保証され、交渉は順調に進展した。かくて翌1894年2月9日露独通商協定は調印されるが、それはドイツではひきつづき帝国議会で審議され、農業家の利益を代表する保守党の激しい反対と中央党や国民自由党の一部のそれに対する同調があったにも拘らず、賛成200票、反対164票で、1894年3月10日露独通商協定は承認されたのであった¹⁶⁾。(なお、露独通商協定に先立ち、1893年12月に、ルーマニア、セルビア、スペインとの間にドイツはそれぞれ通商協定を締結した。これを一括して「小通商協定」と称する¹⁷⁾)。カイザーが3月16日、ツァーに通商協定の議会通過を報じたのに対して、ツァーからは翌日感謝の電報が送られてきた¹⁸⁾。そして1894年10月26日には、ビスマルクの時期に公布されたロシア有価証券に対するあのロンバード禁止令が廃止されたのである¹⁹⁾。

さて、以上に述べた露独間の経済政策上の和解について、「新航路」ドイツの指導者達は政治的にはどのような意見を懐いていたのだろうか。関税戦争を終らせてロシアとの交渉に入ることを望んだ時、カプリヴィが露仏同盟のことを念頭においていたことは、すでに指摘したところである。通商協定が調印された後、ドイツ皇帝は2月18日に枢密院会議を催し、帝国政府とプロイセン王国政府の首脳を召集してこの協定に対する諮問をおこなった。帝国宰相が露独通商協定の調印に至る経過概要を説明し、この協定がドイツの工業と商業にとって有利なものであるばかりではなく、農業をも脅かすものではないという所見を表明したのに対し、他の関係者もそれに同調する補足的発言をした。最後にカイザー自身が所見を述べたが、それは「この協定が経済的にも、政治的にもきわめて重大な意味をもっている」とし、とくに政治的な点について次のように語った。「この協定の成立にとって、両国帝室の関係というものが決定的であった。……ロシアがそのような好意を通商協定に関して示した動機は、ロシア皇帝がデンマークから帰国してロシア農業の憂うべき状態を認識し、協定の締結を本気で優先させる命令を下したことにある。余(カイザー)はこの締結を心から喜ぶ。経済的關係がまずい国の間では、政治的に良好な関係は永続しない。余はロシアとドイツの關係が改善され、ロシアとフランスとの關係が緊密でなくなることを望んでいる」と²⁰⁾。

15) GP, VII, Nr. 1664.

16) GP, VII, Nr. 1665, ebenda, S. 447, Anm. 2. Ibbeken, a. a. O., S. 171. Hallgarten, a. a. O., Bd. I, S. 303 ff. Eyck, a. a. O., S. 76 ff.

17) Lotz, a. a. O., S. 107 ff.

18) GP, VII, Nr. 1667 u. Nr. 1668.

19) GP, V, Nr. 1143.

20) GP, VII, Nr. 1666. Kronratprotokoll vom 18. Februar 1894.

さらに、2月27日、帝国議会においてカプリヴィが露独通商協定を説明した際に、彼はこの協定の政治的目的を、ロシアの汎スラヴ主義的分子に対する闘争、すなわちペテルスブルク外交の親ドイツ的グループに対する支持にあるとした。「ロシアが今われわれ(ドイツ)にさしのべている手をわれわれが拒絶するなら、その時ロシアは汎スラヴ主義の手に陥らないであろうか。ロシアの西方に差しのべた手が拒まれるならば、その時ロシアは頼るものがなくて汎スラヴ主義的になり、この主義においてわれわれが予感しているあらゆる危険が生じてくるであろう²¹⁾」と。

以上のような発言の中に、当時ドイツが如何に露仏の提携を気にしていたかが判然とするであろう。再保障条約の更新を拒絶してから、「新航路」の指導者達はロシア外相ギールスやツァーのドイツに「差しのべた手」を断ってきた。しかし彼等はロシアと対立しようとは考えていなかった。両国を結ぶ紐帯は、ただ君主制の維持と帝室間の親密な関係という要素だけに依存させられていたわけである。それが、いまや露仏同盟を懸念しなければならなくなり、しかも前述の如く、イギリスの東方政策がそれに関連した時、ドイツは二正面戦争の悪夢を現実のものとして恐れなければならなくなっていた。「新航路」ドイツは、ビスマルクから継受したヨーロッパ政策において、自己の危険な地位によりやく気づきはじめ、ロシアとの提携を考えなおさなければならなくなったのである。ロシアをフランスから切離し、しかも孤立感に陥ったロシアの中に反ドイツ的汎スラヴ主義が抬頭してくるのを抑えるためには、ドイツ自身がロシアと再び提携することに努めなければならなかったわけである。それが露独通商協定の政治的目標であった。

しかし、通商協定がドイツのこの希望を効果的に満たしたかどうかは、甚だ疑問である。通商協定の成立後、ロシア駐在のドイツ公館から伝えられた報告では、ロシア国内の感激をおびた親仏的言論が減少し、またロシア皇太子とヘッセン侯女との婚約発表(1894年4月20日)などということも加わって、確かに汎スラヴ主義の著しい退潮がみられ、逆にドイツに対する友好的な声が明らかに聞かれた²²⁾。しかしながら露仏軍事協定は、前述の如く1893年12月末から1894年1月初頭にかけて、つまりドイツが通商協定の商議を順調に進めている真最中に、その批准手続きを完了して発効しはじめたのである。ドイツとの通商協定の交渉中にフランスの軍事協定が成立——この対照は、ヨーロッパ国家系の発展にとって、あまりにも象徴的なめぐりあわせであったと言えぬであろうか。露仏軍事協定は、カイザーの希望にも拘らず、露独通商協定をもってロシアとフランスとの間に張られた紐帯を弛緩させるのには、あまりに強力な結合だった。通商協定成立後のロシアにおける対独感情の好転も、したがってどれ程の政治的効力をもっていたかは疑問である。

21) Ibbeken, a. a. O., S. 181.

22) GP, VII, Nr. 1670 u. Nr. 1671.

なお「新航路」ドイツは、「大通商協定」、「小通商協定」、露独通商協定と、カプリヴィの帝国宰相在任期間を通じて一連の通商政策を推進した。それらがビスマルクの保護関税制度を継承しながらも、それを自律関税から双務的協定関税制度に改めることによって、ドイツの貿易の躍進、工業の利益の増進にきわめて重要な条件を整備したことは、既によく知られているところである。従って、カプリヴィの通商政策をもって、ドイツ帝国主義政策の一環とみることも十分許されると思う²³⁾。しかしそれがドイツ世界政策の開始を意味する、と即断するわけにはいかない。確かにカプリヴィは、「われわれ(ドイツ)は商品を輸出しなければならぬ」として、通商協定によりその条件を整備したが、その輸出の対象はいずれもヨーロッパ諸国であった。さらに、彼は通商協定に対してある種の政治的効果をも狙っていたが、それはヨーロッパ経済を、いまやおしよせて来るヨーロッパ外からの世界経済に対して団結させ、自主性を確立しようというものであった。すなわち彼の目標は、ヨーロッパ大陸の経済政策的・組織的把握により、「新しい形態の平和的ヘゲモニーをドイツのために設立しようとした」点にあった。それ故、彼の通商政策の国際政治的性格は、なお依然としてヨーロッパ政策に止まっていたと見るべきであろう²⁴⁾。

II 植民地問題をめぐる英独間の不和

イギリスと三国同盟との提携を決意することなく、ロシアとフランスの間を断ち切ろうとした「新航路」ドイツは、通商協定の締結によってロシアとの善隣関係の回復を試みたのであるが、他方、フランスとの和解にも再び希望をつないだ。

すでに、イギリスとフランスとの間にシャム紛争が生じてきていた1893年7月中旬に、ドイツは、西アフリカにおけるドイツとフランスの植民地に関して、その利害範囲に境界を設定する提議を行い、フランスへの接近を打診してみた²⁵⁾。ただしこの提議には、当初は特別に政治的な背景があったわけではないという。フランス領コンゴとドイツ領カメルンの境界に関しては1885年12月24日に両国間に協定が結ばれていたが、その後この協定の解釈に齟齬が生じたため、更めて折衝をおこなう必要があった。それはカメルン東部背後地とチャド湖に至る両国の利害範囲に関するものであった。ところがドイツは、この方面に関して1893年11月15日にイギリスと協定を結び、かねてから主張していた地域の領有をほぼイギリスに承認させた²⁶⁾。イギリスがドイツの要求するカメルン東部の境界を認めたのは、ドイツの背後地に対する主張を正当としたからではなくて、フランスの膨張の欲望がそれによって阻止さ

23) 拙稿、前掲論文「『新航路』の通商政策」参照。

24) Ibbeken, a. a. O., S. 182.

25) GP, VII, Nr. 1598.

26) GP, VIII, Nr. 2021 bis Nr. 2023.

れることを期待したからである。そこにはきわめて現実的な計算が働いていたのである。このような植民政策的利害に動機づけられた英独間のカメルン協定に対して、フランスは直ちに抗議を申し込み、これを契機として、1893年12月からドイツとフランスとの間で交渉が開始され、それは翌1894年3月15日に、独仏間のカメルン協定として結実した。この協定で、ドイツは南部においてはその希望をほぼ達成したが、北部チャド湖周辺の広大な地域——前年イギリスがそれをドイツに承認した地域——をフランスのために譲歩しなければならなかった。チャド湖に注ぐシャリ川東岸地域がフランスに譲歩された結果、フランスはパール・エル・ガーザルからファショダに至る通路を確保したわけである。それ故、この譲歩によって、ドイツはイギリスとフランス間のアフリカ植民地抗争を促進しようと意図したのだと臆測されているが、しかしドイツ側にはそれを是認するような記録は遺されていない。逆に、イギリスにとっては甚だ好ましくない結果となった独仏間のカメルン協定に対して、イギリスはドイツとの共同のもとにアフリカ各地でフランスに対抗しようと試み、ドイツ側にしきりに提案したが、ドイツ政府はそのようなイギリスの提議を拒絶したのであった²⁷⁾。

フランスに対するドイツのこのような譲歩は、むしろ露仏同盟に対する危惧に由来していたといわれる。カプリヴィにとっては、植民地の獲得よりもヨーロッパ大陸におけるドイツの安全保障の方が重大問題であった。1893年10月には、例のロシア艦隊のツーロン訪問が盛大な示威をともしつつ行われていた。それ故、彼はアフリカ植民地に関する独仏の協定を契機として両国の和解の可能性を探り、エルザス・ロートリンゲンに関する諒解に達することを暗示したといわれる²⁸⁾。

ドイツとフランスがアフリカ植民地の協定を結ぶ時期には、ドイツ皇帝もまた、フランスにおける対独輿論の好転に機会あるごとに努めていた。1893年10月、マクマオン **Marie Edme Patrice Maurice de MacMahon** (1808—1893) の死去に際して、彼は未亡人に弔慰を述べ、その墓所に花環を捧げさせた²⁹⁾。また翌1894年6月、フランス大統領カルノがイタリア人無政府主義者のために暗殺された時も、カイザーは哀悼の意を述べるだけでは満足せず、埋葬の日にはドイツ側に逮捕されていた二人のフランス人スパイを釈放した。フランス側の反応はきわめて大きく、政府からカイザーへ感謝の意が送られ、新聞は、カルノ前大統領の埋葬の日にもっとも人気のある人物はカイザーだった、と書いた³⁰⁾。

このようなフランス側の和解の雰囲気について、パリ駐箚ドイツ大使ミュンスターは7月5日付で帝国宰相に対し、次のように報告している。

27) GP, VII, S. 335, Anm. Vgl. GP, VIII, Nr. 2022, Nr. 2023 u. Nr. 2025.

28) Frauendienst, *Das Deutsche Reich von 1890 bis 1914, Handbuch der deutschen Geschichte, neu hg. von L. Just, Bd. IV, Abschnitt 1, S. 24.*

29) GP, VII, Nr. 1599.

30) GP, VII, Nr. 1605 bis Nr. 1608.

「時間をかけることが対立を和解させる最良の方法であるということは、われわれ（ドイツ）のフランスに対する関係にもあてはまる。エルザス・ロートリンゲンのことは漸次忘れられるであろう。この問題がもはや燃え上らなくなり、ショーヴィニズムが、既に認められるように、冷却するようになれば、われわれの利害はロシアの利害よりもフランスのそれと矛盾をきたすことが少いことを、フランス人は次第に認識するようになるであろう。戦争の見込みが減るに従って、フランス人の馬鹿げたロシア鼻根に対する根拠はますます失われて行っている。それはまともな結婚ではなかった。求愛者同士の恋愛の情熱が静まって、彼等が喧嘩しはじめたら、彼等がもっとも赦しあえぬ敵になることは世の常である。……ロシア人は、ここ三年ないし精々四年の内に、パリで腐った卵やリンゴを投げつけられるようになるだろう³¹⁾」。

この報告に対して、カイザーは „Richtig“ と欄外注を記している。露仏同盟と二正面戦争の不安にもかかわらず、フランスとの宥和政策をすすめることによってロシアとフランスとの結合を切離し、この不安を解消したいとする希望が、当時のドイツ外交の指導者に如何に楽観的な予測——それは幻想にも近いものだったといえよう——を懐かせることになったかということは、上述のところからも明らかであろう。しかし露仏同盟は、すでにそこに厳然として存在していた。そして他方でドイツは、フランスとのカメルン協定によって、同地に関するイギリスとの協定をイギリス側が不利に感ずるような形で改訂したことになるのである。

独仏間のカメルン協定が成立した1894年3月頃から、ドイツとイギリスの間には、植民地の問題に関してしばしば意見の不調整が目立ってくる。

まず、独仏間のカメルン協定に不安を感じたイギリスは、前にも触れたように、この地域において英独共同でフランスに対抗することを提案した。しかしながらマルシャル外務卿は、植民地問題ではドイツはこれまで常に、ヨーロッパにおいてと同じように、イギリスの利害との一致に努めてきたし、今後もまた同様の意向であるとしながらも、ナイジェリアにおけるイギリス植民事業のドイツ人に対する横暴を非難し、両国植民政策の間に存するこのような欠陥を是正することが協力の前提であるとして、イギリスのアフリカ政策における協力の要望を回避した。しかもその際ドイツ外務卿は、イギリスがドイツとフランスのアフリカにおける接近を、ヨーロッパにおける両国関係の故に不可能なことだと予測しているようだが、それは誤っていると指摘するとともに、「カメルン背後地に関して独仏間に締結された協定によって、ドイツ政府は、西アフリカに関して *die freie Hand* の政策を確保するこ

31) GP, VII, Nr. 1608.

とに成功した」と判断したのであった³²⁾。

西アフリカにおける英独協力の問題について稔りのない話合いが行われていたのと時を同じくして、イギリスはドイツのエジプトに対する態度について不満をもらした。従来ドイツは、ビスマルクの時から、三国同盟、とくにイタリアの地中海における地位の確立のためにイギリスの援助を確保する政策をとってきたが、そのためには、エジプトにおいてフランスと対抗していたイギリスを一貫して支持してきた。ところが1894年4月中旬、イギリス外相キムバリ³³⁾ John Wodehouse Kimberley (1826—1902) は、エジプトの債務切替えに対してドイツが反対したことについて、ハッツフェルト大使に苦情を漏らした。「エジプト政府によって提案されたこの債務切替えの措置について、フランスはまだ公式の発表をしていないが、恐らく賛成の方にまわることはないだろう。それは驚く程のことではない。しかし遺憾なことには、ドイツも今度の場合はイギリスのエジプト管理政策を支持しない方向に傾いたようである」と。そしてイギリス外相は、「われわれ(イギリスとドイツ)のエジプト問題における旧くからの友好関係に翳りがさした」とさえ語った³⁴⁾。

1894年4月には、アフリカ以外の植民地に関しても、イギリスとドイツの間には問題が生じていた。それは太平洋のサモア諸島の領有問題である。サモア諸島は1889年の協定でイギリス、アメリカ、ドイツの共同管理下におかれていたが、アメリカがその価値について疑問をいただき、共同管理から脱退するという報告がワシントンから伝えられた。ドイツはこの機会にサモア諸島を単独で占有する希望をもち、イギリスにその要求を申し出た。ドイツ側としては、植民地問題全般にわたってドイツとの一致とその支持を必要としているイギリスに対して、サモアがその代償になることを暗示した³⁵⁾。しかしイギリスは、サモアがドイツの占有に帰することは輿論の賛成を得られぬとして、それを承認しようとはしなかった。そしてアメリカが実際に共同管理の協定から脱退しようとするのかどうかをよく見極めるまで、この問題を論議することは控えたいと提案した³⁶⁾。5月に入って、ローズベリ首相からハッツフェルト大使に対して、サモア問題は成行きにまかせ、ニュージーランドの方からなんらかの処置に出ることは認めない、という意向が伝えられた。そこでドイツ本国では、この報告にもとづいて、宰相カプリヴィが皇帝の意向をたずねた。カイザーは、ニュージーランドに対するドイツの要求を保持し、アメリカの動向をしばらく見まもり、アメリカが(共同管理の)条約から脱退するなら、この条約はドイツにとってももはや拘束力があるとは見做されないから、イギリスとの交渉をその時に行い、サモアに対するドイツの要求を貫徹するよ

32) GP, VIII, Nr. 2022 u. Nr. 2023. Vgl. auch Nr. 2028.

33) ローズベリがグラドストンの後継首班となった後に、ローズベリの後をついで外相となった。

34) GP, VIII, Nr. 1847.

35) GP, VIII, Nr. 2024 u. Nr. 2026.

36) GP, VIII, Nr. 2027.

うに努力せよ、と裁定を下した³⁷⁾。こうしてサモア問題は、両国ともに遷延策へと傾いたのであるが、それはこの問題に対する利害の一致の上に現われた共通の理解のもとで執られた方策ではなく、アメリカの行動によっては、将来おそらくは対決を迫られることになる予想を双方とも懐きながら、当面のところはその対決を回避したに過ぎなかったのである。

しかし、1894年の植民地問題をめぐるイギリスとドイツの対立は、やはりアフリカ内陸部において深刻化する。フランス領コンゴとベルギー国王レオポルド2世 Leopold II. (1835—1909, 在位1865—1909) 所有のコンゴ国家との間には、久しく境界問題で対立が続いていたが、1894年4月にはフランスとコンゴ国家の代表委員による商議が、なんら成果をあげることなく中絶することになった。ところが、これと並行して進められていたイギリスとコンゴ国家との交渉は5月12日に協定に達し、コンゴ国北東部と上ナイルの地域に境界が設定されることになった。それによれば、協定の第1条ではアルバート湖西部の地域までコンゴ国家の境界線が拡大され、第2条では北緯10度以南のイギリス領東アフリカに接するナイル河左岸地域（ファシヨダを北東の限界とする）で東経30度までの部分はレオポルド2世の租借、さらにその西方、東経25度まで（パール・エル・ガーザルの全流域を含む）の地域はレオポルド国王とその後継者達の租借地域とした。これによってコンゴ国家はその北東部において大いに領域を拡大したが、それは前にのべた3月15日の独仏カメルン協定でフランスが獲得したチャド湖・シャリ川東岸の地域ならびにフランス領コンゴからナイル河上流に進出しようとするフランスにとって、大きな障壁を形成することになった。その代りにコンゴ国家は、イギリスとの協定第3条で、アルバート・エドワード湖からタンガニカ湖に至る幅25キロメートルの帯状地域に対するイギリスの租借を認めたのであるが、それはドイツ領東アフリカの西部境界に接するものであった³⁸⁾。この条地を確保することによって、イギリスは南アフリカと東アフリカの植民地をアフリカ大陸内奥で直結することになり、さらにナイル河によってスーダン、エジプトにも連結し、アフリカ縦断政策を達成することになる。しかしそれは、ドイツ領東アフリカにとっては、周囲をほとんどすべてイギリス領によって囲繞されることを意味していた。

それ故ドイツ政府は、1894年5月25日、ブリュッセル駐箚ドイツ公使アルフェンスレーベン Friedrich Johann Graf von Alvensleben (1836—1913) に訓令を発し、イギリスとコンゴ国家間の協定第3条、つまりイギリスに貸与されるべき帯状地域は、ドイツ植民地の境界から少なくとも20キロメートルは離しておくように、とコンゴ政府に申込ませた。その際マルシャル外務卿は、必要とあらば、イギリス・コンゴ協定を失敗させるためにドイツはあらゆる

37) GP, VIII, Nr. 2029.

38) GP, VIII, S. 428, Anm. 2. Cf. Langer, *The Diplomacy of Imperialism*, p. 133, Map. Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*, p. 349 ff.

ることを試みるであろうと暗示してもよい、とさえ指示している³⁹⁾。ドイツからの抗議をうけたベルギー国王は、アルフェンスレーベン公使に対して即座にドイツの要求に応ずる意志を示した。そして彼は、それを文書で表明する前にイギリスと了解しあう必要があり、それは困難なことではないと予想している、と返答した。さらに国王は、ドイツ側からもイギリスに働きかけてくれることを希望した⁴⁰⁾。かくて、アルバート・エドワード湖からタンガニィカ湖に至るコンゴ領条地のイギリスへの貸与の問題は、ロンドンとベルリンの間の交渉に集中されることになったのである。

この機会に、かねてから帝国宰相カプリヴィよりサモア問題その他英独間の植民地問題の不和に関して意見を求められていたハッツフェルト大使は、6月1日付のロンドンからの私信で、カプリヴィに対し大略次のように答申した。すなわちハッツフェルトは、サモアに対するドイツの要求をイギリスが支持してくれる希望は、すでにソールズベリの時期から薄れてきており、まして自由党政府の現在では、そのようなことはますます期待できなくなっていると説明した。そして、ローズベリ首相は自由党の中では保守党のソールズベリ前首相の対外政策を変更しないただ一人の政治家であり、彼がイギリス外交を指導することはドイツにとっては好都合であるが、しかし彼は甚だ神経質なので、彼からドイツに対する特別な親切を期待することは無理である、と述べた。ローズベリは、多くの好意をドイツに対して示したとナイーブに信じこんでおり、それに対しドイツが彼の求めた若干の要望——たとえば、ドイツ領東アフリカを経由する電信線の敷設や、例のエジプトの借款切替え等——を拒絶したことで、新たに苛立ちを感じている。「ローズベリ卿のわれわれ(ドイツ)に対する立腹が、地中海等における政治的諒解に関する彼の暗示に対してわれわれがなんら好意的に耳をかさなかったことに、一部は由来していることは疑いのないところであると思う。また彼は、オーストリアを味方に引き入れようとする彼の努力が、われわれの慎重さのために、否それどころか恐らくわれわれのウィーンにおける働きかけのために挫折した、という心証をさえ懐いているかもしれない。地中海をめぐるフランスとの万一の場合の鬭争を三国同盟に転嫁し、それによってロシアに対して自由な手 *die freie Hand* を自分にとっておくことを彼が重視していることは明らかだから、この際われわれの支持を即座に獲得するという期待に動かされて、彼が植民地の領域、とくにサモアに関してわれわれに迎合することもありうるかもしれない。しかしこのような犠牲(三国同盟がフランスとの戦争ひきうけること)

39) GP, VIII, Nr. 2031 u. Nr. 2032. マルシャル外務卿は、さらに5月27日にアルフェンスレーベン公使に訓令を発し、イギリス・コンゴ協定第3条は1884年11月8日にドイツとコンゴとの間に結ばれた協定を変更するものであると抗議するとともに、ベルギー国王に対して、「コンゴ国家がその中立に反して、アフリカにおけるイギリスの攻撃的政策を助成することに尽力するなら、ドイツはコンゴ国の存在にもはや関心をもたず、フランスとの善隣関係を選ぶであろう」と申入れるように指示した(GP, VIII, Nr. 2034)。Vgl. auch Nr. 2038.

40) GP, VIII, Nr. 2033.

は、サモアのためには余りにも高価であると思う」。イギリスをオーストリアとイタリアに、従って三国同盟に接近させておくことは、今日でもなお政治的にきわめて有利なことだと思ふ。ローズベリとカルノキーとの商議は、カルノキーが熱心に希望して正しい方法をとるならば、有益な結果に導くことができたであろう。とくにカルノキーは、オーストリアもその同盟国も偽りの取引に関係して相当の権利を得ることなく義務だけを負うことはないという点について、イギリス人に対しはじめから疑念を全くのこさないようにしなければならなかった。「それはともかく、今の問題では政治的譲歩を提供すること、そしてわれわれ(ドイツ)とイギリスの関係においては一般的に政治問題と植民地の問題を簡単に混同することは、われわれの立場と政策に一致しないと思う。植民地の不和の反作用が、われわれのイギリスに対する政治的関係になにがしかの影響を及ぼすことは、遺憾なことと思われるので、われわれはできる限りそれを遠ざけることに努めなければならない。植民地に関するわれわれとの係争の中に、イギリスがイタリアに対する政策を変更する動機を認めるという危険は、差当りのところはなお見られない」。それ故、目下の状況では、イギリスに対してさまざまな点で実際に手痛い圧力を加えるという手段が許されると思う⁴¹⁾。

以上のようなハッツフェルトの意見に、カイザーは全面的に賛成し、この圧力をまずエジプトに対して適用することをすすめた⁴²⁾。

植民地問題をめぐる対イギリス政策についてこのような意見調整を行った後、ドイツ政府は6月3日イギリス政府に対して、1894年5月12日のイギリス・コンゴ協定は1884年11月8日のドイツ・コンゴ協定において保証されたドイツの権利を侵害するものであると申し入れた。そして、ブリュッセルでは、この抗議に対してコンゴ国大臣がすでにそれを認めていると告げた⁴³⁾。それに対しイギリス政府は、ドイツとコンゴ国の間の法原則はドイツの同意なしでは変更され得ぬこと、ドイツ・コンゴ協定の条項は効力を持続していることを承認しながらも、問題のアルバート・エドワード湖からタンガニカ湖に至る帯状地域に対しては、同地域がイギリスに譲渡された後にドイツ・コンゴ協定を適用するようにと要求した⁴⁴⁾。

ドイツ側では、この条地の譲渡を約束したイギリス・コンゴ協定第3条は、ドイツの予め同意がなければ無効であることを強く主張した。しかも、1890年のいわゆるヘルゴラント＝ザンジバル協定の交渉の際に、イギリスがこの条地を要求したのに対してドイツ側が拒絶したという事情があったことを指摘して、イギリスの今回の態度を強く非難した。ところがイギリス外相の方も、ドイツは以前にこの条地をドイツ領東アフリカの境界から少くとも25キロメートル離すように要求していたが、いま第3条の事前の同意ばかりではなく、その条

41) GP, VIII, Nr. 2039.

42) GP, VIII, S. 439, *Schlußbemerkung Kaiser Wilhelms II.* (図版2参照)

43) GP, VIII, Nr. 2040.

44) GP, VIII, S. 440, Anm. 4.

地の設定そのものを非難するに至ったことは、イギリスに対する友誼が甚だしく変わってしまったことを示すものであるとして激怒した。キムバリー外相は、3月に締結された独仏カメルン協定がイギリス側では非友好的なものとして受取られているが、イギリス政府はあえてそれに異議をとらえなかった、とさえ言及した。そしてコンゴ協定に対する抗議を、ドイツはフランスと共同で行っているようだ、という疑惑をも表明したのだった⁴⁵⁾。

キムバリー外相の疑惑に対してハッツフェルトは、フランスがイギリス・コンゴ協定に抗議している対象はドイツとは別であり、独仏の共謀を推測するのは事実無根だと弁明しているが、ドイツとフランス両国政府は相互に情報を交換し、それぞれの抗議の進展を見守っていたのが実情である⁴⁶⁾。そしてドイツ皇帝は、フランスがこの機会に国際会議を要求してアフリカ問題全体を討議することを提案するかもしれないこと、そうなった場合にはエジプト問題が論議されてイギリスが不利な立場に陥ることになる、とイギリス側に暗示したのである⁴⁷⁾。さらにドイツは、イギリスがエジプト問題に触れない条件でフランスと妥協し、ドイツを孤立化させることも考慮して、コンゴ問題でフランスに接近し、イギリスの策動を予防することにも努め、ベルギーのコンゴ政府に対しては、早急に例の带状地域に関する協定第3条を放棄させるべく、圧力をさらに強めた。しかも、この問題はなんらかの代償を受取ることによって妥協さるべきものではなく、1884年のドイツ・コンゴ協定にもとづくドイツの権利に対する侵害という観点から解決されなければならぬことを強調した⁴⁸⁾。

イギリス首相ローズベリは、コンゴ問題に対するドイツの態度に直面して、イギリスの政策を修正する必要があるかもしれない、そしてその政策修正とはイタリアに対する関係を変更することだ、とオーストリア外交筋を通じて伝えてきた。「ドイツとフランスの協力は彼(ローズベリ)を次のような考慮、すなわちイギリスとフランスとが諒解し合える点もあるという考慮へと導く」——こういう危惧をオーストリア側に懐かせることによって、彼はオーストリアからドイツを牽制させようとした。しかしドイツ外務卿マルシャルは、フランスとの諒解による「政策の修正」は、イギリスにとってよりもドイツの方がはるかに容易に行いうるであろう、と反論した⁴⁹⁾。

結局最後にはローズベリーの方が折れて、両国対立の根本的原因は、アルバート・エドワード湖からタンガニカ湖に至る带状地域に対するイギリスの租借をあらかじめドイツの同意を得ずに協定したことにあるとして、イギリスはその非を認めるに至った⁵⁰⁾。そしてコン

45) GP, VIII, Nr. 2041 bis Nr. 2045.

46) GP, VIII, Nr. 2046.

47) GP, VIII, Nr. 2047.

48) GP, VIII, Nr. 2048 bis Nr. 2051.

49) GP, VIII, Nr. 2054 u. Nr. 2055.

50) GP, VIII, Nr. 2056.

ゴ国家の方からイギリスに対して上記のイギリス・コンゴ協定第3条を廃棄する提案を行い、イギリスがそれを承認するという手続きをとることによって、6月17日コンゴ政府はドイツに対し協定第3条の廃棄を通告したのである⁵¹⁾。ローズベリは、「その一部が荒地であるアフリカ領土の幅25キロメートルの帯状地域は、イギリスの政策の全面的な変更を行うのに価する程に、イギリスにとって重要なわけではない」とオーストリア側に語り⁵²⁾、アフリカ縦断政策の頸動脈ともなるべき地域を今回は断念しなければならなかった。

コンゴ問題でイギリスとドイツが激しく対立し、しかもドイツ側が強硬な態度でイギリス植民地の利益に圧力をかけ、イギリスがそれに対抗して「政策の修正」をもってドイツを脅かそうとした時、三国同盟の列強は両国の対立に非常な懸念を感じた。オーストリアはバルカン、両海峡でイギリスと共同行動をとることが絶対に必要であったから、イギリスの政策変更を恐れ、ロンドンにおいてドイツ・イギリス間の意志疎通を仲介しようと努めた⁵³⁾。またイタリア外相ブラン **Alberto Barone Blanc** は、ドイツとイギリス両国と共に行動するという従来彼がとってきた政策が両国の対立のために不可能になったことを歎き、一時は真剣に辞職を考慮したという⁵⁴⁾。しかし、結局はドイツとイギリスは妥協したので、オーストリアもイタリアも漸く安心した。イギリス首相ローズベリは、コンゴ問題やサモア問題の対立にも拘らず、イギリスの政策を変更する必要を認めず、フランスとの政治的な諒解を信じ得なかったから、コンゴ問題以後も、イギリスと三国同盟との協力関係を維持することを望んだ⁵⁵⁾。それ故、植民地問題と政治問題とを混同しないように警戒しながら植民地問題ではイギリスに対して多くの地点において圧力をかける、というハッツフェルト大使の発案にもとづいたドイツのコンゴ問題における対イギリス政策は、植民地的利害政策の戦術にかかわる事柄である限りでは成功したといえよう（本稿201頁以下）。

植民地問題と政治問題とを混同しないという態度は、ドイツがなおヨーロッパ政策をそれ自体別個のものとして見ようとしていたことにほかならない。政治問題とは、ここではヨーロッパ列強の配置に関わる問題を意味しており、もっと具体的に言えば、当時イギリスから提案されていた問題を指していた。つまり、1894年2月にローズベリからオーストリアに対して申し込まれていた提案であり、それは、コンスタンティノープルと海峡をめぐるイギリスがロシアと対決する場合に、三国同盟諸国がフランスの戦争介入を阻止するように牽制を行うという、三国同盟とイギリスとの提携、協力の要請である（本稿180頁以下）。このヨーロッパ保障体制の問題に植民地の英独対立を絡ませないという「新航路」ドイツ政府の方針

51) GP, VIII, Nr. 2062.

52) GP, VIII, Nr. 2060. Vgl. auch Nr. 2059.

53) GP, VIII, Nr. 2054, Nr. 2055, Nr. 2056 u. Nr. 2060.

54) Becker, a. a. O., Teil II, S. 219.

55) GP, VIII, Nr. 2070 u. Nr. 2071.

は、従ってヨーロッパ政策をそれ自体として処理しようとするものであったといえよう。逆に言えば、植民地政策を列強保障体制にかかわる世界政策にまで高めようとする意図がドイツ側にはなかったと見て差支えない。つまり、ドイツは、1894年前半における英独間の植民地不和の問題では、なおドイツの世界政策を意識的に追求しようとは考えていなかった。

しかしそれにも拘らず、コンゴ問題の紛糾にあたって、イギリスに圧力を加えるためにフランスとの提携を配慮し、またある程度それを実行に移すなど、世界政策への傾斜は認められるであろう。1894年3月の独仏カメルン協定の動機が、エルザス・ロートリンゲンの和解というヨーロッパ政策にあったとしても、マルシャル外務卿がそれによってドイツは西アフリカで英仏対抗の間であって「自由の手」の政策を確保したと判断した時、それは世界政策への萌芽を示すものであったといえよう。

しかしながら、1894年前半におけるイギリスとドイツ間の植民地をめぐる多くの不和は、両国相互間の不信の念をいよいよ強めるものであった。コンゴ問題の解決後もイギリスは三国同盟との提携をなお望んだが、そしてオーストリアとイタリアとはイギリスを歓迎したのだが、しかし英独間の不信を払拭することはできなかった。その上、三国同盟とイギリスとの提携というローズベリの要請に対して、英独間の仲介の労をとろうとしたオーストリアはドイツのイギリスに対する猜疑心を変えることができず、コンゴ紛争解決後の7月中旬に、遂にドイツ側の理解するところに沿った拒絶の回答を表明した⁵⁶⁾。それ故、英独関係は植民地に関してばかりではなく、ヨーロッパ政策に関して、不信感をいよいよ深めることになった。勿論、このような傾向が直ちに英独間の対立を意味するものではなかった。イギリスは世界政策においてロシアとフランスの提携と対抗に依然としてわずらわされており、ドイツもまたヨーロッパ政策において露仏同盟に悩まなければならなかったからである。それにも拘らず、イギリスとドイツが植民地問題でも、またヨーロッパ政策においても、不信感を基礎とした探り合いをしなければならなくなったことは、「新航路」ドイツの外交が、数年前には英独間の友誼と「イギリス+三国同盟」の緊密な関係を誇示しえた状況とは異った境位へと推移してしまったことを示すものにほかならぬ⁵⁷⁾。

Ⅲ 三国干渉にいたるドイツ外交政策

1894年の前半におけるドイツ外交は、ロシアとの通商協定、フランスとのカメルン協定に

56) GP, IX, Nr. 2160. Vgl. Nr. 2157, Anlage I. 本稿186頁参照。オーストリア外相から6月上旬に拒絶の訓令をうけていたロンドン駐劄オーストリア大使ダイムは、丁度この時期に英独間のコンゴ問題が深刻化していて、その和解の配慮をしていたが、それが解決してから休暇に入ったため、本国外相の訓令をイギリス首相ローズベリに伝えたのは7月13日のことであった。

57) Oncken, Das Deutsche Reich und die Vorgeschichte des Weltkrieges, Bd. II, S. 412 ff.

において露仏同盟諸国との経済政策的、植民地的妥協を獲得したのに対して、イギリスとの間にはコンゴ、サモアをめぐる植民政策上の対立、コンスタンティノープルと海峡防衛に関する三国同盟とイギリスの提携をめぐる不信感の増大などを経験した。これは前述の通りである。しかし同年後半から翌年にかけて、ヨーロッパ列強がもっとも関心をよせざるを得なかった問題は、東アジアにおいて日本と清国の間に生じた戦争であり、ドイツもまたそれに関係をもつことになった。

ドイツは既に早くから中国を中心とする東アジアとの経済的関係を拡大する希望をいだいてはいたが⁵⁸⁾、しかしこの方面に対する実際の利害は、他の諸強国、とくにイギリスとロシアのそれに比べるならば、1894年当時は、経済的にも、また政治的にも関係が薄かった。それ故、日清戦争勃発の当初はもちろんのこと、戦争の進行中も、それになんらかの関わりあいを持つことにはドイツは消極的な態度を示している。

1894年5月以降、朝鮮におこった東学党の乱を契機として日清両国が朝鮮に派兵したことから、両国関係は緊張の度を加え、6月から7月にかけて戦争の危険が増大した。これに対してイギリスとロシアとはそれぞれ、東アジアにおける既得の権益を維持する必要から、日清間の衝突を回避することに極力努め、日本と清国に対して干渉を試みた⁵⁹⁾。そしてイギリスはその際に、ドイツもまた列強の干渉に加入するようにと要請した。しかしドイツは「朝鮮の存亡の問題は、イギリスとロシアが第一に関心をもち、しかもこの問題は英露両国の利害の衝突に至るかもしれないことを考慮して、干渉のようなことはわれわれ(ドイツ)の任務ではないと回答した⁶⁰⁾」。ドイツ皇帝も、「日本と清国以外ではただロシアとイギリスだけが関心をよせる問題に対して、われわれ(ドイツ)が干渉を拒絶したことに全く同意した」のである⁶¹⁾。

ともかく7月におけるイギリスの共同干渉の試みは実現されず、またロシアの日本に対する単独申込みも日本側の強硬な態度のために拒絶されて、1894年8月1日、日清間の開戦となったが、列国の予想をはるかにこえて日本の勝利は確実となり、清国の崩壊さえ危惧されることになった。イギリスは中国市場に重大な支障の生ずることを恐れ、平壤の戦、黄海の海戦に日本が勝利を得た直後、10月上旬に、再び列強による共同干渉を提案する。

58) Wehler, Hans Ulrich, *Bismarck und der Imperialismus*, Köln u. Berlin 1969, S. 197 ff, S. 205 f u. S. 409 f.

59) 外務省編, 日本外交文書, 第27巻, 第2冊, 昭28, 619号(273頁) および620号(274頁) 以下。陸奥宗光, 「蹇蹇録」, 岩波文庫, 昭和18年版, 60頁以下。

60) GP, IX, Nr. 2213.

61) Ebenda, *Randbemerkung des Gesandten von Kiderlen*. 事実この主旨において、ドイツ外務省は7月11日に、北京と東京に駐在するドイツ公使に対し、日清間の不和を平和的に調停しようとする他列強の公使達の共同の努力にドイツ公使も参加するように、と簡単な訓令を発したに止まった(GP, IX, S. 242, Anm. 1.)。この主旨にもとづいた東京駐劄ドイツ公使の日本に対する平和的解決の希望の進言は、日本外交文書, 第27巻, 第2冊, 660号(302頁)に収められている。

ドイツ側の史料によれば、10月5日、ベルリン駐箚イギリス大使はドイツ外務卿に対して、シナにおいては崩壊が進展し、在留外国人の生命の危険が生じているとの情報を得たので、シナ水域に在るヨーロッパ諸国軍艦の共同行動を提案するようにと本国（イギリス）政府から訓令をうけた、と語った。これに対してドイツ側では、たんに居留民の保護のみを目的とした現地における処置にすぎないという前提のもとに、イギリスの提案を原則的に承諾した⁶²⁾。ところが10月7日になって、イギリスは、「ドイツ政府は日本と清国間への干渉に関してイギリス、フランス、ロシアおよび合衆国と連合する意志があるかどうか。この干渉は、日本に対する戦費の賠償と列強による朝鮮独立の保証を条件とするものである」、と重ねて打診してきた⁶³⁾。これに対してドイツ政府は、共同干渉は日本の拒絶が予想されるが、その場合にはどのような措置をとるか、と反問したところ、イギリス側では交戦両国に対する「勧告」以上のことは考えていないことが判明した。また共同干渉には最も関係の深いロシアの反応がきわめて冷淡であることも知られるようになった。かくてドイツも、「列強の干渉は目下のところ誤った方向に導かれるように思われる」として、イギリスの共同干渉提案を実質的には拒絶したのである⁶⁴⁾。このためイギリスの計画は失敗に終わった⁶⁵⁾。

この間に戦局はいよいよ日本軍の勝利のうちに進展し、10月末から11月初めにかけて日本軍は朝鮮から遼東半島へと進撃した。そこで清国政府は11月上旬にイギリス、フランス、ロシア、ドイツ、そして遅れてイタリアに向い、戦争に対する仲裁を懇請した。清国の要請は、朝鮮の独立と戦費の賠償を条件とする仲裁であったが、ドイツ政府は、「(日清)両交戦国の現在の軍事的状況に鑑みて、清国側の提案が日本によって受諾される見込みはないように思われる。それ故、われわれ(ドイツ)は提案された条件で仲裁に踏みきることを拒絶しなければならぬ」と回答した⁶⁶⁾。清国の要請はまたもやロシアの拒否、フランスの消極的態度、合衆国の単独斡旋の宣言により、イギリスに共同干渉の機会を与えず、清国の意図は実現されなかった⁶⁷⁾。

以上のようにドイツ外交は、東アジアにおける日本と清国間の紛争に対して、開戦前から戦争勃発後も一貫して干渉の勧誘を拒否し、中立的消極的な態度を維持して、東アジアに対する利害関心をなんらもたない姿勢を示していた。しかもその間に、イギリスの主導する列強共同干渉の企図を挫折させ、日本にとって有利な国際情勢を形成してやったという暗示

62) GP, IX, Nr. 2214.

63) GP, IX, Nr. 2215.

64) GP, IX, Nr. 2216 u. Nr. 2217.

65) 日本外交文書、第27巻、第2冊、790号(474頁)以下。陸奥、「蹇蹇録」、168頁以下参照。

66) GP, IX, Nr. 2218. なおドイツ外務卿は、清国側から仲裁の要請があり、ドイツはそれを拒絶したことを、ベルリン駐劄日本公使青木周蔵をわざわざ招いて通報している(日本外交文書、第27巻、第2冊、842号(499頁)以下)。

67) 日本外交文書、第27巻、第2冊、810号(489頁)以下参照。

を、ドイツ皇帝とその政府はしばしば日本側に告げていたのである。

ところが、11月中旬以降ドイツの日清戦争に対する態度は、イギリスと対照的に⁶⁸⁾、変転する。1894年11月2日付の帝国宰相ホーエンローエ⁶⁹⁾の覚書によれば、「東アジアの問題に関してカイザーは、清国と日本の間に他日講和が結ばれる際には、われわれ(ドイツ)は台湾に対する割譲によって代償を得ることに留意するように、と余(ホーエンローエ)に要望した。われわれはイギリスの干渉に対して日本を擁護してやったのだから、代償をうける権利がある。台湾は良好な給炭所だ、とカイザーは語った」という記録がある⁷⁰⁾。このことは、ドイツ皇帝が少くとも11月初めには、日清間の講和が将来生じてきた場合に、日本から戦時中の援護の代償として台湾を譲りうけるという野心をいだきはじめていたことを示すものに他ならない。しかしそれは、なおカイザーと新任の帝国宰相との内話と外務省内での台湾の事情調査にとどまっていた⁷¹⁾。ところが、11月16日(遅くても)、カイザーはシュトラスブルクに滞在中のホーエンローエ宰相に対して次のように打電した。

「イギリスが間もなく東方において積極的になり始めるだろうと推測されるような徴候がある。イギリスはいつかロシアと、恐らくダーダネルス問題に関してロシアに有利な精神において和解しそうである。そうでない場合には、イギリスは他の列強と協定せずに、上海および戦略的に重要な若干の地点を近々のうちに所有するだろうと想像される。……後者のような場合には、ロシアとフランスが同様に中国の重要な地点を占領するという結果になることは疑う余地がない。そのような場合に、われわれ(ドイツ)はどんな事があっても無為に過したり、不意打を受けてはならない。われわれの商取引が年四億マルクにもものぼる中国に、われわれも同じように確乎たる地点を必要としている。そのために余

68) イギリスが、開戦前から、日本に対する列強の共同干渉を指導しようとししばしば企てたことは、既に本稿でも触れたところであるが、10月頃からイギリス輿論の中に、日本を東アジアの強国として認め、日本から敵視されるような政策を避けるべきだとする主張や、戦勝日本を称讃する声もきかれるようになり、イギリス政府もその共同干渉政策をもはや推進することができなくなったと見られている(陸奥、「蹇蹇録」、141頁および174頁以下)。

69) 1894年10月26日、カプリヴィは帝国宰相を辞職した。彼の失脚の直接的な原因は、社会民主主義に対する政策をめぐる政府内の意見が対立したことにある。

Vgl. Eyck, *Das persönliche Regiment Wilhelms II*, S. 95 ff. Nichols, *Germany after Bismarck, the Caprivi Era 1890—1894*, p. 340 ff.

カプリヴィの後任として、ホーエンローエは1894年10月29日に帝国宰相兼プロイセン首相に任命された(Fürst Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst, *Denkwürdigkeiten der Reichskanzlerzeit*, hg. von Karl Alexander von Müller, Stuttgart-Berlin 1931, S. 4.)。

70) *Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, China Nr. 20, Geheim Nr. 1, Geheime Acten betreffend: Beabsichtigte Erwerbungen der Großmächte anlässlich des chinesisch-japanischen Krieges*, Bd. 1, 008. カイザーの台湾に対する野心については、従来は公刊されていたGPによって、次の注72)に掲げた史料が最も早い日付を示しており、従って11月中旬からドイツの日清戦争に対する態度が変化すると考えられていた。しかしドイツ外務省の政治文書室には、ここに掲げた11月2日のホーエンローエ覚書が収録されており、そこから、カイザーは少くとも11月上旬にすでに台湾に注目していたことが知られる。(図版3参照)

71) *Ebenda*, 009 ff.

(カイザー)は台湾を提案する。……ひそかに聞くところによれば、フランスはすでに台湾を獲得しようと努めているということであるから、至急に措置を講ずるよう命令する⁷²⁾」。

カイザーからの命令を受けたホーエンローエは、事の重大さに驚き、皇帝に熟慮の猶予を乞うとともに、翌17日ベルリンの外務卿マルシャルに打電してカイザーの電文を伝えた。そこでマルシャルは即日ホーエンローエに返電し、宰相は外務卿の報告にもとづいて11月18日カイザーに答申の電報を発送して、台湾の獲得を性急に指令する皇帝を諫止した。しかしそれにも拘らず、ホーエンローエもマルシャルも、「日清両国間の講和締結に当って、ヨーロッパ列強が特殊な利益を獲得しようと試みる可能性があることは疑いのないところであり、そしてたとい台湾の価値が代償の対象としてはほとんど問題にならないとしても、ドイツがその際、中国における利益を考慮して、なんら得るところなく終ってはならぬ」という点では、カイザーと意見を同じくしたのであった⁷³⁾。

しかも同じ頃、北京駐箚ドイツ公使シェンク **Freiherr Schenck zu Schweinsberg** からは、11月23日付で帝国宰相に次のような意見具申が行われていた。

「東アジアにおける列強海軍力に関する本官(シェンク)の本日の報告に添付して。

日清間の紛糾の結果、他列強が中国の犠牲において領土を獲得するような状況になるならば、ドイツもまた東アジアにおけるその重要な商業上の利益のための拠点を獲得すべく、この機会を利用することは望ましいことと思う。この通商上の利益は、貿易統計が示している外観よりもはるかに重要である。何故なら、ドイツの取引の大部分は、イギリス国旗の下に行われているからである。

とくに天津駐在の帝国(ドイツ)領事が本年1月14日付の報告で触れている山東半島西南部の膠州湾が、恐らくは熟考に価するであろう。同所においては清国側が要塞の構築を企てているが、それはなお注目すべき重要性をなんら獲得してはいない。あるいは、澎湖諸島が考慮に価すると思われる⁷⁴⁾」。

かくてドイツは、東アジアにおける経済的利益の追求から、中国に拠点を獲得する要求を高めたのであるが⁷⁵⁾、しかもその実現に当っては、日清戦争を契機とする中国分割の際に列強に遅れをとるまいとする政治的配慮が強く作用していたのである。ここに日清戦争に対するドイツの態度は大きく転換をみせたのであり、しかもそれは、経済的利益の拡大と列強との競争という19世紀末ヨーロッパ列強による世界政策の重要な要因の一半を歴然と示してい

72) GP, IX, Nr. 2219.

73) GP, IX, Nr. 2220. Hohenlohe, a. a. O., S. 15 f. Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, China Nr. 20, Geheim Nr. 1, Bd. 1, 021 u. 025 ff.

74) GP, IX, Nr. 2221.

75) この点については、中山治一「日清戦争と帝政ドイツの極東政策」、『名古屋大学文学部研究論集』II, 1952, 243—257頁が詳細な論議を示している。

たといえよう。

このようにして、1894年11月以降、ドイツは日清戦争に対して積極的な関心を示すようになる。

アメリカ合衆国の斡旋により、1895年1月31日、清国の講和使節が広島に到着し、翌2月1日から日清間の講和交渉が開かれたが、清国側に全権委任に関して不備が多く、日本は談判を拒絶したため、2月12日清国使節は帰国した。清国が李鴻章を全権代表として下関において再び日本と講和交渉に入るのは、翌3月20日になってからである⁷⁶⁾。この間約一カ月半ほどの間、列強は日本の講和条件について情報を得ようとし、あるいはそれについて日本の清国に対する要求が過大にならぬようと日本政府に対して忠告を与える一方、他の列強が干渉の意図をいだいているのではないかと相互に探りを入れるなど、複雑な動きを示したが⁷⁷⁾、ドイツ外交の動向はほぼ次のようなものであった。

1895年2月から3月のはじめにかけて、ドイツは、日清間の講和交渉が開始されれば、その講和条件に対してイギリスは交戦中にもしばしば企てたように、列強による共同干渉を指導するであろう、と予想した。そしてこの共同干渉にドイツが加入することをイギリスは期待しており、ドイツの共同干渉加入に対してイギリスは東アジアにおけるドイツの利権の獲得に同意し、場合によっては援助してくれるであろうと判断した。しかしイギリス、ロシア、フランスが共同行動に達することは甚だ困難であろうと想像されるので、この三国が一致しない場合には、ドイツはイギリスかあるいはロシアのいずれかと行動を共にしなければならぬという選択を迫られることも、十分考慮しておかなければならぬ。ただし、列強による清国領土の分割は、これまで東アジアにおいてイギリスやロシアよりも利害関係の少かったドイツから「シグナル」を出すべきではない。それ故ドイツは、イギリスに対して、東アジアにおける利益を擁護する際に「ドイツは必ずイギリスと同じ側に立つことを望んでおり、共同干渉という構想を本来的に拒否するものではない。それどころか、イギリスが希望するならば、この問題について今でも直ちに討議に入る用意がある」ことを伝えておく。そしてその際には、ドイツの支払う犠牲に対する代償を予め詳細に検討しておく⁷⁸⁾。

以上のように、1895年3月初頭には、ドイツはイギリス側から共同干渉の要請が発するのを待期したのである。その直後、3月3日付で北京駐箚ドイツ公使シェンクから、日清講和の全権代表に新たに任命された李鴻章が講和条件の緩和を日本に対して内密に斡旋してくれ

76) 日本外交文書、第28巻、第2冊、980号(234頁以下)、981号(253頁以下)および1021号(287頁以下)。陸奥「蹇蹇録」、195頁以下および210頁。

77) 日本外交文書、第28巻、第1冊、546号、548号、555号、562号、566号、571号、577号、578号、580号、584号等。

78) GP, IX, Nr. 2223, Nr. 2224 und S. 251, Anm. Vgl. Politisches Archiv des Auswärtigen Amts, China Nr. 20, Geheim Nr. 1, Bd. 2, A 2127.

るように要請してきた、という報告があり⁷⁹⁾、またロンドンからはハッツフェルト大使が、イギリス側からの情報として、日本の要求を列強が抑制してくれるようにと清国が干渉を求めているらしい、と伝えてきた。そしてイギリス外相は、和平が成立しない場合には列強は態度決定にせまられるであろうが、その時にはドイツの協力を期待すると語ったことが報告されている⁸⁰⁾。ところがドイツ政府は、清国側からの正式な干渉の要請も受けぬうちに、またイギリスの共同干渉の提議も待たずに、3月6日付で東京駐箚ドイツ公使グートシュミット **Felix Freiherr von Gutschmid** に訓令を与え、日本政府に対し、講和条件の適宜なること、清国がヨーロッパ列強の干渉を要請していること、列強干渉を受けずに適当な条約を結ぶ方が得策であること、そして日本が清国大陸の割譲を要求することは干渉を惹起することになること、を単独で勧告させたのであった⁸¹⁾。

この列国を出しぬいたドイツの行動は、従来日清戦争に対して消極的不干渉の態度をとってきたドイツが、今ここで日本と清国双方に恩義を売り、来るべき講和の際になんらかの利益を獲得するための手懸りをこの際明確に設定しておこうとする焦慮の現われであったと思われる（しかしドイツのこの勧告は、日本政府によって実質的には無視された）。そしてドイツの原則的な態度は、帝国宰相ホーエンローエのカイザーに対する上奏文（3月19日付）において確認されている⁸²⁾。それによれば、

1. ドイツが犠牲を払うのに見合うような特別な利益を約束されるのであるなら、ドイツは当然これまでの厳正中立の態度（日清間の葛藤に対する）を変更すべきである。
2. このようなドイツの利益として考慮されるものは、まず第一に、ドイツ艦隊と商業に役立つ拠点を中国沿岸の地点に獲得することである。
3. しかし、この要求を掲げて中国分割のシグナルをあげることは、直接関与することが比較的少かったドイツのなすべき事柄ではない。
4. ドイツは、一方では他国の利益に奉仕するような行動に早まって引入れられることを避けなければならぬが、他方ではヨーロッパ列強の東アジアにおける勢力関係に変動をよびおこすような企てに参与する余地を留保しておかなければならぬ。
5. 従ってドイツはイギリスに対して、東アジアにおける諸関係が根本的に変動する場合には、ドイツの利益のために強力に介入して行くことをドイツ政府は躊躇しない、と知らせ

79) GP, IX, Nr. 2225.

80) Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, China Nr. 20, Geheim Nr. 1, Bd. 2, A 2281.

81) GP, IX, Nr. 2226. 清国がドイツに干渉の要請を発したのは3月9日であるが（GP, IX, S. 254, Anm.）、グートシュミットの日本政府に対する勧告は3月8日に行われた（日本外交文書、第28巻、第1冊、571号）。日本政府はドイツの勧告を実質的に無視したが（同書、573号および575号）、それが後に三国干渉の際のドイツの口実にされたのである（陸奥、「蹇蹇録」288—289頁、日本外交文書、第28巻、第2冊、671号、附記1（15頁）、GP, IX, Nr. 2252, Anlage, S. 278）。

82) GP, IX, Nr. 2227.

ておくべきであろう。イギリスは、フランスとロシアに対する均衡を得るために、ドイツの援助を切に熱望しているようであり、したがってドイツの要求に対しても、ある程度それを受容れると思われるからである。

この上奏文から知られるように、ドイツ政府の日清講和をめぐる東アジア政策は、2月から3月初めにかけてドイツ外交が樹てた方針と殆んど変わってはいなかった(前述210頁参照)。すなわち、イギリスがなお列強共同干渉を意図しているという前提に立って、イギリスの勧誘に応ずることを予めイギリス側にしらせておき、それによってドイツの中国における拠点の獲得に対するイギリスの支持を取りつけようとしたのである。

1895年3月20日から下関において日清間の講和交渉がいよいよ開始され、3月30日にまず休戦条約が調印された⁸³⁾。4月1日、講和に対する日本の条件が清国側に提示されたが、そこには遼東半島を含む旅順の割譲が要求されていた⁸⁴⁾。ドイツ政府は旅順をもって渤海のジブラルタルとみなし、遼東半島、すなわち中国大陸の領土の割譲は清国の首都を脅かし、中国を日本の保護下におき、列強の中国領土分割を惹起するものと判断した⁸⁵⁾。かくて、列強による日本への共同干渉と中国における拠点の獲得に対する可能性が、ドイツ側では期待されることになった。しかしそれと同時にドイツは、イギリス、ロシア、フランスが中国領土の分割について既に協定に達しているのではないか、あるいは共同動作について申し合わせをしたのではないかという疑心暗鬼にもとらわれることになった⁸⁶⁾。それ故ドイツ側ではイギリスの動向に注目し、4月6日までは、イギリスが列強とともに干渉に動き出すであろうと依然として予想していた。ただし4月6日のキムバリー外相との会談から、ドイツ大使ハッツフェルトはほぼ次のような印象——すなわちイギリスは、(1)日清間に介在してこの両国中のいずれかの感情を損ねるような任務を引受けることを、非常に嫌っており、(2)中国におけるイギリス領の拡大を望んではいない、という印象を得たのであった⁸⁷⁾。

イギリスの共同干渉に対する指導を期待しながらも、他方でドイツは3月下旬の休戦条約

83) 講和交渉に入る前提として、休戦条約を議することが清国側から提議された。それに応えて日本が要求した休戦の条件に対し、清国側は余りに苛酷であるとして列強の干渉を要請した。そこでイギリスの指導の下に、日本政府に対し、先ず講和条件を清国側に提示するように勧告することが、列強間で承認された。ロシアもドイツもこの共同行動に従ったが、最後の瞬間になってイギリスは参加しないことになった。このため休戦交渉に対する列強の共同干渉も実らなかった(*Brandenburg, Erich, Von Bismarck zum Weltkriege, Berlin 1924, S. 48.* 日本外交文書, 第28巻, 第1冊, 588号, 591号, 592号および593号。Vgl. GP, IX, Nr. 2229, Nr. 2230 u. S. 259, Anm. 2.)。

84) 陸奥「蹇蹇録」224頁以下。日本の講和条件は4月3日にロシア、アメリカ合衆国、イギリスおよびフランス、4月4日にドイツに対して、それぞれ各国駐在の日本公使を通じて示されるように訓令された。しかしドイツ政府は、北京駐劄ドイツ公使を通じて、すでに4月4日には日本の講和条件内容を知っていた(日本外交文書, 第28巻, 第1冊, 第598号, 第600号。GP, IX, Nr. 2232.)。

85) GP, IX, Nr. 2232 u. Nr. 2233.

86) GP, IX, Nr. 2233.

87) GP, IX, Nr. 2234 u. Nr. 2236.

に関する勧告以来、ロシアとも協力と諒解を得るために接触していた⁸⁸⁾。しかし3月19日のホーエンローエの上奏文に示されているように、ドイツは日清間の講和問題に関連する東アジア政策では、イギリスと行動を共にすることを基本的な方針としていた筈であった(前述211頁)。ところが4月8日、ドイツ政府はマルシャル外務卿の名において、ペテルスブルク駐在ドイツ大使館付一等書記官チルシュキー Heinrich von Tschirschky und Bögendorff に宛てて次の訓令電報を発送した。

「当地(ベルリン)のロシア大使代理は、本日彼の政府(ロシア政府)の命令で、以下の意向を提起してきた。すなわちそれは、„日本による旅順の併合は日清間の良好な関係の結合にとって永続的な障害であり、東アジアにおける平和の絶えざる脅威である^{*}”ということを、ヨーロッパ列強の見解として日本に対し友好的な形で伝達する、というものである。(ドイツ)帝国政府は、皇帝陛下の命令を請求した後、東京の代表(ドイツ公使)に対して、かかる表明をロシア代表と同時に発表する^{***}ように指示する手続きをとった。上記の件をロバノフ侯 Fürst Robanow-Rostowski に通知されたし⁸⁹⁾」。

ヴィルヘルム2世の上記謄本に記入した欄外注：

* Ja

** Event(uel)l auch ohne England

*** Ja

このようにドイツは、旅順を含む遼東半島の清国からの割譲に関して、日本に対しロシアと共同で異議を申込むというロシア側の提案に同調することを決定した。これはなおロシアの発案に対する応諾であったから、もしもドイツがイギリスとの行動の一致という原則を貫くものであったなら、ドイツはイギリスの態度を知った上で、ロシアに対し変更を申出る余地はなお残っていた筈である⁹⁰⁾。事実、この訓令電報が作成されたのと同じ4月8日に、ロンドンではハッツフェルト大使がローズベリ首相から、その日のイギリス内閣の閣議決定として、「日本の講和条件によって、東アジアにおけるイギリスの利益は、干渉を正当化する程に毀損されるものではない⁹¹⁾」というイギリスの見解を伝えられていた。したがって、ドイツ政府はハッツフェルト大使からのこの報告を検討した後でも、なおロシアに対して、日本に対する共同干渉の約束を変更し、干渉からおりる可能性があった筈である。しかし、前述のロシアに対する共同行動の応諾を決定した時に、ドイツ外交はカイザーが指示しているように、イギリスの意向の如何にかかわらず、「場合によってはイギリスを抜きにしても」ロシアと共に「ヨーロッパ列強の見解」を携えて、日本に対する干渉を強行することを決断

88) GP, IX, Nr. 2229, Nr. 2230 u. Nr. 2232.

89) GP, IX, Nr. 2237.

90) Meinecke, Geschichte des deutsch-englischen Bündnisproblems 1890—1901, S. 26 f.

91) GP, IX, Nr. 2239.

したのである。そしてこれが1895年4月23日のロシア、フランス、ドイツによるいわゆる三国干渉として現われるに至ったことはいうまでもない⁹²⁾。

以上のような経過でドイツは三国干渉に積極的に参加することになったが、ドイツが最後の瞬間において、イギリスと一致した行動をとるという基本方針を急速に変更して、ロシアとフランス側につくという政策転換を決断した理由については、これまでもしばしば論議されているところである⁹³⁾。

ドイツが日清戦争にまつわる東アジアの問題に対して積極的態度を示すようになった動機は、ドイツが戦争の途中から、中国において拠点を獲得しようと野心を懐くに至ったことに由来している。それは、1894年11月上旬から中旬にかけてのカイザーの発言以来、一貫して見られるところであろう(前述208頁以下)。その拠点が主として通商と艦隊根拠地のために必要とされていたことも、ホーエンローエ宰相の指摘している通りである(前述211頁)。とくに日清戦争がドイツの東アジアにおける経済活動にとってきわめて有利な作用を及ぼし、ドイツ通商の発展のために中国は将来有望な市場になり得ることが意識されたことも、しばしば指摘されるところである⁹⁴⁾。それ故、ドイツが中国における領土上の野心を達成するためには、その口実として日清講和に対しなにか容喙しておく必要があり、イギリスが干渉を加えない以上はロシアと行動を共にする道だけが残された、とドイツ外交の指導者達は考えたとするものである。

このような経済的・領土的動機の他に、政治的動機として、ヨーロッパ国際政治の環境ということが主張されている。

1894年11月カイザーが台湾の獲得を指示し、宰相と外務卿がこれを諫止した時から、カイザーもドイツ政府も、中国分割競争において列強におくれをとらぬように心がける点では意見が一致していた(前述208頁以下および211頁以下)。また日清講和がいよいよ具体化して日本の講和条件が明らかになった時、ドイツは基本方針に従ってイギリスの干渉の意向を探ったのであるが、その際ドイツ政府はイギリス、ロシア、フランスが中国領土の分割について既に協定に達し、あるいは共同動作の申合わせが成立しているのではないかという疑心暗鬼をおこしている(前述212頁)。つまりヨーロッパの列強関係の中で、ドイツだけがとり残されることを恐れたのである。しかし上記の史料だけでは、ヨーロッパ列強の東アジア政策に対するドイツ側の配慮のみが問題になるのであって、列強のヨーロッパ政策そのものの反映がドイツのロシアとフランス側への鞍替えを動機づけたという説明にはならない。

92) 日本外交文書, 第28巻, 第2冊, 671号(14頁以下)。

93) 中山治一「三国干渉と英独関係」, 史林, 第32巻, 第1号, 昭23, 99頁以下は、この問題を詳細に検討している。

94) GP, IX, Nr. 2238. 中山治一「日清戦争と帝政ドイツの極東政策」参照。

これに対して、ドイツはヨーロッパ政策の上から、ロシアが東アジアにおいて積極的になることに利益を見出していた、とする主張がある。この主張によれば、ドイツは露仏同盟によってヨーロッパにおける二正面戦争を強いられることを恐れていたから、ロシアの眼を東アジアに向けさせてこの脅威を回避しようとし、そのためにもロシアの日本に対する干渉を積極的に支持したということになる⁹⁵⁾。そしてこれを証明する史料としては、1895年4月7日付でウィーン駐箚ドイツ大使オイレンブルクから帝国宰相ホーエンローエに宛てた報告とそれに附記したカイザーの欄外注、同じく4月26日付でドイツ皇帝からロシア皇帝に送られた書翰があげられるだろう。

オイレンブルクからの報告は、新任のベルリン駐箚ロシア大使オステン=ザッケン Nikolai Dmitrijevitsch Graf der Osten-Sacken (1831—1912) が赴任の途中でウィーンに立寄り、そこでオイレンブルクと会談した内容を伝えたものであるが、この時、オステン=ザッケンは、反君主主義的・革命的な共和主義や社会主義に対して勇敢に闘っているドイツ皇帝はヨーロッパ平和の「城廓」であると称讃し、「ドイツ皇帝が平和の保障者としてその支配的地位を保持するならば、ロシアはドイツとの国境の安全を保障するであろう。ロシアとフランスとの間が真の諒解に達することなどは、正気では考えられぬことである。しかしフランスとの協定は、ヨーロッパ平和の精神にもとづいたロシアの圧力という明白な価値をもっている⁹⁶⁾」と語った。この報告に対してカイザーは次のように記注した。「中国に関するロバノフの照会を誠実に考慮したのはこの理由からである。清国と日本に対してアジアの最強国(ロシア)と一体となって立上ることは、われわれ(ドイツ)の利益である。ロシアは、われわれによって公然と支持されるなら、われわれの願望に対しても公平になるであろう。イギリスは、きわめて好都合な場合でも、ただわれわれを利用しようとするだけで、決定的な瞬間にはわれわれを置去りにするであろう。われわれが平和を保つならばわれわれの東部国境における安全を保障してくれるという、このような確約は、高い価値がある。これに対するわれわれの感謝は、東方における一致した行動でもっともよく表わされるのだ。それ故、世界に対して、三国同盟+ロシアというもっとも望ましい姿が示されることになる⁹⁷⁾」。

この報告は、ドイツがロシアとの共同干渉に踏切り、イギリスを抜きにしてもロシアと一致した行動をとることを決定した4月8日の前日に記されたものであるが、カイザーがこの報告に接したのは4月8日またはそれ以後であった。それは彼の欄外注の冒頭の一節——つまり、ロバノフの共同干渉の打診に対してドイツが応諾の意志を表明した(前述213頁)——からも明らかである。それ故この史料は、ドイツのロシアとフランスへの接近に関する動機

95) z. B., Meinecke, a. a. O., S. 24.

96) GP, IX, Nr. 2313.

97) Ebenda, S. 351, Schlußbemerkung des Kaisers.

を直接的に説明することにはならぬが、しかし4月8日から4月下旬の三国干渉の実施に至る約二週間の間に、イギリスの干渉不参加が判明した後にも、ドイツがロシアとの提携を変更しなかった有力な根拠を示していることは、間違いのないところであろう。

4月26日付のカイザーのツァーに宛てた書翰は、ロシアは黄色人種からヨーロッパを防衛し、アジア大陸を開化するという崇高な使命を負っており、この使命達成のためにロシアがアジアの領土併合を必要とするなら、ドイツは喜んでこれを援助するし、ヨーロッパではロシア国境の安全を保障する、というものであるが⁹⁸⁾、これは三国干渉実施後に記されているから、同じように4月8日のドイツの政策転換を直接証明することにはならない。

このように、4月8日におけるドイツの干渉をめぐる態度の変化に対して、その動機を直接的に証明することは困難であるが、ヨーロッパにおける露仏同盟の脅威と東アジアにおけるロシアとの共同行動とを、すなわちヨーロッパ政策と海外発展政策を関連させて政策を立てようとしていた当時のドイツ外交の姿勢は、十分認められて然るべきであろう。

しかし、ドイツがロシアと行動を共にする要因として、なおもう一つのことが考えられるように思う。日清講和に対する干渉がいよいよ具体的な問題として考えられてきた4月4日に、ドイツ政府は、イギリス、ロシア、フランスが中国領土の分割や共同動作についてすでに協定に達しているのではないかという疑心暗鬼をいだいた。しかし、それが中国問題のみに限られるならば、このことをもってヨーロッパ国際政治との関わりとみることはできないことも、既に指摘したところである(前述214頁)。

ところで、1894年8月以降1895年4月に至る日清戦争とその講和締結の期間を通じて、ヨーロッパ列強が東アジア以外の地域においてどのような動きを示していたかを通覧するならば、われわれは列強の離合関係の中にある注目すべき傾向が生じていたことに気づくであろう。それはトルコをめぐる諸問題に関係して現われてくる。

1894年11月9日、イギリス首相ローズベリはある宴席において、中央アジアの問題に関して近日中に締結されるイギリスとロシアとの協定を称揚するとともに、この諒解が遠隔の一地方のみに限られたものではなく、フランスに対するイギリスの関係も友好的であると述べた。ローズベリのこの発言は、イギリス、ドイツ両国の報道界を驚かした⁹⁹⁾。つづいて11月11日、ロンドン駐節ドイツ大使ハッツフェルトは、イギリス首相が彼に対して次のように語ったと報告してきた。すなわち、ローズベリの見るところでは、イギリスとドイツの関係は疎隔する一方である。三国同盟は弱体化してきているという印象を禁じえないが、それはドイツが同盟の義務にあまり関心を払わず、他の同盟二国(オースリアとイタリア)との親密な関係をもはや維持しようとする努力を怠っていることに関係があるのではないかと思う。スペイン

98) Goetz (hg.), Briefe Wilhelms II. an den Zaren, Berlin 1920, S. 291.

99) GP, IX, S. 159, Anm. 1.

とギリシアに対する地中海での援助は軽視されてはならぬ筈だが、ドイツはこの両国をロシアとフランスの腕の中においやっており、ドイツ自身は近来フランスに接近しているようだ、と。

そしてこの報告にハッツフェルトは自分の意見を添えて、イギリスはもはや孤立政策に固執しなくなっているようだと言っている。すなわち、ローズベリ首相は、三国同盟からなにも期待できないという確信を得たならば、イギリスに降りかかる危険を少なくとも部分的に防ぐべく旋回を試みるであろう。イギリスがアジアにおける境界の設定に関してロシアと妥協する時に、その最終的な妥結にもっとも障害になるものは、おそらくロシアが望んでいるダーダネルス自由通航の問題であろう。それ故、三国同盟に期待がかけられなくなったら、イギリスは、地中海におけるフランス艦隊の行動に対してロシアが援助を与えないという条件で、海峡の自由通航をロシアに保証するという犠牲をはらうであろう。以上がハッツフェルトのイギリスの動向に対する見通しであった¹⁰⁰⁾。同じ頃ベルリンにおいては、ヴィルヘルム2世も、イギリス大使館付武官からイギリスの海峡政策について同じような意見を聴いていた¹⁰¹⁾。

イギリスが海峡問題でロシアに譲歩し、妥協することは、ドイツにとってはその外交政策を根柢から覆す重大な問題であった。何故なら、三国同盟は、前にも述べたように、イギリスが東方においてロシアと、地中海においてフランスと対抗することを前提として結合を維持していたからである。ビスマルクの奔走によって形成された英澳伊地中海協定も、またカプリヴィの時期に試みられたイギリスを三国同盟の実質的な一員とする努力も、すべてこのようなイギリスのヨーロッパ政策における立場を前提にしてはじめて可能となり、また効力をもっていたのである(本稿、第三章および第五章参照)。ところが、今イギリスが海峡においてロシアと妥協すれば、ビスマルク体制の重要な支柱の一つであった地中海協定が失われる——ローズベリもソールズベリが約束したこの協定を否定するものでなかったことは既に述べた(本稿、165頁以下)——ばかりではなく、三国同盟そのものの崩壊すらおそれなければならぬ。11月16日にカイザーが、中国におけるドイツの拠点として台湾を獲得する措置を命令した時、その電文の冒頭に、「イギリスが間もなく東方において積極的になり始めるだろうと推測されるような徴候がある。イギリスはいつかロシアと、恐らくダーダネルス問題に関してロシアに有利な精神において和解しそうである」と述べたのは(前述208頁)、日清戦争に関わる中国分割を考える際に、東方における英露関係を度外視しては、ドイツの政策を定めかねたことを如実に示すものであったと解釈しうる¹⁰²⁾。

11月中旬にドイツが入手した英露接近の報道はこのようにカイザーを過敏にしたのである

100) GP, IX, Nr. 2161. Vgl. auch Nr. 2163.

101) GP, IX, S. 159, Schlußbemerkung des Kaisers.

が、しかしドイツ政府の方は意外に楽観的であった。11月16日付で外務卿マルシャルはハツツフェルト大使に、英露提携というローズベリの夢が現実になるとは信じられぬ、なぜなら英露が接近した場合に英仏が公然と対立したらロシアはフランスの友誼を失うだろうから、と書き送った¹⁰³⁾。11月末にはパリ駐箚ドイツ大使ミュンスターから、「ケー・ドルセーの理想とするところは、フランス、ロシア、イギリスによる反三国同盟の結成にある」と伝えてきたが、しかしホーエンローエは、「あの三国(イギリス、ロシア、フランス)がヨーロッパの内外で他の人類を制圧するために協力するなどという不測の事態は、今のところなお気にする必要はない」と考えていた¹⁰⁴⁾。

しかし、1894年11月から新たに勃発したアルメニアの暴動に関連して、イギリス、ロシア、フランスは、同年12月末コンスタンティノープルにおいて一致してトルコ政府に圧力を加え、アルメニア行政改革の推進をはかる諒解に達した。しかもこのたびは、イタリアが三国同盟の枠を越えてロシアの政策に接近する動きを見せたのである。このいわゆる「アルメニア三国同盟」に対しても、ドイツは依然として楽観的であり、イギリス、ロシア、フランスの間に協定が成立したとは信じなかった。むしろドイツは、イタリアの画策が成功せず、イタリアは協定に加入させられなかったことの方を喜んだのである¹⁰⁵⁾。

それにも拘らずドイツは、イギリスとロシアとの提携、あるいはイギリス、ロシア、フランスの三国間の諒解が成立することをやはり警戒していたこと、そしてそれを日清講和に対する干渉政策と関連して考えていたことは確かである。日清講和に際してドイツのとるべき基本的方針を述べたといわれる帝国宰相ホーエンローエの1895年3月19日付上奏文(前述570頁以下)に対して、カイザーは台湾の獲得になお執着を示しつつ、次のように記注している。

「ロシア地中海艦隊の大部分、とくに一級戦艦ニコライ1世号と一級装甲巡洋艦ドミトリ・ドンスコイ号とは、突如東アジアへ向けて解纜した。イギリスはそのことで不安を感じている由。われわれ(ドイツ)にとっては全く好ましい事である。ローズベリの自賛する(イギリスと)ロシアとの協商は甚だ堅固なものではないらしい。だからイギリスは、結局

102) この11月中旬に現われた英露間の接近、とくにダーダネルス海峡通航に関してイギリスがロシアに譲歩することもあり得るという見方が出てきたことは、この年、すなわち1894年の前半に、イギリスが海峡問題ではロシアと対決する決意を示し、その際フランスの介入を三国同盟が抑制してくれるようにと要望したこと、それに対してドイツが、イギリスの利益のためにドイツが奉仕することになると判断してこの要望を回避した事件に続いており、それは三国同盟とイギリスの提携、あるいはドイツとイギリスの結合関係としても、つまりヨーロッパ国家系の問題としても重要である。この点については、本稿180頁以下と密接に関連する。

103) GP, IX, Nr. 2162.

104) GP, IX, Nr. 2165 u. Nr. 2169.

105) GP, IX, Nr. 2184 bis Nr. 2201.

は改倭して三国同盟の腕の中に戻ってくる¹⁰⁶⁾」。

つまり、日清講和に關係してドイツが危惧したイギリス、フランス、ロシア間のドイツを抜きにした協定とか申合せというのは、これら三国が密かに講和条件に対する干渉を手懸りとして中国領土の分割や利権獲得を相互に約束し、承認し合っているのではないかという懸念だけを意味していたのではなく、ダーダネルス海峡の自由通航を中心とした近東、地中海の問題で、イギリスがロシア、さらにはフランスと協定に達し、三国同盟が弱体化するという、ヨーロッパ国家系における列強の離合の根本にかかわる配慮であったと見るべきであろう。なる程1894年秋から95年春にかけて、ドイツ外交の指導者達はイギリスとロシアとの協定をなお樂觀し、真剣に苦慮してはいない。しかしこの両国が接近するよりは疎隔していた方が、ドイツにとっても、三国同盟にとっても、ヨーロッパ政策の上から見て好ましいことであったに違いない。

そこで、ドイツが三国干渉に積極的に参加するに至った契機は、およそ次のように考えられると思う。まず第1に、中国に拠点を得たいというドイツの欲求が、日清戦争の半ば頃から強まった。これは経済的理由と艦隊根拠地という軍事的理由にもとづいていた。第2に、しかしこの欲望を実現するためには、それまでは東アジアに対する利害は少いと自ら称してきたドイツとしては、なんらかの口実なり端緒を握らなければならぬ。そこでドイツは、日清開戦の前後にかけて列強による仲裁や共同干渉を提議してきたイギリスに期待し、来るべき講和に対して起る可能性のある共同干渉にイギリスと一致した行動をとる方針を建てた。ところが第3に、イギリスが干渉の意志をもたぬとすれば、ドイツもまた干渉に参加し得なくなる。それでは第1の欲求が達成されぬだけではなく、ドイツは東アジアにおける列強関係の中で発言する機会さえ持たずに終わってしまうことになる。そこでドイツは、ロシアからの干渉の誘いに乗じて第1の領土的欲望への端緒をつかむとともに、ロシアを東アジア政策の方へと方向づけて、ヨーロッパにおけるドイツの二正面戦争の「悪夢」を回避し、しかもロシアおよびフランスへの接近によってイギリスとロシアの近東における妥協を妨げ、この両者の間に介在することによって三国同盟の弱体化を防ぐ、といういわば一石三鳥をねらったのではないかと思う。それ故、ロシア側から日本の講和条件に共同で干渉することを提起された時、ドイツは忽ちにして「イギリスを抜きにしても」ロシアおよびフランスと一致した行動をとることに、積極的に参与したのであった。

ドイツの外交にとって、三国干渉は単なる植民地的利害や、あれこれの個別的な利権の追及にとどまるものではなかったことが十分明らかになったと思う。またコンゴ問題の場合のように、「植民地問題」と「政治問題」——つまりヨーロッパ列強のヨーロッパ政策——と

106) Hohenlohe, a. a. O., S. 53. この点を特に強調しているのはオンケンである。Vgl. Oncken, a. a. O., Bd. II, S. 429.

を混合しないようにするという配慮も、三国干渉に至るドイツの対日清戦争政策にはみられなかった。それどころか、上述のように植民地的、経済的利害とヨーロッパ国際関係の諸条件とを結びつけて、しかも東アジアにも国際政治的発言権と地歩を築こうとしたことは、もはや疑う余地の全くないところであろう。それはドイツが公然と世界政策への第一歩を踏み出した姿であり、三国干渉はドイツ対外政策のそのような画期を示す事件でもあったのである。

回 顧 と 展 望

1890年3月から1895年春にいたるほぼ五年間のドイツ、いわゆる「新航路」ドイツの外交政策を、その主要線と思われるところから従って検討したが、この研究の当初において設定した問題点について総括しなければならない。その問題点とは次の通りである。

1. 「新航路」の出発が、ただちにドイツの世界政策への転換を意味するものでなかったとするなら、ドイツは何時、どのような経過をたどって世界政策へと移行したのであるか。
2. 通説では、ドイツの世界政策への転換がビスマルク体制を崩壊させたと言われるが、「新航路」が世界政策を採用したのではないとするならば、ビスマルク体制の崩壊は一体何に由来するのか。そして「新航路」の外交政策ないし政治家にとって、ビスマルク体制とは何を意味していたのか。
3. 第1次大戦に帰着する国際政治全般の基本的傾向は英独の対抗にあると見られるが、この研究が取扱った1890年から95年にかけての時期について見た場合に、そのことはどのように理解されるのが妥当であるか。

要するにこれらの諸問題は、「新航路」外交政策の性格として把握される事柄であり、しかもそれが、緒論において少しく検討を試みた国際関係における国家系 *das Staatensystem* の問題と関連するので、この点についてもできれば言及したい。

(I) 「新航路」外交政策の性格

19世紀末からしばしば語られる世界政策 *die Weltpolitik* という言葉は、学問的に十分吟味された用語ではない。それは、この時期を特徴づけるもう一つの用語、すなわち帝国主義 *der Imperialismus* とほとんど区別されることなく口に上せられていたものである。ただ帝国主義という言葉は、本来その発生において、イギリス帝国の固有なあり方を意味するものであった。すなわち、19世紀中葉には、イギリスは自由主義的諸政策に満足し、楽観的な植民地不要の説に傾いていた。これを小イギリス主義 *Little Englandism* という。これに対し、海外のイギリス植民地やイギリスの権益を擁護し、強力なイギリス帝国の団結を再編する必要がある、1870年頃からイギリスの政官界の一部において強く主張されるようになったのだが、このような人々は帝国主義者 *Imperialist* とよばれ、その主張を帝国主義と称したのである。

このように帝国主義が小イギリス主義と対の概念をなしていたように、世界政策もまた、それが語られるに先立った国際政治の在り方と対称をなしてよばれたものであった。すなわち、それはヨーロッパ政策である。ウィーン会議以来19世紀を通じて、ヨーロッパ列強の国際的課題は、ヨーロッパ諸国——とくにヨーロッパ大陸諸国——の国際的秩序をどのように形成するかにあった。それが1870/71年以降にはビスマルクの国民国家的原理の上に体系でられたのである。この点については既に述べた。ヨーロッパ列強は、ビスマルクの「潜在的覇権」のもとに、ヨーロッパ内でその国境の変更や権力拡張を牽制され、彼の同盟・協商の中に編入されてヨーロッパの平和へと方向づけられた。もちろん、フランス、ロシアそして新興のイタリア、さらにはドイツ自身でさえ、この時期にヨーロッパの外へ植民地その他の利権を求めて勢力を拡大発展させている。しかし、そのことが直ちにヨーロッパ列強のヨーロッパにおける国際的地位の変動や葛藤を誘発しなかったところに、ビスマルク体制の注目すべき鍵があったのである。あるいは逆に、ビスマルクはヨーロッパ列強のヨーロッパ外における活動を、彼のヨーロッパ体制の安定のための手段にすら利用したのである。これが、19世紀末から生じてくる世界政策なるものに先行したヨーロッパ政策である。

それに対して、問題の世界政策というのは、複数のヨーロッパ強国が、同時に競合しながら、ヨーロッパ秩序の枠を越えて、場合によってはそれを打破してまで、世界強国 *die Weltmacht od. das Weltreich* になろうとする運動であった。それは、たんに、ヨーロッパの強国がそれぞれ個別的に植民地や利権を求めて非ヨーロッパ世界に進出することを意味するものではなく、最初から列強間のさまざまな国際政治的利害関係をとめないながら、つまりヨーロッパ国家系の諸問題をかかえたまま、ヨーロッパ外の世界においても強国たるの地位を主張しあうことを意味する。しばしばこの時期の膨脹運動に対してはヨーロッパ政策から世界政策への転換という表現が使用されるが、それはヨーロッパ列強がヨーロッパ政策を捨てて、あるいは中止して、海外発展政策に転じたかの如き印象または誤解を生じやすい。しかしそうではなくて、列強がヨーロッパ国際関係の問題をその中に包蔵しながら、同時に世界国家になろうとして競合するのが世界政策なのである。かくて、ヨーロッパ国際関係の問題と海外における列強の国際政治的問題とが相互に関連し作用しあう状態が全地球を一体として現出するようになり、ここに世界国家系 *das Weltstaatsystem* が形成されることになったのである¹⁾。それ故、列強の世界政策が推進されている中にも、ヨーロッ

1) Windelband, W., *Die auswärtige Politik der Großmächte in der Neuzeit. Von 1494 bis Versailles, 1922, 6. Aufl., Darmstadt 1964, S. 249 ff.*
 Meinecke, Friedrich, *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte, Friedrich Meinecke Werke, Bd. I, München 1957, S. 481 ff.*
 Dehio, Ludwig, *Gleichgewicht oder Hegemonie, Betrachtungen über ein Grundproblem der neueren Staatengeschichte, Krefeld 1948, Einleitung und S. 161 ff.*

パ政策は同時に追求されているという複雑な様相を示すことになった。それどころか、第1次世界大戦前の世界政策は、ヨーロッパ列強によって展開されたから、世界国家系はあたかもヨーロッパ国家系の世界的拡大ないし投影であるかのような相貌を呈してもいたのである。この点については後で一言触れたい。さて、以上のような世界政策に、ビスマルク失脚後の「新航路」ドイツの外交政策が直ちに進んで行ったのではなかった。「新航路」の指導者達にとって最初に問題となったのは、ビスマルク体制という遺産、すなわちヨーロッパ政策だったのである。しかも彼等は、この遺されたビスマルク体制を維持し、ドイツをヨーロッパ政策の枠内にとどめることを任務とした。ただし彼等は、前任者の編成した複雑な同盟・協商網をそのまま継承し、運営して行く自信がなかった。そこで「新航路」の指導者達は、ビスマルクの精神に即しながらビスマルク体制の同盟・協商政策を「簡素化」しようと試みた。その結果、ビスマルク体制のもっとも基本になるものは三国同盟であり、この三国同盟を強化する道はイギリスとの友好の育成にあると判断した。そして、この同盟とは精神において矛盾するとして、露独再保障条約の更新を拒絶し、その後もドイツとの提携を切望するロシアに対して冷淡な態度をとり続け、両国間の「電信線」を断ったのであった。その一方、「新航路」外交は、イギリスとヘルゴラント＝ザンジバル協定を結んで英独間の友好を誇示し、さらに三国同盟を更新して、「三国同盟＋イギリス」というビスマルク体制の核心をなすと思われた強国間の配置を保持したのである。

しかしながら、露独再保障条約がビスマルクの同盟体制の支柱の一つであることに、彼等「新航路」の指導者達は気づかなかった²⁾。その意味で、彼等の主観的な意図とは相違して、「新航路」のヨーロッパ政策は、その出発と同時にビスマルク体制の一角を自らの手で崩壊させる結果になったといえよう。

この点に関する従来の研究は、ビスマルクの同盟・協商の編成を個々の構成部分に分解して、その各部分の変遷を検討することにより、ビスマルク体制の崩壊を測定し、評価してきた。これは、彼の組織したヨーロッパ秩序が具体的にはそのような列強の複雑な配合にあったから、当然そのような列強の離合関係に関心をひきつけ、またヨーロッパ国家系の勢力均衡という視点からも、列強の配列関係に注視が集中されたものであり、その成果は上述した通りである。しかし、国家系の問題では、なお覇権が対概念をなしている。ビスマルク体制とその崩壊の研究では、これまで覇権の問題は深くは追求されていなかった。本研究の第一部は、それ故、この問題に力点をおいて考察した。すなわち、ビスマルクは、ドイツがヨーロッパにおいて覇権を主張しうる地位を入手したにも拘らず、権力主義的制覇の政策をとら

Schieder, Theodor, *Europa im Zeitalter der Nationalstaaten und europäische Weltpolitik bis zum I. Weltkrieg (1870—1918)*, Handbuch der Europäischen Geschichte, hg. v. Th. Schieder, Bd. 6, Stuttgart 1968, S. 78 ff.

2) Meinecke, *Geschichte des deutsch-englischen Bündnisproblems 1890—1901*, S. 12.

ず、「列強ヨーロッパ」の間に、フランス以外のすべての強国がドイツを必要とするような体系を形成した。つまり列強が相互に牽制しあうためにドイツのイニシアティブを求めるという「潜在的覇権」を確立した。その鍵は、ドイツが、対立する列強の間で「誠実な仲介者」の役割を引受けることにあった。彼にとっては、その同盟・協商体系は、必要の際には変更しうるものであり、「潜在的覇権」はドイツが常に保持しなければならぬものであったのだ。

ところが「新航路」の外交政策は、ドイツが「誠実な仲介者」になることを嫌忌し、ヨーロッパの「潜在的覇権」の地位を自ら放棄したのであった。このことこそ、「新航路」ドイツがビスマルク体制に加えた最大の改悪であり、ヨーロッパの国際関係に対して負わなければならぬ責任である。なぜなら、それはビスマルクの同盟・協商を個々の構成部分において簡素化したのとは違って、ビスマルク体制の根本的原理を廃棄し、しかもそれによって秩序だてられていたヨーロッパ国家系の運営を不可能にするものであったからである。「新航路」のこのような態度は、ヘルゴラント＝ザンズバル協定と三国同盟更新の交渉の際に、ドイツのリーダーシップの低下となって、既にあらわれはじめていたのである。つまり、ビスマルク体制は、「新航路」ドイツの世界政策によってではなく、ビスマルク体制を継承しようとした「新航路」のヨーロッパ政策によって、しかもドイツの政策それ自体の内部から、既に崩壊しはじめたと見るべきである。

「新航路」政策によるドイツ外交の破綻は、やがて他の列強、とくにロシアとイギリスの動きによって明白になってくる。ビスマルクの「潜在的覇権」が消滅して、相互間の牽制を統御する力が失われたヨーロッパ列強は、いまやそれぞれが各自の国家的エゴイズムに立って行動する方向へと傾きはじめた。露仏同盟の成立はその顕著なあらわれである。なぜなら露仏軍事協定は、なおヨーロッパの平和維持を謳っているにもかかわらず、三国同盟との対抗を明らかに目的とし、しかもそのための動員配備に関する協約が、外交交渉のための余地をはるかにせばめていたからである。ツァーとロシア外相とは、なおドイツとの提携に未練をもち、同盟の完成を遅らせ、また同盟成立後も、ツァーはそれをもってドイツないし三国同盟との対立を強化してヨーロッパの緊張を高めようとする意志などはもたず、フランスの期待は萎縮するのである。しかしそれにも拘らず、露仏同盟の成立はビスマルク体制の列強配置を全く変え、ヨーロッパ国際関係の中に列強対立の契機を増大させるものであった。なお、この同盟も、その目的においては世界政策の性格をおびているものではなく、問題は依然ヨーロッパ国家系にかかわる事柄だったといえよう。

露仏の提携の可能性に対して、「新航路」ドイツの外交には否定的な観測が多く、この点で非常な過誤をおかした。しかし、ひとたび露仏同盟の成立を認めなければならなくなった時、「新航路」はその外交政策の基礎としていた三国同盟の弱体化と、さらにはドイツ自身

の二正面戦争の脅威とに悩まなければならなくなった。ドイツはロシアとの通商協定の締結やロンバード禁止令の解除など経済政策的関係の改善により、またフランスとのカメルン協定など植民地問題により、それぞれ宥和と接近をはかるとともに、ロシアとフランスの間を切り離そうと努力する。しかし、一見したところビスマルクの政策に復帰したかのように思われる「新航路」のこの策動にもかかわらず、「潜在的覇権」を放棄してしまったドイツ外交は、ヨーロッパの同盟・協商体系を昔日にかえす程の指導力と技倆とをもちや回復することはできなかったのである。

このような情勢は、イギリスが関係する時、「新航路」ドイツのヨーロッパ政策をいよいよ困難なものとした。東方問題に関して、ビスマルクは、ドイツがこの方面には「利害関心をもたぬ」という政策をとり、ただ近東、バルカン、地中海、北アフリカのトルコ領に関して列強が *status quo* の維持を共同で約束する商議外交を採用した。しかし近東、バルカンでロシアに対抗するオーストリアと、地中海、北アフリカにおいてフランスに対立するイタリアとを三国同盟においてドイツに結合するためには、イギリスのこの方面における利害をオーストリアとイタリアとにそれぞれ配合し、この両国に対するイギリスの支持をとりつける必要があった。それがいわゆる英奥伊地中海協定である。「新航路」ドイツはビスマルクのこの東方、地中海政策を継続した。それは三国同盟を堅持するという「新航路」のビスマルク体制継承の原則に適うものであった。イタリアはこの地中海協定を中部および西部地中海にも拡大して自己の地位を強化しようとし、ドイツの賛成を得てイギリスに働きかけたが実現されなかった。それどころか1892年夏以後、イギリス政権が保守党から自由党に移ってからは、ソールズベリの覚書による約束であった地中海協定さえもが、その継続が不安定になってきたのである。ビスマルク体制の支柱の第二のものが、ここにおいて破綻を示しはじめた。

しかしながら、世界国家としてのイギリスにとっては、当時はフランスとロシアの対抗の方がより差迫った問題であったから、イギリス側の理由により三国同盟とイギリスとの統合、とくに東方に関する三国同盟とイギリスとの協定という可能性も、その機会がしばしば生じたのであった。シャム紛争に際してローズベリが三国同盟の援助を確保しようとした問題、そして1894年2月以降オーストリアとイギリスとの間で海峡の自由通航について商議が行われた際に、イギリスが三国同盟によるフランスの介入牽制を要請したことは、その顕著な機会であった。しかしドイツは、オーストリアの切なる要望があったにもかかわらず、イギリスの利益のために、あるいはドイツの利害が関係しない問題で、ドイツの死活にかかわるヨーロッパ戦争を惹起するような約束をすることはできないとして、イギリスの要請を拒絶した。かくて「新航路」外交における英独関係は、相互に義務負担を多く負わされることを猜疑し、互に後手にまわろうとした。「ハンネマンよ、お前が先に行け」と言い合っ

たのである³⁾。この間に両者の不信感は増大し、それはアフリカ植民地、とくにコンゴ協定に対するドイツの抗議によって拍車をかけられた。こうして、1894年の秋から1895年の春にかけて、イギリスはトルコを中心とする近東と中央アジアにおいてロシアと妥協する傾向を示すようになった。このことはヨーロッパ国家系の問題からみるなら、露仏同盟とイギリスとの接近を意味する。すなわち三国同盟の孤立を招くことになる。しかもドイツ自身は、露仏同盟から二正面戦争を強いられる脅威にさらされていた⁴⁾。

このような状況の中であって、ドイツの外交指導者は、それにもかかわらず、露仏同盟とイギリスの提携を実現の可能性が少いと楽観していた。しかし同時に彼等は、イギリスとロシアとを接近させないことが三国同盟にとってはやはり好ましいことであると認め、その配慮をしなければならなかった。たまたま、日清講和に対する列強共同干渉という発想は、このヨーロッパ国際政治におけるドイツの立場と、東アジアに拠点を獲得して経済的利益を拡大するとともに、この地域における国際的発言の資格をも持とうと望んでいたドイツの野心に、きわめて恰好なチャンスを提供しているように思われた。かくてドイツは、イギリスの参加がなくても、ロシアとともに三国干渉へと乗り出したのであった。すでにカメルン協定とコンゴ協定に対する抗議との際に、ドイツの世界政策への傾斜が窺知されたが、しかしその時のドイツ外交には、植民地政策とヨーロッパ国際政治とを混合すまいとする意識がなお働いていた。ところが三国干渉においては、中国における利権獲得の欲求とヨーロッパ国際政治に対する配慮とが、ドイツの政策決定に対して相乗的に作用していたことが知られるのである。そしてこの時以後、1890年代の後半を通じて、ドイツの世界政策がきわめて活発に展開されるのであるから、われわれは三国干渉への参加の経過をもってドイツの世界政策への転換を印しづけることができるであろう。しかも、三国干渉に至るドイツ外交政策の態度、すなわちイギリスとロシアとの間に介在しながら自己の立場や利益を築いて行くという態度は、今後ドイツ世界政策がしばしば行使する「自由な手」の政策であるが、それが既に三国干渉において現われていたことに注目すべきであろう。この政策手段もまた、ヨーロッパにおいてイギリスと露仏同盟、イギリスとロシアの間に立つドイツ（あるいは三国同盟）、また世界政策の対抗の場でもイギリスとロシア、イギリスとフランスの間に立つドイツにとっては、もっとも恰好な対処の仕方であると思われたともいえるのである。

3) Meinecke, Bündnisproblem, S. 15 f.

4) Becker, Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Teil II, S. 231 ff. は、この時すでに列強（イギリス、ロシア、フランス）によるドイツ包囲というヨーロッパの国際体制が形成されてきたと判断している。しかし列強のドイツに対する包囲は、この後1890年代後半の世界政策の展開と世紀の交における英独同盟交渉の挫折を通して現実のものとなったのであり、1890年代後半は、イギリス、ロシア、ドイツ、フランス等が、ヨーロッパにおいてもまた世界においてもなお拮抗していたと見るべきであろう（Vgl. Meinecke, Bündnisproblem, Einleitung）。

(Ⅱ) ヨーロッパ国家系と世界国家系

最後に、第1次大戦前の国際関係に対するこれまでの歴史学的・政治学的に伝統的な観点について一言触れておきたい。それは国家系 *das Staatensystem* の概念にかかわる問題である。すでに述べたように、近代ヨーロッパ史の国家的発展は、ヨーロッパ大陸を制覇しようとする覇権強国とこれに対抗する他の諸強国の連合との勢力均衡の中に、各国がそれぞれ自由と独立性をゆたかに享受するという、自律的な国際体系に支えられていたと見られていた。このような近代ヨーロッパ史像、近代ヨーロッパの国際関係像を確立したのは、いうまでもなくランケ *Leopold von Ranke* (1795—1886) であった⁵⁾。爾来、ヨーロッパの国際政治は現実的にもまた歴史学的にもこの観点から追求され、解明されてきた。1890年代に至りヨーロッパ列強の世界政策が全地球を一体化し、世界政治がヨーロッパ列強によって運行される観を呈した時、世界政治もまた上記のヨーロッパ国家系の観点からながめられ、ヨーロッパ国家系が世界国家系へと拡大したものと思われるようになった⁶⁾。

しかし、世界国家系の構成員をヨーロッパ国家系の強国のみに限定して考えることには大きな欠陥があることを、当時のヨーロッパ人はほとんど気付いてはいなかった。すでに、1890年代には、大西洋の彼方にアメリカ合衆国が世界強国として勃興しつつあり、東アジアにおいても、日清戦争を通じて日本が強国の地位を確立しつつあった。ことにアメリカ合衆国の世界国家としての意味は、ドイツやフランスなどのようなヨーロッパの国民国家が世界国家へと上昇したのと同じ次元において理解すべき事柄ではなかった。それはヨーロッパ全体とも匹敵する程の経済力をそなえた一個の大陸が、ヨーロッパ全体と競争しうる能力をもって国際社会の中に姿を現わしはじめたことを意味している。それにもかかわらず当時のヨーロッパの政治家達は、経済的実情よりも日々に変動する政治の状況に多くの関心を向けていたから、誰一人としてこの巨大国家の世界政策的意義を深刻に考慮することがなかった。アメリカは、彼等にとっては単なる他所の大陸であっただけではなく、あたかも別の惑星に存在しているかのようにしか意識されなかった⁷⁾。世界国家系をヨーロッパ列強だけの世界政策体系として理解することは、それ故、大きな誤認をおかしていたわけである。

世界国家系という構想の欠陥は、さらに、それがヨーロッパ国家系の同質的な世界的拡大として理解されたことの中に潜んでいる。イギリスとロシアは確かにヨーロッパ強国の一員

5) Ranke, L. v., *Die Großen Mächte, 1833 u. Politisches Gespräch*, 1836.

6) Dehio, Ranke und der deutsche Imperialismus, in : *Deutschland und die Weltpolitik im 20. Jahrhundert*, München 1955, S. 39 ff.

Krill, Hans-Heinz, *Die Rankerenaissance, Max Lenz und Erich Marcks*, Berlin 1962, S. 172 ff.

7) Taylor, *The Struggle for Mastery in Europe 1848—1918*, Introduction, p. xxxii f.

であった。ヨーロッパ大陸の東西両翼に位置するこの二強国は、しかしすでに早くからそれぞれ世界国家の体制を形成して、その力をヨーロッパの国際政治に投入していたのだった。あの、覇権と勢力均衡の緊張関係のうちにヨーロッパ諸国が自由と独立を確保して、それぞれの個性を発揮するという状態が、数世紀もの間ヨーロッパに許されたのは、ランケの主張のようにヨーロッパが自律的生命力——ヨーロッパの守護霊 **Genius Europas**——を自らの中に包蔵していたからではなく、実はヨーロッパ大陸の縁辺にその時々に出現する両翼強国 **die Flügelmächte** が、世界国家としての力をヨーロッパに投入して、ヨーロッパの覇権強国が世界国家にまで生長するのを抑制すべく、ヨーロッパ国家系の枠組を形成してきたからであった⁸⁾。

ところが、19世紀末のヨーロッパ人に意識された世界国家系は、ランケ流の自律的で自己完結的なヨーロッパ国家系像を全地球的規模に、量的に拡大したものにすぎなかった。そこでは、世界国家になろうとするフランスや新興のドイツなどのヨーロッパ大陸強国も、イギリス、ロシアの両翼強国も同質で同等の構成単位として考えられていたのであり、事実それら両翼強国と対等の地位を主張することが、この時期の世界政策であったといえよう⁹⁾。しかもそのような世界政策を、覇権と勢力均衡というヨーロッパ国家系の運動様式において理解しようとした時、ドイツの世界政策は列強の包囲 **die Einkreisung** に陥り、結局は大戦の破局において世界強国政策の誤認をあがなわねばならなかった¹⁰⁾。

しかし本研究は、上記のような方向へとドイツの外交政策が動きはじめた発端までを検討したものであり、1890年代の後半にドイツが世界政策へと進出したためにいよいよ激しさを加えるに至った世界国家系の拮抗構造¹¹⁾ **die antagonische Struktur** については、その徴候を暗示するに留めなければならない¹²⁾。

8) Dehio, *Das sterbende Staatensystem*, in : *Deutschland und die Weltpolitik im 20. Jh.*, S. 125 ff. Derselbe, *Gleichgewicht oder Hegemonie*.

9) Dehio, *Ranke und der deutsche Imperialismus*.

10) Dehio, *Gleichgewicht oder Hegemonie*, S. 196 ff.

11) Schieder, *Europa im Zeitalter der Nationalstaaten und europäische Weltpolitik bis zum I. Weltkrieg (1870—1918)*, in *Handbuch der Europäischen Geschichte*, Bd. 6, S. 54 f.

12) 拙稿「*Das Europäische Staatensystem* についての覚書」, 奈良女子大学文学会『研究年報』IX, 1966, 1頁以下参照。

Die deutsche Außenpolitik nach Bismarcks Sturz 1890—1895

(Zusammenfassung)

VON

TAKEHIKO OKABE

Das „Kriegsschuldproblem“ auf der Pariser Friedenskonferenz, die alle Verantwortung für den Ausbruch des ersten Weltkrieges einseitig den Mittelmächten zusprach, gab den Historikern Anlaß zu einer lebhaften Diskussion. Es ging darum, zu einer gerechten Beurteilung der in der Vorkriegszeit vollzogenen Außenpolitik des deutschen Kaiserreichs zu erlangen. Man gelangte zu der allgemeinen Anschauung, die bis in die dreißiger Jahre vorherrschte, daß Bismarck mit seiner geschickten Bündnispolitik keine Expansion des Reiches erstrebte, sondern bemüht gewesen sei, unter den großen Mächten sowohl die Sicherung Deutschlands wie eine Art friedlichen Gleichgewichts in Europa zu gewährleisten. Im Unterschied zum Bismarckschen System hätten aber seine Nachfolger für Deutschland eine Weltmachtstellung, insbesondere dem britischen Reich zuwider, verfolgt. Durch das deutsche Vordringen in die Weltpolitik sei die Europa-Politik Bismarcks zerstört und eine verhängnisvolle Rivalität zwischen den Mittel- und den Ententemächten geschaffen worden. Die Verfolgung dieses Wegs hätte schließlich zu dem ersten Weltkrieg geführt.

Im ersten Teil dieser Abhandlung wird dagegen die These aufgestellt, daß der Zusammenbruch des von Bismarck kontrollierten Staatensystems nicht eigentlich durch die deutsche Umschaltung auf die Weltpolitik herbeigeführt wurde. Weder in der Politik der Nichterneuerung des deutsch-russischen Rückversicherungsvertrags, noch der Abschließung des Helgoland-Sansibar-Vertrags zwischen Deutschland und England, noch auch der Erneuerung des Dreibundes von 1891 kann man auf deutscher Seite eine Tendenz zur Weltpolitik erkennen. Vielmehr versuchten die für den „Neuen Kurs“ Verantwortlichen, das Erbe des großen Vorgängers vereinfachend anzutreten. Dabei gaben sie jedoch den vorherrschenden Einfluß Deutschlands in der europäischen Staatenwelt, den Bismarck seit der Berliner Konferenz ausgeübt hatte, — die „latente Hegemonie“ (Schieder) — auf, indem sie es ablehnten, die Rolle des „ehrlichen Maklers“ im Orient zu übernehmen.

Im zweiten Teil dieser Abhandlung wird der Anfang der deutschen Weltpolitik dargelegt. Infolge des Verlusts der latenten Hegemonie und des Einverständnisses mit Rußland mußte Deutschland in der Politik des Neuen Kurses in erster Linie mit dem Druck des russisch-französischen Zweibundes rechnen. Überdies vermochte die deutsche Politik im Mittelmeer und in den Meerengen das Verhältnis mit England

nicht zu festigen, das Bismarck in der Mittelmeerentente für die Dreibundgenossen gegründet hatte. Zwischen England und Deutschland wuchs allmählich das Mißtrauen. Unter diesen Verhältnissen war der Neue Kurs seit dem Frühjahr 1894 dazu gezwungen, seine Richtung zu ändern. Der Frieden von Shimonoseki vom April 1895 schien eine gute Gelegenheit zu bieten, sich den Zweibundstaaten zu nähern und die Freundschaft zwischen Frankreich und Rußland zu stören. Er schien auch eine Gelegenheit, die Spannung zwischen England und Rußland aufrecht zu erhalten. Zugleich bot er die Chance, für Deutschland einige Handels- und Flottenstützpunkte in Ostasien zu erwerben und hierdurch eine Stellung unter den Weltmächten zu erlangen. So hatte das Kaiserreich gewagt, mit den Zweibundmächten zusammen, „eventuell auch ohne England“, die Intervention gegen Japan zu unternehmen. Hier dürfen wir den Anfang der deutschen Weltpolitik erkennen, weil hier die europäische und die außereuropäische Politik sich untrennbar verquickten.

Die damalige Vorstellung der Weltpolitik blieb jedoch im wesentlichen im Kreis der Mächte des europäischen Staatensystems befangen, so wie es Ranke entwickelt hatte. Die europäischen Mächte blieben nach dieser Konzeption deutscher Weltpolitik auch für das politische Weltgeschehen ausschlaggebend. Die „Flügelmächte“ Europas, England und Rußland, und die neu aufsteigenden außereuropäischen Mächte wie die Vereinigten Staaten wurden in ihrem zukünftigen Gewicht noch nicht zutreffend eingeschätzt.